事(小樽)のメリヤス及びスエター二千箱、五萬用、三井物産の女、子供用毛絲手袋一千ダース、六千圓、大物ではスタンダード社が日本皮革、山陽皮革等と激戰を演じ、遂に受注に成功した明治製革の底革三百瓲、八十萬圓、それに續いて男、女、小兒靴二千足、二萬圓靴用鳩目、カフス釦、後ろ釦八百グロス六千圓等がある。

到頭終ひには或種のゴム製品賣込みを計畫してゐる敏感な商人もあるやうだが規格の點を考慮して當つたならこれまた滿更ではないかもしれぬ、と言はれてをり、かくてメードインUSSRのイデオロギーに惱まされてゐるばかりが能ではない、メード、イン・ニツポンの商品を以てソ聯全土を席捲するも亦愉快だらう。

一四、傭船料

最近淺野物産及び三菱商事がソ側と成約した北鐵代償物資中のセメント第三回目計、二十五萬瓲二百九十萬圓引渡條件はFOBと決定したが、これより先先約のセメントの一部が、FOB函館港を以てソ側傭船の島谷汽船長成丸にてカムチヤツカへ輸送されたのを初めとし、清水港の絲茶を大連汽船福浦丸、横濱港の小麥粉を國際汽船のヴイクトリア丸、また續いて大同海運の辰羽丸、白羽丸積込、FOB條件で浦汐向輸送され、これがソ側傭船料計一〇〇、〇〇〇圓は北鐵代償物資と見なして滿洲國側より支拂はれたがその外小機械類金物類等にもFOBが現はれ、今後は次第にFOB條件となるのではないかと云はれてゐるが、この經緯を述べれば次の如くである。

去る五月初旬郡子油を以てのトップを切つた三菱商事は、CIF浦汐、約三週間後殘額一〇%支拂といふ當業者にとつては甚だ不利な條件で成約したが、これが先例となつて從來の慣例による絲茶のFOB清水港を除く外はその後も引續きCIF浦汐を以て取引され、その間浦汐港荷揚遲滯問題も頻繁に起り、それに伴つてセメントの風雨害等も起るなど、その支拂條件はとも角として、當業者をしてCIF浦汐條件に危惧を抱かしむるに至つたこれより先各當業者より外務省、滿洲國側、駐日ソ聯通商部等に對し、CIF條件をFOBとし、ソ側が北鐵代償物資積込に用ゆる船舶は日滿側海運會社より傭船し日滿國籍を有するものであれば、これに支拂ふ傭船料、運賃等は特に北鐵代償物資と同一に取扱ひ滿洲國側に於て支拂ふやうに便宜圖られたき旨申出てゐたが、先頃これについて日滿ソ間に協定成り、北鐵代償物資積込傭船料、運賃に限り特にこれを物資と同一に見なすことになつた次第である。

從つて今後ソ側は各々その物資品目の性質如何によつて、或ひは同時に多量の積合はせ共他の便宜上漸次FOB條件に出る模樣で、當業者の折衝如何ではFOBのみとなることも可能とみられ、一方ソ側より傭船をうけた海運會社はその傭船料或ひは運賃を例によつて商品並に大いに叩かれるのではないかと言はれてゐる。

一五、ソ聯引合主要品

ロコモビル＝三百五十馬力五〇基、百五十馬力十八基、總額五百萬圓內外。大阪鐵工所が最有望視されてゐたが何分にも大型機械のことゝて種々の點で商談進捗せず、これが見積圖面の不備その他の理由で、結局大阪鐵工は手放すことになる模樣で、これに代つて某製作所が引受けるのではないかと見られてゐる。因みに右ロコモビルはソ聯向きの發電裝置で、發電所のない地方にこの裝置を据ゑつけ、薪を焚いて該裝置特有のエンヂンを暖め、エンヂンに取りつけたモーターが廻轉して發電する仕組になつてゐるものである。

強力無線裝置＝大物引合として噂にのぼつてゐる日本電氣の大型無線裝置類は、東京電氣及び沖電氣と競爭の形となつてゐたが、今のところ日本電氣が最も有望視され、本邦でも二、三ケ所しか設置されてないといふ頗る大型の送信機數臺を初めとして、其他各種無線機械類の見積書を駐日ソ聯通商部に提出、代理店たる三井物産專らこれが商談の折衝に

當つてゐる。因に旨くゆけば少くとも數百萬圓の成約をみるものとされてゐるが、何分にも規格の點で、ソ側は獨逸式であるが、日本側は米國式であるため、種々困難を生じ、また特許の問題もあり、強力無線裝置なるところから、軍事上の意味も深く、某方面も注意を怠らない模樣である。

大型船舶類＝八千噸トロール船、六千噸タンカー、四千噸モーター船等が石用島造船に引合はれてゐるのを初め、アウトサイダーたる大阪三原造船所に一千噸、八百噸、七百噸碎氷式ターグボート各一隻(平時の速力十一浬、曳航時五—六浬、燃料石炭)引合の外、各造船會社宛に遠船聯合會のソ側引合割當による大型船舶類、卽ち大は一萬噸の貨物船から、各級の油槽船、冷凍船、泥艙船、浚渫船油槽傳馬船、碎氷船、曳船等々合計二千萬圓を越ゆる引合が發せられてをり、少くとも本年中には何とか眼鼻がつくのではないかとみられてゐる。

製紙機械＝今迄になき巨額の新聞紙及一般用紙兼用の製紙機械が大倉(大島製作所)及び三井(南千住製作所)に發せられ、右製紙機械はパルプより抄紙に至る全工程の設備を網羅し一ライン約三百萬圓に達するもので、ソ側の引合規格によれば一分間の生產速度は新聞紙三百呎、年產四萬瓲乃至五萬瓲の最新式と指定せられてゐる。見積書は目下作成中であるが、全設備の竣成期間は設計期間を合せ約一ケ年の豫定であると云はれてゐたが、十月にはいつて大島、南千住共同で受注することに殆んど決定をみた模樣である。而して大島製鋼が主として製作に當り南千住は機械部分品の製作を擔當することにとゞまる筈で結局大倉商事が今回の製紙機械の大物取引に成功するのではないかとみられてゐる。

エンジン・レース＝三十瓲級三〇臺、五十萬圓。車輪削機高級ターニングミル＝五臺、十五萬圓、各々池貝及び新潟兩鐵工所へ引合

印刷機械＝

一、ハイスピード・プリンチング・プレス

一、ツー・レボリユーシヤン・シリンダー・プレス

一、カラー・プリンチング・マシン

一、カツチング・マシン

一、シングル・ツー・フオア・カラー・オフセット・プリンチングプレス

濱田印刷機製造會社その他へ引合中

紡績機械＝紡績機械部分品並びにスピンドル三萬錘價格約三百萬圓の大口引合が大阪機械製作所、同機械工作所、名古屋豐田式織機等に發せられ、各會社共目下廣濟な見積書の作成中であるが、今回引合のものはフアクトリーではなく、歐洲戰爭當時露國が米國より輸入せる舊式紡績機械の部分品で、我國では現在せざるものであると。

陸用クレーン＝七十五噸揚、約三十數萬圓日立製作所に引合中。

漁綱機械＝追加として五、六臺。平田製網へ引合中。

スキツチ・ギヤー類＝戶上電機に引合中の發電所及び變電所用特高壓六萬四千アンペア開閉函類十數臺(一臺五千圓見當)、一千K・W配電盤等、計七萬圓餘を初めとして、廣澤製作所、八千代電機、日本海電機、海電舍等各種スキツチ・ギヤー類の商談が進められ、今後續々成約をみるものと思はれる。

交流モーター類＝一K・W—一五〇K・W二百三十臺、一K・W—一五〇K・W二百臺その他各種交流モーター及びゼネレーター類が、中島電機、明電舍、その他各電氣機械メーカ直接或ひは間接に引合はれ、今後成約をみるべきモータ及びゼネレーター類はすべてこれら交流式ばかりだらうと言はれてゐる。

醫療機械類＝新興ソ聯醫術界に使用するため、從來ソ聯がドイツより購入してゐた各種醫療器械類の引合が發せられ、大日本レントゲン製作所、森山製作所、島津製作所等に對しレントゲン、太陽燈、チアテルミー器械、醫療用特殊電球類の買付商談が開始されてゐるが、元來醫療器械類は今回日本に於て買附けるのは革命後初めてであり、ソ側も日本製該器械類の優秀性に就ては相當認識がある模樣なので、多額の金額には上らないまでも二十

萬圓程度は購入されるものと見られてゐる。

鑛石用顯微鏡＝三井物産機械部及び大倉商事を通じて島津製作所製鑛石用フース、國産ニコル・プリズム顯微鏡に對する引合。

輪轉謄寫機＝數百臺（一臺約四百圓）、神田堀井謄寫堂に引合。

電線類＝ゴム絶緣ケーブル（約四萬圓）、七二平方ミリ、五〇平方ミリ、計五萬米、約四萬圓。藤倉、大日、日電等に對し引合。また續いて動力ケーブル三十種が古河、大日に商談中。

ワイヤーロープ＝五百瓲。

食用鹽＝大日本鹽業では日商株式會社を通じて冷藏鹽第二回目三千瓲成約を急ぎつつあるが、この外多量の食用鹽も引合。

軍靴＝五十萬足及び**底革**＝スタンダード靴會社（明治製革代理店）が山陽皮革、日本皮革等と受注戰中。三菱にも運動靴引合があり、見本を出した。

その他＝北鐵代償物資として既に成約されたあらゆる商品が、今後とも見限つてはならないものばかりで、今回の對ソ賣込に際してはこれまで既に買付けられた諸商品に對する十分なる調査、認識が最も肝要とされる。

北鐵代償物資と海運界

一、浦鹽航路各社增配計畫

北鐵代償物資九千三百三十萬圓の對ソ輸出商談について邦商對駐日ソ聯通商部の相互理解工作の進捗に伴れて着々進展し、同物資代金の支拂の衝に當つてゐる駐日滿洲國財務官の手許に移牒された九月二十二日現在の成約高は五千五十六萬圓であるが其後成約せるもの又は成約確實と見らるゝものを累計すれば既に六千萬圓內外に及び從つて三千三百萬圓內外が今後の成約に係り絲茶其他先物契約の出來ない季節取引を控除して大體本年中に契約を了する模樣である。

而して之が輸送については概ねウラジオ仕向けなるを以て現在同方面への輸送は專ら

一、北日本汽船の敦賀＝浦鹽定期（月二回）さいべりや丸

一、朝鮮郵船、大阪起點＝朝鮮經由浦鹽定期（月二回半）金剛山丸、清津丸

一、大同海運、橫濱起點＝浦鹽間不定期五、六千噸型配船

の三社によつて行はれ目下の處現狀の配船で圓滑に輸送されてゐるが、成約の進捗に伴れて船腹の增配を要するものとして各社浦鹽就航船の增配計畫につき立案中である。

卽ち九千三百三十萬圓の北鐵代償物資は條約規定により昭和十年三月より同十三年三月迄に六期（六ケ月一期）に等分し一期に千五百五十萬圓宛其代金を支拂ふ事になつてゐるがソ聯通商部と邦商との取引契約は概ね當該商品の受渡期日を支拂期日と定められてゐる關係上、船貨の出廻も亦一期間千五百五十萬圓に相當する商品といふことになる。然るに同物資中には造船の如き船腹を要せぬもの二千三百萬圓內外に達する模樣であるから、北鐵物資の各社船で輸送されるものは七千萬圓內外と見られ第一期は買付準備に多くの日時を費したが第二期以降海運界にも相當好影響を齎すべく九月二十二日現在成約せる商品の運送物資は既に第一期（九月廿二日迄で）一三、八五九圓、第二期一四、〇二二、第三期一二、八七三、第四期四、五七六、第五期四、〇六六第六期一、一七二となり年內には全期の輸送豫定が明確となり從つて各社の增配計畫も實現するものとみられてゐる。

二、北鐵代償物資と傭船界

北日本汽船、朝鮮郵船及び大同海運による定期及び不定期の浦鹽航路による外、洋灰、茶、小麥、鹽、大豆等の北鐵代償物資は、臨時にソ聯或ひは邦商がチヤーターした傭船によつて浦汐向輸送されてゐるが、之がまた相當繰つた傭船料或ひは運賃を大同海運、泰通商會、國際汽船等の懷中へ落してゆく。

中でも大同海運の活躍特に眼覺ましく、洋灰の浦鹽向輸送は一手に引受け、三菱本年度分（十月中旬迄）總計八萬瓲々北辰丸、神威丸ハンナ・モラー號、勝利號、コロナ號、テレス・モラー號、廣走丸、乾利丸、シグナ號、明海丸、ライダーザーゲン號外三隻によつて浦鹽

陸揚を濟まし、また淺野本年度分約九萬瓲を乾利丸（二回）、あひだ丸、新太平號（二回）、佰剌西爾丸、泳華丸、ヨランダ號、リリアンモラー號、吳竹丸（二回）、廣裕丸外二隻によつて、浦鹽向輸送した。この外同海運は關東洲双島灣から第三大源丸及び泰世丸で大日本鹽業の鹽藏用關東州精製鹽を積込み、また通商部からチヤーターをうけた辰羽丸、白羽丸で、三菱がFOB橫濱港條件にて成約の小麥粉八千瓲及び清水港の綠茶を積込むなど、大いに活躍した。

なほ大連汽船は七月下旬には福浦丸で靜岡一番茶を浦鹽へ輸送した。また島谷汽船の長世丸は函館港よりカムチヤツカへ向けて淺野分FOB函館條件の洋灰を輸送し、國際汽船のビクトリア丸は三井がFOB橫濱港條件にて成約の小麥粉五千瓲を浦鹽向輸送、去る六月には東和汽船の平榮丸が大連港から、三菱成約の滿洲大豆を積込んだ。

しかるにかくの如く北鐵代償物資關係で頓に活氣を呈してきたわが海運界に、最近多少の不安材料が竄された。といふのは、十月中旬になつてソ聯から淺野成約の洋灰七千瓲を積取にモンゴール號（二、六〇〇噸、浦鹽商船隊所屬貨物船）とセルゲイ・キーロフ號（四、二一一噸、レーニングラード商船隊所屬貨物船）が門司港に、靜岡三番茶積取にクラツシン號（四、九〇二噸、レーニングラード商船隊所屬碎氷船）が清水港にやつてきたのである、これは秋期より春期にかけてソ聯北洋漁業は閑散期にはいり、漁業關係船舶も遊ぶことになるため、それらの船舶を初めとして開設なるソ聯貨物船類を今回の如く今後も引續きFOB條件の北鐵代償物資に限りFOB條件にて成約の小麥粉八千瓲及び清水港の綠茶を積込むなど、大いに活躍した。

なほ大連汽船は七月下旬には福浦丸で靜岡一番茶を浦鹽へ輸送した。また島谷汽船の長世丸は函館港よりカムチヤツカへ向けて淺野分FOB函館條件の洋灰を輸送し、國際汽船のビクトリア丸は三井がFOB橫濱港條件にて成約の小麥粉五千瓲を浦鹽向輸送、去る六月には東和汽船の平榮丸が大連港から、三菱成約の滿洲大豆を積込んだ。

しかるにかくの如く北鐵代償物資關係で頓に活氣を呈してきたわが海運界に、最近多少の不安材料が竄された。といふのは、十月中旬になつてソ聯から淺野成約の洋灰七千瓲を積取にモンゴール號（二、六〇〇噸、浦鹽商船隊所屬貨物船）とセルゲイ・キーロフ號（四、二一一噸、レーニングラード商船隊所屬貨物船）が門司港に、靜岡三番茶積取にクラツシン號（四、九〇二噸、レーニングラード商船隊所屬

三、浦汐港荷揚改善要望

北鐵代償物資の浦鹽向輸送が輻輳し、それに伴ひ同港に於ける荷揚力不足は當初より問題視されて浦鹽向輸送取扱ひの北日本汽船、朝鮮郵船その他を初め當業者間でも酷く困惑してゐるが、最近に至るも同港荷揚能力は改善されざるばかりか、同港々務局の威令全く行はれず、傳へられるところではソ側勞働者に夜間荷揚をして貰はうと思へばそれこそ種々御機嫌取りをして果物などを贈らねばならず、例へば北日本汽船さいべりや丸などは國際航路の命令船であり出帆の日が一日でも遲れてはならないところから、先日などはソ側人夫不足のためさいべりや丸船員總動員で荷揚を濟まし、やつとの事で出帆の時間に間にあつたほどで一日も早く浦鹽港荷揚改善策を講ぜられたいと各方面から要望されてゐる。

而して同さいべりや丸は每航海滿船を告げ荷主側のスペース爭奪戰さへ演じてゐるが、右は千五百噸の積載能力あるさいべりや丸が浦鹽港におけるソ側埠頭人夫の不足に基づく荷揚能力低下で荷揚殘しを警戒する手段として積載量を二分の一以下の僅か六百五十噸に限定せる結果であつて、最近北日本汽船浦鹽代理店より本社營業課宛情報によれば、浦鹽港灣局も世間の非難に鑑み最近揚荷打切時間を從來の正午限りを午後五時まで延長し、一方本社側も非常手段としてソ側人夫に割增賃を拂ふか、或ひは船員の手を借りて人夫を補ひゆく方法等を講じ、以て荷主の不便を緩和しようとの意向である。

四、浦鹽港費、船內人夫賃

本社調査、浦鹽港出入船舶に對するボートチヤージ（港灣費）、噸稅、强制水先料、船內人夫賃等はソヴエート側注文物資を本邦より傭船して輸送する場合計算に入れる必要があるが、其內容は左の通りである。

一、稅關に提出ずべき船長申告印紙代　一〇留
一、噸　稅　一登簿噸に對し　出入計　・二〇哥
一、强制水先料
純噸一千噸迄　一〇留
一千噸以上は每純噸〇・五哥
但し貨物積載の場合は滿載平均吃水線迄の吃水每呎に付五〇哥、空船時は實際吃水に依り每呎に付五〇哥。
但スクリップ燈臺より港內迄（埠頭繫船及シフトは船長任意）强制水先を取らず無斷入港したる場合は百五拾留以上の罰金を課せらる
一、船內人夫賃（一噸に對しウキンチ番共）
雜　貨（壹箇の重量三二キロ以上三噸以下）・五一哥
輕量品（壹箇の重量三二キロ以下のもの）一留〇七哥半
棒、丸、平鐵、下駄銅の如きもの
（壹箇の重量五〇キロ以下のもの）一留
重量品（壹箇の重量三噸より五噸迄）一留
（同　五噸より七噸迄）一留五〇哥
（同　七噸より一〇噸迄）二留五〇哥
（壹箇の重量一〇噸より一三噸迄）三留五〇哥
「右以上のものは都度協定のこと」
右の外易損品及特に荷役の仕惡きもの或はプロープ、アンダーブリッヂの如き船舶以外の箇所の積入貨物に對しては何れも割增を徵收す

北鐵物資拂第一期滿了

北滿鐵道讓渡協定による物資支拂分九千三百三十萬圓に對する購買契約期間六ケ月は去る九月二十二日を以て滿了したので駐日滿洲國大使館財務官は同日ゞ切の物資拂狀況を左の如く三日發表した。

因みに讓渡協定によれば六ケ月の期間內に全額の契約を完了し得ざるとしても駐日ソ聯通商部は「右期間後と雖も買附契約を爲しうる權利を有す」となつてゐる。併し通商部としては資金利、伊エ紛爭其他の關係上今後買附を特に取急ぐとしても殘額四千二百七十四萬圓の契約完了には本年一杯かゝるのではないかとみられてゐる。猶ほ滿洲國財務官は從來物資拂內容を每月末ゞ切として發表したが、今後は讓渡協定効力發生の三月廿三日を起點として每月廿二日ゞ切ることに決定した。

一、契約要綱書提出件數　三七三件
二、契約總額　五〇、五六〇、〇〇〇圓
內譯　第一期　一三、八五九　第二期　一四、〇一二、七六　第三期　一二、八七三　第四期　四、五七六　第五期　四、〇六六　第六期　三、七四一、九九七圓六六錢
三、九月中支拂濟額三、七四一、九九七圓六六錢
四、第一期（九月二十二日終了）支拂濟總額　一一、七九九、七五〇圓一七錢
五、物資內譯
機械類　一〇、六六〇　鋼線及電纜七、〇三四
大豆及大豆油　六、三八六　ロープ類　四、七〇六　セメント四、六一四　小型船三、三五五　繊物二、八九九　靜岡綠茶　二、一八〇　帶鐵、鐵板類　二、〇〇六　小麥粉　一、三五九　人絹　一、三〇二　其他　四、〇四七

北鐵代償物資六ケ月間の買附契約高精計

北鐵代償物資拂による駐日ソ聯通商代表部の買附は、九月二十二日を以て北鐵讓渡調印以來滿六ケ月、第一期を終了したが、日露通信調査によれば機械類を筆頭に船舶、電線類、食料品類、ロープトワイン漁網類、セメントの順序で第一期間契約總額は左の如く五六、七四七、五二三圓七七錢に達し、優に物資拂總額九千三百三十萬圓の半ばを越えてゐる。

△機械類

合計　九、八八四、二五九圓
電氣機械　一、二九二、八三〇圓
（移動型發電機八五臺、二四六、五〇〇圓、變壓機及びスキツチ類八八、九〇〇圓、避雷機四五〇臺、一四三、八二〇圓、發電機及びモーター類一四七〇臺、八一三、六一〇圓）
發動機類　一〇四九臺　二、三四七、九〇〇圓
コンプレツサー類
タイタンバー一〇〇〇臺、エア・コンプレツサー一三五臺、コンプレツサー・ブランチ一五〇臺餘　二、五四五、六〇〇圓
大型旋盤　一、五〇〇噸（四〇臺）　一、八八七、一五〇圓

一二〇噸場フローチング・クレーン（內定）　一隻　五〇〇、〇〇〇圓
一千噸コール・トランス・ロッダー（內定）　一隻　七五〇、〇〇〇圓
その他（張力檢査器五〇瓲、五五、〇〇〇圓、アイアンチン二臺、三〇、〇〇〇圓、キヤプスタン四臺、四五、〇〇〇圓　電氣ドリル七〇本、一四、三五〇圓、ポンプ一三〇臺、九七、五〇〇圓、錨一箇及び鎖一〇箇、六、四二七圓、漁網機械四三臺、一五二、五〇〇圓、電氣浮標燈、集魚燈、その他一五、〇〇〇圓、萬能測理器二臺、一〇、〇〇〇圓）　五六〇、七七七圓

△船舶類

未造船　合計　六、三六五、〇〇〇圓
（川崎船五〇隻、モータボート一五隻、監視船二〇隻、各種曳船五〇隻漁撈船一六隻）　一五一隻
六〇〇立方米浚渫船及泥艙船各一隻（內定）　一五二、〇〇〇圓
二千噸油槽船二隻（內定）　計　二、〇〇〇、〇〇〇圓
ターゲボート三六噸三隻及同二六噸三隻　一、〇〇〇、〇〇〇圓

△電線類

裸銅線　合計　七、七九三、七五〇圓
二、八二〇瓲　九四五、〇〇〇圓
二、〇六一、七五〇圓
動力ケーブル　四、七三二、〇〇〇圓
鋼心アルミ線　八〇〇瓲　一、〇〇〇、〇〇〇圓
一、三八六、四七〇圓
四、〇〇〇瓲　四五〇、〇〇〇圓

△食料品類

落洲大豆　合計　七、八七一、四〇〇圓
四四、〇〇〇瓲　三六七、〇〇〇圓
綠茶（一、二、三番茶）　一、九五二、四〇〇圓
小麥粉　一三、〇〇〇瓲　四、二〇〇、〇〇〇圓
鹽　一、三五九、〇〇〇圓
玉葱、にんにく　一二、〇〇〇瓲　一、三五〇、〇〇〇圓
その他（果實罐詰、調味料）　三〇、〇〇〇圓

△ロープ、トワイン漁網用綿絲、漁網類

合計　四、七〇六、七〇二圓
マニラ・ロープ四、九八五瓲八六八　二、〇九五、〇〇七圓
綿絲　四八八瓲　七四五、八〇〇圓
ワイヤ・ロープ　一、一五〇瓲　一、一五〇、〇〇〇圓
漁網　五一一、八九五圓四〇錢
トワイン類　四一〇瓲　六〇〇、〇〇〇圓
その他　三四〇、〇〇〇圓
セメント　四一四、〇〇〇圓
合計　四、六一四、〇〇〇圓
三六七、〇〇〇瓲
合計　三、六六八、一六八圓
二、〇〇〇瓲　六〇〇、〇〇〇圓
七、〇四五瓲　一、三八六、四七〇圓
四、〇〇〇瓲　四五〇、〇〇〇圓

△金物類

鋼管　合計　一、〇〇〇、〇〇〇圓
鋼帶　一、〇〇〇、〇〇〇圓
中鋼板　四、〇〇〇瓲　一、八〇〇、〇〇〇圓
空罐　二〇、〇〇〇箱　一五〇、〇〇〇圓
バビツト合金　五四瓲　一五三、九四〇圓
その他　九二七、七五八圓
（鐵釘七二三瓲、九四、六二〇圓、鐵線三、〇三一瓲、四四七、六七五圓、鐵網二八、一〇〇米、一三、四八八圓、波形鉄力板九一〇瓲、一八八、四七五圓、屋根葺用燒入鋼板一〇〇瓲、二〇、〇〇〇圓、高速度鋼鐵及び鋼類一六瓲、六八、〇〇〇圓、ドラム繩二、五〇〇繩、六〇、〇〇〇圓、丸鋸五〇〇圓、銅及び眞鍮製板、管、棒三五、〇〇〇圓）

△油脂類

合計　二、八九二、八九七圓五七
大豆油　五、〇〇〇瓲　一、七七七、四七八圓九八
椰子油　約三、五〇〇瓲　一、〇〇七、〇〇〇圓
二七〇瓲　六三、〇〇〇圓
鯨油　四五瓲　二二、〇〇〇圓
ひまし油　三、〇〇〇圓
水性塗料　一六、三四一瓲　一七、九六四圓二五
ワニス　一三、一四三瓲　五、四五四圓三四
毛織物（サージ、クレバネット類、毛布）　合計　二、八五五、〇五二圓
絹、人絹絲、織物　合計　二、七〇五、九〇〇圓
人絹布　一一〇、〇〇〇碼七八〇〇反

人絹絲　九七〇瓩　三四五、九〇〇圓
本絹布　一、七〇〇、〇〇〇圓　六三、〇〇〇圓
　　九五〇〇反　二二、〇〇〇圓

△**藥品類**　合計　八五七、五一五圓（塞天一瓩、四、五〇〇圓、アンチモンソルト四〇瓩、五〇、〇〇〇圓、ナフトール、インダスレン及び鹽基性染料三〇瓩、五〇〇、〇〇〇圓、艶インヂゴ七瓩、六五、〇〇〇圓、テチニカル、サフロール九〇〇瓩、二千五百圓、樟腦六六瓩、二〇七、七一五、二〇〇圓、硫酸銅三五瓩一〇、六〇〇圓、セラチン一四、七〇〇封度、四、〇〇〇圓、木蠟二瓩一千圓）

△**綿シート、防水布類**　合計　二七〇、七九八圓

△**雜貨**　合計　一、六七、〇八二圓（ゴム長靴一〇、二〇〇足、三〇、〇〇〇圓、レコード板三、四七〇枚及び蓄音機一〇臺計二、〇八二圓、ベレー帽五〇〇打、一四、五〇〇圓、キルク浮標二、五〇〇圓、靴下一三、〇〇〇圓、メリヤス及びスエーター五〇、〇〇〇圓、釦、腕輪及び首飾計五五、〇〇〇圓）

△**傭船料**　（長成丸、福浦丸、ヴイクトリア丸、辰羽丸、白羽丸、泰世丸、第三大源丸）十萬千圓

△**總計**　五六、七四七、五二三圓七七

北鐵代償物資拂第一期契約商社別精計

△三菱商事　計　二一、〇一九、七〇〇圓
　椰子油　八六四、五〇〇圓

△古河電氣　計　二、八三八、〇〇〇圓
　鋼線九〇〇瓩　六三八、〇〇〇圓
　動力ケーブル三八〇、〇〇〇米
　　一二〇、〇〇〇圓
　鋼心アルミ線八〇〇瓩　一、〇〇〇、〇〇〇圓

△三井物産　計　二、七三六、七六五圓二〇
　小麥五、〇〇〇瓩　五〇〇、〇〇〇圓
　樟腦六六瓩　二〇七、七一五、二〇〇圓
　艶インヂゴ七瓩　六五、〇〇〇圓
　織物用木鑄二瓩　一、〇〇〇圓
　屋根葺用燒入銅板一〇〇瓩　二〇、〇〇〇圓
　一二〇噸揚海上浮裝起重機一隻（内定）　五〇〇、〇〇〇圓
　一千噸積卸石炭積卸船一隻（内定）　七五〇、〇〇〇圓

電氣ドリル七〇本　一四、三五〇圓
本絹布四、五〇〇反　三〇〇、〇〇〇圓
人絹絲二五〇瓩　三四〇、〇〇〇圓
綠　茶　三八、七〇〇圓

△住友電線　計　一、七五一、〇〇〇圓
　銅線六五〇瓩　四八一、〇〇〇圓
　動力ケーブル四〇〇、〇〇米
　　一、二七〇、〇〇〇圓

△藤倉電線　計　一、六一九、二五〇圓
　銅線四七〇瓩　三四七、二五〇圓
　動力ケーブル　一、二八二、〇〇〇圓

△清水貿易　計　一、五二七、六五〇圓
　製材用丸鋸五〇〇圓、船用エンヂン一五九臺及び陸用五臺計三九五、〇〇〇圓、大型車輪旋盤一〇臺三八七、一五〇圓、張力檢査器五〇　二、九三四、〇〇〇圓

瓦五五、〇〇〇圓、アイアンチン二臺三〇、〇〇〇圓、小型交流モーター八三四臺六六〇、〇〇〇圓

△石川商店　計　一、三七三、七〇三圓
　ワイヤ、ロープ二、七〇〇、〇〇〇瓩　一一五、〇〇〇圓
　鋼帶五、一四〇瓩　六三三、九二〇圓
　鐵線類三、〇三一瓩　四四六、六七五圓
　釘類七二二瓩　九四、六二〇圓
　鐵網二八、〇〇〇米　一三、四八八圓
　ドラム罐二、五〇〇本　六〇、〇〇〇圓
　亞鉛引鐵板五〇瓩　一〇、〇〇〇圓

△高田商會　計　一、二九六、五一〇圓
　直流發電機類六六五臺　三三三、六一〇圓
　デーゼルエンヂン一五二臺　九〇七、九〇〇圓
　シップキャブスタン四臺　四五、〇〇〇圓
　モーター無しポンプ三〇臺　一〇、〇〇〇圓

△八坂商事　計　一、二八六、一五八圓三七
　マニラロープ及びトワイン、ワイヤロープ　一、二八三、六五八圓三七
　漁網用キルク浮標　二、五〇〇圓

△岩井商店　計　一、二八六、〇四三圓〇六
　マニラロープ及びトワイン、ワイヤロープ　七五六、〇四三圓〇六
　綠茶　二、〇六五、六一三封度　約五十三萬圓

△林兼商店　計　一、〇一五、九二六圓
　マニラロープ　三五、九二六圓
　巾着網並に流瀨網用船一六隻　九八〇、〇〇〇圓

△名村造船所　計　九四五、〇〇〇圓
　三六噸タグボート三隻　一六〇、〇〇〇圓
　三六六噸タグボート三隻　七八五、〇〇〇圓
　△杉山商店　計　八三七、五〇〇圓
　陸船用エンヂン一〇〇臺　七五〇、〇〇〇圓
　鑛山用水揚ポンプ一〇〇臺　八八、〇〇〇圓

△日立製作　計　三、〇〇〇圓
　裸銅線五〇〇瓩　七五、〇〇〇圓
　モーター類一二九臺　二、〇〇〇圓
　避雷機四五〇臺　一、〇〇〇圓
　變壓機一臺　七五二、五五〇圓

△高砂鐵工　鋼帶一九〇五瓩　七五二、五五〇圓

△日本染料、ナフトール、インダスレン、鹽基性染料三〇瓩　五〇〇、〇〇〇圓

△西濱造船所　計　四七二、四六〇圓
　川崎船三〇隻　一五〇、〇〇〇圓
　モーターボート一〇隻　六八、九六〇圓

△東京製線　計　二五三、五〇〇圓
　蟹工船用曳船三〇隻　四五〇、五〇〇圓
　銅線三〇〇瓩　二二〇、五〇〇圓
　動力ケーブル　二三〇、〇〇〇圓

△內田造船所　監視船一〇隻ターグボート二〇隻　四三〇、〇〇〇圓

△朝鮮製綱　マニラロープ　四〇四、三七〇圓

△友野鐵工所　移動型發電機八五臺　二四六、五〇〇圓

△林兼商店　計　一、〇一五、九二六圓
　マニラロープ　三五、九二六圓
　綠茶　約五十三萬圓

△林兼商店　計　一、〇一五、九二六圓
　マニラロープ　三五、九二六圓
　巾着網並に流瀨網用船一六隻　九八〇、〇〇〇圓

△名村造船所　計　九四五、〇〇〇圓
　△日本漁網　黑崎製作製直流發電機　二四〇臺　二二〇、〇〇〇圓
　△神戸發動機　燒玉式陸船用七〇臺　二〇〇、〇〇〇圓
　△大日電線　動力ケーブル　二〇〇、〇〇〇圓
　△中山製鋼　亞鉛引及び普通鐵板八六〇瓩　一七八、一七五圓
　△新興毛絨　サージ、クレバネット類　一七五、〇〇〇圓
　△日本メタル　バビット合金五四瓩　一五三、九四〇圓
　△富士　綠茶　一、〇〇一、八二〇封度
　△中村　綠茶　七五〇、六七四封度
　△日本製纜　平纜二〇、〇〇〇罐　一五〇、〇〇〇圓
　△海電舍　電氣浮標灯、集魚灯其の他　一五、〇〇〇圓
　△横濱植木　ニンニク、玉葱　一五〇、〇〇〇圓
　△駿靜　綠茶　一、〇九四、五九六封度　一四七、〇〇〇圓
　△協信洋行　塞天一瓩　四、五〇〇圓
　椰子油　五〇〇瓩　一四二、五〇〇圓
　△內野商會　綠茶　九七六、三六二封度
　△平田製網　漁網機械四一臺　一四二、五〇〇圓
　△八千代電機　計　八六、〇〇〇圓
　變壓器　二一九箇　二一、〇〇〇圓
　スヰッチ類　一二一五箇　六五、〇〇〇圓
　△山岡發動機工作所　計　一一四、六〇〇圓
　陸用エンヂン二三臺　五〇、〇〇〇圓
　コンプレッサープランチ　三七、六〇〇圓

發動機一〇〇臺　二七、〇〇〇圓
△牛田造船所　川崎船二〇隻　九五、〇〇〇圓
△サクション瓦斯製作所　計　七一四、五〇〇圓
電氣鎔接機　三五臺　九〇、〇〇〇圓
陸船用デ・エンヂン二百馬力、三百馬力
三四台　六二四、五〇〇圓
△靜北　綠茶　二七二、五五〇封度
△服部商店　人絹交織十一萬碼　七五、九〇〇圓
△鈴和　綠茶　四五八、六六七封度
△有原　綠茶　三二六、五三一封度
△栗田　綠茶　三五二、五六五封度
△中島電機　交流發電機一五臺　六〇、〇〇〇圓
△丸三　綠茶　三二三、三三五封度
△購買組合　綠茶　一二二、八九〇封度
△北光水產　モーターボート五隻　五一、二〇〇圓
△B・A商會　綠茶　一五八、四四二封度
△壽原商事　メリヤスセーター二、〇〇〇箱　三〇、〇〇〇圓
△伏見　綠茶　三三五、二二五封度
△若林　綠茶　三三六、七七〇封度
△高林商店　コットン、トワイン　二八瓲　四五、八〇〇圓
△スタンダード靴會社　計　四四、五〇〇圓
漁業用ゴム長靴大小二種一萬二百足　三〇、〇〇〇圓
千代田製帽ベレー帽　五〇〇〇打　一四、五〇〇圓
△日商株式會社　計　二一〇、〇〇〇圓
冷藏用鹽　一二、〇〇〇瓲　一八〇、〇〇〇圓
人絹絲一〇瓲　三〇、〇〇〇圓
△若杉鐵工所　トワイン七一瓲　四〇、〇〇〇圓

△林羅紗店　毛織物一三、〇〇〇米　四〇、〇〇〇圓
△東鄕ハガネ一〇瓲　四〇、〇〇〇圓
、住友金屬工業銅及び眞鍮製板、管、棒　三五、〇〇〇圓
△共同電機　無電機械九種　三五、〇〇〇圓
△宮本染色　棉布十萬米　三五、〇〇〇圓
△若杉商店　トワイン六〇瓲　三〇、〇〇〇圓
△日本特殊鋼合資　バイト用高速度鋼鐵
六瓲　二八、〇〇〇圓
△松岡商店　腕環、バックル、釦　二〇、〇〇〇圓
△海老商店　一二馬力ガソリン發動機四臺　一八、〇〇〇圓
△大路織布　シート二萬碼　一八、〇〇〇圓
△福岡商店　水性塗料　一七、九六四圓二五
△東洋製綱　ワイヤ、ロープ　一一、九〇五圓
△梅田商會　漁網機械二臺　一〇、〇〇〇圓
△日本毛布工業販賣組合　純毛毛布一、〇〇〇枚　一〇、〇〇〇圓
△熊野研究所　萬能調理器二臺　一〇、〇〇〇圓
△芝川商店　紺セル地八〇反　八、〇〇〇圓
△鹽野義製藥　硫酸銅二五瓲　七、一〇〇圓
△川口商會(明石)　六、四二七圓
ホールス・タイプ・アンカー一個、ミツドリンク・チェーン一〇個
△前田青山工場　ワニス　五、四五四圓三四
△東洋藥品貿易　硫酸銅一〇瓲　三、五〇〇圓
△新井清太郎　乾生薑四瓲　三、四二五圓
△湯淺伸銅　船舶用銅管　三、〇〇〇圓
△清水商店　ゼラチン二、七〇〇封度

△日本香料藥品　テチニカル、サフロール　二、七〇〇圓
九〇〇瓩　二、五〇〇圓
△鈴木チェ子商店　首飾八〇〇打　二、〇〇〇圓
△日本蓄音機會社　計　一、八〇〇圓
レコード三、〇〇〇枚　一、五〇〇圓
ポータブル蓄音器一〇臺　三〇〇圓
△安宅商會　ゼラチン一二、〇〇〇封度　一、三〇〇圓
△島本鐵工　マリーンモーター豫備部分品　一、二七六圓
△コロンビアレコード會社　レコード板四七〇枚　二八二圓
△理化學興業　ワセリン及び研磨用ペーパー　一〇〇圓
△島谷汽船(長成丸傭船料)
大連汽船(福浦丸運賃)
國際汽船(ヴィクトリア丸運賃)
大同海運(辰羽、白羽、泰世、第三大源丸運賃)
計　一一一、〇〇〇圓

北鐵代償物資拂と各銀行の貿易金融

北鐵代償物資買付も愈々活潑となり、之が契約數も九月二十二日迄に三百七十三件、總額五千五十六萬圓に達したが、之より先六月下旬頃周知の如く、機械類其他の契約商品に對する支拂は、最初に代金の何割かを支拂ひ殘額は三週間或ひは一ケ月後、大型機械類は十八ケ月間もかゝつて支拂を完了するといふやうな香ばしからぬ條件であるからその支拂完了迄の長期間金融上種々支障を來す當業者も尠くないので、これら當業者に對する金融については之迄殆ど一手で對ソ輸出補償手形を買付ける等對ソ貿易業者の利便を圖つて來た朝鮮銀行が愈々乘り出し、外務省、滿洲國側と種々折衝、決定した方針は大要左の通りである。

一、今回の北鐵關係取引は國家間の協定文交換によるため、ソ側の諒解を得る必要がある。且銀行側金融による債權讓渡は協定文に於て認められてないので不可能であるから、取引契約書のコツピイを提示して信用に換へ、滿洲國より代金受領の委任代理權を鮮銀に與へ、殆んど無擔保融資とする。

一、貸附利率も信用、期間の長短、金額の多少等により異るが、出來るだけ當業者の利便を計る。

尙ほ爾來鮮銀に次いで日本興業銀行、第一銀行、安田銀行その他も愈々北鐵關係取引に乘出してきたのである。

而して各銀行とも現在既に對ソ輸出當業者に對し相當纒つた金融をなし、安田銀行の如きは某對ソ綠茶輸出業者に對し百五十萬圓を融資し、其某當業者はそれによつて靜岡方面の製茶業者を買占め、二番茶の賣込を一手に引受けんとしたなどといふ話もあつたが、それは兎も角として、今回の金融で最も實質的な活躍をみせてゐるのは、北鐵公債引受日本シンジケート團幹事たる興銀であらう。それも尤もなことで、滿洲國が北鐵代償物資支拂に當てる現金は、興銀からの五千萬圓以內の前借金か、或ひは興銀を幹事とするシンジケート團によつて隨時募債される北鐵公債應募金であり、何と言つても、今回の北鐵代償物資拂に必要な金のことでは興銀が最も重要な役割を演じてゐるからである。

北鐵代償物資取引順序

北鐵讓渡協定による今回の物資支拂對ソ取引は特殊の條件と手續とによるため、取引契約成立より代金受領までの順序に就き猶ほ一般の認識を缺く點があり、且つ當業者方面よりも頻々と問合せがあるので、參考までに「契約より現金になるまでの順序を左に掲げてみる。

一、通商部と當業者との間に取引が成立すれば通商部はその作成せる GENERAL TERMFS of PAYMENT and GENERAL CONDITIONS of CONTRCT に通商部並に當業者の調印を爲し、その契約の要綱書を通商部より駐日滿洲國大使館附財務官事務所(丸の內海上ビル一階　電話丸ノ內五〇一一)宛に送付する。この要綱書にも通商部並びに當業者は調印する。

二、右要綱書提出は出來得べくば商品受渡十日以前に行はるべきこと。

三、各地商工會議所發給の(日滿兩國の產物及製品たることを證明した)原產地證明書は要綱書と同時或ひは最後に滿洲國財務官より小切手を受取る日の前日迄に當業者より財務官へ提出すること。

四、要綱書を受取つた財務官は其內容が條約に抵觸するか否かを決めた上、一週間以內に兩者に對し代金支拂承認の通知をなす

五、次いで通商部から商品受取完了通知を財務官になし、共に依つて要綱書記載代金支拂日に興銀を支拂人とし、商人を受取人としたる一覽拂小切手を財務官が振出す。

六、然しこの場合注意を要するは、この商品受取完了通知をソ聯がなすべき期日については讓渡協定文に別に制限がなく、早くしようと、遲くしようと、ソ側の言ふ儘にされる恐れがあるから、正確に完了通知報告日をソ側に決めさせるやうに契約してをくことである。さうでないと商人がいくら商品を受渡した證據をあげてきてもその完了通知がソ側から來ない限り財務官は小切手を振出さない。

尙此の外期日その他契約條項が變更した場合は直ちに契約兩者署名入の變更契約書を財務官に提出しないと代金の支拂が遲くなること。

また價格その他の紛爭を調停委員會にかけるには議定書第四、五、六各條に依るといふ

ことを前以て契約してをくこと等に注意を要する。

ソ聯北鐵物資購入委員顔觸れ

北鐵譲渡の調印以來昨日を以て滿六ケ月となるが之が代償物資の購入に當つて居るソ聯北鐵物資購入委員は去る四月二十四日キセリヨフ氏一行九名が來朝して以來漸次增員され其後歸國したキセリヨフ、クラエフスキー其他を除き現在の物資購入委員會の陣容は左の十五名である。尙二名の來朝が豫定されて居る(十年十一月現在)。

北鐵物資購入委員會

總務	イ・エヌ・マトウエーエフ	
委員	エ・デ・ガーリン	(大型機械類)
同	エヌ・イ・フエオノフ	(一時歸國)
同	エヌ・カ・カメンスキー	(ゴム製品、雜貨)
同	ゲ・イ・アルテミエフ	(モーター類)
同	ペ・ア・ヴイクトロフ	(機械類)
同	エヌ・イ・アゲーエフ	(帶鐵・鋼材)
同	ア・ア・マクシモフ	(電氣機械、醫療器械類)
同	ベ・ア・バツセリ	(同、電線類)
同	イ・デ・ザウオロコ	(歸國)
同	エフ・イ・ドリゴ	(鐵船類)
同	ジ・ウエ・チエルカツソフ	(船舶)
同	ウス・ペンスキー	(織物類)
同	ア・エム・フランツーゾフ	(船舶)
同	イ・ウエ・フロコウ	(歸國)
同	エヌ・エム・アムシュキン	(電氣技師)
同	イ・ベ・バツス	(同)
同	ア・エム・トレベレフ	(皮革技師)
		(金屬類)

北鐵物資取引契約書

今回の北鐵代償物資支拂取引は駐日ソ聯通商代表部が買附當事者となり發注及び契約を爲すのであるが、日本當業者との商談成立の場合、通商代表部は北鐵譲渡協定文を基礎に作成せる支拂、引渡、解約、損害賠償等を規定せる契約書(General terms of payment & conditions of contract)に調印を求あるる。此の契約書は相當細目に亘り、且つ通商部側の利益を多分に考慮せるものであるから成約に當つて充分檢討の上調印を要する。本文は英語であるが、左にこれを全譯して當業者の參考資料とする。尙ほ、此の契約文には技術的方面の取極に關する附屬文も添付されてゐる。

通商部作成の取引契約書

(譯文其の一)

一、支拂條項 基本協定第九條第四及第五項即ち

第四項＝本條に揭げらるる契約は通商代表部の選擇により、運賃保險料拂込價格CIF又は甲板積込價格FOBにて締結せらるべく、且物品に對する滿洲國政府の支拂に關し規定すべし。

第五項＝通商代表部が物品購入に關する契約を滿洲國又は日本國の臣民又は法人と締結したるときは通商代表部は在日本國滿洲國大使館附財務官に契約當事者名、物品の種類、原産地及數量、支拂總額、物品の引渡及物品に對する支拂の日及場所竝に前拂に關する規定を含む支拂及引渡の他の一切の條件を記載したる契約要綱書を交付すべし。尙物品の賣主は事情の許す限り物品に關し、滿洲國又は日本國に在る商工會議所又は右兩國の何れか一方の政府が原産地證明書を發給するの權限を付與したる他の機關により發給せられたる原産地證明書を財務官に提出すべし。

財務官は契約の要綱書を受領したる時は其の內容が本條に低觸せざる限り、右受領後遲くも七日以內に通商代表部及當該物品賣主に對し、滿洲國政府が契約の右要綱書に從ひ右物品に對する支拂を爲すべきことを通知すべし。

賣主は其の勘定の決濟を得る爲、通商代表部に對し右代表部をして當該物品の處分を爲すことを得せしむる書類(船荷證券、送狀等)を引渡すべし。

財務官は通商代表部より契約の要綱書に揭げられたる物品の引渡が完了せる旨の通知を受領したる時は株式會社日本興業銀行を支拂人とし、賣主を受取人とし、且物品の代金を額面とする記名式小切手を發行し支物期日に且前記物品の原産地證明書の提出が契約の要綱書提出の時に行はれざりし時は右證明書と引換にてこれを賣主に交付すべし。物品の賣主に對する前拂は右前拂を爲すべき旨の通商代表部の通知ある場合契約の要綱書に從ひ財務官に依り同樣の方法にて行はるべし。

若し本契約に揭げたる商品の支拂に關する通商代表部の通知ありしにも拘らず、財務官が支拂を爲さず、又は此の契約に示したる商品の支拂を遲延する場合ありとするも、會社は通商部に對し何等の異議をなす權利を有せず。通商代表部は斯る場合、會社に對し何等責任を負ふことなく、會社によつて通商代表部に引渡濟みとなれる商品の所有權は通商代表部に止まるものとす。

二、契約の一般條件

イ、此の契約調印に當り、文書又は口頭にせよ、兩當事者間に爲されたる總ての豫備交涉は本契約に包含せられざる限り無效とす。

ロ、會社は本契約の第八章に特定せる條件を以て完全に商品の包裝を爲す。且商品の運送中又は其の到着或は引渡を爲す時本契約の第八章に特定せる條件に合致せざる場合、通商部に對し全責任を負ふものとす。各箱又は各包には其の內容を記載せる會社署名のパツキング・リストを添付せざるべからず。

ハ、若し會社が通商代表部の提出せる仕樣書(Specification)の或ものにつき技術的に明瞭を缺き、或ひは誤謬を發見せる時は通商代表部をして必要なる訂正を爲さしめる爲めに通告する義務を有す。本契約書及び其の附屬書に會社が調印を了したる時は、本契約書記載の總ての仕樣書は正確なるものとして會社が承認したるものと見做す。

ニ、會社は本契約の全部又は一部履行を兩當事者によつて正式に署名せられたる內容が通商代表部の文書による同意なくして第三者に移轉する權利を有せず。會社が此の義務を履行せざる場合通商代表部は本契約を一方的に卽ち裁判所に提訴することなく破棄する權利を有す。且會社は通商代表部に本契約に揭げられたる商品價格の一〇%の違約金を拂ふべき義務を負ふ。

ホ、本契約が甲板積込價格FOBを條件として商品の引渡の最終日は貨物が現實に汽船の甲板に積込まれ、且船荷證券が現實に發行されたる時と見做す。

ト、左記のものは本契約に示せる商品引渡期日の延長を會社に許容する不可抗力とし保險料拂込價格CIFにて爲されたる時は引渡の最終日は商品の引渡が目的港に於て該汽船より通商代表部指定の受取人に對して行はれ、且受渡の實際行爲が兩當事者によつて署名されたる當日と見做す。

ヘ、不可抗力の發生は本契約に揭げたる商品の引渡條件を延期することを得。但し不可抗力の發生が事實上會社による適時の商品輸送、引渡又は製造に影響を與へ、不可抗力の狀態が發生せる時にそれらの一部が完了すべかりし場合に限る。

會社は不可抗力發生に關し書面を以て其の發生後三日以內に代通商表部に通告する場合は、商品の引渡又は完成の期日を延期し得る權利を有する。若し會社が三日以內に通商代表部に通告を怠る場合商品の引渡期日は契約通りとなり、會社は本契約によつて確認せられたる義務不履行の理由として將來不可抗力の發生を云々する權利を有せず。

若し會社が前記の事情を引用し本契約書に揭げられたる期日延期の權利を有すると雖も、會社は不可抗力の事情竝びに本契約書によつて確認せられたる義務履行に關する用意につき直ちに通商代表部に通告する義務を有す。

チ、左記のものは本契約に示せる商品引渡期日の延長を會社に許容する不可抗力とし

て承認さるるものなり。即ち

火災、洪水、地震及び暴風

他の一切の不可抗力發生は會社に對し本契約により確認されたる義務履行の期日延長を許容するものならず。

チ、前記の期日延長を許容する不可抗力によつて本契約記載の商品引渡期日延長が二ケ月以上繼續する時は通商代表部は自發的に、即ち裁判所に提訴することなく、本契約の全部又は其の不履行の部分を廢棄する權利を有す。

リ、本契約により確認せられたる義務が不可抗力以外の理由によつて記載の期日以內に會社によつて履行せられざる時は、通商代表部は自發的に即ち裁判所に提訴することなく本契約の全部又は其の不履行の部分を廢棄し、且つ會社から左記金額の違約金並びに契約違反によつて通商代表部の蒙りたる總ての損害賠償をうけるか、又は會社に期日延長を許可して本契約の完全なる履行を求め、且つ會社に對し、許可延長期間中每週左記の違約金を要求する權利を有す。

會社が許可延長期間經過後通商代表部に商品の引渡を爲さざる時は、通商代表部は自發的に、即ち裁判所に提訴することなく、本契約を破棄し、且會社から下記の違約金並びに通商部の蒙りたる一切の損害に對する賠償を受くる權利を有す。

ヌ、通商代表部が會社に延長期日を許したると否とを問はず、會社は通商代表部に對し延期の每週、又は其の部分に對し左の如き違約金を支拂ふ義務あるものとす。

延期第一週—%　同　第二週—%
同　第三週—%　同　第四週—%
同　第五週—%　同　第六週—%
其彼の延期に對しては—%

前記の違約金は引渡遲延の部分に對するインボイス價格面のほかに特別の部分の引渡遲延のために利用すること不可能となれる部分の價格に對しても通商代表部に支拂はるべきものとす。

又、會社は前記違約金額の割引方に就き裁判所又は他の機關に提訴し、或ひは通商代表部に對する右違約金の全額支拂を免かれんとする請願を爲す權利を有せず。

ル、本契約の條件に從ひ會社が通商代表部に對し右の場合違約金の或金額を支拂ふ義務ありとすれば、通商代表部は駐日滿洲國公使館附財務官に通告して會社に支拂ふべき金額中より右違約金の控除をうくべき權利を有す。會社に對し何等の支拂存せざる時は會社は違約金に關する通商代表部の通告に應じ、右通告後五日以內に通商代表部に送金する義務を有す。

ヲ、通商代表部によつて本契約を取消したる時は、後者は駐日滿洲國大使館附財務官に遲滯なく基本協定第九條第五節第二項に從ひ本契約書に特定せる商品に對する滿洲國政府の會社宛支拂に關する通告取消方を通達するものとす。

ワ、商品の分析並びに檢査の後、其の品質及び他の技術的條件が本契約に記載の條件に一致せざる場合通商代表部は會社に對する支拂を停止する權利を有し、且つ後者は通商代表部に本契約の違反によつて生じたる一切の損害を支拂ふ義務を有す。

カ、若し必要ある場合、會社は日本又は滿洲國の當局より本契約記載の一切の商品をソ聯邦に輸出するため特別の許可及び證明書を受くる義務を有す。

三、商品發送

若し本契約が甲板積込價格FOBを條件に商品の引渡を規定せる時は、會社は通商代表部に對し本契約に從ひ、本契約に特定せる商品は通商部或はその差圖人に檢査船、積及引渡の準備成れることを文書を以て約束の期日に通告する義務を有す。

通商代表部は會社より文書による右通告を受取りたる時は、本契約記載の商品の引渡場所及び時日に關し、即ち商品發送に關し五日以內に會社に通告する義務を有す。通商代表部或はその發送代理人の差圖なくして會社はその工場又は倉庫より商品を發送する權利を有せず。通商代表部の差圖なくして商品の發

送より生じたる一切の費用及び其の結果は會社に於て、負擔せられざるべからず。

通商代表部は指定の場所に商品到着後、三日以內に會社より通告を受けざるべからず。若し通商代表部が三日以內に商品を受取らさる時は、會社は本契約の第六項による商品引渡遲延に對する何等の責仕を負はざるものとす。但し會社は通商代表部指定の場所に商品を注意保管すべし。斯る場合商品保管の費用一切を會社は基本協定第九條第五項に從ひ通商代表部に提出せる計算書中に記載すべし。

若し通商代表部がCIF又はFOB條件にて本契約記載の商品買附を爲さんとする時は會社は商品の積出前五日前に通商代表部に對しインボイス(原本)及び パッキング・リスト各八通を提出すべし。

四、其他の條件

イ、基本協定第九條第五項に從ひ本契約の効力を發生せしめる爲めに、會社は本契約の調印と同時に通商代表部と共に駐日滿洲國大使館附財務官に提出すべき本契約の要綱書に調印せざるべからず。

ロ、本契約は滿洲國政府が基本協定第九條第五項に從ひ本契約に記載商品に對する支拂を履行することを駐日滿洲國大使館附財務官より通達ありたる時、効力を生ずるものなり。

(完)

機械設備購入契約書(譯文其二)

北鐵物資支拂による駐日ソウエート通商代表部と當業者との買附契約成立の場合、通商代表部はその作成せる「一般支拂及契約條件」と稱する尨大なる活版刷の英文契約書に調印を求めるが、此契約書中には機械設備等の檢查、受渡、支拂等に關する細目規定も包含されてをり、相當複雜なる內容をもつてゐるが、我當業者中には右は單なる形式的書類の如く簡單に考へ徒に閱讀もせず調印し、後にその內容をきかされて狼狽せるなどの悲喜劇もあれば、調印前右契約書を熟讀玩味し、訂正を要すべき箇條はこれを訂正し、或ひは某有力會社の如く自己獨自の契約書を作成して通商部側と調印するも一法であるが、玆には右契約書中技術的契約部分に關する項目邦譯を揭げ、參考に供することとした。

一、會社は本契約により、會社の供給せる機械設備が絕對完全にして通商代表部の本國注文主が新設備を注文し或は既設機械設備を操作し、又は通常の工業的目的に使用しうるため更に强力なるものに變更することを要せざるやう保證するものとす。若し將來變更等の必要を生ずる場合、會社は可及的短期間に且つ追加支拂をなさずして、裝置の變更及び喪失部分の引渡の時より、或ひは裝置の修理完成の時より計算すべきものとす。

二、會社は注文を引き受け右契約記載の設備使用の全期間中に於る同一價格を基礎とする價格を以て通商代表部に豫備品を供給するものとす。

三、會社は通商代表部に對し豫備品全部の設計圖コツピー五枚を機械操作法及取扱法を添附して提出するものとす。上記設計圖は全て契約記載期日に通商代表部に提出さるべきものであり、若し契約書に日附の記載無き場合は會社により右契約調印後一ケ月以內に提出さるべきものとす。

四、通商代表部は其の檢查官をして會社の工場に於て注文商品の製作過程、製作日程、原料の品質及び製作進行の正確、又本契約記載の技術的條件の遂行如何を檢查せしむる權利を有するを以て會社は通商代表部の檢查官に對し必要なる書類を提出し、その研究所に隨時且つ自由に出入せしめざるべからず。

通商代表部檢查官が該細目中に規定の監督期間中機械製造に關しなんらかの缺陷又は障害を發見せる場合は右缺陷は可及的急速に且如何なる場合に於ても通商代表部或はその檢查官の指定せる期間以內に會社によつて除去さるべきものとす。

該項目に規定されたる通商代表部の檢查は會社をして該契約に記載せる全ての條件遂行特に該契約中會社は技術的その他の保證を免るゝを得ず。

五、契約記載の期間滿了の際、會社は該製品

を通商代表部と申合の試驗プログラムによる工場試驗に附するか、又は、試驗に關する協定無き場合は一般試驗條項に從ふものとす。會社は試驗期日前十日以內に製品試驗の用意あることを通商部に報告する義務あり。

六、通商代表部の檢査官が工場試驗施行期間中に供給設備の材料の缺陷及構造或は技術的保證に缺點を發見せる時は、會社は可及的短期間、但し通商代表部檢査官指定期日以內に此等の缺陷を除去すべきものとす。期限滿了までに會社は通商代表部に對し缺陷の修理を報告し、再度の試驗期を指定すべきものとす。所定期間內に缺陷の除去されざる場合、通商代表部は契約條件に從ひ右不完全なる設備を廢棄すると共に違約金及損失額を徵取する權利を有す。

七、工場檢査の調書は主要なる詳細事項と檢査の結果とを記載し、會社によつて署名さるべきものにして、通商部檢査官立會の場合は檢査官もまた署名すべきものとす。

工場檢査終了後、會社は通商代表部に對し製品が契約條件に合致することを通告し、直ちに製品の包裝を開始し、發送用意あることを通商代表部に通告するものとす。

八、監督或は檢査の際に製造上の缺陷が發見され、右缺陷除去に要する期間を與へられたる時は、發送期間を經過せる會社は契約不履行の責任を負ふべきものとす。

九、會社の工場に於る檢査は製品の最後的採用を意味せず、最後的採用は契約に規定せる條件に從つてのみ有效なるものとす。

十、通商代表部が會社に對し、契約に從ひ製造せる裝備の一部が他の工場に於て製造さるべきことを書面を以て許可を與ふる場合には、會社は通商代表部又はその檢査官をして、下受會社の工場に於て、商品の製造中、並びに製造後、自由に調査、檢査又は監督及び試驗をなさしむ。右は元受會社の工場に於て製造せる裝備の調査及び試驗に關する項目に準據す。

十一、會社製造にかゝる裝備の最後的採用はソ聯邦に於るその据付け完了後に發效するものとす。右採用は會社の規定せる保證及技術的諸條件と作業及生産力とが適合するや否やを確むるための据付け設備の試驗を契約書中に記載するものとす。此等の試驗後覺書を作成し、即時會社に送付すべきものとす。

採用試驗は會社代表の面前に於て行はるべく、適當の時に最後的採用に必要な日時の通告をうく。

ソ聯邦に試驗施行に關聯する費用は通商代表部これを負ふべきであり、會社は送附地までの會社代表の旅費及採用試驗期間中の代表滯在費を負擔すべきものとす。

十二、採用試驗に於て製品の缺點發見されし際は、契約に適合せざるものと見做され、會社は契約により此が結果を全て負擔すべきものとす。

十三、會社は契約に記載せる生産力を保證せるを以て製造せる機械及その部分品の正當なる技術的構成、材料の品質、正確且詳細なる遂行及過失なき運轉を保證するものとす。

保證期間は運轉開始以來十八ヶ月とし如何なる場合と云へども仕向港到着より二十四ヶ月以內ならざること。

保證期間中に何等かの缺陷發見されし場合、特に注文條件に適合せざる際は、會社は右缺陷を除去すべきものとす。右に關する費用は全て會社負擔とす。通商代表部は會社に對しそれぞれの場合の義務に從ひ缺陷除去のため追加時間を與ふるものとす。

會社が通商代表部によつて與へられたる期間內に修理をなすことを欲せざる時は右缺陷は通商代表部に於て修繕することを得、右に要したる全費用は會社によつて負擔さるべきものとす。

十四、通商代表部は保證期間中に發見されたる製品の缺陷に關し適時會社に通告するものとす。

十五、修繕及仕向地向代用品の送付費用は全部會社負擔たるべし。

十六、ソ聯邦に送附されたる機械の缺陷に關し、又は缺陷除去の可能に關し紛爭發生する時は通商代表部及會社は各一名の專門家を任

命し据付地點に於て試驗を行ふべきものとす。

兩名が最後的決定に到達せる場合、その決定は通商代表部及會社双方に對し最後的判定となるものとす。兩專門家が相互妥協に到達せざる際は、爭點の最後的解決は議定書第四、第五條に從ひ調停委員會に移さるべきものとす。

北鐵代償物資契約要綱書

契約要綱書第〇〇〇號(英文飜譯)

東支鐵道、(北滿鐵道)に對するソヴエート社會主義共和國聯邦の權利讓渡に關し一九三五年三月二十三日ソヴエート社會主義共和國聯邦及滿洲國政府間に締結せられたる協定並びに同日ソヴエート社會主義共和國聯邦、日本及滿洲國政府間に締結せられたる議定書に依つて規定せられたる商品購入に關するものなり。

備考—北滿鐵道に對するソヴエート社會主義共和國聯邦の權利讓渡に關しソヴエート社會主義聯邦と滿洲國兩政府間の協定を以下單に「基本協定」と略稱す。

一九三×年〇月〇〇日、東京にて。

一、契約當事者名—在日本國、ソヴエート社會主義共和國聯邦通商代表部(以下單に「通商代表部」と稱す)及び〇〇〇〇〇會社(以下單に「會社」と稱す)。

二、契約の目的—會社は次記の商品を賣却せり。(〇〇〇〇 〇〇瓲、封度 米その他)

三、會社は協定第九條五項前段に規定せる當該原産地證明書を駐日滿洲國財務官に提出することを承認し、以て本契約の商品は日本國(又は滿洲國)の原産なる事を證明するものとす。

四、契約の總額(單位圓)—〇〇〇、〇〇〇、〇〇圓

五、商品引渡期日—…………

六、商品引渡地—…………

七、支拂條件—契約第〇〇號にて購入されたる商品に對する代金支拂は協定第九條第四及第五節の條項に從ひ且つ左記樣式を以て滿洲國政府により實行せらるべし。即ち、(例へば)

購入商品の總價格の中九〇%の支拂は商品が正當に引渡されたる效力を生ずる書類を駐日ソヴエート社會主義共和國聯邦通商代表部に提出したるときに行ふものとす。其の他は左記に依る。

a 一九三×年〇月〇日 〇〇、〇〇〇圓
b 一九三×年〇月〇日 〇〇、〇〇〇圓
c 一九三×年〇月〇日 〇、〇〇〇圓
d 一九三×年〇月〇日 〇、〇〇〇圓

八、契約破棄通商代表部契約第〇〇〇號破棄したる場合には、通商代表部は同時に駐日滿洲國財務官に對し協定第九條第五節第二項の規定により會社に對し發せられたる契約第〇〇〇號記載商品に對する支拂承認通知書を破棄する樣通告するものとす。

九、契約第〇〇〇號は駐日滿洲國財務官が「滿洲國政府は契約第〇〇〇號に於ける商品に對し支拂を爲すべきこと」を通商代表部及び會社に通告したるとき效力を生ずるものとす。

署名(代表部側)
署名(會 社 側)

北鐵代償物資支拂に關する滿洲國大使館附財務官の發表

六月三十日迄

北鐵讓渡協定による物資支拂總額九千三百三十萬圓に關する日滿ソ間契約狀況は昭和十年六月三十日現在において、契約總額千二十三萬二千二十一圓六十九錢、契約要綱書提出件數七十六件である旨二日駐日滿洲國大使館財政官は發表した。その內容左の如し。

第一期分(本年三月二十三日調印當日より最初の六ヶ月間に支拂はるべき額) 六、三六四、二五一・九八円
第二期分(次の六ヶ月間) 二、八〇四、八三九・七一
第三期分(同 前) 二九一、五二〇・〇〇
第四期分(同 前) 三三九、八五〇・〇〇
第五期分(同 前) 三九一、五六〇・〇〇

第六期分(同　前)　〇

尚右契約中既に支拂濟みの額は百八十九萬五千八百三圓七十四錢である。

七月三十一日迄

北鐵讓渡協定による物資拂七月三十一日現在精計は八月二日午後駐日滿洲國財務官より發表によれば契約總額二千二百三十六萬八千九百八十四圓八十錢で、契約要綱書提出件數は百六十八件である、因みに前記契約金額の期間別支拂額は左の如し。

第一期　(協定調印の日より最初の六ケ月)　一〇、三二一、九六三圓三三錢
第二期(次の六ケ月)　七、二九一、〇七二圓六八錢
第三期(　同　)　四、三三一、〇三四圓九〇錢
第四期(　同　)　四〇九、三四四圓
第五期(　同　)　一三五、五七〇圓
第六期(　同　)

〇物資內譯
銅　　線　六、五五二、三〇三圓〇五錢
マニラ及ワイヤロープ　二、八八五、二六〇圓一二錢
セメント　二、八八三、二〇〇圓
機械類　二、八五九、四一四圓七五錢
大豆及大豆油　一、七七七、四七八圓九八錢
茶　一、五四五、八六二圓五六錢
船　　舶　九一六、九六〇圓
椰子油　七九四、二八七圓〇六錢
帶　　鐵　五一三、六四三圓
綿ズツク　一九五、七九八圓
其　　他　一、四四四、七五七圓二九錢

〇七月中支拂總額　二、四七三、九三〇圓三三錢
累　　計　四、三六九、七三四圓〇七錢

八月三十一日迄

一、契約要綱書提出件數　二八四件
二、契約總額　四〇、七七三　(千圓)
內譯　第一期　一三、一三六　第二期　二、四九四　(千圓)
第三期　一三、〇〇三　第四期　一、四六九
第五期　一〇、一六六　第六期　五三
三、物資內譯
(千圓)
機械類　八、八〇一　銅線及電纜　六、五五二　(千圓)
大豆及大豆油　六、三八六　マニラ、ワイヤロープ及トワイン　三、二八三
椰子油　一、〇〇七　セメント　二、八八三
小型船舶　二、五八〇　毛、絹、綿織物　一、九五六
靜岡綠茶　一、八〇三　其他　五、五一八
四、八月中支拂總額　三、六六八、〇一八圓四四錢
五、支拂總額　八、〇五七、七五二圓五一錢

九月二十二日迄

北滿鐵道讓渡協定による物資支拂分九千三百三十萬圓に對する購買契約期間六ケ月は昭和十年九月二十二日を以て滿了したので、駐日滿洲國大使館財務官は同日締切の物資拂狀況を左の如く十月三日發表した。

因みに讓渡協定によれば六ケ月の期間內に全額の契約を完了し得ざるとしても駐日ソ聯通商部は「右期間後と雖も買附契約を爲しうる權利を有す」となつてゐる。併し通商部としては資金金利、伊ェ紛爭其他の關係上今後買附を特に取急ぐとしても殘額四千二百七十四萬圓の契約完了には本年一杯かゝるのではないかとみられてゐる。猶ほ滿洲國財務官は從來物資拂內容を每月末締切としてゐたが、今後は讓渡協定効力發生の三月二十三日を起點として每月二十二日締切ることに決定した。

一、契約要綱書提出件數　三七三件
二、契約總額　五〇、五五〇(千圓)
內譯　第一期　一三、八九九　第二期　一四、〇一三
第三期　一三、八七三　第四期　四、五七六
第五期　四、〇六六　第六期　一、一七二
三、九月中支拂濟額　三、七四一、九九七圓六六錢
四、第一期(九月二十二日終了)支拂濟總額　一一、七九九、七五〇圓一七錢
五、物資內譯
機械類　一〇、六六〇　銅線及電纜　七、〇三四
大豆及大豆油　六、三一六　ロープ類　四、七〇六
セメント　四、六六四　小型船舶　三、六五
織物　二、八八九　靜岡綠茶　二、一八〇
帶鐵、鐵板類　二、〇〇六　小麥粉　一、三三九
人絹　一、三〇二　其他　四、〇四七

北鐵物資支拂調停委員會

北滿鐵道讓渡協定議定書第三條により北鐵讓渡代償物資の購入契約締結の商議にあたつて通商代表部及び日本國又は滿洲國の臣民又は法人が物品の價格、支拂及び其の條件等につき意見の一致を見ざる時、商議の當事者は共同又は單獨に常設調停委員會に向つて調停を申請することになつてゐるが、右委員會は昭和十年四月十二日ソウエート側委員の決定によつて左の如く構成された。

(日本側)　外務省通商局長　來栖三郎
(滿洲國側)　駐日滿洲國公使館財務官　伊藤　博
(ソウエート側)　駐日ソウエート大使館ライヴィッド同一等書記官ディチマン

而して調停委員會は東京に常設されることとなつたが同委員會の機能は概要左の通りである。(詳細は議定書參照)

調停委員會は調停の申請を受理したる時は其の公正と認むる意見を定め、商議の當事者の何れか一方又は双方に對し右意見に從ひ契約を締結することを勸奬する。而して商品の價格に關する申請の場合、委員會は右意見の決定に當り基準として日本國又は滿洲國の適當なる取引所における當該物品の價格を採用し、右價格のない場合は輸出價格を採用し、輸出價格なき場合には各場合に應じ、日本國又は滿洲國の適當なる主要市場における一般卸賣價格を採用すべく、左に揭げられたる取引所における價格、輸出價格又は卸賣價格を基礎として價格を定めること能はざる物に關しては委員會は當該物品に關し入手し得られる情報の全部を基礎として公正なる價格を定め、調停委員會に依る一切の事件の審理は委員會が申請を受理したる日より六週間以內に完了する。

かくて五月三十一日午後三時より外務省通商局長室に於て日本側來栖、滿洲側伊藤、ソ側ライヴィット、ディチマンの各調停委員並びに外務省法華津氏、通譯一名參集の下に北鐵代償物資紛爭調停委員第二回打合はせ會が行はれ、左の如く手續きその他について議するところがあつた。

一、各調停委員の何れか一人に取引當事者から調停方申請があつた場合、該委員は直ちに他の委員に其の旨通知、四委員合議の上調停の場所、日時等を決定すること、一、四委員の調停商議が終ればその旨直ちに最初調停申請を受けた委員が取引當事者に通知すること、一、調停委員會議長は各委員交代のこと(第一回議長は來栖通商局長が就任)一、調停に當つて生ずべき種々の事務について書記一名を置くこと(通商局法華津氏が就任)

しかしその後の北鐵代償物資取引をみるに或る種の商品については某筋から監視の眼が鋭く光るなどのこともあつたが、遂に調停委員會の出動をみることとなくして今日に及んでをり、この調子では該委員會の開催を出來ることなら顏合せと解散式とのたゞ二回位にとゞめたい。委員會は單に名目だけのものにとゞまればそれでその使命は十分果されるだらうとの委員達の當初の意向が實現出來るものとされてゐる。なほ滿洲國側委員たりし伊藤博氏は財務官としての任期が八月末日を以て完了した爲、その後任阪田純雄氏が伊藤氏に代つて調停委員となる譯である。

北鐵買收滿洲國公債と其發行引受銀行團

日本興業銀行を幹事とし、我が國主要銀行及び信託十七社をその構成員とする日本シンジケート銀行團は、今回の北鐵買收に就いて最も重要な資金調達に當り、營利を度外視せる犧牲的精神を以て北鐵買收公債一億八千萬圓の巨額を引受けた。

同銀行團は既に三月十三日の北鐵讓渡正式調印式に於ける現金拂二千三百三十萬圓(現金拂總額四千六百七十萬圓のうち)を滿洲國に前貸したのを初めとし、北鐵買收公債第二回分割發行三千萬圓のうち二千萬圓の親引を行つた。續いて七月には同じく北鐵公債第二回分割發行三千萬圓を引受けた。而して今後三年間に亘つても同樣に現金拂、公債募集その他北鐵買收金調達に就いて種々奔走することになつてゐる。

因に同銀行團の構成は左の如し。

興銀、橫濱正金、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、川崎第百、住友、三和、野村、名古屋、愛知各銀行、三井、三菱、安田、住友各信託。

北鐵買收滿洲國公債

日本シンジケート銀行團が引受けた北鐵買收滿洲國公債總額一億八千萬圓は、北鐵代金一億四千萬圓、北鐵從業員退職金三千萬圓、合計一億七千萬圓を越えること一千萬圓に及んでゐるが、この一千萬圓は今後三ケ年間に亘りソ聯側へ支拂ふべき未拂現金に對する年三分の單利、公債額面百圓と發行價格との差額その他の諸掛、手數料等に當てられる。

何しろ一億八千萬圓の巨額に達するので、日本大藏省當局としても同公債の優遇法については種々考慮し、銀行團の希望してゐる同公債優遇に關する具體案

一、貯蓄銀行の滿洲公債所有を正式に認めると共に政府に對する供託の場合內國債と同樣に認めること

一、現在內國債に認められてゐると同樣決算の場合買入價格による記帳を認めること

一、公共機關(共濟組合をも含む)の投資物件として認めること

の三項につき法律改正を要するが、早急の實現は困難なので、將來必要な事態が生じた場合には然るべく取計らふことになつてゐる

第一回分割發行

同公債は勿論日本內地の金融市場を對象とし、また金額を一時に發行せず、現金拂、物資拂及び從業員退職手當支拂の際必要に應じて分割發行するのであるが、第一回分三千萬圓の發行條件は昭和十年三月二十五日左の如く正式に發表されたから、今後の分割發行も是に準ずる譯である。

一、募集金額　日本通貨金三千萬圓

一、券面種類　一萬圓、五千圓、一千圓、五百圓、一百圓

一、利　率　年四分

一、發行價格　金九十八圓

一、償還方法及び期限　十ケ年但し三ケ年据置後每半年金十五萬圓以上を償還又は買入銷却し、期限完濟

一、利拂期　四月二十五日、十月二十五日

一、元金支拂場所　興銀本支店

一、擔保　北滿鐵道の財產及び收入一切（註、北鐵收入にて不足の場合は委任經營の滿鐵が滿洲國に融資す）

一、申込期間　四月八日より十日迄

一、申込證據金　額面一百圓に付金三圓

一、拂込期限　四月二十五日

一、引受銀行及び會社　興銀を幹事とする日本主要銀行信託十七社

第四條　本公債ノ發行價格ハ額面金額百圓ニ付九十七圓五十錢トス

第五條　本公債ノ元金ハ康德五年八月十五日迄据置キ其ノ後每半年各利拂期日ニ十五萬圓以上ヲ償還又ハ買入銷却シ康德十二年八月十五日迄ニ全部ヲ皆濟スルモノトス

本公債ハ康德五年八月十六日以降ハ何時ニテモ第八條所定ノ手續ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ繰上ゲ償還スルコトヲ得

本公債ノ一部償還ハ抽籤ノ方法ニ依ル

本公債ノ買入銷却ハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第六條　第一項本公債ノ利子ハ發行ノ翌日ヨリ償還ノ日迄之ヲ附シ每年二月十五日及八月十五日ニ於テ各其ノ日迄ノ前半箇年分ヲ支拂フ但シ償還ノ場合ニ於テ半箇年ニ滿ダザルトキハ其ノ半箇年ノ日割ヲ以テ計算ス

第二項償還期日後ハ利子ヲ附セズ

第七條　本公債ノ元利金ノ支拂事務ハ株式會社日本興業銀行本店及支店ニ於テ之ヲ取扱フ

第八條　本公債ノ元金ヲ償還セントスルトキハ其ノ金額期日其ノ他必要事項ヲ日本政府官報竝ニ東京市及大阪市ニ於テ發行スル新聞紙各二種以上ニ廣告ス

第九條　本公債ノ申込期間ハ康德二年七月二十二日ヨリ同二十四日迄トス但シ同期間中ト雖モ之ヲ締切ルコトアルベシ

第十條　本公債ノ應募者ハ應募額及住所氏名ヲ記載シタル應募申込書ニ應募額百圓ニ付三圓ノ證據金ヲ添ヘ之ヲ取扱銀行又ハ信託會社ニ提出スベシ

第十一條　本公債ノ應募總額ガ發行額ヲ超過スルトキハ各應募申込ニ對シ適宜募入額ヲ定ム

第十二條　本公債ノ應募者ニシテ募入セラレタルモノハ康德二年八月十五日ニ於テ募入額ニ對スル拂込ヲ爲スベシ但シ證據金ハ之ヲ拂込ノ一部ニ充ツ

募入外トナリタル應募者ノ證據金ハ其ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス

附　則　本令ハ康德二年七月十三日ヨリ之ヲ施行ス

北鐵代償物資關係人の動き

駐日滿洲國財務官

昭和十年三月二十三日の北鐵讓渡正式調印で協定の効力が發生し、駐日ソ聯通商代表部は正式に物資の購入を開始したが、これより先滿洲國側でもソ側の買附に對し支拂手續の關係から、新たに駐日滿洲國大使館附財務官を設け、初代財務官として財政部人事課長伊藤博氏を臨時出張の形で任命、三月廿二日興銀ビル內に事務所を開設、ソ聯通商部と當業者との契約書點檢及び小切手振出等の事務に當らしめた。次いで同月廿六日より事務所を海上ビル舊館五階滿洲中央銀行東京駐在員事務所內電話丸ノ內五〇一一番に移轉、山田滿洲中央銀行會計課長、池宮城財政部事務官が伊藤財務官を援助したが、間もなく兩援助者とも歸滿、大藏省より小林征氏が代つて財務官事務を專任に助けることとなり、新たにまたタイピスト孃も勤務し、其の後もう一人若い助手も加はり、陣容は備つた。

かくて滿洲國財政部人事課長伊藤博氏は、昭和十年三月二日駐日滿洲國大使館附財務官として來京以來六ケ月、北鐵讓渡調印及び北鐵公債募集折衝に星野財政部總務司長を輔けて大任を果し、其後北鐵物資買附開始されて以來は東京に留まつて北鐵代償物資支拂の責任ある事務を擔當、猶ほ先頃北鐵第二回募債三千萬圓も成功裡に〆切つたが、八月卅一日を以て出張期間終了、同日午後一時三十分東京發の特急「櫻」で歸滿の途についた。同氏の歸滿は各方面から非常に惜しまれた。因みに同氏は從前通り財政部人事課長となり此の後任財務官としては財政部文書課長阪田純雄氏が八月廿四日午後九時「燕」にて來京した而して對露經濟談話會主催で八月三十日午後五時半丸ノ內東京會館にて新舊財務官歡送迎晩餐會が開催されたのであつた。

川谷商務官

駐ソ聯邦日本大使館附商務官として前後九ケ年の長きに亘りモスクワに駐在せる川谷幸左衛門氏は、昭和十年四月廿四日北鐵讓渡物資代償による商品買約のため來朝せるソ聯經濟使節キセリヨフ氏一行と共に歸朝したが、それは日ソ貿易發展策につき事務打合はせのためであつて、爾來七月十三日東京出發、郷里松江に立寄り、十六日敦賀乘船、浦鹽經由

歸任の途につく迄約三ヶ月間といふもの、東京は言ふに及ばず、關西方面に於て前後十數回に亘り、北鐵代償物資拂を中心に日ソ經濟問題につき講演をなし、關係各方面に裨益するところ甚大であつた。

なかでも同氏が本社（日露通信）のために四月卅日夜東京丸の內中央亭に於て、また五月廿五日午後二時より大阪市東區內本町大阪府立實業會館會議室に於て、それぞれ東京及び大阪の對ソ貿易當業者中心にその關心の的たる北鐵代償物資取引その他について行はれた講演は多大の好評を博したが、東京丸の內中央亭に於ける同夜の座談會講演內容は左の如くである。

最近ソ聯邦經濟事情

駐ソ聯大使館附商務書記官　川谷幸左衞門氏述

生活狀態の改善

第一に話したいのは、日々ソ聯の生活狀態が眼覺ましい勢ひで改善されつつあることである。昨秋パン切符制度廢止の豫告があり、本年一月より實行の結果以前にはソ聯の貨幣を持つてゐても交換出來なかつた食料品その他の生活必需品が、貨幣で買はれる狀態となり、我々外交官にとつても、是迄のやうにバタ、砂糖、肉、野菜等を購入する爲にフインランドとかラトビヤ、ドイツ等へ少くも一ケ月に一回使者を派遣する必要もなくなつた。工業製品、日用品も一通りは揃ひ、店頭の飾り物も外國に劣らず、イルミネーションも美しく、夜のモスクワ情緒を漂はせてゐる。

一般に都市建設は驚くべきテンポで進められモスクワの如きは四年前から起工して最近完成した延長十二粁の大地下鐵も世界一だと言はれ五月一日のメーデーを期して開通することになつてゐるし、また無軌道バスもメーンストリートを走つてゐる。人の服裝も著しくよくなつたことが眼につき、料理屋、カフエー、ダンスホール等も並び、勿論ダンスも解禁となり、フォクストロツトのレコードが飛ぶやうに賣れ、ジヤズに合はせて家庭でも踊り場でも盛んに踊つてゐる。

かく生活樣式は他國の後を追ひ、娛樂機關は備はつたが、たゞ一つ外國の眞似をしたくないやうに見えるのは、往來で媚を賣るといふ婦人がないことである。

これは物資が豐富となり、色々な方面に餘裕が出來、今迄と違つて人間並の生活の樂しみが出來るやうになつたからだと思ふ。然しよくなつたといつてもそれは比較的のことでまだ他國に劣る點多く藥品では沃度、アスピリンの如きものさへモスクワにすらなく、また紙でも少し上等の封筒書簡箋もないといふ始末であるが、これとても現在輕工業に力を注いでゐるから、次第によい方に向つてゆくと思はれる。

逆賭すべからざる將來

次に第一次五ヶ年計畫は何をやつてゐるか、まづ第一次で戰爭氣分を以て凡ゆる犧牲を拂ひ、國民は殆んで飢餓線上に立つて苦鬪を續くる事四年有餘、餘りにも悲痛な努力を以て、造りあげた荒けづりの大事業のアウトラインの遂行の後をうけて、第二次でその仕上げを行つてゐるのであるから第二次は第一次の如き戰爭氣分はなく、從つて第一次ほどのテンポがない。それでも一九三七年には大體に數字が第二次の最初（一九三三年）の生產額の倍になる豫定である。第一次は成功か不成功かといふ議論が是非されてゐるが、ドネープル發電所の如き、五十五萬キロワツトの發電能力を有し、發電機、タービン九個を備へて居るから一個が六萬キロワツトの能力を有する事になる。これが機械註文をうけた米國のゼネラルモーターですから自分の國でも使つたことがない程の巨大ものであり、スタリングラードのトラクター工場も一ケ年五萬臺を生產し、故障も少くなり、チヤリヤビンスク大型トラクター工場などはベルトの廻つてゐる大形の特に西比利亞開發用の六十馬力といふ立派なものが盛に製造されて居る。

是等はほんの一例に過ぎないので推して全般を考へれば及第點をつけねばならないと思ふ。結果ソ聯邦はどうなるであらうか。第一次五ヶ年計畫の始まり頃に今にもつまづくといふ風に傳へられた時と今とは雲泥の差で、見透しのつく限りではけつまづくといふ危惧は解消し、むしろ恐ろしいものだ。どういふことになるかわからぬといふ印象が却つて深く起つてくるのである。あの國の統制力の强さ、國民の忍耐力の强さは、豐富な資源と相俟つて、どんな事に發展するか分らないやうに見える。だからソ聯を相手とする仕事はこの點をよく考慮に入れてをかねばならぬ。

併し反面に於てソ聯の組織上の弊害も數々あり、あゝした合議制の國では物事が複雜で、繁文褥禮が改まらず自然それが能率に影響を及ぼして居る樣である。

對外貿易の展望

一說には又ソ聯は財政的に行詰まるんぢやないかと言はれてゐるが、今日では一九三〇年前後の最大難關時代を切抜け、去る一月のソ聯藏相の演說に依れば、對外負債は四分の一に減少し、少くとも今年中には殘額も支拂完了の豫定で、貿易尻超過金も多額となり、六百五十九億留といふ巨額の國家豫算の歲出歲入を諸外國のやうに苦勞せずにやつてのけ其上餘裕嘖々として三十億留（全豫算の百分の五）の歲入超過を三種の國家豫備金へ廻してゐる。

終りに昨年のソ聯對外貿易をみるに、ソ聯も世界各國と同樣一昨年よりも減少してゐるが、その減り方は少い方で、一昨年は輸出四億九千五百萬留であつたものが、昨年は輸出一割五分減の四億一千八百萬留、輸入二億三千二百萬留へと減少したが、それでも昨年度の貿易尻は一億八千六百萬留の輸出超過となつてゐる。而してこの留はみな金貨と見てよい。其外金の產額は昨年度は約一億五千萬留位はあつたであらうと言はれてゐる。之によつて見てもソ聯が財政的に大した危機に直面して居るとは考へられない。ソ聯が最も盛に輸出入貿易を營んでゐる諸國は、まづ第一に獨逸であり、ヒツトラーになつてから政治的關係が惡化したといはれてゐるが、經濟的には左程でもない樣である。第二が英國、意外にも蒙古が第三位、和蘭第四位、次いで佛蘭西、伊太利、波斯、日本の順になつてゐる。

尙ほ私が北鐵代償物資購入のソ聯經濟使節キセリヨフ氏から聞いたところでは、氏は今回一行が來朝したのは、單に九千三百三十萬圓分の物資を三年間に亘つて買ふといふ目的からばかりではなく、今後の日ソ貿易の健全な發展を期したい爲であるから、日本からも良い物を賣つて貰ひたい、機械類中でも發電機械、鐵道材料、船舶等々は、シベリヤ、極東地方その他に於ける今後の開發には必須のものである。かうした機械類はソ聯國內だけのものでは心細く、如何にしても外國、例へば獨逸、チエツコ、米國、日本などのやうな優秀な機械生產國から之を仰がねばならないだから日本の當業者が良い製品を賣れば、將來とも順調に對ソ輸出は續くべく、もし品質劣惡の物を賣れば兩國の貿易にとつて悲い結果が起るであらう、また値段の點で品質を下げるやうなことは避けてほしい、等々とキセリヨフ氏は註文したが、私も之に同感である。

キセリヨフ氏及其一行

北鐵代償物資購入委員長ソ聯工業機械輸入シンヂケート社長フヨードル・ゲオルギーエウイチ・キセリヨフ氏（四一歲）以下

一、同副委員長イワン・ニキーチ・マトウエーエフ（四一歲）
一、外國貿易人民委員部技師ゲオルギー・イワノウイチ・アルテミエフ（四四歲）
一、紡績技師ニコライ・イワノウイチ・ヘオノフ（三〇歲）
一、金屬技師ピヨートル・アレクサンドロウイチ・ウイクトロフ（三六歲）
一、工業技師エフゲニー・ダウイドウイチ・ガーリン（四七歲）
一、電氣技師セルゲイ・コンスタンチン・カーメンスキー（二九歲）
一、鑛山技師ニコライ・イワノウイチ・アガーエフ（三十歲）
一、船舶技師ウエア・クーゲル・クラエフスキイ

一行八名の專門委員は昭和十年四月廿三日午後一時豫定より一時間早く敦賀入港の天草

丸で到着、本社(日露通信)記者は水上警察のランチに便乘、檢疫の爲沖合に停止せる本船を訪ひ、上甲板にてキセリヨフ氏一行を出迎へ本社からの挨拶を述べ、來朝の使命を聞た。

『我々はモスクワを四月八日に出發、浦鹽には十八、十九、二十日の三日間滯在した。我々は東洋方面は初めてゞあるが、一行の大部分は歐米方面に機械類の買付に度々出張したことある人々である。私は日本は二十番目の外國で各國を旅行した。ドネプル、ストロイ建設にはタービン其他の機械類の約半分は自國製を使用したが、他の半分はアメリカから購入する必要があつたので、私は購入委員として來國に出張した。』

日本にはどの位滯在するかとの問に對し

『約六ケ月の豫定である、購入本部は東京に置くが、大阪、神戸にも出張員を置くことになるかも知れない。市場觀察の爲め都合により上海にも行くだらう。』

どんな商品を購入するかとの記者の質問に對しては

『各種の機械類で、其中には紡績機械類も含まれてゐる製品も色々購入する意向であるが、總ては東京に於て通商代表部と打合せてからでなくては判らぬ。委員を今後增加するかは購入品目の範圍が擴張されゝば其の必要も起るだらう。いづれにせよ我々の希望するところは北鐵代償物資購入を機會に購入期間終了の三年後も日ソ貿易が順調に行はれて欲しいのである。

と述べ一行は同日午後から敦賀上山旅館海岸別莊に於る對ソ貿易業者加瀨宇三郎、木村良次郎兩氏主催にかゝる歡迎晩餐會に臨み、一行と共に歸朝の駐ソ大使館商務館書記官川谷幸左衛門氏並びに敦賀まで出迎へた駐日通商代表部ヰシソフスキイ氏、大每編輯顧問布施勝治氏、大倉商事小栗八郎、同吉田薰兩氏、本社金田編輯長等と共に七時五十五分敦賀發列車で東上した。

而して一行は廿四日午前七時十分東京驛着入京した。驛頭にはソ側よりコチエトフ駐日通商代表部員、大使館員等、滿洲國側より伊藤駐日財務官、三井物産の岩崎、三菱商事の山內、北光水產入野、穗積氏等その他民間實業界の關係者が出迎へた。

經濟代表一行と日本側官民の會合

次いでキセリヨフ氏一行は五月三十日正午帝國ホテルに日本側官民關係者を招待して午餐會を開催、駐日ソ聯邦通商代表コチエトフ氏は、日本側にキセリヨフ氏一行を紹介し北鐵の商品部分を以て種々なる日本商品の註文を發することは、それ自體として大なる意義を持つてゐる計りでなく、主としてソヴエート聯邦の經濟諸團體に日本工業製品をより深く紹介し、併せて日本の實業界がソヴエート聯邦の經濟團體をより善く知る爲の端緒となると思ふ。北鐵關係の供給は、之が或る一定の期間に正確に遂行されるだけでよいといふのではなく、之は日ソ貿易の發展上の劃期的モメントとならねばならぬ。北鐵關係の供給そのものは、協定の主旨に基いて適時正確なる供給の遂行を確信してゐるが、供給される商品の品質と言ひ、その値段は何れも今後の取引の基礎となるに至るであらうと思ふ。

と日ソ貿易の將來性を强調し、北鐵讓渡交涉の際の平和愛好的精神に基いて商品供給の遂行されんことを希望して結んだ。これに對して日本側を代表して商工省吉野次官は

今回キセリヨフ氏一行御來朝の御使命は唯に北鐵代償物資九千三百三十萬圓の買付調査のみに止らず之を契機として將來の日ソ貿易に資する爲めであると言明して居られるが、通商の衝にある吾等としては衷心より斯く望む處である。尙今回の買付に付いては本邦にはソヴエート側を充分滿足させ得る物資があることを自負して居るが日本の營業者諸氏も「良品を適當の價格で」をモツトーとして此の取引に望んで戴きたいものであり、斯くすれば決してトラブルなどの忌しい問題を惹起することは無いと信ずるものがあるが、萬一此の取引が順調に進捗しないとすれば諸外國に對し日本は大いに恥べき處であり其障害除去には吾等も萬全の努力を惜まないものであるが此點當業者諸氏も常に心掛けて戴きたい

最後にキセリヨフ氏は

我が當局は私共一行を日本に送るに際して駐日通商部を助けて北鐵讓渡による註文を各方面に發する事は勿論ではあるが、それと同時に日本の市場はソ聯邦に對してどの位の輸出をなし得るかの研究調査を命じたのである而してこのことは北鐵讓渡を經濟關係の發展とりわけ將來に於ける日ソ貿易の發展に利用するといふ最初の活動である。ソ聯邦の輿論は日本の經濟的發展に大きな興味を持つて居る。斯く日本の產業がたゆみなく發展してゐると言ふこと、ソ聯邦の經濟が根本的に變つたことは、兩國の經濟關係を、殊に貿易關係を前より一層廣く且つ發展させるであらうといふ事に對して凡ゆる必要な條件を與へるものである。我が外國貿易人民委員會は、北鐵關係の商品購入が商品の價格、品質乃至は他の條件に於ても、此の購入が日ソ貿易の轉換點となる所の總てのものを私共に與へるであらうと確信する。

と述べ、午後三時盛況裡に閉會した。

このキ氏一行からの招待へ返禮の意味もあつて實業、財界有力者のソ聯經濟使節一行招待晩餐會が五月十四日午後五時半より芝紅葉館に於て開催、出席者はソ聯使節一行九名並びにコチエトラ通商代表共他以下通商部員等廿五名、日本側七十五六名で、當夜は柳橋の美妓連廿名と紅葉館附美形とが共同戰線で大いに日ソ交驩を計つた。

かくて北鐵物資拂購入調査の爲めソ聯邦外國貿易人民委員部より派遣されたキセリヨフ經濟代表は來朝以來買附品目並びに方針に關し駐日ソ聯邦通商代表ヨチエトフ氏との打合並びに日本產業市場の調査も大體終了したので本國政府への報告を兼ね七月五日午後十時東京驛發單獨にて歸國の途につくことになつた。而してこれより先駐日通商代表部ではコチエトフ通商代表發起となり同月十一日午後十二時卅分より丸の內東京會館に於て町田商相、吉野次官、來栖通商局長、伊藤駐日滿洲國財務官其他有力當業者卅五名を招待送別會を開催、日本側からの送別答禮宴も七月十三日兩國矢の倉福井樓で開催された。

北鐵代償購入專門委員移動

なほこの間、或ひはこの後十月下旬迄に於ける北鐵代償購入專門委員の本國歸朝或ひは日本來朝等人事移動は左の如くである。

一、六月十六日＝敦賀發にて機械技師クラエフスキー氏が歸國したが、仄聞するに同氏は先頃川崎船發註のため通商部造船技師ベトロフ氏と共に國に出張中、通商部首腦部の忌避に觸れた言動ありたるためと言はれてゐる。

一、七月十六日＝敦賀發にてキセリヨフ氏歸國。

一、七月廿三日＝敦賀着さいべりや丸にて機械船舶技師アレクサンドル・アレクサンドロウイツ・チ・マクシモフ氏(卅一歳)來朝

一、八月三日＝敦賀着さいべりや丸にて交通人民委員部より派遣、機械買附)のアカフオン・ロマノウイツチ・ボラチエフスキイ(四一歳)及びトルグシン(外貨貿易機關)より派遣(織物、雜貨買附)のポリス・アレクサンドロウイツチ・バツセリ(五六歳)兩氏來朝。

一、九月三日＝敦賀着さいべりや丸にて極東漁業廳供給部支配人フランツーゾフ、中央購買組合紡績技師チエルカーソフ(四九歳)兩氏來朝

一、十月十六日＝敦賀發にてバツセリ氏及び輸入部主任ブーキン氏、傭船部長カリーニン氏、運輸部員オジノフスキイ氏、歸國。

一、十月廿六日＝ガーリン氏、フランツーゾフ氏と共に茶業部長リヴシツ氏等三氏敦賀發にて歸國の豫定。

一、十一月三日＝ラズノエキスポルト皮革技師バツス氏敦賀着さいべりや丸にて來朝の豫定。

一、近日來朝豫定の人＝郵傳人民委員部電線技師イワン、ワシリエウイツチ、フロコフ氏及びニキタ、ミハイロウイツチ・アキムスキン氏、もう一人ア・エム・トレベレフ氏。

革命後の日ソ貿易概觀

一、革命當時の日ソ通商關係

勞農革命（一九一七年）後數年間のソ聯は、內亂、諸外國の武力干涉及び經濟封鎖の重圍の中にあり、殊に日本、貿易對象地であるシベリヤ地方では革命軍と反革命軍との絕間ない鬪爭から政治的圖面は常に、動搖し常規を逸してゐたが故に、當時の日ソ貿易は左表の如く全く變態的性質を帶びざるを得なかつた。

年次	對ソ輸出額	日本輸入額	合計
大正七年	四〇、二〇四、九七五圓	四、九一三、一〇三圓	四五、一一八、三〇八圓
同八年	七〇、九六二、七一二	四、七〇〇、一〇三	七五、六六二、八九五
同九年	二二、二六六、九二六	三、五三八、八六六	二九、七九五、八〇五
同十年	一三、七四九、九一	七、〇六五、一七三	二〇、八一五、一〇四
同十一年	一〇、五九九、六二八	一、〇五七、三五八	一一、六五六、九八六
同十二年	四、五三四、〇〇〇	一六、八一三、〇〇〇	二一、三三七、〇〇〇
同十三年	三、五六三、五七六	一五、六六六、一六五	一九、二二九、七四一

右對ソ貿易の本邦對外貿易に於ける順位は輸出に於て大正五年第三位、六年第五位から七年には第十一位に落ち、大正八年には軍需品輸送增加等のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し輸入は七年の十七位から、八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつゞけてゐる。

二、國交恢復後の通商關係

大正十四年一月の日ソ基本條約締結は兩國關係の諸分野に於けると同樣、通商關係に於ても劃期的なものであつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結されないが、其の基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日駐日ソヴエート聯邦通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其の出張所が設置されるに及んでソ聯邦は此機關を通じて、日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じてソ聯邦の商品を輸入する道を開拓した。前後八年間正規の貿易關係を斷絕してゐた日ソ國交はこゝに復活し完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。とはいへ、露國側はその革命的變革によつて貿易組織は國家の獨占となり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ通商が可能となつた事によつて、又その獨占の主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見らる。

三、昭和元年の日ソ貿易

日ソ貿易が正規の關係に復した最初の年、一九二五—二六經濟年度當時のソ聯邦の經濟年度は十月一日より九月三十日迄である。卽ち大正十四年—十五年の兩國取引狀態をソ聯通信代表部の査定によつて示せば左の如くである。

日本よりソ聯邦へ

漁業用品	一、四六八、〇〇〇圓
洋紙	三九〇、〇〇〇圓
麻綱	一四一、〇〇〇圓
金屬	二四一、〇〇〇圓
ワイヤロープ	六五、〇〇〇圓
樟腦	一〇、〇〇〇圓
其他	五七、四〇〇圓
計	二、八八九、〇〇〇圓

ソ聯邦より日本へ

木材	七、一七八、〇〇〇圓
魚類	二、七〇〇、〇〇〇圓
其他	四〇〇、〇〇〇圓
計	一〇、二七八、〇〇〇圓

卽ち第一年度の成果は、取引總額一千三百十六萬七千圓で內日本からの輸出僅に二百八十八萬九千圓であつたに對しソ聯邦の方は一千萬圓を超へ、戰前に於る兩國の輸出入關係の位置を全く顚倒せしめてゐる。之はその品目が示すとほり我舊對露主要輸出品たる生糸や絹製品を始め一般贅澤品の輸出が杜絕したこと、新しいソ聯邦の經濟事情や、經濟組織が日本の當業者に十分に理解されず、且つ金融關係の圓滑を缺くこと等を一方の理由とし、戰前に無かつたソ領沿海州木材の輸入が七百萬圓以上の巨額を示してゐること等を他方の理由とする。

四、昭和二年の日ソ貿易

だが復交第二年たる一九二六・二七經濟年度（大正十五年十月一日——昭和二年九月三十日）の日ソ兩國取引額は輸出に於ても輸入に於ても、可なり著しい增進が見られた。其計數左の如し。

日本よりソ聯邦へ

漁業用品	四、四六九、〇〇〇圓
洋紙	二〇八、〇〇〇圓
樟腦	五〇、〇〇〇圓
茶	五三九、〇〇〇圓
沃度	二二六、〇〇〇圓
細綱	三五五、〇〇〇圓
ワイヤロープ	七五、〇〇〇圓
其他	一九八、〇〇〇圓
計	六、一二一、〇〇〇圓

ソ聯邦より日本へ

木材	八、〇三〇、〇〇〇圓
魚類	三、二八三、〇〇〇圓
白金	四二八、〇〇〇圓
豆糟	三〇五、〇〇〇圓
其他	三五六、〇〇〇圓
計	一二、三〇二、〇〇〇圓

卽ち日本の對露輸出は、前年度に比し二倍以上の增加を見、而も綠茶、なめし皮、セルロイド等の新品目が加はり一方輸入は前年度に比し、一割六分を增加し白金その他の新輸入品目が加つてゐる。

五、昭和三年の日ソ貿易

復交第三年度たる一九二七—二八經濟年度（昭和二年十月一日—同三年九月三十日迄）には日ソの貿易額は別表の如く前年及び前々年度に比し著しい增加となつてゐる。駐日ソヴエート通商代表部の査定に從つて品目別に示せば左の通りである。

ソ聯より日本へ

木材	一二、二四一、〇〇〇圓
魚類	四、二二五、〇〇〇圓
白金	一、三二六、〇〇〇圓
サントニン	八一五、〇〇〇圓
其他	九八六、〇〇〇圓
合計	一九、五九三、〇〇〇圓

日本よりソ聯へ

黑色金屬	一、九九三、〇〇〇圓
漁網及糸	一、九二〇、〇〇〇
船舶	一、二七五、〇〇〇
商品及食料品	一、〇三〇、〇〇〇
綠茶	八一一、〇〇〇
機械類	六四一、〇〇〇
沃度	六〇〇、〇〇〇
マニラロープ	四五八、〇〇〇
紙類	三八二、〇〇〇
モーター	一四八、〇〇〇
樟腦	九五、〇〇〇
其他	六四七、〇〇〇
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇

前述の通り一九二七—二八年度の日ソ貿易は前年に比し著しい增進を跡づけたが、就中日本からソ聯邦への輸出は激增し、卽ち一九二六—二七年度に其前年の二倍高を示したものが、二七—二八年度には更に二六—二七年度のそれよりも二倍に近い增加を示すに至つた。

六、昭和四年の日ソ貿易

一九二八—二九年度（昭和三年十月一日—昭和四年九月三十日）の日ソ貿易は更に新たなる進展を跡づけた卽ち前年度に比し比率に於て二割四分四厘、金額に於て七百四萬九千圓の增加を示してゐる。

該年度の日ソ輸出入額を品目別に見れば、

ソ聯より日本へ

品目	輸入總額總額
木材	一一、八四〇、〇〇〇圓
魚類	五、九二六、〇〇〇
白金	一、二二五、〇〇〇
サントニン	一、七一九、〇〇〇
其他	一、〇五四、〇〇〇
合計	二一、七六四、〇〇〇

日本よりソ聯へ

品目	輸出總額
金屬及金屬製品	四、三五二、〇〇〇圓
各種糸及魚網	四、二九八、〇〇〇
食料品	二、九七二、〇〇〇

各種木製品　一、一六二、〇〇〇圓
化學工業品　三一七、〇〇〇
各種用紙　二四四、〇〇〇
其他　一、八一三、〇〇〇
合計　一五、一二二、〇〇〇

今一九二八―二九年度の日本の對ソ輸出品の内容を點檢するに其大宗は從前と等しく依然漁業用品で、漁網を中心とする各種漁業用品の需要は極東露領に於けるソ側漁業の發展と共に益々增進の傾向を示し、一九二七―一九二八年度には六百萬圓であつたものが、一九二八―二九年度には八百萬圓に達し對ソ輸出總額の五割以上を占めてゐる。極東露領各種産業の發達は一般に日本に於ける對ソ輸出の增加を促進し、就中工業機械の需要は極めて多大であるが、一方綠茶の進出も亦侮り難いものがあつた。飜つて日ソ貿易に於て最も興味ある現象は輸出入取引品目が年と共に新品目を加へ擴張されつゝある事實で、日本の對ソ輸入にありては單に極東露領西伯利亞地方の生産品に止らず歐露方面よりも之が輸入を仰がれ、同時に對ソ輸出にあつては極東露領の外に歐露中央地方へも仕向けらるゝに至り、且つ新輸入品目としては白金、サントニン等の外に二八―二九年度より新に苛性曹達七萬一千圓を加へ、一方從來極東露領にのみ仕向けられて來た我漁網は、前年度に入つて裏海漁場をも新市場として獲得するに至り沃度其他も歐露方面へ輸出されつゝある。

七、昭和五年の日ソ貿易

一九二九・三〇年度（昭和四年十月一日―昭和五年九月三十日）一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴエート通商代表部の發表によれば四千一百八十四萬一千圓を算し、前年度に比し更に著しい增進を跡づけたが、之を輸出入別に示せば左の如し。

	一九二八・二九年度	一九二九・三〇年度
ソ聯邦より日本へ	三、七四一、〇〇〇圓	一九、六六一、〇〇〇圓
日本よりソ聯邦へ	二五、三三一、〇〇〇	三一、八四〇、〇〇〇
合計	三六、八七二、〇〇〇	四一、八四一、〇〇〇

即ち兩國取引總額は前年に比し四百九十五萬四千圓（一三・四%）を增加してゐるが此中日本への輸入は却つて前年よりも二百十萬三千圓（一〇・七%）減少し日本の對ソ輸出は七百五萬七千圓（四六・六%）といふ著しい激增を示してゐる。此事情は日本の五年度一般對外貿易が爲替安定の結果圓相場の上に現はれた變動と關連して內地の對外貿易に於て二割四分植民地貿易を加算して一割九分の減少を示してゐる。一般情勢と對比する時は誠に日本の爲に良好なる條件をなすものとして注目に値する。

八、特別中間年度の日ソ貿易

ソヴエート經濟年度は例年十月一日に始まり翌年九月末に終る慣例であつたが一九三一年度よりソヴエート政府の決定に基きソヴエート經濟年度は全經濟部門に於て其始期を一月一日に變更される事となつた。從つて一九三〇年十月一日より同年十二月末（昭和五年十月―十二月）に至る期間は何れの年度にも屬せぬ獨立の中間期として取扱はれる。此中間に於ける日ソ貿易は駐日ソヴエート通商代表部の發表によればソ聯邦より日本への輸入五、一二五、〇〇〇圓日本よりソ聯邦への輸出二、五一〇、〇〇〇圓、總輸出入總額は七百六十三萬五千圓に達してゐる。

九、昭和六年の日ソ貿易

イ、日ソ貿易の轉機

一九三一年度（昭和六年一月より十二月に至る）日ソ貿易は、駐日ソヴエート通商代表部の發表によれば、日ソ兩國輸出入總額は二千五百三十八萬三千一百五十九圓にして、前年度の四千一百八十四萬一千圓に比し、實に一千六百四十五圓七千八百四十一圓の激減を示してゐる。これを輸出入別に示せば

	一九、九一九、五二一
ソ聯邦より日本へ	一九、九一九、五二一
日本よりソ聯邦へ	九、四六三、六三八

となり、前年度（一九二九年十月一日より一九三〇年九月三十日）に比較すれば、日本への輸入三百七十四萬五千四百七十九圓、輸出一千二百七十一萬六千三百六十二圓を減じてゐる。

更に一九二九年（一九二八年十月一日より一九二九年九月末日に至る）に比しても日本へ

の輸入に於て六百八十四萬四千四百七十九圓輸出に於て五百六十五萬九千三百六十二圓、總額一千二百五十萬三千八百四十一圓の減少を示し、一昨年迄は極めて順調に發展し來れる日ソ貿易の昭和六年度の實績は一九二八年前の狀態に逆轉したことは注目に値する。

國交恢復以來別表の如く逐年輸出入とも上向線を辿つて來た日ソ貿易が昭和六年において急激に下向した事は何といつても日ソ國交恢復以來の出來事である。然し昭和六年における日ソ貿易の不振は兩國の有無相通ずる經濟關係の原則に何等かの根本的な變調が現れたからではなくて日本の對ソクレヂット設定が對外貿易の發展の根本的な契機として現はれて來たに拘らず、之が解決されなかつたためであると言つても敢えて過言ではなからう從つて玆でクレヂット問題の重要性については數言費すのも無駄ではあるまい。

ロ、クレヂット問題

元來露國の外國貿易は從來舊式の農民經濟を國家經濟の基礎として來たその經濟的特殊性の故に自國への輸入は皆長期の延取引によるを商習慣として來たが、之はソヴエート・ロシヤに於ても、何等の變改を見なかつたばかりか、ソヴエートロシヤに於てはその國家經濟の再建と工業化のため莫大なる資金を必要とするにも拘らず、資本主義諸國は何れも例外なしにソヴエートへの金融を拒否しつゝあり、從つてソヴエートにおける輸入貿易へのクレヂットは外債難を僅かに緩和する爲の商品借款に相當するのである。そこでこのクレヂットは出來るだけ長期であることを必要とし、そのために一定の利子を支拂ふことを敢て辭せない立場に置かれてゐる。卽ち價格品質其他の條件も勿論重要であるが、それ以上に現下ソ聯邦對外注文の要件をなすものは、クレヂットの期間が長期であるといふことである。ソヴエート市場に進出するためにはこの長期クレヂット設定の條件を具備する事が絕對に必要となつてゐる。獨逸及伊太利が昭和六年において何れも數億馬克又リラの對ソクレヂットを自國政府の保障の下に設定して對ソ貿易の發展に努めたことは、之又發展を望めないことは云ふまでもあるまい。

然るに我國においてはこの絕對必要な條件が今日まで備はらない。昭和五年八月公布實施された輸出補償法は、ソヴエートを主たる對象としてゐるが、而も補償金額餘りに過少であつて其利用價値に乏しく成果を擧ぐるに至らなかつた。ところへ持つて來てソ側では極東露領五箇年計畫の進行と共資金費用の增大の爲日本に對して五千萬圓程度の各種物資注文を條件に從來よりも更に長期にして遙に多額のクレヂット設定を要望して來たこれは別揭の如く我國において可否交々の論議捲き起り、一面漁業問題等とも絡まつて、政治問題化するにさへ至つた。當業者並に商工省當局は殆んど例外なしに之が設定による本邦貿易の振興を希望してゐるが、漁業關係政治家や、反ソヴエート的有力者方面における反ソ並に、未曾有の經濟恐慌による政府の赤字問題財政整理等と關聯し、更に內閣更迭重要問題山積により、結局その設定を見ずして終つたのである。

ところでこれが解決されなければソ聯邦の對日注文は極度に制限され、今後益々衰退を見るの外はあるまい。日本への輸入は直接クレヂットと結びついてゐないとは云へ、取引の相手がソ國といふ特殊な國家であり、且つ輸出が極度に不振である場合、之又發展を望めないことは云ふまでもあるまい。

このクレヂット問題は勿論昭和六年に始めて出現したものではない。從來といへども對ソ貿易上の主要問題であつた。しかし、日ソ兩國における客觀的情勢が今年程尖銳な形でクレヂット問題を前面に押し出した時期は曾てなかつた。

昭和六年の日ソ貿易關係に大きな行詰りが現れて來たとするならば、それは云ふまでもなく、この尖銳な現れをとつたクレヂット問題が未解決であつた爲である。

これが昭和六年日ソ貿易關係の最も大きな特殊性であつて、本邦對ソ輸出品の大宗たる漁網並に漁業用品の輸出激減、綠茶輸出の著

しい遲延と行惱み、等を始め主として我輸出貿易に現れた一聯の停滯と不振は皆この特殊原因に災ひされたものである。

ソヴエート聯邦からの注文に對して長期の信用を設定する所謂クレヂット問題は、昭和六年から七年へかけて、日ソ貿易の中心問題となり、更に關係局及當業者方面だけでなく本邦の政治問題にまでなるに至つたし、且今後の日ソ通商關係を左右する重要問題の一つなので此問題の經過についてその概要を記述することゝする。

元來この問題の起りは昭和六年六月駐日ソヴエート大使トロヤノフスキー氏が當時の幣原外相と會見の際、若し日本側が信用を設定して呉れるならばソヴエート聯邦では當面約五千萬圓の註文を日本に出すことが出來るだらうといふ意味を非公式に話したことに始まる。

そこで非公式とはいひ乍らソ側の責任者が日本側の責任者に向つて提起した話であり、世界不況のため海外市場の梗塞した日本としては聞き流せぬ提言なので、之は直ちに閣議でも話題となり、櫻内商工大臣なども相當乘氣になつた。

一方日本側當業者の間にこの問題は一層大きな反響を呼び起し、大阪日露貿易協會、神戸對露貿易協會の二團體は眞先にトロヤノフスキー大使の出席を求めて、ソ側の眞意を糺し、それぞれ政府當局に向つて、對露クレヂット設定のため政府の決意と助力を促し、又東京では日露協會の主催で昭和六年六月十二日ト大使を招き、島田商工次官、松村農林次官民間側から三井、三菱、住友、古河、大倉以下の有力會社、朝鮮銀行等の代表者參集してクレヂット問題を中心とする對露貿易促進懇談會を開催した。

勿論クレヂットの內容及びその注文の品目等については何等具體的細目が決定されてゐた譯ではないが、昭和六年に入つて獨逸・伊太利の兩國が政府補償の下にソヴエートに設定した數億馬克乃至リラの長期クレヂットと大體同樣の條件がソ側では希望されて居り、又其品目としては、

(一)電氣設備、(二)新造船—帆船、汽船、曳船、タンク船、オイル・バージ、浚渫船等、(三)既成船舶、(四)船舶用發動機、(五)製罐用ブリキ、(六)珠油設備—鑿井機、ポンプ、パルプ等、(七)鐵道建設材料—レール、機關車、客貨車等、(八)オリガ灣築港設備、狹軌鐵道、起重機、浚渫船等、(九)オリガ附近鐵鑛採掘設備、シヤフト等、(十)化學工業品—亞硇安、樟腦等、(十一)銅一萬噸

砒酸、沃度、硫安、

本邦當業者としては市場難に喘ぎ對外貿易は全般的に極度の行詰りに逢着し、之が未曾有の經濟不況の最大原因となつてゐる際として約五千萬圓の新規注文は棚ボタ式の快報であるので、二つ返事で之に應じたいのがその眞意であるが、何分にも長期クレヂットの設定はさらでだに金融難に陷つてゐる當業者の最も苦痛とするところであり、大多數の中小商工業者は事實上之に應じ得ない經濟事情に置かれてゐる。その邊の事情を今少し說明してみよう。

最初我國からソ聯邦への輸出は三箇月期限付約手形であつたが、其後六ケ月に延び、次いで九箇月となり、更に一年と順々に延びてゐる。我國の銀行は概して、ソヴエート通商部の振出した手形の割引を喜ばぬところへ手形の期間が段段長くなることは、一層歡迎しない事となり對ソ關係當業者はソ側の手形を相當の期間手許に死藏する外ないことゝなる。これは運轉資金固定の意味で當業者の最も苦痛とするところであり、結局當業者は商賣はしたいが金融がつかぬため手を引かざるを得なくなる。かうした事情の下に在日外國貿易會社にソヴエートの註文を取られた例も少くない。

加ふるにかうした純經濟的原因の外に關係當業者は種々の政治的原因のため、銀行始め財界方面でソヴエートの信用狀態を不安視する傾向が頗る強いのに惱まされてゐる。ソヴエートとの通商發展過程に於て發生したかゝる難關を突破する唯一の手段は、政府自身が當業者の對ソ信用保障乃至補償を與へることである。

かゝる必要に迫られて、昭和五年八月から政府は輸出補償法を制定し、對ソ輸出にも之を適用することゝなつたが、何分にも政府の補償金額が餘りに過少で、昭和六年度の政府の補償金額一百八十七萬六千圓中對ソ輸出に振當られたものは一百萬圓に過ぎず、かゝる少額を以てしては昭和五年度に已に二千萬圓を算する日本の對ソ輸出の金融を保障しえないことは云ふまでもない。

そこで新たに提起された約五千萬圓の新規クレヂット設定に當つて何よりもの先決條件となるものは、政府が對ソ輸出補償法を改訂して補償額を擴張する事である。

三井、三菱、住友、大倉、古河始め本邦有力實業會社の大部を網羅する對露輸出組合では第一線に立つて該問題解決のため努力し來り、現に對ソ貿易振興會なる新團體をつくつて目的貫徹に努め來つた。對ソ貿易振興會の特別委員は左の諸會社(個人に非ず會社名義)である。三井物産、三菱商事、大倉商事、古河電氣、浦賀ドック、池貝鐵工所、日立製作所、八坂商事、其の外對露輸出組合常務理事今井政吉氏が幹事に任ぜられてゐる。

ところで對ソ貿易振興會は政府當局に對して、如何なる方法と內容により對ソ輸出補償問題を解決せんとしてゐるかといふに、その大要左の如し。

一、補償金額

政府の補償金額を最高四千五百萬圓の範圍まで增額せられたきこと

從來の我國對ソ輸出額は二千餘萬圓に達してをり、今後當業者の努力次第でこれと增加を期待しうるが、まづ其中

政府の補償による分を一千萬圓と見て、

其後の期間に付月二厘五毛となつてをり、之は五分弱の割合に當るのである。當業者は此補償料を政府に支拂つた上銀行の方へは別に割引料を支拂はねばならぬから、兩方を合すと當業者の負擔は比較的重くなり、それが爲商談の成立を妨げないとも限らぬから、諸外國の例をも參酌して補償料は大體右に述べる程度に引下げて欲しいのである。

二、補償限度

補償限度を七割五分まで擴張せられたきこと

目下實施中の補償法によると政府の乙種補償は六割であつて、今其補償手形を銀行で割引くことになると銀行は手形額面の六割だけは割引依賴者に與れるが、殘

の四割はマーヂンといつて、銀行が萬一の場合に備へるため割引依賴者の名義で假に七割五分の損失補償を與へるものとすれば、取引高に對する政府の補償金額は四千五百萬圓となる譯である。

三、補償料

補償料は最初の一月に付月一分共後の期間に付月一厘五毛とせられたきこと

現在の補償料は最初の一月に付月二分、

あつて、諸外國の例を調べてみても七割五分の補償は必ずしも其實例に乏しくないのである。

四、損失補償金

損失補償金は公債を以て交附する法を採られたきこと

現行法に從ふと補償手形が期日に至つて不渡となつた場合、政府は補償限度まで現金を以てその責を負はねばならぬ。從つて萬一の場合に備へる爲政府は豫算の上において、之に相當する支出の準備が必要であることは云ふまでもないのである。かゝる關係から政府の損失補償は豫算と大關係があつて、補償額が增加すればそれに對する豫算も亦增加するのは當

然で、今若し現在の補償金額百八十餘萬圓を最高四千五百萬圓程度まで增加すれば、勢ひ多額の豫算を必要とすることになり、實現にやゝ困難があると思ふので之を避ける意味で、萬一の場合は交附公債に依つて救濟するといふ方法を政府に希望するのである。

民間貿易業者が右の如き具體案を以て極めて熱心に對ソ輸出補償利の改訂による對ソ貿易の發展を要望し、之が爲種々奔走してゐるに對して、本邦對ソ漁業家は兩國漁業關係が圓滑を缺き、ソ側漁業が急進出を遂げつゝある事實と關連して、日本が若しソ側に應じ五千萬圓もの新規クレヂツトを設定するとすれば、それはむしろ敵に武器を與へるものであるとの意嚮をもつて概ね反對の態度をとつてゐる。この事實は政界の方面にも反映し、例へば貴族院公正會の如きはクレヂツト設定に對し、明かに反對態度を取つてゐる。

一方若槻民政黨内閣の補償問題に對する態度は、その商工資本家擁護の立前から著しく肯定的に傾き、昭和六年七月三日、日本工業クラブに開催の日露貿易懇談會の席上、櫻内商工大臣は答辯中「若し諸君が熱心にクレヂツト設定のために運動されるなら、私も微力乍らお力添へを辭せぬ」旨述べ非公式乍ら政府主務當局としての態度を明示した。爾來商工省貿易局が主として此問題にあたり、財政難の今日如何なる方法をもつて現行輸出補償法を改訂し、當業者の要望に添ふべきかを研究に努めた結果、十一月末に至り愈々立案を見、貿易局參與官會議に附議成案を得、商工省議の贊同を經て、原案を大藏省に廻附したのである。

同案の内容左の如し。

一、政府補償額は三千六百萬圓として、輸出額の六割を保障す。從つて六千萬圓の注文を引受けることが出來る。

二、補償の財源は、交附公債によるが、決算が從來通り圓滑にゆけば公債の必要はない

三、公債の利子は當業者の補償適用の際徵收さるべき補償料を之が一部に充てる。

即ち同案によると萬一ソ側の支拂に支障が生じた場合にのみ交附公債を發行して補償するものであるから、何等國家の豫算に負擔をかける譯ではなく、此點赤字時代に處する方法としては最も賢明にして、又ソ側にしても支拂義務に支障を來すが如きことは從來の實例に徵するも全く存すまじく、此點頗る名案と評するを得やう。同案は現行輸出補償法の改訂法案として、第六十議會に政府から提出せられ、假へ貴衆兩院の一部に對ソ政策上反對意見があるとしても結局は通過して昭和七年四月一日から實施に入るものと豫想され、而して當業者方面でも大體において同案に滿足し、對ソ貿易の打開は既定の事實と目されるに至つた。然るに昭和六年十二月中旬突如として若槻内閣の桂冠となり、之に代つて犬養政友會内閣の組織を見たことは、新内閣の前内閣に比し對ソ親善政策により冷淡なると、前記改訂法案の上提さるべき第六十議會が解散を不可避とする情勢にあるとの二つの理由により俄然同案の前途には暗翳が投ぜられた。尤も一部には新内閣といへども三井、三菱始め一流資本家の希望する輸出補償擴張なら敢て反對すべきものであるまい、否恐らく此點では前内閣の方針を踏襲するに違ひあるまいとの意見が行はれてゐた。

十、昭和七年の日ソ貿易

イ、減退を續ける日ソ貿易

日ソ貿易は一九三〇年(昭和五年)迄に絶えず增加してゐたが、一九三一年になつて一轉して日本仕向が前年の二千八十八萬四千圓から一千五百九十二萬圓に減少し、一方日本の對ソ仕向は前年の二千五百三十三萬六千圓から八百七十五萬九千圓に激減し、更に一九三二年度はこの傾向に拍車をかけた。即ち一九三二年度(昭和七年一月一日——同十二月末日)一年間の日ソ貿易は、駐日ソヴエート通商代表部の發表によれば次の通りである

日本への輸入　三二、四三五、〇〇〇圓
ソ聯邦への輸出　一四、四四四、〇〇〇圓

この外、ソ聯邦は貿易外勘定として一九三二年度に於て日本汽船傭船料三百二十三萬圓と日本勞働者雇傭料百萬一千圓を支拂つた。

この二費目を輸出入の總額に加算すれば、一九三二年度の取引總額は次の如くになる。

(單位千圓)

日本への輸入	三二、四三五
ソ聯への輸出	一四、四四四
日本汽船傭船料	三、二三〇
日本勞働者雇傭料	一、〇〇一
計	五一、一一〇

然し此の五千百十一萬圓の總額の中には、二千四百八十七萬七千圓といふ利權と租借企業に關する輸出入額がある。即ち二千五十八萬四千圓は日本への輸入、四百二十九萬三千圓はソ聯邦への輸出である、一九三二年度に於けるソ聯邦より日本への輸入を前年度に比較すれば、次の如くである。(單位千圓)

	一九三一年	一九三二年
木材	六、八八二	四、五三三
魚類及海産物	二、七八二	一、六五二
石油類	一、九六二	二、四二二
化學製品	一、三〇六	四四四
白金	一、二三六	一、二六五
畜産物	三〇四	二五
サントニン	八〇一	四〇〇
滿俺鑛	二	三一八
亜鉛	一四五	四七
屑金屬	一八一	七六
其他	三一八	六七一
計	一五、九一九	一二、八五二

右表の如く、ソ聯邦より日本への輸入總額は、一九三一年度に比し約四百六萬七千圓。即ち二六%の減少を示した。

日本よりソ聯邦への輸出は、一九三二年度に於て前年度に比し次の如き變化が生じた。

(單位圓)

	一九三一年度	一九三二年度
船舶及金屬製品	三、九六五、五四五	二、八三八、八〇二
綿製品綱、ロープ等)	二、九八六、五二一	九九四、〇七五
茶	八〇三、四三二	一、二三七、〇五八
電氣設備品	二六三、三九二	五九九、五四〇
食料品	一七八、八四七	一四九、一八二
藁製品	二三、六五二	六二、二四五
其他	二〇一、〇九七	五九、一五一
傭船料	三、一三〇、三四八	三、二三五、〇〇〇
日本勞働者雇傭料	一、六四三、七三二	一、〇〇一、一三一
計	一三、九二四、一〇八	一〇、一一二、六三一

右の表に於て示す如く、一九三二年度の日本よりのソ聯邦への輸出は前年度に比し、傭船料及び勞働者雇傭料を含め、約三百九十六萬圓即ち二七%の減少である。この合計金額の減少は、日本で購入せる或る商品の價格變動並に仕入の全般的減少に因るものである。

ロ、對ソクレヂツト擴張問題其後の經過

犬養内閣の態度

若槻民政黨内閣に次いだ犬養政友會内閣が前述した輸出補償改訂案を踏襲するや否やについて危ぶまれるに至つたが、第六十議會は昭和六年一月休會明け早々解散となり、内には總選擧、外には滿洲上海事變の全面的重大化と、大問題山積して政府としても對ソ輸出補償問題どころではなくなつた。

然るに總選擧の結果は政友會の大勝となり内閣の位置だけは落ちついたが、三月十八日より開會の第一次臨時議會は何分にも僅々五日間といふ短期のため、假りに政府が同案を採擇するとしても之を臨時議會に提案する望みなく、結局五月開催の第二次臨時議會に採擇上程されるのを待つ外仕方がなくなつたのである。

ソヴエート側としては國内經濟關係からも亦滿洲事變による日ソ關係の複雜化からも是非此際クレヂツトの設定を希望し、一月十日不侵略條約問題でトロヤノフスキー大使が犬養兼擔外相を訪問した際にも附帶的にクレヂツト問題について希望するところあり、又三月上旬新任駐日ソヴエート大使館參事官スピルワネク氏がト大使の意を受けて新任挨拶旁々前田商工大臣を訪問した際にもクレヂット問題に言及して、日ソ經濟關係發展のため此際是非クレヂツト設定に關し特別の盡力を乞ふ旨を述べ、之に對し商相は「之については犬養首相よりも話があつたし、主務省當局としても目下折角研究中である」旨答へた由である。

かくて犬養内閣による對ソ輸出補償擴張は來るべき第二次臨時議會への上程如何を中心として依然として、謎として殘されたのである。

齋藤内閣の態度

然るに犬養首相は、第二次臨時議會を眼前に控へ、昭和六年五月十五日帝都を騒がした所謂五・一五事件のため突如兇刄に倒れ、犬養政友會内閣は總辭職の止なきに至つたのである。新に生れた齋藤非常時内閣が對露輸出補償擴張問題に對し如何なる政策を採つたか又今後採るであらうかを述べて見よう。

先づ第一に、組閣早々開會された第三次臨時議會において該問題がいかに決定されたかを述べることゝする。

五月廿三日開會された第二次臨時議會の協賛を經たる豫算外國庫の負擔となるべき商工省所管の輸出補償金の契約を要する件は、六月十八日公布されたので、商工省では即日これが實施の準備に取りかゝつた。即ち、今回の輸出補償金は前年度分に九十三萬四千圓を増額して總額二百八十一萬四千圓となし、昭和七年度以降二ヶ年度内において國庫の負擔となるべき契約を昭和七年度において結び得ることになつた。因に商工省發表によると昭和七年四月一日より同年十二月三十一日に至る滿九ヶ月間の輸出補償實績を同補償法施行以來の過去三年の實績に比較すると左の通りで、昨年のソ聯邦手形に對する補償は補償手形買取總額の四割七歩を占め、五、六年は孰れも五割以上に達した。而して補償契約限度は昭和七年が二、八二四千圓、六年が一、八七六千圓、五年が九三八千圓で、契約銀行は正金、臺銀、川崎第百、山口、鮮銀、北拓、北海道、敦賀廿五、大垣、共立、加能合同、加州、名古屋の十二行であつた。

一方輸出補償法施行規則の改正以來規定解釋上疑義を生じ懸案になつてゐた對ソ輸出手形の期限問題が解決した。即ち對ソ輸出契約は年を逐うて其の支拂期限が延長され、昭和六年末に至つてソヴエート側は契約の種類により一年以上の延拂を要望するに至つたので我が當業者は之が唯一の金融の道なる政府の輸出補償の適用によつて融資を受くる外なく對露輸出組合は商工省に對し折衝中であつたが、其の結果ソヴエート通商部振出手形は改正規則第四十四條の二の規定により商工大臣の承認を得て支拂期限十二ヶ月以上十五ヶ月に渡る場合と雖も最初の三ケ月間を經過してから、即ち補償適用の時期より支拂滿期日が一年以内なるときは商工大臣の承認を受け補償手形として受命銀行に融資を取扱はしむることになつた。

しかしながら對ソクレヂツト期限設定問題は未解決の儘持越されるに至つたのである。

昭和八年の日ソ通商關係

昭和八年度(一九三三年)の日ソ貿易は前年即ち昭和七年度(一九三二年度)のそれと比較するに、先づ日本大藏省發表にかゝる資料によれば(單位千圓)

	一九三三年	一九三二年
輸入	三七、〇二八	三一、四三五
輸出	一三、六六五	一四、四四四
合計	五〇、六九三	四六、八七九

にして、前年度に比較すれば輸入に於て増加を示し、輸出に於て減少し、輸出合計約四百萬圓の増額となつて居る。然るに右大藏省發表の統計中には、邦人露領漁業並に北樺太に於ける石炭、石油兩利權關係の輸出入をも包含するを以て、換言すれば邦人の經營する露領漁場、北樺太石油及鑛業兩會社の現場への送り込み物資等は對ソ輸出と見做し、同時に内地に仕向けられた漁獲品、石油、石炭等をも對ソ輸入として計上されてゐる。より嚴格な意味より言へば、前記の數字は、ソ聯邦を相手方とする純輸出入貿易と見る事は妥當を缺くのである。

故に上記利權關係並に傭船關係等を除きたる純輸出入貿易を駐日ソヴエート通商代表部の發表について見るに左の通りである。(單位千圓)

	一九三三年	一九三二年
輸出	五、二六三	五、九二〇
輸入	一五、〇五二	一一、八五二
合計	二〇、三四五	一七、七七二

で大藏省の發表に比すると輸出入合計で半數以下の減額であるが、昨年度の純貿易に對して、僅か乍ら二百餘萬圓の増加を示してゐる

一、ソ聯邦駐日通商代表部發表

之れをソ聯邦駐日通商代表部發表の資料により各品目に別ちて昨年度と比較すると次の如くである。(單位千圓)

△對日輸出品目別	一九三三年	一九三二年
農業生産物總額	一、九九五	一、八九六
(内譯)		
一、農産物	七二	九二
一、漁獵生産物	一、九二三	一、七〇四
工業生産物總額	一三、〇五七	一〇、〇五六
(内譯)		
三、木材	三、五三一	四、五三三
四、食料品	三七	一三二
五、鑛産物	七、七一八	四、八五一
六、其他工業生産物	一、七七一	五四〇
輸入合計	一五、〇五二	一一、八五二
△ソ側輸入品目別		
七、食料品(茶・麥粉・レモン・ネーブル)	一、八三三、〇	一、三七六
八、畜産物	九、三	—
九、木材植物種子	一、三	六四、八
一〇、燃料(石炭)	一四六、二	〇、八
一一、化學原料及製品	四、九	四〇
一二、船舶金屬金屬製品	一、六九二、七	二、八三九
一三、電氣用品及精密機械	六〇、二	五四〇
一四、紡績品及同製品(漁網・綿糸・トワイン類等)	九七三	九九四
一五、其他	五七二、四	五六
輸出合計	五、二九三	五、九二〇、六

即ち、右表を見るに、昨年度の貿易に於ては前年に比し輸出に於て約六千二十萬圓を減じ、輸入に於て約三百二十萬圓を増加し、結局輸出入總計に於て二百五十萬圓の増額を示してゐる

二、ソ聯外國貿易人民委員部發表

以上は駐日ソヴエート通商部の發表にかゝる資料に基いて見た所であるが、更に外國貿易人民委員部の發表による一九三三年度の日ソ貿易全貌を見ると左の通りである。

(單位—數量噸、金額千留)

	一九三三年十二ヶ月間 數量	金額	一九三二年同期間 數量	金額
△對日輸入				
合計	六三、七一九	七、三四七	一三、一五八	四、七八六
米	一、五五一	一七	七	一
緑茶	三、六八三	七九三	二、五三八	一、二四五
砂糖及同製品	一九一	一六	—	—
其他食料品	一〇、三三〇	九六八	四三五	一五一
種物	三七九	一四	〇、二	三
石炭	一五、〇〇三	八一	—	—
ゴム製品	一七	一九	—	—
化學製品	七九	三五	三六	一〇
植物性油	三五	二〇	—	—
染料	五四	一八	—	—
合鐵金屬	八〇六	五一	七二	四三
銅及亞鉛	五	二	二四五	一〇一
鐵製品	七三	二三	一三四	四七
鈸力製品	五、四二〇	一、〇五〇	六七三	三五三
各種索繩	一九六	八	八〇	八
索繩製品	二七四	五九	一〇〇	一七
手工業器具	二六	二	—	—
機械及器具	四、五	二五四	四〇四	四五八
機械部分品	四、六四八	一、一八五	二八	八二
トラクター	三	六六	—	—
船舶	一、〇三三	一四〇	二、九四九	六七六
電氣機械器具	一四	一五	一	六
用紙	四四	三四	八	一六
綿糸	二四	一三	四五	五一
漁網及麻製品	二、五五九	七四五	二、一三三	一、三七四
其他	九、一五四	一、二七三	一、六五三	四六九
△對日輸出				
合計	七四七、八四九	六、九三三	七三一、三六一	八、七三六
小麥	一二五	四	—	—
甘草	二〇五	二六	二六	五
藥種原料	四三	二九	一	四、四
其他農業品	一	五	一、三	四〇
皮革	五	二	二〇	一〇

死鳥	〇、五	〇、三	—	—
獸骨	三	一	三七〇	九
其他畜產品	七	一二四	一三	一二五
毛皮	四八	四二	二〇	二〇一
魚類	一八、三二七	一、三三三	九、七九二	七九〇
黑筋子	二	七	二	九
筋子	五一八	一五〇	一三六	三三
其他漁獵製品	一、四八〇	一二一	一、三三三	一四四
挽材	一九、八五五	三三一	三、八〇一	六八
ベニヤ板	三〇三	二〇	二八	二
其他用材	二五、二一五	七九六	三三一、六八三	一、八三三
木材乾溜品	七四	一〇	—	—
豆粕	一、七二一	四三	七〇九	三七
罐詰	三、〇五六	四三四	四〇	一三
煙草	八	三	三八	三三
澱粉製品	九二三	三六	一、一〇〇	六六
葡萄酒	二	二	六	〇、三
菓子類	五五	二	五四	一八
其他嗜好品	四三	七	七三	六
滿俺鑛	四八、五六五	三九九	六、八〇七	五七
石綿	二、四四八	二七八	一、一三五	一六四
石炭	一八一、二九三	五八五	一〇五、〇七二	四五三
石油	三六六、四四三	三、五七〇	三六八、〇三四	五、三五四
其他鑛產業	二、一〇一	四三	四、二〇一	一四九
曹達	三、五二三	一三一	四〇	二
香料	三	一	五	四
燐寸	四八	八	一一九	三
陶磁器硝子	四七一	二八	一三六	九
織物	二八	三五	一三三	一七六
手工藝品	二七	六	三三	三
電氣製品	三	七	—	—
古金屬	一、三三四	一七	六、七九一	八〇
骨膠及骨粉	六〇	五	一五	〇、三
糸	一九	二七	六	九
コークス製品	一〇	二	—	—
化學藥品	一七三	七九	一、〇三四	九八
映畫	〇、一	一	〇、四	五
其他工業製品	二八二	三〇	三三、六	八五、四

右外國貿易人民委員部の發表は前掲、日本大藏省の發表乃至ソヴエート通商代表部の發表とは非常な相違を示してゐる今便宜上之等數字を列記比較すると左の通りである。

三、三統計の比較

◎大藏省發表 (單位千圓)

	一九三三	一九三二
輸入	三七、〇二八	三二、四三五
輸出	一三、六六五	一四、四四四
合計	五〇、六九三	四六、八七九

◎ソ聯通商部發表 (單位千圓)

輸入	一五、〇五二	一、〇五二
輸出	五、二九三	五、九二〇
合計	二〇、三四五	一七、七七二

◎ソ聯貿易人民委員部發表 (單位千圓)

輸入	九、一二四	一〇、〇九九
輸出	七、三四九	四、七八六
合計	一六、四七三	一四、八八五

以上三種の統計を對照して見ると三種共數字の異つてゐる事は誠に止むを得ない次第であるが、我が大藏省發表の統計中には北洋及北樺太利權區域への輸出入品をも計上してゐる事は前述の通りである。而して同じくソ側の統計によるもので通商部發表のものと外國貿易委員部發表のそれとの差異に對し、在京ソ聯通商部の説明によると第一圓貨とソ貨との相異即ち、外國貿易委員部作成の統計は留貨で計上されてゐるから其處に相當の開きが生じるのである。尙又通商部で作成の統計は輸出入共實際金錢の出入を基礎としてゐる。換言すれば手形で購入した露國側への輸入物資は手形の期限が來て支拂を完了したもの丈けを計上してゐるに反し貿易委員部の統計は輸入の場合、手形買付け物資を其の儘計上し輸出に於ても現地積出し終了の分を算入してゐる。斯くの如く計算の基礎が異つてゐるからとの事である。

昭和八年の對ソ海運實績

神戸のソヴエート傭船部ソヴ、フラフラトは三月末から八年度のカムチヤツカ漁業用の送り込みの對日傭船引合を開始した。八年は同方面に使用し得るソ聯邦の自國船が數隻增配されるので、日本船の傭入が減退するのではないかと見て居る向きもあり、一方ソ國の經營漁場が七年に比し鮭鱒漁區三十一ケ所、カニ漁區四ケ所合計三十五ケ所增加して、總漁區數三百九十二ケ所となつたのであるから全漁區が經營されるとすれば、從來よりも多數の傭船を必要とする譯で、我が船舶界の注目を惹いた。

而して四月に入り、カムチヤツカ出漁期に際して神戸駐在ソヴエート船舶部は取敢へず函館又は門司渡しを以つて日清丸を一日七百三十圓、羽後丸八百二十圓、暮山丸、夕映丸八百圓で傭入契約を結び、引續き五六千噸型の引合に入つた。

一方ソ聯では自國船腹充實の爲め、極東用としてレーニングラードで三千噸級客貨兼用船四隻を建造し、最近沛鹽に廻航したのを初め旣報獨逸から八千噸級貨物船七隻を購入しロゾーフスキー號船長コンドラシヨーフ氏が廻航委員として旣に受渡を了し、何れも沛鹽に廻航し、本年度の北洋航路に就航せしむる模樣であるから、果して本邦船はどの位傭船するか見透しがつかなかつた。併し大體に於て昨年の二十三、四萬噸は傭入れるものと見られてゐる。然るに其の後神戸駐在ソヴエート船舶部に達した情報によると、先きにソヴエート商船隊が獨逸で購入した八千噸型中古船七隻の中、四隻は極東方面に廻航の上、直ちに木材運送及漁場送込に配船される事となり、其他ソ聯傭船が雇船した外國船は十七隻に達し、其の大部分は上海で契約したと報じてゐるが、日本側の調査では眞疑不明である。

而して八年度に於けるソ聯邦の邦船使用の實續を見るに、先づカムサツカ方面漁場用に傭船された所謂一噸につき一日幾何といふ傭船と沿海州及樺太方面に使用された百石幾何を標準とした材木積取船とである。

八年度北洋漁場に使用された前記傭船は二月二十九日の成約を初めとして僅かに左の十隻であつた。

船名	重量噸數	傭船料(一日に付)
羽後丸	五、五二八	八三〇
日清丸	四、六六〇	七四〇
夕映丸	四、九三〇	八〇〇
吳山丸	四、九三八	八〇〇
神變丸	六、四三六	八七〇
神盛丸	六、八〇〇	八八〇
どうば丸	四、九〇三	七〇〇
第六大星丸	五、五〇四	七〇〇
平仁丸	六、六六九	七五〇
大童丸	六、九三〇	七八〇

合計十隻五萬七千三百六十九噸で內傭船日數の最長は羽後丸の七十五日間、最短日清丸の三十八日間で外は殆んど四十日乃至四十五日の短期間であつた。

之れを昨年の露國が漁業用に使用した日本船腹の送込、仲積、及切揚げとで合計三十八隻、二十三萬四千八百四十三隻に比較すると實に約四分の一といふ激減で、切揚げ船の如きは遂に一隻の傭船も無く、尠からず當業者の期待を裏切るに至つた。

次に木材積取船に關しては、五月十五日駐日ソ聯通商代表部と山下汽船との間に北樺太東西海岸積最低三十萬石を契約したのを皮切りとして六月に入つて更に川崎、島谷、村尾、巴組各汽船會社が各天正丸、朝陽丸、鵬成丸、喜多方丸を相前後してマゴ積を契約し、引續き沿海州方面積取りのため廣進丸、鐵山丸、泰仁丸、宇野丸、美崎丸等が沿海州、南、中北部に廻航され其の數十五隻に達した。

之等の各船は大體に於て北樺太百石百十二三圓ランチ一日千石を標準とし、沿海州で百三十圓見當及マゴ積は百九十圓內外で成約されたが、愈々積取の最盛期に及び外國船の進出が著しく目立つて來た。

卽ち主として、諸威船が最多數を占めソ國船及支那船之に次ぐ順序であるが、殊に諸威船は滿洲事變の影響により、南支方面に於ける石炭輸送事業の杜絕より生じた空船が比較的安價の運賃で廻はされたもので、之等の割込みは本邦船には多大の痛手であつた。

斯くして同年の十一月末に於けるソ領木材積取に使用された邦船の總決算を見るに僅かに、五十七萬七千餘石にすぎず、同年度出材總數九十九萬餘石內四十餘萬石は實に外國船によつて輸送せられた譯である。邦船としては矢張り山下川崎兩社が最多數を占め山下は北樺太西海岸に十九隻を配船して三十萬九千七百九十三石運賃合計約三十八萬九千餘圓を計上し、東海岸に四隻配船して六萬八千十一石を積取、運賃約七萬八千三百圓に達した。別にビレオ積とし、第二豐船丸を配船した川崎汽

船は專ら沿海州マゴ方面を擔當して十五隻を配船其他トリツプで配船せられた數隻の日本船があるが之れ等を總括すると運賃關係は左の通りである。

木材運賃

積地別	石數	運賃
北樺太西海岸	三〇九、七九三石	三八九、五〇〇圓
同　東海岸	六八、一二一	一七八、三〇〇
同上ステベ賃	—	二三、四八〇
沿海州北部	七三、三七九	八八、〇五五
沿岸マゴ其他	一三七、五六六	二六一、三三九
合　計	五八七、五六六	八四〇、六九四

而して前記、漁業用傭船料の五四七、五〇〇圓を加算して我が對露貿易外受取勘定として日ソ經濟關係に重要なる役割を演じてゐた對日傭船及海運賃も本年は兩者を合計して僅かに一、三八三、一九四圓といふ心細い數字に終つた譯で、之れを昭和七年度の木材積取運賃二、六二五、八二九圓、漁業傭船の二、五〇八、〇五一圓合計五、〇三三、八七九圓に比較すると實に四分の一弱の激減であり更に昭和五年度に於ける傭船數四、八〇〇、〇〇〇圓に對比すると誠に寒心にたへぬものがある。

十三、昭和九年の日ソ貿易

昭和九年一月以降十二月迄の對ソ貿易は大藏省の調査によれば、輸出入總額五千三百八十一萬四千餘圓にして左表の通り輸出は前年に比し六十五萬餘圓を減じ輸入は四百四萬八千餘圓を增加してゐる。而して本統計はカムチヤツカ並に沿海州に於ける邦人經營の露領漁業北樺太の石油、石炭利權企業用物資及び魚類、石油、石炭等の生產物をも含むもので純粹の日ソ貿易を取扱つてゐる駐日ソ聯邦通商代表部の統計に比し多大の差額を生じてゐる。（單位 圓）

△重要輸出入品目別金額

	昭和九年	同八年
△輸出の部		
米及籾	四八三、六〇〇	四一二、二五六
精糖	二八九、〇五九	五九二、三七五
罐壜詰食料品	一四二、八七九	一二七、七七二
紙類	五六、九六八	一〇二、二四二
鐵	三三〇、四一八	三三三、三六〇
鐵製品	九四一、五一〇	一、一八三、一六七
機械及部分品	一、二三九、四九五	一、三三八、九八五
△輸入の部		
石炭	二、六七〇、三〇一	一、九三八、五五二
木材	八二六、四六一	二、五九七、一四一
油粕	四、一八一	三二一、八五六

尙ほ輸出の部では綠茶、輸入の部では石油、白金、鑛物類が相當額を占めてゐるが本統計に揭げられてゐない。

	昭和九年	同八年
日本よりソ聯邦へ	一三、〇〇五、四九九圓	一三、六七五、三五八
ソ聯邦より日本へ	四〇、八〇八、五三五	三八、七五九、八六五
輸出入總額	五三、八一四、〇三四	五〇、四三五、二二三

十四、昭和十年の日ソ貿易展望

昭和十年卽ち一九三五年上半期（一月より六月まで）に於ける日ソ貿易間の取引總額はソ聯邦外國人民委員部關稅局の發表によれば三、九一七、〇〇〇留に達し、その內譯はソ聯邦より日本への輸出二、四七一、〇〇〇留、日本よりソ聯邦への輸出は一、四四六、〇〇〇留である。右關稅局の調査に基いて品目別に輸出額を示せば左の如くである。

品別	輸出（ソ聯邦より日本へ）數量（噸）	金額（千留）	輸入（日本よりソ聯邦へ）數量（噸）	金額（千留）
燕麥	—	—	四〇	三
米	—	—	二〇	〇・五
澱粉製品	—	—	〇・一	〇
碾割麥	—	—	七	二
種子	—	—	一〇、四五四	四〇〇
野菜及茸類	—	—	八三	三
護謨・樹脂其他	—	—	二	二
胡桃類	—	—	一	一
鮮果	—	—	四六	八
茶	—	—	一、二〇三	二三〇
木材	八、五五六	七一	—	—
動物	—	—	一四	七
肉類	—	—	四四	三五
牛酪	—	—	七	九
魚類	五八三	三五	二	一
植物性油	—	—	二〇〇	二三
罐詰	—	—	一四	五
イクラー	〇・一	一	—	—

品別	輸出數量（噸）	金額（千留）	輸入數量（噸）	金額（千留）
酒類	—	〇・二	—	—
煙草類	〇・一	〇	—	—
皮製品	—	—	一	四
石炭	六三、八二一	八〇七	—	—
骸炭ベンゾール工業製品	（五三）	二	一	〇・二
石油類	一八、四六〇	三三	五〇	二
パラフイン	一〇〇	九	—	—
滿俺鑛	六、四〇一	二六	—	—
石綿及製品	一、四四四	九五	—	〇・三
セメント	—	—	三、一九七	一〇三
クロムピツク	一五	二	—	—
硝子及硝子製品	—	—	八	—
陶磁器	—	—	一	〇
ゴム製品	—	—	一三	五
曹達	四五	二	—	—
サントニン	一	五一	—	—
化學藥劑製品	—	—	二	一
塗料	—	—	二	一
エーテル油、香料	—	—	四	四
肥料	〇・二	〇	—	—
紙類	一	〇・二	九	七
出版物	〇・三	〇・三	—	—
毛織物	—	—	一	三
綿糸及綿織糸	—	—	二八	二六
マニラロープトワイン類	—	—	一、二〇四	一九八
毛布、下着類	—	—	六	二九
綿織物	—	—	四	三
銑鐵	一五二、六三九	一、六九六	—	—
錫	—	—	二	一六
レール・鐵道用品	—	—	一六	二
黑色金屬製品	—	—	三五七	八一
電氣機械同附屬品	—	—	二〇	九
雜類	—	—	一三	三
起重機及運輸機械	—	—	四〇	三
內燃機關及部分品	—	—	一八	一四
トラクター	—	—	三	七
船舶	—	—	二八隻	八五
生活必需品	一、五一七	六四	二七	二
其他原料及半加工品	〇・一	四	一三	一七
其他	〇・一	六	一二三・三	四三・三
合計	二五三、八四八	二、四七一	三五、七一三	一、四四六

（註）登簿噸數合計百五十二噸

右はソ聯當局の調査による統計であるが、我が大藏省の發表せる十年度一月以降九月までの日ソ貿易總額は三千五百六萬七千四百五十七圓で二百五十五萬九千八百五十三圓の對ソ出超を示してゐる。昨年同期との比較精計を示せば左の如くである。

	昭和十年一―九月	昭和九年一月―九月
日本よりソ聯邦へ	一八、八一三、六五五	一一、八二六、三六六
ソ聯邦より日本へ	一六、二五三、八〇二	三二、六一四、九六八
輸出入總額	三五、〇六七、四五七	四四、四四一、三三四

更に、同じく大藏省の調査に基いて主要品目別に昨年同期との比較を試みれば左の如くである。

	昭和十年一―九月 數量 百斤	金額 圓	昭和九年一―九月 數量 百斤	金額 圓
米及籾	四〇、六七六	五三五、一三一	四六、一一〇	四五二、二二六
精糖	八、二一一	五四一、六一五	三六、九〇四	二六五、〇二四
茶	四六、三三〇	一、九八二、八九三	四一、六六八	一、二二三、二七九
罐詰食料品	二、九〇四	七三、七九六	四、五六五	一二二、〇二一
紙類	四九六	三〇、〇四七	八八〇	四三、六六四
石炭	一二、六一三	一八六、三三九	四三、七六七	五七六、六四一
鐵	五二、三五四	七二、三三一	一八、八七〇	三一五、二六四
鐵製品		七三六、九三七		九三三、五七三
機械及同部分品		五八二、五五八		九二八、〇八六
木材		五〇九、一八三		一、一三〇、二七二
△重要品目別輸入	百ガロン	圓	百ガロン	圓
礦油	二〇、〇一五	三〇四、三三五	五四九、四四七	六、二四五、一六八
石炭	四五、六二三	英斤六一八、一三七	一五七、五七九	二、一〇五、八〇五
鑛	八、五〇〇	百斤一〇 八六九	四五〇、三三六	八五三、一五〇
木材		一、三二七、〇四六		三〇一、〇〇〇

右表の示す如く昭和十年度（一月―九月）の日ソ貿易は著しく好調を呈し、殊に我が對ソ輸出はその地位を逆倒して前述の如き出超となつてゐるが、これは要するに北鐵代償物資の進出として特徵づけられるべきである（北鐵關係についてはその項を參照せられたい。）

最近日ソ貿易に關する報告

（一）日ソ關係の展望

貴族院議員
日露協會幹事長　倉知鐵吉

日ソ兩國和衷協同……最近に於ける日ソ兩國の政治的關係は大體に於て著しく好轉したと云つて差支ないと思ふ。勿論兩國が歩んで

来た過去の波瀾を顧みれば必ずしも平坦なるもののみではなく、時に多少の高低のありしは固より免れない所であるのである。併し總括して之を達觀すれば政治的に於ては慥かに良好に向つて來たに相違ないと思ふ。例へば曩きには我國の一部に於て日ソ兩國は立國の主義精神に於て到底相容れざるものであつて何れ遠からざる中には衝突を免れないものである、從て寧ろ早きに及んで我より彼に一撃を加ふる方が得策であると云ふ様な議論が行はれたのであるが、今日では最早此の如き說は全然消失して日ソ兩國は成るべく衝突を避け和衷協同して共利同福の實を擧ぐべしとの議論が一般に行はるるに至つたのである。

日ソ戰爭は痴人の夢……ソ國に於ても亦同様であつて是迄ソ國の革命記念日に於ける同國有力者の議論の如きも常に日本を敵視し日本を以て不倶戴天の仇と見る様な文句を用ひて居たのであるが、今や斯の如き說は漸次影を潜め最近に於けるソ國政治家の言說は全然日ソ融和論に傾きつつあるが如き有様である。斯くて日ソ兩國は次第に平和の方面に向ひ日ソの衝突または開戰等を主張し論議するものは今や却て兩國以外の外國にのみあるに至たのである。是は實に大なる好轉と云はねばならぬではないか。現に北鐵交涉の如きも永らくの間迂餘曲折を經、兩國互に大なる忍耐と歩み寄りによつて遂に話が纏まり最近慶でたく調印が出來たことは兩國關係の良くなつて來て居るといふ證左であると思ふ。而して此の重要懸案が首尾よく解決した上は兩國の關係は今後一段と明になり漁業條約の改訂北樺太石油交涉其他の重要懸案の如き將又兩國の境界委員設置、國境武備の制限乃至不侵略協定の如き諸問題も或は悉く圓滿なる解決を告げ兩國の政治的關係益々良好に向ふに至ることは必ずしも痴人の夢ではなからうと思ふのである。

逐年減退の日ソ貿易……政治的關係が右の如く好轉しつゝあるに反し甚だ不滿足なのは經濟的關係である。政治的關係には經濟的關係の援護が必要である。經濟的關係は兩國民の利害が一致し增進するに至らば之に伴ひ政治的關係は愈其好轉を促さるるのである。然るに今假りに經濟關係中商工業者に最も深き關係を有する貿易に付て見るも兩國貿易は年々歲々減退しつゝあるのであつて、更に何等の進歩をも現はさず其數字のみを擧ぐるも其の不滿足なることが一目瞭然である。即ち駐日通商代表部の發表にかゝる輸出入統計を觀るに一九二九—三〇年には輸出が二千五百三十三萬六千圓、輸入が二千八十八萬四千圓で合計四千六百二十二萬圓、一九三一年には輸出が八百七十五萬九千圓、輸入が一千五百九十一萬九千圓で合計二千六百四十七萬八千圓、一九三二年には輸出が五百九十二萬圓、輸入が一千百八十五萬二千圓で合計一千七百七十七萬二千圓、また一九三三年には輸出が五百二十九萬三千圓、輸入が一千五百五萬二千圓で合計二千三十四萬五千圓と云ふ風に次第に減退して來て居る。最後に數字の減少よりも不滿足なるものは兩國貿易の遣り方である。即ち一言にして云へば其の遣り方が段々妥協的德義的を離れ、鬪爭的、法律的となり主腦者の意見は固よりそうではないのであるが、實際双方の當事者は互に對手方を疑ひ初めてより其の違約不履行を推定して豫め之に備ふる策を講ずるに汲々たるが如き傾きがある。是は誠に兩國の爲めに面白くないことであつて私共は眞に憂慮を禁じ能はざる所である。

根本的是正が必要……勿論北鐵讓渡の取極に基いて相當の物資は輸出され、貿易額は增加を見ることになるであらう。併しこんなことは單に一時的の變態に過ぎないものであつて、本當に經濟的關係の恒久的發展を期せんとするには更に根本にさかのぼり双方互に善意を以て之が方法を講究し、各々自己の方に存する缺點を是正し、且つ先方に於ける障害を除去するに努むる事が必要であり、また兩國當事者も其遣り方及指導精神を一新し、相互信賴の方針に依り提携妥協して共榮の實を擧ぐる事が最も必要であるのである。若し兩國關係者に於て此點に付て猛省する所あらば

兩國の貿易は益々進展し、片貿易の弊も除かれ輸出入各增加して健全なる經濟關係の發達を見ん事となるべく、やがて是が政治的關係の好轉にも良影響を與へ、兩者互に因となり果となり政治經濟兩方面相應じて日ソ兩國の親善に拍車を懸くるに至るべしと信ずるのである。而して私共は切に此の如き時の來らんことを希望し且期待して居る次第である。

（昭和十年三月）

（二）日ソ貿易について

駐日ソ聯邦通商代表　ウエ・エヌ・コチエトフ

最近三四年間のうちに日ソ貿易取引は著しく變化した。これらの變化は、日ソ貿易に影響してゐる多くの原因と結びついてをり、同様にして、ソ聯邦經濟の根本的變化に關聯して、ソ聯邦輸出入內容の根本的變化と結びついてゐる。

外交關係回復後の最初の諸年間に、ソ聯邦への日本の輸出は主として、極東地方のための食料品及日用品から成り、ソ聯邦からの輸入は原料及半製品から成つてゐた。

ソ聯邦からの全輸入を工業及農業品に分けてみると最近四年間の變化は次のやうになる

一九三一年には、ソ聯邦からの輸入は農業品二五%、工業品七五%（主として半製品）であり、一九三二年には、農業品一五%、工業品八五%、一九三三年には、農業品一〇%、工業品九〇%である。このやうな相互關係は一九三四年にもあつた。以前のソヴエート工業品の多くは木材であつたが、現在では銑鐵加里、滿俺鑛、その他鑛石、化學製品、ガソリン等のやうな勞働力を要する工業品目から成つてゐる。

同樣にして、日本からソ聯邦への輸出內容も變化した。或種の裝備品購入及ロープ購入の減少と同時に、ソ聯邦は日本綠茶の購入を逐年增大してゐる。

最近四ケ年間における日ソ貿易の一般取引は益々減退し、利權及北洋漁業による輸出入を除き次の如くである。

一九三一年	二千五百萬圓
三二年	二千百萬圓
三三年	二千萬圓
三四年	二千萬圓

日ソ貿易の逐年的減退の根本原因は日本の多數會社の對ソ貿易に對する誤解的態度にあつた。これらの多くはいつまでも、一九三一年以前、即ち、我國が未だ農工業の領域において危地を脫してゐなかつた時代に採つてゐた方法に依つて我國と取引し得ると考へてゐる。我國は最近諸年においてこの危地を脫してしまつた。

多くのものは同樣にして、食料品及日用品それからなんらかの商品を、品質、價格及その他の諸條件を考慮しないで我國へ輸出し得ると考へてゐる。

すべてこれは、ソ聯邦の現狀に對する多數日本會社の認識不足によつて起つたものである。他方、日本市場の供給能力に對し理解不充分なソ聯邦の經濟機關は日本において註文を發する際に經驗した多くの困難に鑑みて日本における輸入の擴張を希求しなかつた。これは歐米諸國においてより容易且有利に輸入を行ふことができた爲である。

この狀態は若干の例を以て證明することができる。

茶の購入は正常な競爭能力の諸條件の下に行はれた。我國は買付を縮少しなかつたばかりか、逐年增加させ、一九三四年度には日本綠茶輸出の王座を占めるに至つた。

漁網及トワインについては、これと反對である。我國買付のため日本においては、特殊組合式な特別統制が創られた。該組織は自己の獨占的地位を利用して、高度の價格を課した。このために我國は漁網及トワインの買付を減少することを餘儀なくされた。この結果、一九三一年度買付總高三百餘萬圓に對し、一九三四年度には二十萬圓に減少した。

我國はまた日本において、港內用小船舶、發動機船、曳舟の注文に努力したが、所期を得ず、該注文は最小限度に止めざるを得なかつた。

電機器具、旋盤、ポンプ等も同樣で、最近

數年間日本における右注文は、高價、製作期間、クレヂット諸條件等の原因から我國にとつて不可能である。

いかなる國においても注文を發する際に、最近諸年の日本における如き大きな困難に出會つたことはない。

我國はまつたく注文を發することができなかつた。例へば、造船の或る部門、鑛山用具セメント、漁業用鹽その他多くの商品を、會社は種々なる原因から注文を受けつけなかつた。

注文の拒否は屢々當方希望期間中の遂行不可能が動機となつてゐる。また屢々商品が軍事的必要のために使用されると間接に聲明して、なんらの理由なく注文を拒否することは屢々であつた。

軍事的必要を理由とすることが全く正しいことは自明である。なぜなら、全ての商品はなんらかの程度において軍事的必要のために使用され得るからである。

それにも拘らず、我國は日本において軍事的意義を有する多くの商品を賣つたし、又賣つてゐる。例へば軍艦用の石油、軍事的必要のために使用される銑鐵その他の商品がこれである。

我國から日本へ輸入してゐるのは、原則として、日本がもつとも關心をもつてゐる商品である。例へば石油製品である。我國の石油製品が石油の分野における日本と他の諸國との相互關係において如何なる役割を演じてゐるかは周知の事實である。松方氏の登場によつて、日本市場におけるガソリンの價格は急激に値下げされ、日本は、全體として、この點で多くの節約をした。價格は現在でも世界の全ての國に比して低下してゐる。

日本に於ける我國の木材販賣に對しては非常に多くの商社が關心をもつてゐる。日本においては、建築用としても、製紙工業及人絹製造にとつても、木材が不足してをり、我國木材の輸入が積極的要因となつてゐることは衆知の事實である。

我國は日本において昨年度にはじめて加里の販賣を開始した。加里は日本が最も關心をもつてゐる商品である。

我國が日本に於て多量の銑鐵を販賣したことは既に明らかであるが、日本は本年度において銑鐵の不足を來してをり、他國からの輸入は一層困難であつたやうである。

日本における我國白金の輸入はまた積極的要因として、金準備と列んで日本の一般的實質價値を增大させてゐる。

日本市場に進出してゐる我國商品は一つとして、日本製品と競爭してゐるものはない。

我國はまた、日本からソ聯邦への輸出の擴張に關心を有し、このためにあらゆる方策を採つたが、遺憾ながら、上述したやうに、いつでも、どの商品に關しても不成功に終つた。これらの困難の結果、我々は昨年度において六百萬圓餘の注文を本國に返還することを餘儀なくされた。即ち、我々の努力にも拘らず日本市場において正常な競爭條件で注文を發することができなかつたからである。

更に一つの點を指摘するのも無益ではなからう。それは傭船に關する問題である。原則として、この問題に關しては全く不等な條件におかれた。市場價格よりも二〇—三〇%方の高値を唱へられてゐた。

我々を特に困難な狀態に置かうとする斯くの如き條件を、我々が採用し得なかつたことは自明である。

我國との貿易關係を發展させようとする日本の多數商社は、近い將來において、昨年度に起つたやうな非正常な事件を根絶し得ることと我々は確信してゐる。

遺憾ながら、日本の諸團體のうちには、我國との貿易關係において、高く賣り安く買ふことを原則としてゐるものがある。これは一方にとつては非常に有利な原則であり、他方にとつては絶對に受諾し難く許容し得ない原則である。すべての取引には双方の一致が必要である。將來、兩國間の取引を實際に發展させるためにこれが必要であり、上述せる原則は完全に根絶しなければならない。

我々は高い價格で賣らうとはしない。正常な價格で賣らうとしてゐる。日本における購入の場合も同樣である。この原則を我々は日本の商社に要請する。

日ソ貿易の發展は現在轉向點に立つてゐる。北鑛讓渡協定の調印は、兩國間に橫はる大問題が交渉によつて解決され得ることを示した。日本及ソ聯邦の業界は、日ソ貿易關係の眞摯な發展の端緒として、北鐵讓渡による發注を利用し得るし、又利用しなければならない。

北鐵讓渡による購入價格の商品部分をカバーするために我々は日本において種々なる機械施設その他の商品を購入する豫定である。とにかく、我々が日本において購入しようとする商品種目は、商品提示の三ケ年間に、我國經濟團體が日本における將來の發注のために日本工業の供給能力を眞實に認識するためには充分である。これはまた、貿易關係將來の改善擴張のために日本業界をしてソ聯經濟界を認識する可能性を與へるであらう。

北鐵讓渡による發注は兩國相互關係における偶然的なエピソードでなく、眞摯な經濟的相互關係の端初とならなければならない。

我國は新しい經濟機構を有する新しい若い國である。我が一億七千萬の國民は最近十ケ年間に全力を盡して我國の外貌、經濟機構を急激に變化させた。我國の到達した巨大な達成については既に明らかになつてゐる。

我國農村にもはや手鋤を以て耕し、ロシアの農業の繁榮に盡してゐる貧しい打ちひしがれた農民はゐない。そのかはりに現在では、土地耕作のため最良に機械化された技術をもつ巨大な農業工場をもつてゐる。

我國には、古いロシアの全產業などは存在しない。また立遲れた貧しい企業などは存在しない。

我國には現在、ドニエプロストロイ、マグニトゴルスク、クズネツクストロイ、スターリングラード・トラクター工場、ニジエゴロドスキー自動車工場その他の世界的巨人工場が建設されてゐる。これらは全く完全に我國を變形させ、强力な工業國に轉化させた。

これらの變化を正しく考慮して、日本の業界及輿論は、兩國將來の經濟關係問題において最良の反響を見出し得るであらう。

(三)日本の對外貿易と我國の輸出

前駐日ソ聯通商代表部員M・クレバノフ

日本の輸入に於るソ聯邦の割合は極度の低位にあり最近日本の輸入增加にも拘らずソ聯よりの輸入割合は左表の如く減退の一路を辿つてゐる。(單位百萬圓)

	日本總輸入	ソ聯より輸入	比率(%)
一九三〇年	一、五四六	四〇	二、六
三一年	一、二三五	三四	二、七
三二年	一、四三一	三二	二、二
三三年	一、九一七	三七	一、九
三四年	二、一七二	四一	一、八

同時に注目に値するのは、我國よりの農業輸入が減少し工業品輸入が增加してゐる點であり、輸入條件良好にも拘らず日本業界がこれをノーマルに發展させるべき方途をとらないのは遺憾である。一九三四年度に輸入減少の原因となつたものは石油統制に關する新法規施行、ソウエート銑鐵ボイコツトの企圖等であり、北鐵讓渡交涉の再開(一九三四年下半期)以來我國と日本の大會社間の取引關係は若干の改善を見るに至つた。昨年度我國は多くの新商品を以て日本市場に進出した。即ちクロール加里、テレビン油等の化學製品と銑鐵である。一九三五年度に於る日本の銑鐵需要は百八十萬瓲、この內百萬瓲は日本及滿洲の生產者が供給し殘餘の八十萬瓲は、輸入に仰がねばならぬ狀態である。日本の木材雜誌「木材」は日本領樺太の材源の枯渇による輸出制限の結果、ソ領北樺材輸入(幌內川の流送による)問題をとりあげてゐる。日本は南樺太材の濫伐(年平均一千萬石)のため一九三四年には三分の一の輸出減をみ、本年度は既に三百萬石が輸出されてゐる。我國輸出品の銑鐵、滿俺鑛、石綿、フロムピツク、パラフイン、澱紛製品、香料、テレビン油、乾溜テレビン油、硫酸アンモニヤ等は日本が不足を感じてゐるものである。これは從來日本市場を過評價してゐた我國輸出機關が更にこれ

日ソ貿易統計表

◇駐日ソ聯通商代表部發表資料に據る◇

年度	日本よりソ聯邦への輸出（千圓）	ソ聯邦より日本への輸入（千圓）	總計（千圓）	前年度に比し（＋）増（−）減（千圓）
大正十五年度（自一九二五年十月一日 至一九二六年九月卅日）	二、八八九、〇	一〇、二七八、〇	一三、一六七、〇	
昭和二年度（自一九二六年十月一日 至一九二七年九月卅日）	五、八九九、〇	一二、六八四、〇	一八、五八三、〇	（＋）五、四一六、〇
昭和三年度（一九二七年十月一日 一九二八年九月卅日）	一〇、一四三、〇	一五、五九三、〇	二九、七三六、〇	（＋）一一、一五三、〇
昭和四年度（一九二八年十月一日 一九二九年九月卅日）	一五、一二二、〇	二一、七六四、〇	三六、八八六、〇	（＋）七、一五〇、〇
昭和五年度（一九二九年十月一日 一九三四年十二月卅一日）	二五、三三六、〇	二〇、八八四、〇	四六、二二〇、〇	（＋）九、三三四、〇
昭和六年度（一九三一年一月一日 十二月卅一日）	八、七五九、〇	一五、九一九、〇	二四、六七八、〇	（−）二一、五四二、〇
昭和七年度（一九三二年一月一日 十二月卅一日）	五、九二〇、〇	一一、八五二、〇	一七、七七二、〇	（−）六、九〇六、〇
昭和八年度（一九三三年一月一日 十二月卅一日）	五、二九三、〇	一五、〇五二、〇	二〇、三四五、〇	（＋）二、五七三、〇

A 對ソ輸出表

品名＼年度	大正十五年	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
漁網綿糸及製品	一、四六八、〇千圓	三、四六九、〇千圓	一、九二〇、〇千圓	四、二九八、〇千圓	五、四六四、〇千圓	二、九八七、三千圓	九九四、〇千圓	九七三、〇千圓
紙類及材料製品	三九〇、〇	二〇八、〇	三八二、〇	二四四、〇	七九、〇	四三、九	一四、九	一九、七
金屬及製品	二四一、〇	—	一、九九三、〇	四、三五三、〇	七、二八一、〇	四、一六〇、一	—	—
樟腦	一〇、〇	五〇、〇	九五、〇	—	—	—	—	—
茶	—	五三九、〇	八二一、〇	—	—	—	八三〇、四	一、三三七、〇
沃度	—	三三六、〇	六〇〇、〇	—	—	—	—	—
船舶	—	—	一、二七五、〇	—	—	—	二、八三九、〇	一、六六二、七
食料品	—	—	一、〇三〇、〇	二、九七三、〇	五、二六〇、〇	八五九、〇	一、三八六、〇	一、八三三、〇
機械類	—	—	七八九、〇	—	—	—	—	—
電機及精密機械	—	—	—	—	二七〇、〇	三六八、〇	五四〇、〇	六〇、三
ワイヤーロープ	六五、〇	七五、〇	—	—	—	—	—	—
マニラロープ	一四一、〇	三五五、〇	四五八、〇	—	—	—	—	—
木材及木製品植物種子	—	—	—	一、一三六、〇	三三八、〇	一四三、三	六四、八	一、三
化學工業品	—	—	—	三一七、〇	六五五、〇	二〇三、六	四〇、〇	四、九
動物共製品	—	—	—	—	一、一八五、〇	九三、八	—	—
アスファルト	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭、燃料	—	—	—	—	一〇〇、〇	一〇、〇	〇、八	一四六、〇
畜産物	—	—	—	—	—	—	—	九、三
其他	五七四、〇	九七七、〇	七六〇、〇	一、八二三、〇	四、八〇四、〇	—	五六、〇	五七二、四
計	二、八八九、〇	五、八九九、〇	一〇、一四三、〇	一五、一二三、〇	二五、三三六、〇	八、七五九、〇	五、九二〇、六	五、二九三、〇

B 對ソ輸入表

品名＼年度	大正十五年	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度
木材	七、一七八、〇	八、〇三〇、〇	一三、二四一、〇	一一、八四〇、〇	一一、八三二、八	六、八八一、八	四、五三三、〇	三、五三二、〇
魚類及海獸	二、七〇〇、〇	三、一八三、〇	四、二二五、〇	五、九二六、〇	三、〇九五、二	二、八七四、九	一、七〇四、〇	一、九二三、〇
白金	—	四二八、〇	一、三三六、〇	一、三三五、〇	一九五、〇	一、三三六、〇	一、二六五、〇	—
豆粕	—	三〇五、〇	—	—	—	—	—	—
サントニン	—	—	八一五、〇	一、七一九、〇	二六九、〇	八〇一、〇	四〇、〇	—
食料品	—	—	—	—	九七一、〇	三三、八	一三一、〇	三七、〇
化學製品	—	—	—	—	一、六二四、六	二、一〇七、四	四〇、〇	四、五

を再研究するならば販路を擴大し得るであらう。日本市場は廣く、日本の輸出は増大してゐる。北鐵讓渡協定はローゼンゴリツ外國貿易人民委員長の言の如く日ソ通商關係にとつて重要なる一歩前進である。

大藏省調査 昭和九年一月以降十二月の對ソ貿易は輸出入總額五千三百八十一萬四千餘圓にして左表の通り輸出は前年に比し六十五萬餘圓を減じ輸入は四百四萬八千餘圓を増加してゐる。而して本統計はカムチヤツカ並に沿海州に於ける邦人經營のソ領漁業北樺太の石油、石炭利權企業用物資及び魚類、石油、石炭等の生産物をも含むもので、純粋の日ソ貿易を取扱つてゐる駐日ソ聯邦通商代表部の統計に比し多大の差額を生じてゐる。

	昭和九年	同八年
△輸出の部		
露領亞細亞	一一、三六六、六七一	一三、〇九〇、〇一一
露西亞	一、六三八、八二八	一、五七五、三四七
合計	一三、〇〇五、四九九	一四、六六五、三五八
△輸入の部		
露領亞細亞	三二、七五二、九三三	三一、〇四二、四一四
露西亞	八、〇五五、六〇二	五、七一七、四四一
合計	四〇、八〇八、五三五	三六、七五九、八五五
△輸出入總額	五三、八一四、〇三四	五〇、四二五、二一三

△重要輸出入品目別金額

	昭和九年	同八年
△輸出の部		
米及籾	四八三、六〇〇	四二二、二五六
精糖	二六九、〇七九	五一二、三七五
罐壜詰食料品	一四二、八七九	一二七、七七二
紙類	三五六、九六八	一〇二、二四二
鐵	三三〇、四一八	三三三、三六〇
鐵製品	九四一、五一〇	一、一八三、一六七
機械及部分品	一、一二九、四九五	一、三三八、九八五
△輸入の部		
石炭	二、六七〇、三〇一	一、九三八、五四二
木材	八二六、四六一	二、五九七、一四一
油粕	四、一八一	三一、八六六

尙ほ輸出の部では綠茶、輸入の部では石綿白金、鑛物類が相當額を占めてゐるが本統計には掲げられてゐない。

日ソ主要輸出入品目解說

主要輸出品目解說

以下述べる輸出品目の解說は悉く昭和九年（一九三四年）度迄の分であり、昭和十年度は北鐵物資拂の關係からその項を參照されたい

日本綠茶の對ソ輸出

對ソ輸出品目の一として日本綠茶は主要なる地位を占め、其輸出高は逐年增加し、昭和十年度には北鐵物資買付關係もあつて尙一層大量の買付が行はれた。

昭和三年駐日ソ聯邦通商代表部のシエーニン技師は自から靜岡縣下に出張して日本綠茶について嚴密なる試驗を行ひたる結果、日本綠茶がソ聯邦向として其成分趣向が一致する事を實證して以來、ソ側との大量取引が行れ

鑛產品	—	—	—	—	一、三〇九、三	二、一三四、八	四、八五一、〇	七、七二八、〇
農產	—	—	—	—	六一三、七	一二六、〇	九一、〇	七三、〇
畜產品	—	—	—	—	三〇四、四	四〇四、四	二五、〇	九、三
其他	四〇〇、〇	六三八、〇	九八六、〇	一、〇五四、〇	一、〇三五、〇	一、四六六、四	五四〇、〇	九、三
計	一〇、二七八、〇	一三、六八四、〇	一九、五九三、〇	二一、七六四、〇	二〇、八八四、四	一五、九一九、五	一一、八五三、〇	一五、〇五三、〇

今日の興隆を來したもので、シエーニン技師は靜岡滯在中日本茶を紅茶に精製する方法を指導して以來、日本紅茶の產出に成功し、其試驗時代を過ぎ、今やペルシヤ、滿洲、南米、小亞細亞諸國に進出するに至つた。

其後ソ聯側より、リフシツ、リトウイノーフ兩氏が靜岡に來り、日本綠茶以外に更に日本紅茶の買附に興味を持ち、其品質、趣向を檢査の結果極めて良好なる事を實驗されたる爲綠茶と共に日本紅茶の對ソ輸出が期待さるゝに至つたのである。

日本綠茶が大量にソ聯邦に輸出された昭和三年頃は品質良好なる高級品も含まれて居たが買附値段は普通一番茶、百封に對し二十七、八圓、二番茶二十四、五圓三番茶二十一、二圓程度で現金買とクレヂツト買(一ケ年)の支拂方法を採つてゐる。

當時ソ聯通商代表部と契約日本綠茶の輸出を行つて居たものは、アーウイン商會、岩井商店、三菱商事、靜岡直輸出組合BA商會等で、昭和七年度には四百四十八萬封度約百〇七萬圓を輸出し、昭和八年には六百九萬封度約百四十八萬圓に達し、昭和九年度には八百十六萬封度約九百十五萬圓の輸出高を示してゐる。

昭和八、九兩年度に於ける、日本綠茶の各社別對ソ輸出高左の如し。

昭和八年度(單位封度)

アーウイン商會(融資)	一、八〇八、五一一
岩井商店	二、〇三一、一九八
三菱商事	六三六、三九一
靜岡直輸出組合	一、五二二、三五五
BA商會	一〇〇、〇〇〇
合計	六、〇九八、四五五
價格總計	一、四八六、〇四〇圓

昭和九年度(單位封度)

アーウイン商會(融資)	四、四二二、一四三
岩井商店	一、九二一、二四九
三菱商事	六一五、六六九
靜岡直輸出組合	一、一五〇、七一二
BA商會	五〇、〇〇〇
合計	八、一五九、七七三
價格總計	一、九五八、三三八圓

右の內アーウイン商會取扱のみが現金賣であり他の各社は一ケ年クレヂツト拂である。

次にソヴエート政府發表に係る統計によると、一九三一、二年度に於ける外國茶輸入高を示すと、左の通りであるか、此の綠茶の中、約八割は日本より輸出されるものである。

▲一九三一年(單位、噸、千畫)

(品目)	(數量)	(金額)
紅茶	六、八六二	四、七一二
綠茶	五、五八〇	五、三五三
だん茶	八、二六七	二、五六八
合計	二〇、七〇八	一二、六三二

▲一九三二年(單位、噸、千留)

紅茶	八、一三八	四、三〇三
綠茶	三、一一四	一、七〇八
だん茶	四、六九六	一、七四〇
合計	一五、九四九	七、七五一

ソ聯邦に於ては國內に於ける綠茶の需要逐年增加するに鑑み、綠茶の自給策を講じ、先年日本より茶苗を輸入高架索に移植して大々的栽培試驗所を設立して製品の大量生產を企圖して居るが今尙國內の需要を滿たすに至らず、年々大量の輸入を國外に仰いで居る次第である。

漁網、綿糸、トワイン、ロープ類

漁網、留網用綿糸、トワイン、マニラ・ロープ等は、我國對露輸出商品中、重要なる位

置を占めて居るが、最近三年は著く減少した。主なるものは勿論漁網で最近八ケ年間の輸出金額は左の通りである。

▲漁網、綿糸及製品

	千圓
大正十五年	一、四六八・〇
昭和二年	三、四六九・〇
昭和三年	一、九二四・〇
昭和四年	四、二九八・〇
昭和五年	五、四六四・〇
昭和六年	二、九八七・三
昭和七年	九九四・〇
昭和八年	九七三・〇

▲マニラ・ロープ及トワイン

大正十五年	一四一・〇
昭和二年	三五五・〇
昭和三年	四五八・〇

四年より七年迄漸增の一方を辿りたるも、八年度は約百貳十萬圓の輸出を見て居る。

昨九年度は漁網の輸出なくトワインは僅かに數量二一八、〇〇八キロ、金額一二二、八二七圓、綿糸は數量三七、〇〇〇キロ、金額六四、二四〇圓の輸出を見たに過ぎなかつたしかし北鐵物資買付關係で昭和十年度は此の業界は空前の活況を見せた。

各種機械及部分品

ソ聯邦が從來購入した機械類は、非常に廣範圍に亘り例へば

手工業用具、耕作機械、農具、トラクター、理化學用器具、醫療機械、電氣機械器具、發動機、旋盤、研磨機及各種部分品等であつた。而して北鐵物資として十年度は既に十月中旬現在約一千數百萬圓買付けられた。

ソ聯邦外國貿易人民委員部の統計に依る各種機械、器具及部分品輸入の總計は左の如くである。

年度(一月―十二月)	金額 單位千留)
一九三二年	五四一
三三年	一、六〇二
三四年	二一二

船舶

ソ聯邦は一九三〇年前後より、漁網用小型船舶、ターク、ボート並に中古の貨物船等を購入し、現にソ側の蟹工船中、當時購入の古汽船を改造したものが數隻漁場に活動して居るが、稍大型の新造船としては昭和七年(一九三二年)十月浦賀船渠が建造した浚渫船一隻、(六百立方米鋼製双暗車鋤鏈式排泥ポンプ付、九百噸)泥艙船(百五十立方米突、鋼製單暗車底開式七百噸)二隻の輸出を見たのが最初である。其後も引續き中古のターク、ボート、漁業用小型船舶の輸出を見て居る。昭和十年度になつて北鐵物資拂開始以來、船舶類買付は二千萬圓位には上るだらうとみられてゐる。

ソ聯邦外國貿易人民委員部發表の對外貿易統計に依る日本よりの船舶購入額は左の通りである。

年度(一月―十二月)	金額(單位千留)
一九三二年	六七六
三三年	一四〇
三四年	二七六

(註、三四年度、五九隻、登簿噸數計六三一噸)

空罐

蟹及鮭鱒罐詰用空罐は、日ソ國交恢復當時より日本製罐、東洋製罐、北海製罐倉庫等により、輸出されて居たが、昨年度ソ聯邦は全部アメリカより購入したので輸出皆無の狀態となつた。しかし十年度は日本製罐が二萬函、一五萬圓を成約した。

ソ聯邦外國貿易人民委員部の統計に依るソ聯購入の數量並に金額は左の通りである。

年度	數量	金額 (單位千留)
一九三二年	六七二瓲	三五三
三三年	五、四二〇瓲	一、〇五〇
三四年	―	―
三五年	二〇、〇〇〇函	一五〇千圓

其他の輸出商品

年度	數貫(單位瓲)	金額(單位千留)
◇各種穀類		
一九三二年	七	一
三三年	一、五六五	一七九
三四年	一、四二六	一七六

◇砂糖及同製品

一九三二年		一九一	七六
三三年		三三九	一一四
三四年			

◇其他各種食料品

一九三二年	四五三	五一
三三年	一〇、二〇九	九三六
三四年	四、七五四	五三六

◇種子

一九三二年	〇・二	三
三三年	三七九	一四
三四年		

◇硝子製品及陶磁器

一九三二年		
三三年	四六	二
三四年	一五	四

◇ゴム製品

一九三二年		
三三年	一七	一九
三四年	三一	一七

◇化學藥品

一九三二年	三六	一〇
三三年	七八	三六
三四年	一三	一九

◇植物油

一九三二年		
三三年	三五	二〇
三四年	八六	四四

◇梁料及其原料

一九三二年		
三三年	七六	五四
三四年	一一四	三五

◇紙及紙製品

一九三二年	五一	八
三三年	九三六	四五
三四年	五三六	三八

◇黑色金屬及製品

一九三二年	一、六八七	四六八
三三年	一、三八一	一六
三四年	七四四	三四

◇有色金屬及製品

一九三二年	二四六	一〇二
三三年	六	三
三四年	三一	三八

主要輸出品目解說

鉄鐵

ソウエート鉄鐵の輸入は昭和九年下半期に於ける我國製鋼界の需要增と鉄鐵の供給不足の爲め、スクラップ輸入增大を余儀無くされた折柄同年秦頃よりの駐日ソ聯通商代表部の執拗なる賣込策動が奏效し、十月に至り日本鋼機商工との間に、鑄物用鉄四千五百瓲の輸入契約が實現した。

一方鉄鐵共同販賣會社、は、右供給不足を補ふ爲め印鉄四萬瓲の輸入を策したが、印度側は年內積出し不能を理由に拒絶し來つたので、印鉄の牽制策としても先に通商部の再三の賣込みにも拒絶し續けて來たソ鉄輸入を以て救急の他途無しとし、ついに十一月十日共販通商部間に鑄物用鉄、製鋼用鉄各二萬瓲の成約を見るに至つた。其の品質規格及條件は左の通りである。

○鑄物鉄 No.3

硅素	滿俺	燐	硫黄
一、五—二、〇	〇、五—〇、八	〇、一—〇、三	〇、〇五以內

○マルチン鉄 No.2

〇、五—一、三	一、二—二、五	〇、三〇	〇、〇 以內

右各二萬瓲宛計四萬瓲、但し船腹の都合により一割程度の增減あり

一、支拂條件、積出二割、BL引換四割、積荷引換四割

一、受渡期昭和十年一月中、日本各港渡し、延引の際は一週間千分の一の損害保證

一、積出港、黑海ニコラエフ

而して前記日本鋼機商工契約の四千五百瓲は、十二月に至り通商代表部の仲介に依つて市場の供給統制に當つて居る鉄鐵共販側に荷受前肩換りすることと成つた。右契約分は十年一月以降左の通り入港した。

船名	積載量(瓲)	(鉄別)鑄物用	製鋼用	入港月日	揚地
一、インバーバンク	八五三五	三、八〇〇	四、七三五	一、一〇	大阪
二、チルンシー	二、四五三	二、四五三	—	一、一一	横濱
三、グレルヘッド	六、八八九	—	六、八八九	一、一二	神戸
四、アンダルシア	六、七五六	一、五二五	五、二三一	一、一六	横濱
五、タイネバンク	七、九二五	三、八一〇	四、一一五	一、一六	大阪
六、ネールスエムーア	六、九〇九	六、九〇九	—	一、一二	同
總計三九、四六七瓲	合計一八、四九七瓲	合計二〇、九七〇瓲			

(追加二隻分)

一、エーリングトンコート	七、三一六	三、九二二	三、三九四	二、一七	横濱
二、チエルシー	七、四二七	三、七五九	三、六六八	二、二九	大阪
總計一四、七四三	合計七、六八一	合計七、〇六二			

尙本年度分は一月十八日先づ鑄物銑四萬瓲製鋼用銑六萬瓲計十萬瓲の契約を了したが、之に先立つて本邦輸入を見越して通商部自身のリスクに依つて旣に積出して居たアーリングトンコート、チエルシー二隻分約一萬五千瓲は右十萬瓲に含む筈の處同月二十五日に至り前契約を變更、十萬瓲以外の追加分として引取ることとなつた。而して共販としてはソ聯邦高架索地方より產出するソヴエート石油トラスト製品の本邦輸入を行つて居る、東京小島商店鑛油部に於ては、昭和八年、ソ聯通商代表部との契約に基づき、始めてバクー產モビール・オイルの輸入を企て其結果は極めて良好なりし爲引續き多數各種の鑛油を輸入し、昭和九年四月十日第一回の輸入以來バクー・モビール、スピンドル油、ダービン油、高級マシン油、シリンダー油、トランス・フオーマー油等、合計昭和十年四月までに約一千二百噸を本邦に輸入し販賣してゐるが其品質良好で需要者間に好評を博してゐる。

小島商店輸入のバクー、モビールは左の三種あり、各季節に從つて適宜使用される。

K・L薄口(冬季用)

粘度最も薄く凝固點低く嚴寒期に於ても良く流動し冬期極寒地方に活動する自動車に最も適す。

K・H濃度中性(中候用)

粘度稍濃厚にして凝固低く自動車、オートバイ、モーターボートに用ひらる。

船名	積載量(瓲)	(鉄別)鑄物用	製鋼用	入港月日	揚地
一、アーリングトンコート	七、四一七	三、五一七	三、九〇〇	四、一九	大阪
二、トルヴアンゲル	九、七〇五	二、〇〇〇	七、七〇五	四、二二	横濱
三、チヤウセル	九、六〇二	四、二五七	五、三四五	四、二七	大阪
四、フアレスバンク	七、一五一	三、四三二	三、七一九	五、一四	同
五、アダメロ	八、五二五	一、四六五五	五、〇七〇	五、二五	横濱
六、ペングロエ	七、五二〇	一、四二四	六、四八三	五、三〇	神戸
七、エンピリコス	七、九〇七	四、〇一三	三、七七五	五、三一	横濱
八、ペンクラーチヤン	七、七八八				

九、ベンクルーチ　七、四三二
一〇、ハヴオ　七、六二〇
一一、ゲドムーア　七、六七一
一二、ブリデコメツト　七、一七二
一三、エレンゴキドニエフ　七、一四七
一四、メドーン　七、二一三
一五、ヌメジア　七、四六五
一六、ベールバンク　八、四四八四
一七、ジヤネタ　八、八九〇
一八、ヴアーウエン　八、六三六
一九、パロンベルハーベン　九、二九六
二〇、ニユーウエストミンスタシチー　八、三八二

總計二六、〇三三廳

K・E・H濃度厚性(夏季用)

粘度最も濃厚にして引火點高く、酷暑に於ける自動車、オートバイ、大型トラツク、大型バスに適す。

バクー・モビールは比重〇・九一三、粘度C五〇度に於て一一―一三、引火點C二二五度に於て上記各種共飛行機發動機用として優秀なものである。

其他同商店輸入のソ聯産諸礦油について摘記すれば左の如し。

スピンドル油、比重〇・八五九、粘度C五〇度にてエングラー式により二・八―三・二にして低溫度急回轉機械に適す。

タービン油、比重〇・八九〇―〇・九〇〇粘度C五〇度にて三―六にして發電機及發動機に使用される。

高級マシン油、比重〇・九〇五―〇・九一五粘度C五〇度にて六・五―七にして諸高級機械、デイゼルエンジン、及コンプレツサーに使用される。

シリンダー油、粘度一〇〇度に於て八、引火點C二九五―三〇五にてアスファルト及灰分を含有せず一二―一四氣壓の蒸氣用。トランス・フォーマー油、比重〇・八七二・八九二粘度F九〇度にて一・五―二・二にして電氣機械用である。

滿俺類

ソヴエート産滿俺鑛の輸入は、數年前大阪の安宅商會が、八幡製鐵所に供給する目的で見本として輸入したのが最初であるが、八幡が試驗の結果、粉末で電氣爐以外には不向なので商談成らずストツクして居たが、其後日本鋼管に持込み、鋼管が伏木工場に於て是を使用し出したのが、ソ聯滿俺本邦進出の動機となつた。

其後は日本鋼機商工(舊稱東邦商工)、大倉商事、三菱商事、協盛商會等に依り輸入を見、昨年度(昭和九年)は日本鋼管が直接に二萬五千瓲を輸入して、昨年度輸入總數量の過半を占めるに至つた。

本年は歐洲各國の重工業躍進に件ふ需要增と傭船料高騰の爲め、通商部の引合は本邦輸入の支那、印度物に比し瓲當り八、九圓前後の値開きあり大量の輸入は實現するに至らなかつた。

ソ聯邦外國貿易人民委員部の統計に依る日本向け輸出の數字は左の如くである。

年度	數量(單位瓲)	金額(單位千留)
一九三一年	六、八〇七	五七
三三年	四八、五六五	三九七
三四年	四三、一一九	二一二
三五年(一月―八月)	六、四〇一	二六

アスベスト

昭和二、三年頃より少量の輸入を見たが、大量の輸入を見るに至つたのは昭和六年(一九三一年)以後で、其の原因は、同年日本アスベスト株式會社の稻吉技師が、大倉商事の吉田薰氏同道入露し、二ケ月餘に亘りウラルの現地工場に於て日本向きのアスベスト製造

方法を指導して歸國し、ソ聯も其の規格の品物を造る樣になつた爲めで、即ち同年より漸次左の如き本邦への輸出增加線を辿るに至つた。

年度(一月―十二月)	數量	金額(千留)
一九三一年	六六七瓲	九七
三二年	一、一三六瓲	一六四
三三年	二、四四八噸	二七八
三四年	三、五五〇噸	三一一
三五年(一月―八月)	一、九一四	一二四

(ソ聯邦外國貿易人民委員部統計に依る)

ウラル・アスベストは輸入の當初より現在まで、殆ど日本アスベスト及大倉商事に依つて、駐日ソ聯邦通商代部との間に取引されて居る。

鹽化加里

ソ聯産ウラル・ソリカムスク鹽化加里の輸入は一昨年(昭和八年)十二月駐日ソ聯通商代表部のリスクで、約三百瓲の輸入を見たのが最初である。續いて九年一月、二月と入荷を見、初め安宅商會、三井物産等が見本的に少數量を買つたが、大口は三菱の合計約一千五百瓲で七月頃までに打切り、其後は大倉商事が、入荷の優先引合を受ける條件で、殆ど一手に買つたが、本年に入り大倉も條件惡しとして之を投出し、三月初め大阪杉村倉庫在庫の通商部の手持品全部約六千瓲は、獨佛加里シンヂケートの本邦支社たる大日本加里が引取つた。

右は同シンヂケートにソ聯も加盟した爲めで、從つて駐日ソ聯通商部としては本邦市場割込みに奔走する必要も無く成つた譯であり、ソ聯本國機關に於ても日本輸出に見切りを付け、他のマーケットに仕向けて居るので、本邦市場に大なる波紋を投げたソ聯ソリカムスク鹽化加里は、今後我市場への登場を見ることは無いと見られて居る。尙本邦鹽化加里の年消費量は約七、八萬瓲で其の大部を獨佛シンゲート物、スペイン加里、イペリカス、U・S加里等の輸入に仰いで居るが昨一九三四年(昭和九年)ソ聯加里は本邦市場に左の數字の割込みを見たが、本年度は右の事情に依り輸入皆無である。

數量	金額(單位千留)
一三、四三三瓲	四二二

(ソ聯邦外國貿易人民委員部統計に依る)

サントニン

露國產蛔蟲驅除藥サントニンは、古く德川時代よりサントニン摘出の原草たる、セメンシーナの名で我國に知られを輸入見て居た。爾來明治、大正、昭和と、我國製藥業の發展に伴つて、ソ聯邦對日輸出商品の主要品目にも數えられるに至り、一九三〇年頃までは、其地位は殆ど獨占的であつたが、其後獨のシーリンガム・スルバム、英のメー・エンド・ベーカー、米のアメリカン・サントニン・コーポレーション等の本邦進出に會ひ、之等と逐鹿戰を演じつゝ近年なほ數量にして二、〇〇〇瓲乃至三、〇〇〇瓲を取引されて居り、我國年需要量の六〇乃至八〇%を占めて居る。

尙サントニンは周知の如く、相場の變動激しく一瓲百四、五十圓より五、六百圓臺までの高低があるので、輸出の金額としては四、五十萬圓より百八、九十萬圓の增減線を辿つて居る。

一九三五年一月―八月の本邦輸入をソ聯外國貿易人民委員部發表の統計に依つて見るに

數量	金額
二、〇〇〇瓩	九萬四千留

プラチナ

露國產白金の本邦輸入は旣に革命以前より行はれ、當時浦鹽又は哈爾賓に於て個人取引によりて橫濱熊澤商店が主として取扱つたことがある、其後ソ聯通商代表部が本邦に開設さるゝに及び、島田氣一氏が昭和二年四月通商部と六ケ月間に六千オンスの購入契約を結んだことがある、當時の通商部賣却値段建方は左の通りであつた。

「通商代表部は買手の負擔により倫敦ジョンソン・マクケー商會及紐育ベーカー商會に純白金の相場(オツフアー)を照電し、其の相場の何れか安き値段を基準として夫れより三%の値引を爲すこと」

昭和三年には株式會社田中商店が殆んど獨占的に通商部と輸入契約を結ぶに至り、爾來十萬圓の保證金を積み毎年一萬八千オンス乃至三萬五千オンスのソ聯白金を輸入しつゝある。田中商店の契約は毎年一月更新されることになつてゐたが、本年度は昨年以來ベーカー商會が、本國白金增産、英、米、ソ三國白金販賣カルテルの崩壞等の爲め、日本市場に著しく進出し、ソ聯白金値段を常に下廻るに至つたので、田中商店は本年度より通商部に保證金を積まず、市場相場如何によりベーカー物其他を買入れ、又、責任取引數量を定めず、通商部としても第三者に販賣し得るといふ殆んど白紙に等しき條件の下に名目上の契約を取結ぶに至つた、十月三日通商部が輸入した五千オンスの內二千五百オンス（約六十萬圓）を十月九日田中商店が引取つたが、殘り二千五百オンスも同商店が十二月中引取る內約を結んだ。

魚類

日ソ兩國間に締結された漁業條約によつて本邦當業者が北洋に出漁して漁するもの外、ソ聯極東漁業國營機關より本邦當業者が每年買入れる生鮭、鱒、鹽藏鮭、鱒等も相當多額に上つてゐる。昨年度極東ソ側漁業は相當好漁であつたが邦商間に値頃不引合より大部分はソ聯國內の需要に充當され、一部は他の外國に輸出された樣で、當業者は多大の期待外れとなつた。殊に冷凍鮭の如きは全然我國への入荷なく、卽ち左に揭ぐる國營鹽鮭、鱒の函館港入荷量にしても、昭和九年度は函鱒、散鱒の入荷全然なく、總計に於ても散絕無、函袋は八、八八〇袋（前年に比較し約一割以上減）、樽物は四、四二一樽（約半減）となり、多大の激減を示した、卽ち左表の通りである。

		△昭和九年	△昭和八年
函鮭	白	五五、一二四	四二、七三四
	紅	三九七	四六五
樽鮭	白	三、六〇四	八、八七三
	紅	二九四	一九六
函鱒		——	七〇一
袋鱒		四、〇八四	二四、五八五
樽鱒		七五〇	——
散鱒（右數）		——	一五、五五〇
計	函袋	五九、六〇五	六八、四八五
	樽	四、六四八	九、〇六九
	散	——	一五、五五〇

映畫

ソヴエート映畫は、最近數ヶ年間に於て、所謂ソヴエート式手法とそのアヂ的內容に依つて本邦外國映畫界に特殊な地位を占めつゝあるが、內容の性質上多くは檢閱の結果上映不可能となるため、極めて小數のものが輸入されてゐる狀態である。併し乍ら、最近に於ては本邦映畫の觀客の內にもソヴエート映畫ファンが增加しつゝあり、ソヴエート側も從來のアジ本位の物から藝術物輸出に轉向してゐるから、ソヴエート映畫輸入の前途は必ずしも悲觀すべきものではない。最近數年間に於る本邦輸入ソヴエート映畫は左の如くである

A　サイレント

極北に進むソヴエート、カラマゾフの兄弟、生命の鬪爭、ボリクーシカ、熊の結婚、カーチカ、郵遞驛長、カメラを持てる男、トルクシブ（以上ヤマニ洋行）生ける屍、新女性線（以上一立商店）大地（以上千代田洋行）トロイカ、アジヤの嵐（以上三映社　春、古きものと新しきもの（地上映畫社）。

B　トーキー

人生案內（以上扶桑商事）イワン、狙擊兵、呼應計畫、黑い砂、國境の町、生きる（以上日蘇商會）なほ之に續いて通商部とヤブキノ共同輸入にかゝる陽氣な連中、雷雨が上映され今また近く上映される見込のものは

一、ペテルブルグの夜（一名白夜）ドストエフスキー原作、監督ロシヤリン、十卷、二、二〇〇米、日本語版

一、人生の歌（音樂映畫）監督ドンスコイ九卷、二、五〇〇米、日本語版

此他、最近輸入され目下稅關にあるものは

一、ビヨートル・ウイノグラードフの私的生活（二、五〇〇米卽らかなソヴエート青年の生活を描いたもの、相當カツトを

豫想されてゐる。

一、黃金の湖（監督シュネイドロフ）ロケはアルタイ地方、金はかゝつてゐるが、平凡な活劇物、上映價値はゼロ。

其他の輸入商品

年度	數量（單位噸）	金額（單位千留）
◆甘草		
一九三二年	二六	五
三三年	二〇四	二六
三四年	—	—
◆毛皮		
一九三二年	二〇	二〇一
三三年	四九	四二一
三四年	五	三
◆〃 粕		
一九三二年	七〇九	三七
三三年	一、九一一	四三
三四年	二、五八八	四五
◆繰綿類		
一九三二年	四〇	一三
三三年	三、〇五六	四三四
三四年	一五〇	二五
◆澱粉製品		
一九三二年	一、一〇〇	六六
三三年	九一二	三六
三四年	四、五五七	一五一
◆曹達		
一九三二年	四〇	二
三三年	三、五一三	一三一
三四年	一、〇三二	二七
◆硝子、陶磁器		
一九三二年	一三六	九
三三年	四七一	二八
三四年	—	—
◆化學、藥劑製品		
一九三二年	一、〇三四	九八
三三年	一七二	七九
三四年	五二三	四八〇

松方日ソの露油輸入

昭和七年九月二十四日、松方幸次郎氏は露都モスクワに於てソ聯邦石油輸出聯盟會々長リアボウォール氏と折衝の結果、日ソ石油賣買契約を締結調印を見るに至りソ聯ガソリンの本邦輸入を見るに至つたものである。

松方氏は其前年、昭和六年より當時の駐日ソ聯邦通商代表部石油部主任スホドリスキー氏と數十回に亘り折衝を行ひ、ス氏は同書類一件を携へてモスクワに至り本部に對し左の諸件につき報告するところあり、卽ち……

一、駐日ソ聯邦通商部に石油部を新設して以來各方面に對し商談を試みたるも、日本側の黑海沿岸露油輸入は最初の試なる爲、輸送一切はソ側で引受け、日本着荷取引とする事。

二、買手は石油タンク設備、販賣擴張等に相當の固定投資を必要とする關係上中途破約による危險を恐れ、賣手をして一部の責任を持たせる爲双方利害共通の合辨又は從來の露領材取引の如き委託一手販賣とする事。

三、爲替は圓貨取引のこと。

等を日本側は希望して居る事を說明、松方氏より最後に提出された十五ヶ條の契約草案を基礎として討議の結果、日本市場の事情を考慮に入れ、松方氏の提案に同意するに至つたもので、其契約概要左の如し。

イ、委託販賣を原則として運賃、關稅を控除したるF・O・B値段を基礎としたる販賣手數料制とする事。

ロ、是に對しソ聯邦側はバクー・グローズヌイより精製油を供給すること。

ハ、運賃費用及び關稅はソ聯側の負擔とする事等。

而して右契約期間は一九三三年より一九三七年に至る五ヶ年間で、期間滿了の際は更に更新契約を取決めの事とし、此期間內に於ける契約數量は最低二十萬噸である。本契約に依つて松方日ソが輸入したガソリン數量は總量、二六、八三八、五〇三ガロンに達し、昭和八年着業來昭和十年十月に至るまでの各國輸入數は左の通りである。

（船名）	（數量ガロン）	（着荷年月）
第一船	ノーレ號	四、〇九二、八五五	（八年八月）
第二船	フエルム號	三、三六八、〇四七	（八年九月）

第三船　グリツトレ號　三、〇七〇、〇〇〇（九年六月）
第四船　アルコラ號　二、九八〇、〇〇〇（九年十月）
第五船　スヴエヴエ號　三、二五六、〇〇〇（九年十二月）
第六船　キ　ム　號　三、二三二、〇〇〇（十年三月）
第七船　ヴエリリ號　三、五五五、〇〇〇（十年五月）
第八船　ヴイヴイ號　三、四七八、〇〇〇（十年八月）
合　計　二六、八三八、五〇三ガロン
豫定第九船　デクランド號　九、〇〇〇トン（十年十月末）

松方日ソガソリン品質について各方面に於ける試驗の結果、ボーメが高いのでビウイク自動車一ガロンの走行十八哩に對し露油は二十三哩、即ち五哩の延びがある事が實證され、急坂でもノツキングしない事、寒氣に對してもエンヂンの掛り早き事等、極めて良好なる成績を示してゐる。

日ソ石油株式會社

松方日ソ販賣事務所は所長松方幸次郎氏の滿鐵顧問就任其他に關聯し會社改組に着手昭和十年九月以來新會社組織準備打合せを行ひ、松方氏は商工省當局の了解を得て日石、小倉、早山、愛國、四社當事者と協議の上、松方日ソ石油販賣事務所を改組し、大正十年十月十五日新會社創立總會を開き、資本金百七十萬圓（全額拂込）の新會社『日ソ石油株式會社』が創立された。會社の役員左の如し。

取締役會長　松方幸次郎
專務取締役　佐々木彌市
取締役　水田政吉
同　土田保三
同　千葉三郎
同　屋澤喜重郎
同　渡邊介
監査役　鈴木一束
同　橋本圭三郎
相談役　田島勝太郎
同

露領材の輸入取引について

露領材の種類

我國の市場に於て露領材として取扱はれて居る種類は、針葉樹としては、一、紅松、一、白松、一、落葉松、濶葉樹としては、一、やちだも、一、胡桃、一、白楊、一、わたどろ等である。

輸入樹種の消長

右の內紅松、白松は引續き輸入されて居るが、落葉松は我國に於ける昭和六年輸入關稅率の改正以後は、採算上全然不引合となつたので、玆兩三年は輸入の跡を斷つた。濶葉樹のうちやちだも、胡桃は近年ソ聯國內市場の需要、即ち軍需用品としての需要が、急激に增大したので、是又輸出の餘裕が無くなつた。白楊は紅松、白松に先驅して露領材としては尤も古く我市場に知られて居たが、亂伐の結果造材地が鐵道沿線より非常に遠距離となり、且つ是又ソ聯國內市場の需要が增し、反面には又我國に於ける輸出燐寸工業が、スエーデン燐寸會社との特殊關係其他から、非常に不振となり、一方國內向け燐寸軸木の原料は、白楊に依らなくとも、北海道產いな樹或は南樺太におけるわたどろ乃至は、米國產コツトン・ウツドの如き安價な物で充分間に合ふ爲めに、漸次輸入を見ない狀態となつた。

紅松及白松

建築材、造作材、函材等として使用される紅松及白松の、我國に輸入されるものゝ原產地は、極東地方の內舊沿海州即ちウスリー鐵道沿線、日本海沿岸、舊黑龍江州アムール河流域又北樺太である。ウスリ沿線材は主として紅松であるが、これはウスリー沿線より舊沿海州の脊梁を爲して居る、シホテ・アリン山脈の西側の森林地帶で伐採され、ウスリー河の支流を利用して流送、ウ鐵驛附近の河岸に陸揚、其處より貨車積して浦鹽に送り、浦鹽から船積される。丸太は右の如くであるが、製材の場合はウ鐵沿線に有る製材工場で製材して國內の需要に充て、一部は日本、支那、南米、アフリカ、歐羅巴に輸出される。

白松は前記シホテ・アリン山脈の東側、即ち日本海沿岸の森林地帶で伐採され、附近の河に依つて海岸まで流送船積されて、日本及

其他に輸出される。此地方は製材工場が少いので、大部分は丸太の儘で輸出されて居る。

尙此地方にも紅松があるが、其の材質及太さは、ウ鐵沿線のものに比し數等劣る。北樺太に於て造材されるものは全部白松で、同地の東及西海岸の森林地帶で伐採流送され、丸太の儘船積される。

ソ聯の林業機關

是等は各地方別に從業して居る造材及販賣に關する左記の國營機關に依つて取扱はれて居る。卽ち極東國營林業トラスト（ダリ・レス・ブロム）を首腦機關として、流材機關では

一、極東林業流材トラスト（ダリレス・スプラフ）

造材機關としては

一、沿海州林業トラスト（プリモル・レス）
一、黑龍江洲・ゼヤ州林業トラスト（アムール・ゼヤ・レス）
一、中部黑龍江州林業トラスト（スレードヌイ・アム・レス）
一、北、樺太林業トラスト（サフ・レス）

があり、各トラストは又數個或は拾數個の林業コルホーズ（農民及樵夫から成る造材組合）に依つて、結成され出材作業は個々のコルホーズによつてなされる。

林產品の輸出機關と通商代表部

而して生產されるこれ等の林產品の對外輸出は、株式會社エクスボルト・レスなる全ソ的木材輸出統制機關を經て、相手國駐在の通商代表部により取引される。通商代表部はエクスボルト・レスの委託を受け、（組織上通商代表部木材部主任は、エクスボルト・レスの代表を兼任する）これを各駐在國市場に直接又は間接に販賣する。

露領材輸入の沿革

露領材輸入の歷史は、去る大正十三年神戶鈴木商店が扱つたのが最初であるが、次で日露木材、最近に於て三菱商事がそれ〴〵委託販賣契約をなし、各受託者の手を經て處分された年もあつた）

契約の條件

委託契約の場合の販賣方法は、受託會社と通商部との協定で、大體日本市場に於ける北洋材の一般慣例に依つて行はれたので、特記すべき事は無いが、直接販賣の場合は原則として、

○日本CIF渡し　○契約金一割
○殘金全部BIL引換インボイス渡し

の條件であつた。勿論工場製品では無く、天然產物であるから、インボイス渡しから來る種々のクレームが發生したことは言ふ迄もない。

受渡方法

北洋材の一般慣習に準じたが、ソ側の基本的方針、我國における傳統を無視して、極端な理論的檢知方法を取つた爲めに、露領材の取引に不慣れな商人の間には、種々トラブルの種と成つた。

例へば一般北洋材の寸檢は、末口最狹部にて延寸の如何に不關ず行はれるが、露領材は定尺、カネバ、鋏指しを强要した如くである。

丸太造材規格

今日まで我國に輸入の丸太造材規格は、最初鈴木商店が委託を受けて販賣に當つた當時決定されたものを、其儘慣習的に維持されて居る。卽ち

紅松丸太　長サ十九尺（延ビ五寸）
　　長サ十三尺（延ビ三寸）
　　太サ八寸上ミ
白松丸太　長サ十二尺（延ビ七寸）
　　太サ六寸上ミ

でいづれも皮付である。

昨年度の取引

昨年は日ソ國際關係の不正常並に、ソ聯國內市場に於ける異狀なる需要、現地への物資供給の不圓滑、勞働者及馬匹の缺乏等の原因により、我國に輸出されるものが激減した。僅かに北樺太に於て、從來の取引形式を一變した、現地アバ渡し、又は海岸、土場渡しで約貳十萬一千石の白松丸太が木原商店と取引されたに過ぎなかつた、

昭和六年以來の輸入統計は次の如くである。

露領材輸入數量表（單位石）

日本内地各港及大連、青島を含む)

材種	昭和六年	昭和七年
紅松	六六四、三三二	四一六、六〇六
白松	七三六、四七四	九四一、〇〇三
落葉松	一七七、一一九	八三、九〇〇
白楊其他	六八、〇一七	—
合計	一、六四五、九九二	一、四四一、五〇九

	昭和八年	昭和九年
紅松	二一五、一一三	—
白松	五九三、〇二〇	二〇一、八七二
落葉松	一二五、九六〇	—
白楊其他	五一、五九〇	—
合計	九八五、六八三	二〇一、八七二

而して日露木材會社のソ聯北樺太材買附は今春第一回成約後引續き第二回成約が行はれ更に追加成約を見るに至つたが十月中旬現在總配船數二十五隻、積取高四十五萬石を突破し之を以て一段落と見られてゐる。各配船積取高左の如し。

▲第一回成約分(計一八五、四五〇石)

香洋丸	一八、六〇〇石
蘇格蘭丸	一六、七〇〇石
宇賀丸	一七、二五〇石
太平丸	二一、九〇〇石
滿陽丸	二〇、四〇〇石
廣進丸	一八、五〇〇石
朝陽丸	一七、六〇〇石
維新丸	一八、四〇〇石
廣裕丸	一九、一〇〇石
雲洋丸	一七、〇〇〇石

△第二回成約分(含追加成約)(計二七三、二三四石)

宇賀丸	一七、〇〇〇石
常宮丸	一七、〇〇〇石
豐彦丸	一七、九〇〇石
甲南丸	二三、〇〇〇石
昭元丸	一八、〇〇〇石
第五御影丸	一二、〇〇〇石
復興丸	一六、〇〇〇石
第三大源丸	一八、〇〇〇石
西豐丸	一七、〇〇〇石
金華山丸	一九、〇〇〇石
第三大源丸	一七、〇〇〇石
織殿丸	二〇、〇〇〇石
第一吉田丸	二〇、〇〇〇石
廣進丸	一八、五〇〇石
黑龍丸	一八、〇〇〇石
復興丸	一六、〇三四石
第三大源丸	一二、八〇〇石

△合計二十七隻 四六五、一〇四石

右積取材陸揚地は大阪、芝浦、名古屋、釜山元山、大連、青島の各地である。

露領材運送契約條項

(昭和六年五月十八日改訂 昭和十年十月一日現行)

東京 昭和 年 月 日

汽船 丸

船主

傭船者 代理駐日ソヴエート聯邦共和國通商代表部運輸部

上記傭船者及び船主の間に本日左記條件にて左記荷物の運送契約を締結する。

貨物

(一)本契約に依る船送貨物は次の如くである

積地

(二)積荷は左記の露領沿岸の一港又數港に於て行はれる。

荷揚

(三)特約なき限り揚荷は五四に記載せる日本朝鮮、南滿洲支那の一港又は數港 傭船者の任意)に於て行ふ事但し揚地は 日迄に決定する事。

(四)本項に記載なき場合は後日決定の事。

汽船 丸又は同型の代船

重量 (噸)建造 (年)

積取期

(五)本項にレーデース開始期及解約日の記載なき限り積荷は一九三 年 月 日より 月 日迄の間に毎月凡そ平均數量なること。

レーデース 日以後 解約日 日

運賃

(六)本項記載の運賃は通常の太さの丸太(長さ十二尺—廿四尺)百石に就いての圓建とする。

a 浦鹽に於て積ラン一日に就き一、二〇

〇石、其の他の諸港は一日一〇〇〇石とせる場合の運賃は左の如くである。

ウラヂオストツク—圓、シコトワ沿岸—圓ナホツカ—圓、黑龍江—圓、スーエトラヤ沿岸—圓、北樺太—圓

b 浦鹽積ラン一、四〇〇石、其他の諸港一、二〇〇石の場合

(七)ボール(二五尺—四二尺迄)×(港名、上記に同じ)×は—割ビツトプロツプ(一二尺—二一尺)は何割を(六)の運賃より割增す。

(八)六及七記載の運賃は下記諸港中の一港揚の場合には增減ある事(但し百石に就いて其率を定める)本項に記載なき揚地に對しては基本運賃を適用する。五四項に記載の總ての揚地は本項に含まれる。

(九)傭船者五四項記載の諸港中の二三港に揚荷する事が出來る、船舶が一四、〇〇〇石又はそれ以上を積載せる場合には港揚に對する割增はないものとする、その他の場合は六七及八の運賃率に對し左の割增を支拂ふこと。(百石に就き)

a 三港揚(但し一四、〇〇〇石又はそれ以上積載の場合)—圓

b 二港揚(小型船舶の場合)

c 三港揚(同上)

(一〇)本契調印の際積地及又は揚地未定なる場合は六、八及九の各項に運賃率を載入する事、又調印の際積揚地が決定せる場合の運賃率は次の如くである。

積地(六)のAの場合—圓(百石に就き)

積地(六)のBの場合—圓(同上)

滯船料及デスパツチマネー

(一一)滯船料は重量噸當り一日に就き左の通りである。

a 六〇〇〇$又はそれ以上—錢b 四〇〇〇—七、〇〇〇$—錢c 四〇〇〇$又はそれ以下……錢

デスパツチマネーは夫々滯船料の半分とす

運賃支拂方法

(一二)各船の運賃は現金又は—日拂約束手形に依り支拂はれることとし傭船者は船舶が最初の揚地著船次第支拂はれるが、本船積荷高不明な際には船主が傭船者に船舶法を提出する迄支拂はぬ事がある。

右約束手形はソ聯邦通商代表部之を振出しデスパツチ、デマレーヂ又は空積運賃等は現金又は手形の增減に依り同時に決濟さるのである。

レーデースの計算方法

(一三)六記載の浦鹽に於ける荷役力は日曜日祭日を除く、ウエザーウワーキング、デー一日に就き其の他の記港はランニング一日について定める。

(一四)「アリト」調印に際し各船に對する運賃滯船料デスパツチマネーの計算に對する荷役能力(六に依る)の決定は傭船者の任意である。

(一五)荷役能力は左記の場合に限り一割を減ずること。

a 船舶の艙口が三個のみの場合、

b ボール(長さ二五尺—四二尺)積の場合(各船に適用す)

(一六)レーデースは入港地に於て入港し、及稅關手續き終了後の最初積地に於ける投錨時(ギーヤーハは積荷用意開始の事)を以て開始す(一九に依る)但し浦鹽に於て投錨時が午前の場合は午後一時より午後の場合は翌朝八時より開始する。レーデースは總ての積荷作業の終了時に終る。

(一七)本契約に基くランニングレーデースは日曜日休日及び天候不良其他不可避的理由に依る危險を避くるため船舶がバースを離れたる爲消費せる時間をも含むものとす。

(一八)揚荷はCQDの事但し九月一日以後能代、土崎又は函館にて荷揚する場合はラン一日二〇〇〇石とす。

稅關手續港

(一九)稅關手續港は次の通りである。

a 浦鹽オリガ灣シコトワナホツカ積の場合

b スヴエートラヤ—タドシ、ジデタテルネ、ペルムペケーマ、アムグクーツン、

ナタチ、マサルガ等附近積の場合
c ソヴガーワン……ソウガーワン、ケロセウイツチ、コツピー、ダーク又は是等附近積の場合
d デカストリ……デカストリチヤンチヤニーシジアンムラシキ等附近積の場合
e ニコラエフスク……黒龍江（ミニマゴ積一部ホゴロドスク積）積の場合（但し直航を許せられざる場合に限り）
f アレキサンドルフスク……此樺太積の場合（但し直航を許されぬ特直航の場合は運賃は二圓引くこと）

（二〇）積地廻航船は一九に規定せる入港地にて稅關手續を終了し必要に際しては人夫及其れに必要なる食糧その他及ボート（天滿船）を積込むものとす、此の場合傭船者は人夫其の他の積込に對し稅關手續終了後三時間を許容せらるゝものとす。（但し時間ハレーデースに算入せず）又歸航に際しては船舶は夫々稅關手續港に寄港して人夫其の他を積卸すこと。

（二一）入港地に於てその他の積込遲延の爲船舶の滯船が三時間を超過せる場合はかゝる超過時間はレーデース中に算入せらるべし稅關手續終了前の滯船に對しては傭船者は何等の責に任せず但し手續の迅速に終了する樣可及的援助すること。

稅關手續が日沒前に終了せぬ場合は人夫の積込は翌日の日の出より開始するものとし此時間はレーデースに算入せざるものとす

（二二）浦鹽積の場合を除き傭船者の要求に依り小樽にて人夫を積込むものとす此の場合船主は三日前に小樽著船豫定日時を傭船者に通知すること、小樽に於ては人夫其他の積込積卸しに對し傭船者は夫々三時間を許容される。

マゴ行に對するパイロツト

（二三）マゴ行の船舶に對しては傭船者は熟練せるパイロツトを用意し航路に浮標を設置するの責任を有す、從而上記設備の欠缺に依りデカヌトリーに於て十八時間以上滯船せる場合は此の時間はレーデース中に算入せらるる。

配船

（二四）（G）傭船者は積地廻船希望日を遲共十日前に書面を以て東京に於ける船主代理人に通知するものとし同時に積地豫定積高及揚地（但し決定せる場合に限る）を通知する。

船主は通知の日より七日以內に船名重量噸積載能力、積地著船豫定日を傭船者に通知すること船主は傭船者の積地廻航希望日より五日以內に夫々の稅關手續港に船舶を廻船すること。

船舶の動靜

（二五）船主は船舶が日本の最終の寄港地出帆の豫定日より三月前に東京に於ける傭船者に該船舶の稅關手續港著船豫定日を通知することゝし尙實際の出帆日をも傭船者に通知すること。

（二六）積地が浦鹽、ニコラヘフスク、アレキサンドルフスク又はデカスカトリーの如く稅關手續港を兼ぬる場合は二五項に規定せる通告の他に船主又は船長は該稅關手續港（卽ち積地）の傭船者代理人に對し船舶の日本に於ける最終寄港地出帆日を電信にて通知すること。上記以外の入港地が積地として指定された場合は船長は同樣の通知（成可く無電に依ること）を發すること。

船舶の遲延

（二七）（G）船舶が二四に規定せる期間內に入港地に到著せざる場合又は二五に依る著船舶が入港地に到着せざる場合（但し猶了時間三六時間）は船主は傭船に對し滯船料と同率の罪金を支拂ふ事而してこの遲延が五日を超せる場合には傭船者は六九の條項を適用し得るものとす但し遲延が最終日本港より入航地への航海中の不抗力により生じたる場合には此の條項を適用しない。本項は五に於て解約を決定せざる場合のみ有效なるものとす。

（二八）五に解約日を定めたる場合に船舶が該日時迄に稅關手續港に到着せざる場合には傭船者は本契約を解除し得。但し解除せざる場合は船主は遲延期間に對し滯船料と同

率の罰金を傭船者に支拂ふこと。

（二九）船舶が五に規定せる日時又は二二項に依る傭船者の通知日時より以前に稅關手續港に到着せる場合は傭船者は直ちに積荷を開始するの義務はない。但し協議の上、上載期日より以前に荷役を開始する場合には期日前の荷役時間ハレーデース中に算入せられず又此の場合デスパツチマネーは支拂はれぬ事。

航路變更

（三〇）本契約調印の際又は二四（G）に從ひ積地及揚地が既に決定されたる場合、傭船者が積揚地の何れか一方又は双方を變更せんとする時は、傭船舶者は左記條項に從ひ之を變更する事が出來る。

a 船舶の難路に對する總ての費用は傭船者負擔とす。

b 豫定變更を生ずる一切の船主の損失を塡補する事。

c 此の場合の運賃率は本年度に於て傭船者が契約せるものを基礎としての豫定積地よりの運賃と差及八に規定しある豫定積地より變更積地よりの運賃と差を考慮して決定すること。

積高數量（及び寸檢）

（三一）各船積高は下記の書類に依る數字に依り決定するものとす。

a 一日毎の積高通知に依る數量、傭船者は毎日の積高を船長に通知し出來得ればその寫を交付するの義務を負ふ、

b 受荷主宛の送狀に依る數量、傭船者は積荷終了次第送狀の寫を船長に交付す可し、但し送狀未作製の場合は毎日の積高通知高を以て之に代ふる事を得、

c 稅關手續の書類に依る數量、傭船者は積荷終了次第稅關手續の書類の寫を必ず船長に交付すること。

（三二）船長又は其代理人と積荷を寸檢し得るものとす。

寸檢の爲積荷が遲延する場合はその時間はレーデース中、に算入しない。

積荷石數の計等は樹皮を除く上部米口直徑及長さに依る、但し直徑は寸位以下長さは尺位以下切捨の事、

（三三）積高米協定の場合は船主は揚地に於て再寸檢をなし得ること。

シツピンクアクト

（三四）積切に際し傭船者使用人及船長は積荷の諸計算に必要なる次の事項を記入せる船法を作製すること。

a 積荷に要せし時間、

b 木材積高、

c 本契約によるデス、デマの時間

c 船舶の出帆及到着時間、

c 兩者の意見の相違、

f デス、デマ、追加運賃、償金、空積運賃、其他船舶の入港及び掃除の費用を含む港費及關稅は一切船主負擔とす。但し木材積荷の運送及輸出に關する諸掛及關稅は傭船者負擔とする。

（三七）三四に規定せる船主積地諸費用は傭船者之を立替、東京に於て決濟するものとす（出來得れば一二に規定せる如く支拂高より差引き然らざる場合は現金拂とす）而して決濟額は留／弗（一、九四五）及支拂日の弗／月換算率に依るものとす。

船型

（三八）（G）三九、四〇に規定せる如き積地及／又は揚地の狀態が小型船の配船の必要とする場合を除き各船の積高は一〇、〇〇〇石積以上二〇、〇〇〇石以內とする、船型の增減ある時は相互協定を必要とする。

（三九）（G）反對の協定なき限りマゴ行の船型は六、〇〇〇—一五、〇〇〇石積の間とす。

(四〇)(G)傭船者が揚地として新潟石濱、芝浦松島、仁川、多獅島、營口、天津、其他五四の表中に記載なき淺き港灣を指定する場合は船主は各港灣又は河川に入港し得る七〇〇〇石積、及三〇〇〇石積の船を廻船することゝ。

上記の場合に萬一船主が諸港灣又は河川に入港し得ざる船型大なる船舶を廻船せる場合は瀉取費用は船主負擔とする。

(四一)(G)船主は傭船者の要求する船型を廻船する樣努力する事但し傭船者の要求船型より一割大又は小なる船舶を廻船し得るものとす。

船舶の設備

(四二)本契約による廻航船舶は木材積取に適當なる事、船舶はウインチ(船舶を之に對し充分なる蒸汽力を用意する事)ロープ滑車其他を傭船者使用人夫に自由に使用せしむること(筏を緊るマニラロープは直徑一八、七五より乃至三一、二五粍とす)ローデイング、ギヤースパン、ガイロープスナツチ、ブロツク(一船艙に就き直徑四一五吋のもの四個以上)等は完全なる可き事。

木材の積付

(四三)傭船者は自己の費用にて貨物を船側に遊び甲板及船艙に積付るものとす。

(四四)傭船者は同一海岸の二港又はそれ以上の港に於て積荷する事が出來る、但し之に對し割增運賃を支拂ふ事なく又次の積地の廻航に要せる日時はレーデース中に算入しない。然して此の場合全部の積荷に對する運賃は積地中の最北地點より運賃率を以て計算する。

(四五)傭船バンカー積取に必要なる特別の運賃を有せぬ船舶に對しては左記の條項を適用する。

a 傭船者は傭船バンカー積取の場所に積荷する必要なく且つ之より生ずるブローリン、スペースに對しては責任を持たぬなり。

b 但し船長の要求により、其個所にて積荷をする場合は傭船バンカー積込の爲に要せし時間はレーデース中に算入せず若し傭船炭庫にデリツク一個のみある場合豫船炭積込に必要なる人夫は一個に對し三人を越ゆる場合人夫の費用は船主持とする。

(四六)傭船者は船長の要求ある場合は甲板積付に必要なるスタンション用丸太を無償供給するものとす。但し丸太の長さ一六尺直徑六寸とし積荷の一部として送狀に記載さるものとす。又傭船者使用人と船長との協議に依り積荷中の丸太をスタンションとして使用し得るものとす。但し如何なる場合にも丸太の先端を尖らすを得ず、スタンション用の丸太に對しては運賃は支拂はれざるものとす。

(四七)積地に於ける通常荷役時間は日出より日沒とす。但し傭船者は船主が特殊の事情の爲に反對せざる限り天候不順の場合を除き、夜荷役をなし得るものとす。之に對し傭船者は日本船の習慣に依る賃銀を船員に支拂ふものとす。船舶は夜荷役に支障を來さゞる樣甲板及船艙に電燈を設備すること

挽材積載の場合

(四八)浦汐積の場合は傭船者は積荷の一部又は全部として挽材を積載し得るものとす。但し挽材積付は船艙內に限る。而して船主は挽材のみ滿船せる場合甲板のスペースに對しては空積運賃を請求し得ざるものとす。船艙內の挽材に對する運賃は是に相當する丸太運賃率の三割引とす。挽材の甲板積を傭船者が許容する場合、此の分に對する運賃率は船艙內積挽材運賃率の三割引とす。挽材の積高割合は日曜日、祭日を除くウエザーウヲーキングデー一日に付き一艙二五スタンダードとす。但し一〇〇〇石は六、六一スタンダードとす。

マゴ及びデカストリー沿岸に於ける積合せ

(四九)船舶の積地廻航に際し傭船者は船主と

協定の上相當率の運賃を以てマゴ及デカストリー沿岸において積合せをなし得るものとす。又マゴ積の場合廻航の際に豫見し得なかつた事由に依り滿船積し得ざる場合も下記條項に從ひ積合せし得るものとする。

a マゴ積を目的として配船されたる船舶がマゴにおいてラングルバー通過の吃水の許す範圍內の積荷をなし而も未だ空積のある場合、後者の運賃は通常のデカストリー積運賃率の一割減としデカストリー寄港に依る離路の費用は一切船主負擔とする。

b 最初より、マゴ及デカストリーの積合せとして、配船された船舶がマゴにおいて伐出しの不足又は傭船者側の過失に依り、積込からラングルバー通過の吃水限度以內なりし場合は傭船者は不足分をデカストリにて積込み得るものとす。但し此の場合のマゴの不足分量の運賃はマゴ積と同率とす。但しマゴにおける不足分の決定は兩當事者に於て協定するものとし協定不成立の場合は、ラングルバー通過に對する最大吃水限度のパイロツト證明書及航海日誌を基調として日本において協定するものとす。

c マゴ積として配船されし船舶が積込がbの如き事由により、ラングルバー通過の吃水限度以內なりし場合傭船者はマゴにおける不足積取分をデカストリー又は船海州、樺太の何れの港においても積込み得るものとす。

但し此の場合はマゴの不足積取分に對する運賃はマゴ積と同率とし、バンカー水、其他の離路に依る一切の費用を傭船者が負擔するものとし且離路の時間はレーデースに算入せらる。

d 但しデカストリーへの離路に對する費用はすべての場合において船主負擔とす。

プローリンスペース

(五〇)傭船者の雇傭する船內人夫は船長の指揮に從ふものとし船主は積込に關する一切の責に任ずるものとす(積付不良に依るブロークン、スペースを含む)

但し人夫が船長の指揮に違背せる爲又は傭船者の責に歸せらる可き事由により、スペースを生ぜし場合は傭船者は船主に空積運賃を支拂ふものとす。

(五一)傭船者の責に歸すべきブロークン、スペースは積地において決定之を「アクト」に記載するものとす。萬一兩當事者が積地において之を決定し得ざる場合は日本において協定するものとす。而して傭船者代理店會の上、サーベーヤにかけ其報告により決定せらるゝものとす。

(五二)マゴ積の場合はラングルバーの水深により生ぜしブロークンスペースに對しては傭船は責任なきものとす。從而マゴ積のブロークンスペースは、パイロツトステーションの役人の發行するラングルバー通過の最大吃水限度證明書及船舶の實際の吃水により決定さるゝものとす。

揚荷

(五三)貨物は四〇の場合を除き傭船者指定の人夫に依りCQDにて陸揚さるゝものとす。而してその費用及危險も傭船者負擔とする。

(五四)本契約に基づく揚地は左の如し。

a 日本、太平洋岸、熱田、石濱、神戸、小松島、尾道、大阪、芝浦、清水、下津橋、武豐、鶴見、宇治名、四日市、橫濱

b 日本、日本海岸、青森、船川、伏木、函館、舞鶴、門司、七尾、新潟、能代小樽、土崎、敦賀

c 朝鮮、釜山、元山、仁川、木浦、清津新島、多獅島

d 南滿國、大連

e 支那、芝栄、秦皇島、上海、天津、塘沽、青島、威海衛、營口

(五五)二三港の場合は他の協定無き限り夫々の揚地間の距離は二五〇哩以內の事とす。

積込人夫

(五六)二〇の規定による積込人夫に對しては

航海中及荷役中に船舶は船艙内に相當の宿泊の爲の餘地をあたへ（但し六月十五日―九月一日迄は甲積の場合は覆を作ること）電燈、臺所、便所等の設備をなし水を補給すること、但しすべて無償とす。

毒　故

（五七）積取船のローディングギヤーは完全なるべきこと、而して沿岸積の場合は修繕力の不備の爲及避難場所なきため、頗る重大であるから總ての場合にギヤーの損傷に之を兩當事者の調印あるメモに記入し此のメモを船舶法に添付すること事故ある場合、又此のメモにその詳細及證明を附記、但し當事者に異議ある場合は之をも明記するものとする。

（五八）傭船者の使用人の不注意により船舶は人員に事故の起りし場合は之を傭船者の責任とする。但し事故が上記使用の不注意又は過失によらずして起りし場合はその事項は船舶附屬品の不完全なるために生せしものと見做し、船主の責に歸すものとす。即ち紛失せる貨物及事故のために作業を停止せる場合の勞銀を含む。而して作業中止の場合はレーデースをそれだけ延長するものとす。

（五九）原因の如何を問はず作業中にウインチ又はローデイドングギヤーが破損せる場合には船員は直ちにその修理に着手すること若し傭船者が其の修理完成後破損個所をラサーベーヤ又は港灣當局に依つて試驗せんとする場合は修理後三時間以内之をなすべきこと、但し三時間を超ゆる場合は滯船料及依而生ずる費用の一切は傭船者等の負擔とす。

即ち、天災、航海中の危險、船舶、艀、又は海岸における火災、船員の匪行、害敵、海賊、盜賊の君主人民における拿捕、衝突、坐シ、爆發、汽罐の破裂、シヤフトの損傷又は表面に現はれざる缺陷（是等原因が航海の當初船體汽罐、機械及附屬品に存在するも度外視す）航海中又は管理中に生ぜしパイロツト船長船員船主側雇傭者の不注意、缺陷、誤審等。

（六一）非人爲的事故の爲船長が積込完了不能と見做す場合は自己の決斷により揚地へ向け出帆し得るものとす、此の場合運賃は實際積高に對して（空積運賃に非ず）而して船主は積殘し貨物に對して責任を有せず若し船が揚地に於て上記の事由により、入港不能と見做す場合は船舶は最寄の安全港に向け其處にて指揮を待つことゝする。

（六二）海難ある場合は一九二四年のヨータアントはブールに依る

契約の後期に於ける積取及船腹のベース

（六三）本契約期間の後期に船舶が廻航せらるゝ場合は傭船者は船舶の割增保險料及び船腹に依る運賃及び滯船料を支拂ふ。（但し滿船積に非ざる場合とす）但し下記條項に從ふ。

a　本項は沛汐積の船舶に對しては全然通知せず。

b　マゴ積のものに對しては割增保險料を負擔せず。但し傭船者は遲く共航海期の終了の約二日前に船舶を出航せしめ、且船舶の通過前には該港灣の入港指示浮標の撤去せられざるを保證するものとす。

c　上記以外の積地へ廻航する船舶に對しては十一月十四日以後の割增保險料を保險共同會の要求せる場合は傭船者之を負擔す。

但し保險會社書類に對し現金支拂と積取の終期は傭船者任意す。

（六四）ウラヂミールデカストリ間又は樺太においては流木の取集め及積込は本契約により配給せられたる手近の船舶により行はるべく且之に對し船主は反對するを得ず、此の場合船舶は傭船者の指揮通りに異動することなく運賃は指定積地の最北港よりの運賃率により船腹契約を基礎として計算せらる。但し本契約中に該最北港の運賃率の決定なき場合（第三〇項C）により決定する。

（六五）六三、七四に依り船腹運賃が配船時に協定なき場合は該船舶の沿海洲のレコードに依り計算さるゝものとす。此のレコードなき船舶に對しては同型船舶のレコードを以てす。

（六六）船長は積込を援助すべく最善の努力をなすべきものとす。投錨地は船長の思慮に依りて選定す。但し此の場合船長は積荷最荷の便宜を考慮に入るべきものとし、且傭船者の指定する箇所への投錨を拒む場合はその理由を明記せる書面を以て與ふるものとす。

（六七）積地に繫留、浮標に投錨す可きものとす（費用船主負擔とす）。

積載木材の種類

（六八）傭船者は荷役を妨げざる樣注意して異種類の木材を積載し得。但、傭船者は出來得る限り積載すべく異種類の木材の數量を船長に豫告すべきものとするも萬一此場合豫告數量に誤謬ある場合と雖も船長は積込を拒否し得ず。但し船艙中に他の異種類の積込ある場合に限りラーチウツド甲板積を拒否する事が出來る。

筏に對する注意

（六九）船舶が不可抗力に依る危險を避ける爲に即時出帆する場合を除き船長は船側より筏を見はなすを得ず。船長は積地における傭船者代理人に天氣豫報を知らせ船の有する晴雨計その他の器具の使用を許し以て如何なる場合の天候が荷役に支障を來すかを充分に熟知し置くこと。

船荷證券

（七〇）船長は積荷終了後直ちに無電にて終了の報告を船主になし而して船主は東京又は神戶において積荷に對する無瑕船荷證券を發行するものとす。且船主は此BSLが東京又は神戶の何れの銀行においても買受けらるることを保證するものとす。

（七一）上記無電の外に船長は積地に於ける傭船者代理人より通商代表部木材部宛の電報に署名すべきものとす。七〇、七一の電報中の數量は同一なる可きこと。

（七二）七〇記載のは常に採用せらるべき條項にして本契約の條項に違反せざる限り本積荷に對しては適用されない。

罰　金

（七三）（G）本契約に依る船舶を船長が拒否する場合は傭船者は代船を市場にて傭する權利あるものとす。而してこの場合は船主は積殘し貨物に對して百石につき五〇圓の償金を傭船者に支拂らべきものとする。

（七四）（G）傭船者が一記載の貨物の全數量の積出しが準備完了せざる場合は不足數量に對し一〇〇石に就き五〇圓を船主に支拂ふものとし不足數量に關する他の一切の要求を爲し得るものとす。但し七五の例外に注意

（七五）G上記の積出用意不能が洪水及又は火災に原因する場合に限り傭船者は償金支拂の義務無きものとす。但し本項は傭船者の要求に依り既に廻航せる船舶に對し適用すること無し。此の場合の償金は不足分解約より生ずる實際の船主の損失額たる可く且一〇〇石に就き五〇圓を超過せざる事とす又船主は此の如き場合には船舶を他方面に使用し以て傭船者の損失を減ずる樣努力すべきものとす。

（七六）本契約に依り廻航せられし夫々の船舶に對しては本契約不履行より生ずる損害に對する罰金は違約者より違約者に支拂ふものとす。

仲　裁

（七七）本契約に關する異議を生ぜし場合は兩當事者之を神戶海運集會所に合同して審議を申請し該集會所の審判者の判決は最終にして且兩者を拘束するものとす。上記の仲裁に關する通知の發送の二週間以內に當事者の一方が合同審議申請の手續を採らざりし場合は他の當事者は獨斷にて神戶海運集會所に對し此の申請をなし得るものとし相手方は之に對し異議を申立てるを得ず。

本契約樣式の使用

（七八）本契約書は一船期間に多數量の木材を運送する場合及個々の船舶運送契約の場合使用せられるものとす。多數量の木材運送

に本契約様式を使用する場合に個々の船約に關する條項には記入せず置く事、若し二社又は其以上の船會社が船主として本契約書に調印する場合は夫等船主は相互間に責任を有するものとす。

本様式を個々の運送契約に使用する場合は多數量の運送契約に關する條項には記入せず置く事。

又この場合に無意味なる條項(G)を記入し有る各項は效力を發生せざるものとす。

特約條項

(七九)下記特別條項と上記各條項との間に矛盾ある場合は特別條項を以て有效とし矛盾せる一般條項は無效とす。

右契約を證する爲本證二通を作成し夫々一を保有するものとす。

船主　調印

傭船者　同

證人同本契約様式のコードネームは"Dalsowood"とす。

北樺材の幌內川流送許可請願運動

邦領南樺太の出材たる所謂北洋材を以て唯一の資材として居る東京、大阪、靜岡、愛知、和歌山の五大市場製材業者は昭和七年樺太廳林政改革後出材漸減して兩三年後に於ては全く供給絶無に陥るべく之が爲め各都市製材工場は操業不可能となり工場閉鎖、失業者の大問題を惹起するものとして、右邦領樺太中丸太の代用材としては幌內川流域の露領北樺太の森林一億二千萬石の輸入の外途なく、此の輸送に幌內川流下許可及右の輸入問題を關係各省に陳情、昨昭和九年十一月の臨時議會に請願書を提出した又々昭和十年の議會にも請願並に其の對策を練る可く、日本五市場北洋材製材聯盟會の各地代表は二月五日午前十時より深川木場ビルに會合協議會を開いたが、當日和歌山代表は病氣缺席、大阪側より中川勝平氏外二名、東京側中西新作氏外一名名古屋側淺井富二郎氏、清水側中村藤太郎氏外一名、都合八名集合、簡單な打合せをなしたる後、直ちに商工省吉野次官、外務省通商局第一課、內務省社會局、その他選出區代議士竹田儀一(大阪)、加藤鐐五郎(名古屋)、瀨川嘉助(名古屋)、深澤豐太郎(靜岡)、眞鍋儀十(東京)の諸氏を歷訪、昨年十一月臨時議會に提出した「露領北樺太ホロナイ河流域木材輸入に關する請願書」の主旨を再陳情する處があつた。

而してこれらの陳情運動と相俟つて、關係各代議士の側面運動も効を奏したか、五市場側建議案が三月五日衆議院を通過した。しかし三月十八日貴院請願委員會では大阪貴員佐々木八十八氏(同和會)が提案したが、審議未了となつた。

一方この運動に反對して福島、茨城、栃木三縣の山林製材業者が立ち上つた。即ち反對者代表は三月九日以來上京、拓務、農林各省及び貴衆兩院に陳情したが、陳情書の要旨左の如し。

今回港灣五大都市製材業者の一團より露領樺太材幌內川流送許可獲得に主務省並に貴衆兩院に對し屢々陳情中の由拜承仕候も仄聞するところ邦領幌內川は本邦北海道漁業場に於ける孵化場として最も好適なるものゝ由萬一一部製材業者の營利のために木材流送許可あらんかエゾ材の木澁は魚族の毒素となり爲に折角の孵化事業も壞滅に瀕すること當然たると思考被致候、右は本邦北洋漁業の死命にも關する重大案に候へば輕々に御許可なき事勿論と被存候も萬一を顧慮致し玆に反對陳情を表明する所以に御座候、飜て全國に於ける木材需要の狀態を觀察するに去る昭和六年以降建築用木材に於ては需要は不況のため減退の一途を辿りしも供給は却て樺太材に依り著しき過剩を示し遂に市價の大暴落となり、都市製材業者は何れも多量の資材を擁しながら操業休止の憂目に瀕し主務省に對し之が伐採制限方の請願を爲せしことは今尙記憶に新たなる所に御座候、然るに今又邦領樺太材の增伐運動を企圖し或は幌內川流送許可陳情を敢て爲す等實に矛盾も甚だしきものと思考致候

北洋材の大量移入より地方外材の脅威に依り全國內地數百萬に林業家過去數年間に亘りて內地材價慘落の苦惱を嘗め今日の窮境を招來致し候今や農山村の植林政策上國家百年の大計を誤るなきを保せざる事態と相成可一般建築用材として官公署民間建築等に至るまで內他材を使用せしむるの計畫御樹立の上或る程度の市價引上げを爲し以て農山村の窮狀を救濟し併せて衰退しつゝある植林思想の挽回培養に努むること眞に時宜を得たる國策と存候何卒御賢察の上既定の方針に則し邁進せられんことを悃願の至りに堪へず候玆に茨城、福島、栃木縣下休業者を代表を以て及陳情候也

而してこの反對運動も多少の効を奏したが三月二十二日には高田耘平へ民政黨、栃木選出代議士の斡旋でその請願書は衆議院請願委員會で採擇された。

しかしその後事態はこれ以上何等進展もみせず、今日に及んでゐるが、既に二月八日これらの運動の成否の鍵を握つてゐる今村樺太長官が本社(日露通信)記者に左の如く親しく意見を開陳したことをみても判るやうに少くとも北樺材の幌內川流送問題は今暫くは實現不可能のものゝやうである。即ち、北樺材幌內川流送問題に關する長官の談話。

△北樺太材の幌內川流送に就いては一昨年頃も豐島海事や、日露協會等からも話はあつたが、その時も「樺太長官の關係管理してゐる幌內川は斷然長官としてその利用を許さぬ」と言つて退けておいた。今度の北洋材聯盟の陳情に對してもそれと同じ態度で昨年十一月はつきり斷つておいた。それは北洋材中丸太によつて仕事をしてゐる都市製材業者の勞働問題といふ點では同情を禁じ得ないものであるが、今度の樣に單なる利權問題を政治運動にまで延長させるのはどうかと思ふ。それにこれは對ソ國際關係も含まれてゐるから愼重に考慮しなければならぬ。

△の諸願書には北樺太幌內川上流に一億二千萬石の北洋材が蓄積されてある等といかにも調査した如く書いてあるが、一體誰が調査出來るか彼處は昨年迄ゲ・ペ・ウの監視嚴重で、てんで調査なぞは出來ない。當局者である我々さへも全然知らない。たゞ大正九年尼港事件の時、その一部分を調査し、類推した處では約八千萬石の落葉松があるだらうといふ不正確なものだ。斯る曖昧なものを基礎にしての請願など、それだけでも利權漁りと見られる恐れがある。△それに昭和七年の林政改革の結果、當時百石二百四、五十圓が今では八百圓に暴騰してゐるから業者は十分すぎる程儲けてゐる筈だ。どうも慾が深くて困る。日本領の北洋材を濫伐して食ひ荒らして儲けてしまつたら、今度は國際問題も考へず、北樺太の方を荒らさうといふのだら虫がいゝ。業者の考へでは邦領樺太を王子製紙のパルプ資源にのみして自分達北洋材製材業者の死活問題を考へてくれぬといふらしいが、それは認識不足だ。王子は南樺太にパルプ工場八、人絹工場一、計九工場を所有し、全住民の約半數十萬人以上の勞働者の生活を保證してゐる。だから王子のパルプ事業は樺太の地方經濟にとつて最も重要であり、その一工場に對し人口二萬、三萬の街が出來てる位だ、またその製品は內地製紙需要の半ばを占めてゐる國家的事業なのだ。

△以上幌內川流送不可能の根本原因であるがこの外實際問題として、よしんば北樺太材を幌內川で流送するとしても當分は絶對不可能だ、と言ふのは同河は現在百萬石の南樺太村の流送を以て飽知狀態にあり、なほ十二、三年前より鮭鱒の孵化場として最も重要なのであるからである。國家的見地から右の事情をよく認識して內地の北洋材製材製函業者等は利權問題等に眼をくれる事なく、用材は幌內川流域にのみ限つた事ではないから、米國、南洋、沿海洲、幌內川流域以外の北樺太等からも輸入して、大いに自重してやつて欲しいと思ふ。

△昨年のこの話を北洋材聯盟の連中に聞かせたら、尤もだと言つて引きさがつたやうだつた。なほ外務、商工、農林各省からも別に當方には何も交涉はきてゐない。繰返して言ふが兎に角現狀ではこの問題は絶對に許可しない

考へである。

△しかしそのうちに北鐵交渉も調印が終了すれば日ソの關係も好轉すべく、ソ側も幌内河上流にいくら良い北洋材を所有してゐても、邦領樺太の同河による以外にはその材を運搬する方法なく、言はゞ寶の持ち腐れであるから、行く〳〵は何とか我が國に持ちかけてくるに違ひない。さうなれば、利權を離れて完全な國家的統制の下に巧くやる積りだ。

ソ側の對日傭船

ソ聯邦に於て本邦船を日貸傭船契約を行つたのは、去る昭和三年以來で、主として沿海州、北樺太方面に於ける木材積取、カムチヤツカ漁業用の運輸に充てられたものであるが昭和三年には船數十隻、四四、一九五噸であつたが、同四年には一躍傭船數四三隻、總噸數一五二、五〇一噸に激增し、同五年には更に增加を見るに至り、ソ聯邦に傭船された日本船は九五隻、四三〇、五〇六噸に達した、同六年には六八隻、三五六、五五八噸、同七年には三八隻、三三三噸に減じ、昭和八年度に於ては一〇隻、五七、三七九噸に激減し、更に昭和九年には四隻、二四、八七一噸に減少した、昭和八年以降傭船が激減したのは本邦海運界の好況によるチヤーター料の騰貴に原因し、ソ側に於て支那船其他料金低廉なる外國船を傭船するに至つた結果である。

然るに今昭和十年度は主として沿海州材マヽ材積取のためと、それに北鐵代償物資中セメント類其他も積取の中に含まれ、九月下旬までの總計では本邦船は廿七隻、チヤーターレーヂ四十六萬二千圓に盛り返し、なほ此のほか綠茶、麥粉、鹽等の運賃は十萬圓に達し合計五十二萬二千圓となつた。今年度ソ側傭本邦船舶及扱會社内譯左の如くである。

△あいだ丸（大同海運）
△乾利丸（大同海運）
△第二豐源丸（川崎汽船）
△源長號（同上）
△勝利號（大同海運）
△マーベル號（同上）
△ハンナ號（同上）
△喜多方丸（巴組）
△ミオネ號（同上）
△鐵山丸（山下汽船）
△ニンホア號（同上）
△謙讓丸（同上）
△長成丸（島谷汽船）
△モラー號（大同海運）
△龍勢丸（東和汽船）
△太平號（同上）
△ホアンホア號（川崎汽船）
△伊勢丸（内外汽船）
△マリオン號（大同海運）
△吳竹丸（同上）
△ヨランテ號（同上）
△ヒルダ號（同上）
△天利丸（同上）
△大國丸（内外汽船）
△リリアン號（同上）
△長順丸（泰通商會）
△榮丸（川崎汽船）
計 二七隻

右チヤーター・レーヂ 四六二、〇〇〇圓
運賃（綠茶、關東州鹽、小麥粉）
△福浦丸（大連汽船）ヴイクトリヤ丸（國際汽船）第三大源丸（大同海運）辰羽丸（泰通商會）計四隻
運賃計 一〇〇、〇〇〇圓
傭船料及運賃合計 五二二、〇〇〇圓

左に參考の爲めソ側の邦船日借傭船契約書の實例を揭ぐ。

ソ側日借傭船契約書例

（昭和六年二月十八日改訂）
（昭和十年十月一日現行）

船主（A）
傭船者（B）傭船者……代理ソヴエート通商代表部運輸部
船舶明細
一、重量噸數、建造年日、速度、無電、登簿噸數、船級、甲板、ヘヴィデリツク他のデリツク、船艙の容積、馬力、附保額（船體）
傭船主要項目

二、引渡港、引渡日、乘組人夫、船客、寢床、豪所、豫定航海——往復引渡港より返船港間但し浦鹽又は日本港（B注意）
傭船期間
三、約 日
支 拂
四、現金又は約束手形（B注意）—日米滿は時間割計算
A、初の三十日は十日目毎に前拂
B、後は十日目毎後拂
C、船舶の返船次第直ちに淸算の事。
引 渡
五、外航資格にて引渡す事（以下略）
六、豫定引渡日の午前六時以前にBは受取の必要なし、但しその時日前に受取る場合はレートは半分とす。
七、解約日は三日間（後六時迄）、其次渡Bが引渡を受くる場合は遲延期間に對し傭船料の半額の償金を（一日に就き）支拂ふ事。
八、引渡の前六時より後六時迄の事。
返 船
九、Bは一定航海終了後浦鹽、小樽、室蘭、函館、門司、大阪、神戸又は上海にて返船の事。（特約なき限り任意とす）
一〇、AはBに引渡港を二週間前に通知する事、返船に就きては勳爵をAが船長に無電にて問合す事。
一一、日本港にて返船の場合内航資格の事、但し上海返船の場合はBは無償にて船長に噸稅改書を交付す。
航路變更
一二、樺太又は沿海州向の傭船の場合は無警告且無償にてカムチヤツカの定限航路區域は北緯、め得。
一三、カムチヤツカの定限航路區域は北緯、六三、東緯一七二度とす。
一四、豫定航海が樺太又は沿海州にしてBがカムチヤツカへ向けんと欲する場合、及總ての場合にカムチヤツカの制限範圍外（北極洋を除く）に航海せしめんとする時、Bは無償にて之をなし得、但しAに通告し且つ本契約の保險條項を遵守すること。
船舶の狀態
一五、船舶へカムチヤツカ向として完全なる事、且無電技師はローマ字にて通信し得ること。
一六、重量噸數が契約のものより小なる場合は夫に比例して傭船料を引下げる事。
一七、船にギヤーが完全にして且デリックは契約通の重量を揭げ得る事を保證する事。
一八、Aは甲板がクンガス積を障害するが如き通常と異なれる設備なき事を保證す萬一ギヤーが障害ある場合は契約の不履行と認む。
バンガー
一九、船舶は炭庫の容量以內にて出來得る限り滿載する事。萬一バンガー補給に必要なるを船長の要求に依り十二ルーブルの割にて補給するものとす、Aは此の代金をソヴエート聯邦・國立銀行建換算率に依り東京に於てBを支拂ふ。但しバンカー補給時間中傭船料及バンカリングに關する費用Bはの負擔とす。
二〇、船舶が浦鹽に寄進する場合は船長は豫定航海に對しバンカーが充分なるか否かを直接傭船者に相談すべし。
二一、船長がバンカース充分と認め且Bが之を補給し得ざる時は積揚荷の有無に不拘船長は最寄港にてバンカーをなし得、此の場合は原因の如何を問はず必要時間中の傭和料は負擔とす。
乘 客
二二、Aは契約中の乘員許可證を當局より入手し乘組人夫に對する必要設備をなす事。（費用A負擔）
二三、（二）記載の人夫中甲板又は船橋樓又は他の場所に收容するものとし、Aは自己の費用にて電燈を設備す。Bの使用水及氣蒸は無償とす。
二四、（二）の記載の船客に對しAば食器、洗面臺、寢臺を設備す可し。
貨 物
二五、はB戰時禁制品及保險共同會の決議に反するものを除き如何なる積荷をもなし得

但し積荷は船長の指揮に從ふともすの。
二六、Bは家畜、クンガサス、ケロシン、ベンジン安全マッチを積込み得、但しケロシン及ベンジンは別包とす。
二七、aは船長及又は船員の過失に基かざる限り、積荷の不足又は損害に對し其の責に任ぜず。
二八、船長BLに署名する場合依而生ずる一切の責任はbに歸す。
二九、bの要求ある場合aは東京に於てカムチヤツカ及又はオコツク海岸に於ける積荷に對し船長よりの無電通知の下にBLを發行するものとす。船長は此の通知を積荷完了と同時に直ちに發す可し、此のBLは東京の何れの銀行に於ても買受げらるゝ事をaは保證す、本項は特約に規定ある場合にのみ有効とす。

積込

三〇、bは貨物積込に際し設備品を利用し得るものとし且夜間船舶を使用し得。
aはオーバタイムの賃金を函館に於てカムチヤツカ向船判に對し規定せられたる率にて支拂ふものとす。
三一、bは引渡前に船舶に支障なき限り積荷をなし得。萬一この積荷が引渡終了後も續く時は傭船は引渡準備完了時に開始するものとす。
三二、bの雇傭する人夫は船長の命に從ふ、但し人夫の過失に對しaは責任なし。

費用

三三、a負擔a船長船員の總食料、飲料水、治療費、b燃料炭、消耗、汽鑵水、c船員の通船料d二二、二四中の船客に關する費用。b負擔、a貨物及乘員に關する艀、ステヴエマット其他（但し二二、二四、中のものを除く）、d、b雇員の給料其他、c港費、噸稅を含む）埠頭料、浮標料、燈臺料、パイロテーヂ、領事手數料健康證明手數料、消毒料、稅關費用、等dBに關する通船料、E船長襲應費、及三〇、三四記載の船員のオーヴタイム賃銀、襲應費。

三四、bは浦鹽又は日本港一港に就き二十五圓也の襲應費を支拂ふ、特別保險料。

三五、B負擔の場合は、（A）樺太又は沿海州—十一月十四日以後（B）豫定航海樺太又は沿海州なる場合はカムチヤツカ行（制限四）の場合—九月四日前のものは十月五日より（C）上記中九月四日及其の以後のものは十月五日より浦鹽又は日本最終出帆九月三一日以後（D）制限範圍外のカムチヤツカ行一切のもの。

三六、三五の特別保險料の支拂ひ保險會社の書類に對し現金拂とす其の率は保險共同會社の規定に依る。

戰爭其他

三七、は船舶に戰時禁制品を積込み又は要塞地に入る場合は當局發行の許可狀を船長に與ふる事。

三八、日本政府は本船が徵發せらるゝ場合はAは本契約無條件解除し得、但しAはBに迅速に通知をなす事
本船が日本政府と自由契約に依り賣買する場合はAその許可を必要とす。

曳船

四〇、BはAの許可なくして本船を曳船に使用し得ず。

事故其他

四一、本契約を通じ積荷其他の損害損失が下記の原因に依る場合はA、B共に責を免かる故意、海上危險、本船、艀、陸上の火災、船員の匪行、盜賊、主存者、人民に依る抑留、衝突爆發（以下略）

四二、Bの責任下にある者の過失に依る船體、機械、船舶附屬品の損傷ある場合Aはこをに通知しAは之を正當と認むる場合之を補塡すべし、此の場合損所修繕期中BはAに契約傭船料の2/3の率にて支拂ず。

四三、汽罐の掃除、船員の缺陷、エンヂン、汽罐の破損、衝突、暗礁、火災、擱坐、ドツク修繕、船員のストライキ其他船舶に原因する事由に依る船舶の活動が停止せられた場合は修理、難路、延路による消電時間が六時間以内の時はその時間は負擔とす、但し六時間以上の場合は其の時間の始よりAの負擔とす。

上記の事由により船舶の活動停止が五日以上に及ぶ時はその原因發生の時に遡りBは本契約を解除し得。

四四、海難ある場合は一九二四年よりの、アントワープ・ルールに依る。

四五、船舶が二十日以上消息を斷つ場合は傭の最終の消息ありし時を以て終了せるものと見做し、過拂船料傭船料は直ちに決濟する事。

檢疫

四六、消毒、檢疫による船舶の柳留時間の傭船料及依來而生ずる費用の負擔下の如し。
船員の疾病に依る場合——A
Bの使用人の場合——B
Bの指定に依り檢疫を受けし場合該港出帆より五日以内の發病に對しては何れの側の發病に依るを問はず傭船料及費用はBの負擔とす、疾病原因不明の時は折半負擔とす
不善行爲

四七、Bが船長、船員、機關士の行爲に相當の理由により不滿ある場合は之をAに訴へAは調査の上上記の者を交替せしむべし。

四八、Bは外品法違反あり生ずる船舶の抑留より生ずる損害を塡補す但し之が船員の違反による場合は負擔とす。

船長のステートメント

四九、返船後船長は出入港時間、作業、天候不良又は積出準備運延に依る空費時間等を記せる航海に關するステートメントを東京ソヴエート通商代表部運輸部に提出する事若し其の代理人又は運輸部の要求あらばAは船長機關長の提要日誌を提出す可し。

再傭船

五〇、Bは本契約の範圍内にて再傭船をなし得、但し此の場合は本契約に對する責任を免かれ得ず。

海難救助

五一、漂流物、海難救助等に依る收得ある場合一切の費用を除く剩餘は折半とす。

罰金

五二、本契約不履行に依り損害を生ぜし場合は之を違約者より違約者に支拂ふ。

五三、論爭は神戸海運集會所の仲裁判決により判定す（以下略）

五四、一般條約と特約條項とが矛盾する場合は前者を棄て後者を採る本契約を證する爲め本證二通を作業し、夫々一通を保有するものとす。

船主　傭船者、證人（調印）

契約書形式

千九百參拾年　月　日　東京市
下名の拙者等一方駐日ソヴエート通商代表部は
（以下賣方と稱す）名義を以て他方日本商店
名義（以下買方と稱す）を以て左記條件により本契約を締結せり。

第一條　契約品名、數量、品質賣方は千九百三十年—千九百三十年年度造材の普通品の木材を賣却し買方は之を買受けたり。
本條記載數量の　割以内の增減は賣方の任意たるべし。

第二條　明細

本條記載長さの割合は賣方之を保證せず買方は積込現狀の儘にて何等異議なく木材を引取るものとす。

第三條　偵段

受渡は賣方が積地に於て　其材積を算出して作成せる「インボイス」に依るものとす。
平均口徑若しくは平均材積の變更の場合は着港材中古材混入の場合は之れに對し基本値段五分以内の割引をなし、鐵砲蟲損傷材に對しては基本値段一割以内の割引をなすものとす。
本契約に依る買材日本輸入の上は買方は直に輸入稅を支拂賣方に對し之れより生ずる如何なる損害をも蒙らしめざるものとす。

第四條　積出し期限、本契約に依る賣却材は　に積出すものとす。
倘賣方は本條規定期限より十五日間運延して積出し得べき除外權を保有すべし。

第五條　「インボイス」作成、「インボイス」は積地に於て長さは尺止め徑は皮除最狹部寸作成せらる材積の算出止め寸檢基調としては

第六條　受渡方法、買方は本契約第五條に從ひ作成せられたる「インボイス」面により木材を引取るものとす、萬一買方に於て着港材と「インボイス」面との材積に著しき相違を立證せる場合は買方は其木材を消費せざる條件の下に荷卸後三日以内に再寸檢の要求をなすを得べし。此場合買方は再寸檢要求と共に筏番號を告明し少くとも筏組材の一部に對する相達丸太の數量、其材積相違の割合調査書を提出するを要す。若し買方に於て賣方の同意を得ずして着港材の一部なりとも之を消費せし場合は一切の異議提出權を失ひ木材は「インボイス」により受渡せしものと見做すべし。

第七條　再寸檢方法、再寸檢は水中に於て丸太の實際長さ即ち「カネバ」に於て行ひ水中寸檢不可能の港灣に於ては陸上材積末口に於て本契約第六條記載順序により先金二寸以上の引掛指を以て行ふものとす。

（注意）（イ）白松、落葉松、中丸太は末口より少くとも三寸下りにて寸檢するものとす。（ロ）再寸檢の際實際積量が「インボイス」面より減少せし場合は共寸檢に必要なる人夫賃は賣方買方の折半負擔とし若し「インボイス」面と同量若しくは增加の場合は寸檢費用は買方の負擔とす。（ハ）確定的寸檢の調書は賣材代金確定の基準たるべきものとす。

第八條　代金支拂方法、本契約記名調印と同時に買方は賣方に對し賣材總代金の　　を現金にて納入し　　は現金にて船舶證券若しくは荷渡指圖書引換に直ちに東京に於て若しくは荷役地に於ける賣方の代表者に駐日ソヴエート通商代表部名儀の爲替小切手にて支拂ふものとす。

第九條　保險、賣方は木材の航海中及び指定港着船の上船卸後五日間の保險を附す若し買方が右期間内に賣方との精算を終了せざる場合は賣方は買方の計算を以て兩後の木材保險を附すべし。

第十條　木材荷役、着港材の荷役及び港内若しくは錨地に於ける一切の運送作業は買方の計算を以て賣方の任意により相當回漕機關により行はるゝのとす、買方は着船と同時に直ちに荷役着手し荷役港の習慣による速度を以て之を行ふものとす。買方に於て着船目迄に木材代金を支拂はざる場合は其荷役は賣方に於て處置すべし買方の計算を以てする荷役の際滯船若しくは船體を損傷せし場合は獨り買方に於て之が補償をなすものとす。

第十一條　其他の條件

（イ）賣方は獨り直接に買方に木材を引渡し本契約に關係なき第三者の引渡を拒絶するの權利を保留すべし。

（ロ）賣方の關係なき原因に依り賣材の金額若しくは其一部の受渡を爲し能はざる場合ありとも賣方は買方に對し等の何責任をも負はざるべし。而して買方は指定期限經過後と雖も着港林を引取るべきものとす。

（ハ）萬一買方に於て本契約の條項を履行せざる場合は賣方は左の權限を保有すべし（一）受渡未了材の引渡を拒絶し（二）受渡濟木材代金即時拂要求の趣旨に於て精算期限及條項を變更すること。（三）買方に豫告せずして本契約の一部若しくは全部を取消し買方の支部に歸する一切の金額の並に賣方の蒙りし損害の即時拂を要求し其木材を其の任意を以て他人に賣却し、其收受金額を木材代金支拂延滯より生ぜし金利及損害の償却に充當し尚不足ある場合は追加即時拂を要求すること。

第十二條　紛爭解決、本契約不履行に關し當事者間の協定を以て調和し能はざる紛爭及び誤解の發生せし場合は仲裁々判に於て左の條件を遵守して解決せらるゝものとす。

（イ）審判を東京市に於て行ふ。

（ロ）仲裁々判員を三名とし、内二名の賣方各一名宛を選任し第三裁判員の選定は當事者の協定による。

（ハ）第三裁判員（裁判長）選定に關し、賣方間に於て七日間内に其協定を遂げ之を得ざる場合は日露協會之を指定すべし。

（ニ）日露協會の指定せる裁判候補者は當事者必ず之れを承認すべきものとす。

第十三條　當事者法律上の居所

賣方東京市麹町區丸の内三ノ八仲五號館ノ一

買方

第十四條　本契約二通を作成し一通は賣方に又一通は買方に交付するものとす。

駐日ソヴエート通商代表部

對ソ輸出補償制定の由來

商工審議會立案の輸出補償法案が昭和四年の議會で問題になりかけた時、既に當時の日露協會々頭後藤新平伯は「對露輸出補償日の定に關する建議」を議會に提出し、當時對ソ輸出は「六ケ月の延拂條件の下に取引せられ、通商代表部振出の約束手形は手形受取人の信用を以てするに非らされば我國何れの銀行に於ても割引せられさる狀態にあり」となし、同法の至急制定の必要を說いた。

而して翌昭和五年五月、輸出補償法は制定され、其の第一條に於て「……輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協賛を經たる金額の範圍内に於て其の損失の百分の七十を限度とし、之を補償するの契約を爲すことを得るとなし、尚第七條に於た約束手形にも第一條の規定を準用し得ることとした。

かくて輸出補償法は同年八月一日より施行され、同法施行規則の「第二章、約束手形に關する補償契約」こそは特に對ソ輸出補償を目的としたものである。これに依ると「輸出補償法第七條の約束手形はソヴエート聯邦に商品を輸出したる爲に受取りたるものとす」と限定され、補償手形の買取銀行が政府に支拂ふべき補償料は、甲種補償契約（損失補償の割合が七割のもの）では百圓に對し一日二厘七毛、乙種補償契約（損失補償の割合が六割のもの）では百圓に對し最初の卅日に付二圓、其の後の期間に付一日六厘六毛の割合で算出されることになつてゐる。だが是れ迄對ソ輸出補償手形に於ては保險的色彩を有する乙種の利用が多く、昭和九年度の如き甲種は全く無い。

對ソ輸出補償を受け得る手形

（一）約束手形に關する甲種補償

此の補償を受け得る手形と條件を具備するを要す。

（イ）手形の振出人は内地に於けるソヴエート聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權限を有する者なること。

（ロ）輸出せらるる商品は内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産、製造又は加工せられたるものにして内地より輸出せられたるものなること。

（ハ）商品の輸出せらるる地域はソヴイエート聯邦に限ること。

（ニ）手形の期間は振出後十二ケ月を超えざること、

尚手形の書換をした場合手形の滿期日が最初の手形の振出の日より十二ケ月を超えざるときは其の新手形を補償手形とすることに差支なく。又十二ケ月を超えるときと雖銀行が豫め商工大臣の承認を受けたるときは差支ないのであるが昭和八年度からは商品別に依り期間に長短を設くることとなつたから此の點に付ては豫め補償契約銀行と打合せを了せられ度い

尚書換手形に關しては振出の當初から補償手形とせられたるものの書換手形以外は補償手形とすることを認めて居なかつたのであるが昭和七年度からは最初の手形が補償手形でなくとも途中で書換へられたものをも補償手形とすることが出來る樣に改正せられた。併し茲に注意を要するのは斯種書換手形と雖其の滿期日が當初の振出の日から起算して十二ケ月を超ゆるものを補償手形とするには振出當初から補償手形のものと同樣先づ商工大臣の承認を受くることを要することである。

（二）約束手形に關する乙種補償

此の適用を受くることを得る手形は一に揭げた諸條件の外に手形の受取人が輸出組合又は其の組合員であることを必要とする。對ソ補償手形の買取を求むる手續。

（一）約束手形に關する甲種補償

本補償の場合に於て輸出業者が銀行へ提出すべき書類は荷爲替手形に關する甲種補償の場合と同樣であるが、船荷證券及送狀の各寫は商品をソヴィエート聯邦へ輸出したることを證する書面を以て之に代ふることが出來る。此の書面には商品の名稱、數量、輸出港、仕向先及輸出の年月日を記載しなければならないことになつて居る。此の證明書は對露輸出組合等に付發給を求めれば宜しい倘手形が書換へらるる場合其の滿期日が最初の手形の振出の日より十二ケ月を超ゆるときは銀行が商工大臣の承認を受けねばならないことは既に一言したのであるが、此のときは賣買契約書の寫を提出され度い。

次に補償料であるが約束手形にはD/A D/Pの區別がないのであるから、料率は甲種にありては凡て百圓に對し一日二厘七毛の割合で計算する又手形の書換へられたる場合には補償料を追納するを要するが此れは書換の日より滿期日迄の期間に付同樣百圓に對し一日二厘七毛の割合で計算すれば良いのである。

今實例を示すに

一、手形の額面金額　一萬圓

一、手形の買取日　昭和九年四月一日

一、手形の滿期日　昭和十年四月一日

とせば補償期間は片落計算に依り買取當日を算しないから三百六十五日である。

即ち補償料は

$$¥10.000.00 \times \frac{0.0027}{100} \times 365 \times = ¥98.55$$

九十八圓五十五錢となる。

次に右の手形が書換へられて左の通りとせば

一、新手形の額面金額　一萬圓

一、新手形の書換日　昭和十年四月一日

一、新手形の滿期日　昭和十年七月一日

補償期間は片落計算に依り九十一日で同樣の計算に依り二十四圓五十錢となる。

（四）約束手形に關する乙種補償

此の場合に提出すべき書類は約束手形の甲種補償の場合と同樣であるが唯補償料に付ては其の率を異にする、即ち、百圓に對し最初の三十日に付一圓其の後の期間に付一日六厘六毛で算出することとなつて居る、又手形の書換へられた場合には補償料を追納するのであるが、此は書換の日より滿期日迄の期間に付百圓に對し一日六厘六毛の割合で計算すれば良い。

今前記第一例を引用せば左の如くなる。

基本率……$¥10.000.00 \times \frac{1}{100} =$

¥100.00……最初の30日

附加率……$¥10.000.00 \times \frac{0.0066}{100} \times 335$

¥221.10……殘りの335日

¥321.10　365日

即ち補償料は三百二十一圓十錢となる。

次に前記第二例を引用せば此の場合は附加率丈で宜いのであるから

$$¥10.000.00 \times \frac{0.066}{100} \times 91 = ¥60.06$$

即ち補償料は六十圓六錢となる。

最後に荷爲替手形及約束手形に關する甲種補償に關し共通の事項として、若し銀行が振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生産、製造若は加工せられたる地域に付疑を抱いたときは、之に關する證明書の提出を要求することがあるから斯かる場合には各地の商工會議所等の發給する證明書を提出する必要がある。

對ソ補償手形を買取るべき銀行

不渡の起つたときに補償を受け得る爲には如何なる銀行へ手形の買取を求むべきやと云ふに、此れは毎年政府と補償契約を爲したる銀行へ買取を依賴しなければ其の目的を達することが出來ない。然らば其の銀行とは何れの銀行なりや、今左に政府が昭和十年度に於て補償契約を爲した銀行の名稱、補償契約の種類、補償手形を買取るべき銀行の營業所の名稱及位置を記載することとする。但し○印は對ソ補償手形を買取べき銀行。

一、補償契約を爲したる銀行の名稱	補償契約の種類
○横濱正金銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約竝に約束手形に關する乙種補償契約
株式會社臺灣銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約
○株式會社安田銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約竝に約束手形に關する甲種補償契約
株式會社三菱銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約
株式會社川崎第百銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約
株式會社三和銀行	荷爲替手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約
○朝鮮銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社北海道拓殖銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社北海道銀行	約束手形に關する甲種補償契約及乙種補償契約
○株式會社加能合同銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社加州銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社三十五銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社大垣共立銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社名古屋銀行	約束手形に關する乙種補償契約
○株式會社敦賀二十五銀行	約束手形に關する甲種補償契約

二、補償手形を買取るべき銀行の營業所の名稱	位置
○横濱正金銀行	横濱市中區仲通五丁目六十番地
○横濱正金銀行東京支店	東京市日本橋區本石町一丁目六番地
○横濱正金銀行丸之内出張所	東京市麴町區丸之内一丁目二番地
○横濱正金銀行神戸支店	神戸市神戸區榮町三丁目二十六番地
○横濱正金銀行大阪支店	大阪市東區北濱五丁目五番地
○横濱正金銀行門司支店	門司市淺橋通十三番地ノ二
○横濱正金銀行長崎支店	長崎市西濱町七十二番地
○横濱正金銀行名古屋支店	名古屋市中區新柳町五丁目一番地
株式會社臺灣銀行東京支店	東京市麴町區丸之内一丁目二番地ノ一
株式會社臺灣銀行横濱支店	横濱市中區日本大通り三十三番地

補償契約の限度

昭和八年度以降　六百五十萬圓

補償契約の有効期間

昭和八年度以降、三ケ年。

補償手形の支拂期限

昭和八年度以降、六ケ月を十二ケ月と改正した。

百圓に對するソ補償料早見表

約束手形											
期間	30日	60日	90日	120日	150日	180日	270日	300日	330日	360日	365日
甲種	圓 0.081	圓 0.162	圓 0.243	圓 0.324	圓 0,405	0.486	0.729	0.810	0.891	0.972	0.9855
乙種	1.000	1.198	1.396	1.594	1.792	1.990	1.584	2.782	2.980	3.178	3.211

對ソ輸出補償法施行實績

以下輸出補償法施行以來の對ソ關係實績を掲げることとする。

對ソ補償手形買取額

年度	件數	金額	本法の適用地域買取手形總額に對する%
昭利五年	三三	圓 六六一、六七九・三七	三四%
同　六年	一一六	二、八九二、二二七・〇五	三九%
同　七年	一三三	三、八三五、九五九・〇一	四〇%

株式會社　臺灣銀行大阪支店	大阪市東區北濱三丁目二十二番地
株式會社　臺灣銀行神戸支店	神戸市神戸區播磨町四十五番地
○株式會社　安田銀行	東京市麴町區大手町一丁目六番地六
○株式會社　安田銀行橫濱支店	橫濱市中區本町四丁目四十四番地四十五番地
○株式會社　安田銀行大阪支店	大阪市東區高麗橋三丁目十二番地
○株式會社　安田銀行神戸支店	神戸市神戸區榮町通一丁目五番地ノ十五
○株式會社　安田銀行名古屋支店	名古屋市中區南大津町一丁目九番ノ二
○株式會社　安田銀行函館支店	函館市末廣町十五番地ノ一十六番地ノ一
株式會社　三菱銀行	東京市麴町區丸之內二丁目五番地一
株式會社　三菱銀行大阪支店	大阪市東區今橋四丁目十六番地
株式會社　三菱銀行三宮支店	神戸市神戸區明石町四十八番地
株式會社　三菱銀行名古屋支店	名古屋市中區南長島町一丁目四番地
株式會社　川崎第四銀行	東京市日本橋區通一丁目十一番地四
株式會社　川崎第百銀行橫濱支店	橫濱市中區本町四丁目四十一番地
株式會社川崎第百銀行名古屋支店	名古屋市西區島田町五丁目五番地ノ內一
株式會社　川崎第百銀行京都支店	京都市中京區烏丸通蛸藥師寺南入洗水町六百七十八番地
株式會社　川崎第百銀行大阪支店	大阪市東區高麗橋三丁目二番地
株式會社　川崎第百銀行神戸支店	神戸市神戸區榮町通一丁目八番地ノ二
株式會社　三和銀行	大阪市東區今橋三丁目二十一番地
株式會社　三和銀行高麗橋支店	大阪市東區高麗橋四丁目五番地
株式會社　三和銀行東京支店	東京市日本橋區室町二丁目四番地
株式會社　三和銀行神戸支店	神戸市神戸區榮町通二丁目五十番地
○朝鮮銀行東京支店	東京市麴町區大手町二丁目四番地
○朝鮮銀行大阪支店	大阪市東區今橋五丁目十八番地
○朝鮮銀行神戸支店	神戸市神戸區榮町通一丁目二番地
○朝鮮銀行下關支店	下關市觀音崎町字觀音崎五十四番地
○株式會社北海道拓殖銀行函館支店	函館市船場町二十二番地

同　八年	一四七	三、七二五、〇二四・五六	一三%
同　九年	五二	一、五五一、八四八・七二	七%

（註）昭和五年度が少ないのは本法が同年の八月一日から施行されたからである

對ソ買取手形商品別

昭和五年度	粗製沃度	八件	二九、四七五・二〇
	精製樟腦	二	二七、三〇四・四五
	雜貨	一	五、四二四・六〇
	漁網	一四	三二四、五六九・〇九
	茶	六	一六六、五八八・一二
	カツチエキス	一	一五、一四七・三一
	合計	三三	六六一、六七九・三七
	×	×	
昭和六年	食料品	一	一三、一〇七
	機械類	一四	三〇一、九九一
	漁網	三	二六五、九二六
	マニラロープ	二六	五六九、一八九
	製茶	一三	一、〇六九、六八三
	ハツキングコムパウンド	一	八、六一〇
	其の他	八	六六四、七四一
	合計	一二六	二、八九二、二四七
	×	×	
昭和七年	食料品	三	三八、〇五三・二六
	藥品類	二	六、二〇〇・〇〇
	機械類	六	九五、九五四・八二
	漁網	二九	四八三、六六〇・一九
	マニラロープ	一五	三二三、一三五・四五
	綠茶	七	六〇六、四七五・七一
	空罐	二	三三五、五八〇・〇〇
	其の他	六〇	一、九四八、〇二一・四八
	合計	一三三	三、八三五、九四九・〇一
昭和八年	綠茶	二〇	一、〇七五、一七八・一四
	マニラロープ	二〇	六五八、七六〇・二九
	機械類	一〇	三〇一、一三四・二〇
	食料品	一六	一四一、六九八・四九
	漁網	四	一〇二、〇三七・六七
	空罐	六	六〇四、二一〇・六〇
	其の他	七一	八四二、〇〇五・一七
	合計	一四七	三、七二五、〇二四・五六

○株式會社　北海道銀行	小樽市色內町七丁目二十番地
○株式會社　北海道銀行函館支店	函館市末廣町九十六七番地
○株式會社　加能合同銀行	金澤市下堤町四十二番地
○株式會社　加州銀行	金澤市下堤町一番地
○株式會社　三十五銀行	靜岡市吳服町一丁目十地地
○株式會社　大垣共立銀行桑名支店	三重縣桑名郡桑名町桑名八百六十一番地
○株式會社　名古屋銀行	名古屋市中區榮町一丁目一番地
○株式會社　敦賀二十五銀行	福井縣敦賀郡敦賀町蓬萊三十七番地

昭和九年度

商工省發表、昭和九年度（九年四月一日—十年三月卅一日）對ソ輸出補償手形買取實績は昭和八年度の三百七十二萬五十餘圓に對し僅かに百五十五萬一千餘圓で、件數に於ても前年度の百四十七件に對し五十二件に減少してゐる、是は九年度に於て漁網、空罐の輸出が殆んど皆無または機械類綠茶等の輸出激減に依るものである。

對ソ買取約束手形種別

	昭和九年 件數	昭和九年 金額	昭和八年 件數	昭和八年 金額
甲種	—	—	三	三三、〇九一・〇〇
乙種	五二	一、五五一、八四八・七二	一四四	三、六九一、九三三・五六
合計	五二	一、五五一、八四八・七二	一四七	三、七二五、〇二四・五六

△對ソ買取約束手形商品別

	昭和九年 件數	昭和九年 金額	昭和八年 件數	昭和八年 金額
綠茶	一五	六六四、〇七二・一八	二〇	一、〇七五、一七八・一四
マニラロープ	一	一三二、〇四七・九七	二〇	六五八、七六〇・二九
機械類	三	三〇、四三三・九九	一〇	三〇一、一三四・二〇
食料品（九年度は其他に含む）			一六	一四一、六九八・四九
漁網	—	—	四	一〇二、〇三七・六七
空罐	—	—	六	六〇四、二一〇・六〇
其他（九年度は食料品、紙類、石炭等を含む）	三三	七二五、二九四・六八	七一	八四二、〇〇五・一七
合記	五二	一、五五一、八四八・七二	一四七	三、七二五、〇二四・五六

對ソ輸出補償法と北鐵代償物資支拂

對ソ輸出振興策として商工省はソ聯向輸出手形（最近は全部約手）に對し輸出補償法を適用して來たが、十年度に入つてから契約銀行によるソ聯手形の買取殆んどなく、特に三月二十三日北鐵讓渡調印以後同鐵道代償物資支拂（この輸出は支拂ひに駐日ソ聯邦通商代表部が、約束手形を振り出す必要なく、通商代表部より北鐵讓渡協定第九條の規定に基き取引成立の都度支拂契約要綱書を駐日滿洲國財務官に送附し、財務官は是を檢討確認の上興行銀行宛小切手を振出し、之に依つて決濟が行はれる）が開始されて以來、全く對ソ輸出補償の利用なく、北鐵支拂が完了する迄の三ケ年間は、極めて閑散であらうとみられてゐる。猶ほ先程商工省貿易局當事者の打合はせ會に於て對ソ輸出に當てるべき十一年度補償金額の豫算は本年と同樣六百五十萬圓を要求し、若し北鐵物資取引を理由に大藏當局より金額の削減を求められた場合少くも百萬圓程度の保有を必要とする旨を主張することに決定したが、右について商工省當局は語る。

『一部認識不足の人々が考へてゐるやうに今回の北鐵代償物資取引は滿洲國が日本から買つた物資を以てソ聯に支拂ふのだから日本の對ソ輸出は萎縮するといふのは全く間違ひであり、今回の取引に於ては協定文にもある如く滿洲國はたゞ日本がソ聯に引渡す物品に對する代金の支拂を行ふだけであつて、極め

て大掛りな現金拂による旺盛な對ソ輸出といふことになる、元來、對ソ輸出の奬勵を目的とした補償法の主旨にも叶ひ、之がため今後該補償法の出動を見なくなつても、それは決して日ソ貿易の障害にはならない。』

輸出補償法規一覽

（對ソ輸出補償參考の爲）

（一）輸出補償法

（昭和五年五月十六日法律第六號）

第一條　政府は本法施行地内に住所又は營業所を有する者が内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産製造又は加工せられたる商品を本法施行地より國務大臣の指定する地域に輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取り、之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協賛を經たる金額の範圍内に於て其の損失の百分の七十を限度として之を補償することを爲すことを得

第二條　前條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし

第三條　第一條の損失は銀行が荷爲替手形の滿期日に支拂を受くること能はざりし金額より左の各號に揭ぐる金額を控除したるものとす

一、荷爲替手形に付擔保あるときは其の處分に依りて得たる金額（第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依りて得たる金額）より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

二、滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に付補償前に全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額

第四條　銀行は補償を受けたるときは其の手形に付擔保あるときは其の處分に依りて得たる金額（第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依りて得たる金額）より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

第五條　第一條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし

第六條　第一條の損失は銀行が荷爲替手形の滿期日に支拂を受くること能はざりしときは此の限に在らず

一　荷爲替手形の振出人及支拂人が命令を以て定むる資格を有し其の手形が注文に依りて得たる金額の處分に就ては此の限に在らず

第七條　銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得

一、一覽後定期拂の手形に在りては滿期日が一覽後四月を超ゆるもの

二、一覽拂及一覽後定期拂の手形以外の手形に在りては滿期日が振出の日より六月を超ゆるもの

三、額面金額が附屬荷物の發送の地又時に於ける其の價額に到達地までの運賃、保險料其の他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を超ゆるもの

四、附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人に於て其の全額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず

第八條　銀行は補償手形を買取らんとする場合に於て振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生産、製造若は加工せられたる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる疑あるときは其の手形の買取を求むる者をして之に關する證明書を提出せしむべし

第九條　銀行が補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる屆書に其の手形、之に附屬せる船荷證券（小包郵便に依る場合には其の受領書）及送狀の各寫、補償料に關する計算書竝に前條の證明書を添附し七日以内（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱

四、手形の額面金額

五、手形の振出人の氏名又は商號及住所又は營業所

六、手形の支拂人の氏名又は商號及住所又は營業所

七、附屬荷物の生産製造又は加工せられたる地域

八、附屬荷物以外の擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

九、滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第十條　補償手形を買取りたる銀行は補償料を歳入徵收官の指定する日本銀行の本店、支店又は代理店に納付すべし

第十一條　銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下引受渡條件の手形と稱す）の場合に於ては引受前に、支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下支拂渡條件の手形と稱す）の場合に

一　損失補償の割合が百分の六十を超えざること

二　銀行が損失補償金に相當する金額に付償還の請求を爲さざること

第六條　第一條の契約を爲したる銀行が本法若は本法に基きて發する命令又は契約に違反したるときは政府は契約を解除し、損失の全部若は一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部又は一部の返還を命ずることを得

第七條　主務大臣必要ありと認むるときは政府は商品を輸出したる爲受取りたる約束手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し之を補償するの契約を爲すことを得

前項の場合に於ては第一條乃至前條の規定を準用す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

輸出補償法施行期日

（昭和五年七月三十日勅令第百四十四號）

輸出補償法は昭和五年八月一日より之を施行す

（二）輸出補償法施行規則

（昭和五年七月三十一日省令第七號）

（昭和七年一月十四日省令第一號改正）

（昭和七年三月三十一日省令第二號改正）

（昭和八年四月一日省令第一號改正）

輸出補償法施行規則左の通定む

第一章　荷爲替手形ニ關スル補償契約

第一節　總則

第一條　輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及乙種補償契約の二種とす

第二條　政府と補償契約を爲すことを得る銀行は内地に本店を有するもの又は朝鮮、臺灣若は樺太に本店を有し且内地に支店を有するものとす

第三條　政府と補償契約を爲さんとする銀行は毎年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一、償補契約の種類

二、補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度

三、補償を受くることを得べき荷爲替手形（以下補償手形と稱す）を買取るべき營業所の名稱及位置

第四條　政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣は其の銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及位置竝に補償契約の種類を告示したる事項に變更ありたるときも亦同じ

第五條　銀行が補償手形を買取ることを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度内とす

於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず

第十二條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を遲滯なく商工大臣に屆出づべし

一、引受拒絶ありたるときは其の事實及年月日

二、全部又は一部の支拂ありたるときは其の事實金額及年月日

三、支拂人の信用狀態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときは其の事實

第十三條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形を讓渡することを得ず

第十四條　銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の滿期日後六月以內に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十五條　政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度內に於て之を爲すものとす

第十六條　政府は補償手形と滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任ぜず

第十七條　輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戰亂恐慌等の爲取引上の危險特に大なりと認めらるゝものある時は商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を輸出する爲振出されたる補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に之を準用す

第十八條　補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、振出人の氏名又は商號

四、支拂人の氏名又は商號

第二節　甲種補償契約

第十九條　甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ

第二十條　甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し一日三厘四毛

二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し一日一厘三毛

第二十一條　前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に之を準用す

第二十二條　第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるるときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替賣場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の電信爲替賣場は橫濱正金銀行の建値に依る

前項の建値なきときは第一項に依る換算は商工大臣の定むる率に依る

第二十三條　銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付第二十條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第二十五條　甲種補償契約に基き補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遲滯なく償還請求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし。

第二十六條　甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第二十七條　甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及滿期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絶證書の謄本其の他の支拂を受くること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし

第二十八條　補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は滿期日の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第二十九條　第二十七條に依り政府に對し損失補償の請求を爲したる後銀行が補償前に其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を遲滯なく商工大臣に出屆づべし

第三十條　甲種補償契約に依り補償を受けた銀行が輸出補償法第四條第一項但書に依り認可を受けんとするときは申請書に權利の行使に要する費用及其の內譯竝に其の行使に依りて得べき金額及全部又は一部の償還又は支拂を受くるの見込なきときは其の事由を記載し商工大臣に之を提出すべし

第三十一條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる屆書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遲滯なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額より左の各號に揭ぐる金額を控除したる殘額の百分の七十を政府に納付すべし

一、滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に對する滿期日以後補償日の前日までの利息（補償前に其の金額に付一部の償還又は支拂ありたるときは其の日以後の期間に付ては其の殘額に對する利息）

二、銀行が償還請求權其他の手形上の權利の行使の爲支出したる費用

第三十三條　補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は支拂を受けたる時の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十四條　第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものあるときは其の殘額に付計算するものとす

第三節　乙種補償契約

第三十五條　乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條　輸出補償法第五條第一號の手形の振出人は輸出組合若は其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受けたる者なることを要す

第三十七條　銀行が乙種補償契約に基き補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外注文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之

を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示して之を省略することを得

第三十八條　乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したなものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付二圓、其の後の期間に付一日六厘六毛

二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付八十錢其の後の期間に付一日三厘三毛

第三十九條　銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形の買取りたる日より滿期日までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條　乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第四十一條　乙種補償契約に於て補償手形の滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に生じ因りたる場合に於て銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遲滯なく償還請求權を行使すべし但し償還請求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利行使に依りて得たる金額より銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし但し銀行が其の第三十條の規定は第一項但書の場合に第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條　乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の六十を政府に納付し、百分の四十を銀行に於て取得すべし但し銀行が其の損失に付既に全部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額を一部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より殘餘の損失を塡補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返償するものとす

第四十三條　第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章　約束手形に關する補償契約

第四十四條　輸出補償法第七條の約束手形は「ソヴエート」聯邦に商品を輸出したる爲受取りたるものとす

前項の約束手形の振出人は內地に於ける「ソヴエート」聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權利を有する者なることを要す

第四十四條の二　銀行は滿期日が振出の日より十二月を超ゆる約束手形を補償手形として買取ることを得ず

第四十四條の三　書換の爲振出されたる約束手形にして其の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超ゆるものは商工大臣の承認を受くるに非されば銀行は之を補償手形として買取ることを得ず

第四十五條　約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十六條　銀行が約束手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる屆書に其の手形、商品の輸出に關する船荷證券及送狀の各寫補償料

に關する計算書竝に第五十二條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し七日以內（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、銀行が手形を買取りたる年月日及其の營業所の名稱

四、手形の額面金額

五、手形の受取人の氏名又は商號及住所又は營業所

六、商品の生產製造又は加工せられたる地域

七、手形に擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

八、滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

前項の船荷證券及送狀の各寫は其の商品を「ソヴエート」聯邦に輸出したることを證する書面を以て之に代ふることを得

前項の書面には其の商品の名稱、數量、輸出港、仕向先及輸出の年月日の記載あることを要す

第四十七條　補償手形の書換ありたる場合に於て新手形の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超えざるときは銀行は其の新手形を補償手形と爲すことを得

前項の場合に於て新手形の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超ゆるときは商工大臣の承認を受けたるときに限り其の新手形を補償手形と爲すことを得

第四十八條　銀行が前條に依り新手形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる屆書を書換の日より七日以內に商工大臣に提出すべし

一、新手形の番號

二、書換の年月日

三、新手形の滿期日

四、新手形の額面金額

第四十九條　補償手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘七毛

二、乙種補償契約に於ては百圓に對し一日六厘六毛

第五十條　銀行が第四十七條に依り新手形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より滿期日迄の期間に付左の割合に依り算出したる金額を補償料として政府に納付すべし

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘七毛

二、乙種補償契約に於ては百圓に對し一日六厘六毛

（三）輸出補償法第一條の規定に依る指定地域

（昭和五年七月三十一日告示第三十八號）

（昭和六年十一月二十四日告示第六十二號）（昭和八年二月十三日告示第六號）

輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通

指定す
一、メキシコ、グアテマラ、サルヴアド、ルホンヂユラス、英領ホンヂユラス、ニカラグア、コスタ・リカ、パナマ、キユバ、ハイテイ、ジアマイカ、其の他中部亞米利加又は西印度諸島に屬する地域
二、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリボリヴイア、アルゼンテイン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、佛領ギアナ、蘭領ギアナ、英領ギアナ、ヴエネズエラ、其の他南部阿米利加に屬する地域
三、エジプト、スーダン、エシオピア、英領ソマリランド、伊領ソマリランド、ケンヤウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東阿弗利加、マダガスカル、南阿弗利加聯邦、アンゴラ、白領コンゴー、佛領赤道阿弗利加、ニジエリア、ゴールド・コースト、リベリア、シエラ・レオン、佛領ギネア、葡領ギネア、セネガル、リオデオロ、モロツコ、アルジエリー、テユニス、リビア、其の他阿弗利加ニ屬スル地域
四、ルーマニア、ブルガリア、希臘、歐羅巴土耳古、アルバニア、ユーゴースラヴイア
五、アフガエスタン、ペルシア、イラーク、アルメニア、亞細亞土耳古、シリア、パレスタイン、其の他アフガニスタン及ペルシア以西の亞細亞に屬する地域
六、ソヴエート聯邦
七、瑞典、諸威、フインランド、エストニア、ラトヴイア、リスアニア、ポーランド、チエツコスロヴアキア、墺地利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル
八、ニユー・ジー・ランド
九、丁抹、和蘭、白耳義
十、遲羅、佛領印度支那、比律賓群島及蘭領ジヤバ島を除きたる南洋諸島

本邦商品の對ソ輸出統制

緒　論

商工省では豫て國家獨占貿易組織によるソヴエート聯邦との貿易振興策につき種々研究中であつたが、對ソ輸出に關しては特に統制を計る必要を認め、輸出組合法を適用して、我當局者間に行はれる極度の無統制、資本主義的アナーキー、並に不當なる賣込競爭、輸出商品の品位低下防止、營業上の弊害矯正等を計ることとなり、商工省は對露輸出組合に對し規則認可の法理的根據は輸出組合法第八條の「營業上の弊害を矯正するために特に必要と認むるときは、主務大臣は輸出組合に對し必要なる施設を命ずることを得」乃至同第九條の「營業上の弊害を矯正するために特に必要と認むる時は、主務大臣は法令の定むるところにより輸出組合の組合員に非ざる者にしてその組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者をして其の組合の定むる取締又は制限に依らしむることを得」の二箇條である。卽ち此二箇條に根據して商工省は輸出檢査規則を設け、對ソ輸出商品に對しては對露輸出組合員たると否とを問はず原則として、對ソ輸出商品の一般に適用される。然し今次の取締規則は先づ特殊商品に限り、檢査の範圍を漸次擴張する方針であつて先づ特殊商品中代表的なものとしては、本邦對ソ輸出の大宗たる漁網が擧げられてゐる。

卽ち商工省は、前記輸出組合法第八條に基き對露輸出組合に對して昭和七年三月二日付對露輸出組合規約を認可したが該規約による漁網類（綿糸を含む）の取引方法及取引條件は左の通である。

一、ソヴエート側よりの註文は當業者において、その生産能力の比率に準じ、按分引受のこと
二、クレヂツトの期限は特に九箇月を承認しうべきも原則は六箇月とす
三、ソヴエート手形にして政府の補償を受けるものは六箇月としその他は三箇月毎に書換をなすこと
四、右の期限はそれ以上絶對に引延ばさざること

次に輸出組合法第九條に立脚して、對露輸出組合員外の輸出業者に對する統制方法が商工省から認可されたので對露輸出組合員外と日本人といへどもソヴエート聯邦輸出商取引を結ぶ場合は例外なくこの商工省の新輸出取締規則を適用されることとなつた。之に對し最初ソヴエート側ではこの統制の機動を多少誤解したがその後に至り釋然とした。

因みに昭和八年に入りて成立せる對露クレヂツト協定については後述することとする。

對ソ輸出取締規則内容

(1) 漁網及漁網用綿絲の部

本邦漁網の對ソ輸出統制については前述した。「本邦商品の對ソ輸出統制」欄に記載してあるが、更にその後の確定を掲げることとする。

商工省で愼重審議中の輸出組合法第九條に基く對ソ輸出統制に關する取締規則は昭和七年四月一日漸く決定の歩に至つたので、同日黒田貿易課長、室井、菱沼兩事務官は同日麹町區内幸町の對露輸出組合に於て當業者に對し取締規則制定に至るまでの經營並に取締精神につき説明をなし、當業者との間に實施上の打合せを遂げたが、同規則は同年四月上旬官報に公示發表され卽日施行されるに至つたこの結果漁網（綿糸類を含む）をソヴエートに輸出するものは總て過般商工省の認可を經たる對露輸出組合事業規程の適用をうけることになり四月三日對露輸出組合は左の通り發表した。

一、駐日ソヴエート通商代表部の駐文を受けたる者は部會の一員として通商代表部と契約を結び且つその支拂手形を受取るべし
イ　支拂期限は六ケ月とすること但し已むを得ざる事情により必要なる場合は九ケ月迄延長することを得
ロ、通商代表部より受取るべき約束手形は三ケ月期付手形を以て原則となし政府の輸出補償によるもの又は手持をなすものに限り六ケ月以上の期付手形たることを得、但し六ケ月期付手形は絶對に受取らざること
ハ　右約束手形に對して要求すべき利息は年八歩とす
一、通商代表部より同一品種に付種々の指値（例へば現金の指値と延拂の指値又は原料價段と工賃等を分類表示する指値の類）提出を要求することあるも當業者間に於て協議したる一定の指値以外は絶對に應ずることを得ず
一、函館に於ける引合は從來の習慣により値段に延拂利息を含めて指値するも差支なし
一、通商代表部との契約には漁場渡（現場に於けるキヤンセルを承認する意味）を條件となすことを得
一、輸出を爲さんとする者は品質及荷造等に付對露輸出組合事業執行細則に從ひ對露輸出組合の指名したる檢査員の檢査を受くる事を要す
一、本部會の商標は前項の檢査に合格したる商品に對して付するものとす
一、檢査に於て左に示すものは不合格と認む
品　質
「イ」原絲脆張にして不揃なるもの「ロ」標準ものに達せざるもの「ハ」撚糸不良なるもの「ニ」撚の斑なるもの「ホ」撚數不足又は過多なるもの「ヘ」撚縮不適當のもの「ト」長幅量目の註文に合致せざるもの「チ」含有水分の多量なるもの「リ」網目數の註文に合致せざるもの「ヌ」地合粗張を缺くもの「ル」結飾の不良なるもの「ヲ」斑疵其他缺點著しきもの
一、前各商の一に該當するものに至らざるも前各號を參酌して不良と認むるもの及荷造方法の註文に合致せざるもの

(2) マニラ・ロープ及トワインの部

次に本邦産マニラ・ロープ及トワインは聯邦の主要産業たる漁業の必需品であつて一輸出額は年額百萬圓乃至百五十萬圓を算したその時が漁網と同樣ソ聯邦の貿易國營により業界は全く無統制狀態に陷り價格の下落、品質の低下を來しその輸出額激減じつつあるを以て當該商品の對ソ輸出業者の殆ど總てを網羅する對露輸出組合に於ては組合に麻網部會を設け品質荷造の輸出檢査を勵行すると共に進んで輸出品の品位の決定最低輸出價格の

協定、輸出數量の割當及受取手形に關する條件の統一を圖らんとし之に關する統制規程を制定し昭和九年二月一日認可を得斯業統制の第一歩を踏出した。

(3) **漁網及麻網びの全般的統制へ**

更に昭和十年九月四日、商工省告示第六十四號を以て左の如く對ソ漁網及麻網輸出の全般的統制強化に關し發令をみたが、これは北鐵代償物資取引に關聯して石川縣下の某アウトサイダーが組合値段の底を割る程の安値を以て小量ではあるがマニラ・トワインを通商部と成約したに因を發したものと云はれ、これによつてこの業界アウトサイダーたりとも以後輸出に際し組合規定に拘束されることとなつた譯である。

商工省告示第六十四號

輸出組合法施行規則第十九條ノ規定ニ依リ左ノ通定メ昭和七年四月商工省告示第十七號ハ昭和十年九月八日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和十年九月四日

商工大臣　町田　忠治

對露輸出組合ノ地區(內地一圓)內ニ於イテソヴイエト」聯邦ヘノ輸出ヲ業トスル者ハ昭和十年九月八日ヨリ該組合ノ定ムル漁網(漁網用綿絲ヲ含ム)及麻網(マニラロープ及トワイン)ノ輸出取締、輸出檢査竝ニ輸出數量、輸出價格及受取手形ニ關スル條件ニ對スル制限ニ從フベシ

對露輸出組合の定むる輸出取締、輸出檢査竝ニ制限要綱

昭和十年九月商工省告示第六十四號ニ依リ「ソヴイエト」聯邦ヘノ輸出ヲ業トスル者カ從フヘキ對露輸出組合ノ定ムル漁網(漁網用綿絲ヲ含ム)及麻網(マニラロープ及トワイン)ノ輸出取締、輸出檢査竝ニ輸出數量輸出價格及受取手形ニ關スル條件ニ對スル制限要綱ヲ掲クレハ左ノ如シ(商工省)

一、輸出數量ノ制限

駐日「ソヴイエト」聯邦通商代表部ヨリ引合又ハ註文ヲ受ケタル場合之ヲ部會ニ通告シ部會ノ議ニ付スルコトヲ要スルコト

註文數量ハ一定ノ比率ニヨリ之ヲ各部會員ニ割當ツルコト但シ部會員ハ其ノ相互間ニ於テ又ハ讓渡ヲ爲スヲ妨ケス

二、輸出價格ノ制限

部會ノ決定シタル最低輸出價格ニ滿タサル價格ニテ輸出ヲ爲スコトヲ得サルコト

三、輸出檢査

品質及荷造ハ組合檢査員ノ檢査ヲ受クルコトヲ要スルコト

檢査ヲ請求スルモノハ組合ノ定ムル檢査料ヲ組合ニ納付スルコト

四、輸出取締

組合ノ檢査合格證及統制證紙ヲ貼附シタルモノニ非サレハ輸出スルコトヲ得サルコト

五、受取手形ニ關スル條件ニ對スル制限

駐日「ソヴイエト」聯邦通商代表部支拂期限ハ漁網(漁網用綿絲ヲ含ム)ニ付テハ十二箇月以內、麻網(マニラロープ及トワイン)ニ付テハ十五箇月以內トシ右ニ對シテ受取ルヘキ約束手形ノ利息ハ年六步トスルコト

(備考)　本組合ハ漁網(漁網用綿絲ヲ含ム)及麻網(マニラロープ及トワイン)ノ輸出ヲ業トスル組合員ヲ以テ夫々漁網部會及麻網部會ヲ設ケ輸出ノ統制ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルモノトス

對露輸出組合の機構

創立及法規上の根據

對露輸出組合は、大正十四年制定された輸出組合法によつて大正十五年八月に設立された。その目的とする處は、輸出組合法第一條に、組合の種類を商品別による組合と市場別による組合とに分けてある內の、後者によつて設立されたのである。

輸出市場

卽ち組合の輸出市場は、

一、ソヴエート聯邦

二、舊北滿鐵道沿線の滿洲

三、フインランド、エストニヤ、ラトビヤ、リトワニヤ、ポーランド

の三地域になつて居る。

組合の目的

而して組合の目的は、これ等の地域に輸出を爲す業者が、貿易の振興を計り、共同の施設を爲すを目的とする。輸出組合數、現在七十四の多數と成つて居るが、對露輸出組合はそ

の第一に設立せられたもので、當時組合法の運用は未だ一般に知れ渡つて居なかつた。

然しソ聯邦の外國貿易は國營事業と成つて居るので、これに對應する施設が必要とされ恰もこの目的に合致する意味で、對露貿易業者間に良く理解され、爲めに率先して組合を設立する機運を導いた。

組合員數

設立當時の組合員數は百名以內だつたが、爾來十年を經過する內に多數の加入者を見、現在は貳百三十五名に達し、その歷史及規模から云つて輸出組合中最も重要な組合と認められるに至つた。

加入の手續

前記輸出市場への輸出に從事する者は、何人を問はず左の條件により組合に加盟を申込めば、組合員たる資格を獲得することが出來る。卽ち申込者は出資口數一口以上、五十口までを持つことに成つて居り、一口の出資金五百圓、第一回拂込金は四分の一百貳十五圓他に加入金として五十圓を納付する。現在の處經費分擔の組織とは成つて居ない。

脫退手續

組合員が組合を脫退せんとする時は、その事業年度末(四月一日に始り翌年三月三十一日を以て終る)三ケ月前にその事由を具して組合に屆出で、組合の承諾を得た場合には、事業年度末に於て脫退することが出來る。

議決權

總會に於ける組合員の議決權は、五口までを一個とし、五口以上は五口を增す毎に議決權一個を增すものとする。

役員

現在の役員は、

理事長　倉知鐵吉

常務理事　矢野丑乙

同　今井政吉

理事　磯野進

同　葉加瀨宇三郎

同　大幸喜三九

同　山崎龜吉

同　新井清太郎

同　三輪常次郎

同　八阪雅二

監事　稻葉伊之助

同　木村良次郎

同　倉持長吉

同　熊澤甚太郎

統制部會

組合は市場別なるが故、商品に付いては何等の限定が無いが、組合には部會制を設け、商品別による、各種の部會を設ける事が出來る。而して該部會は、當該輸出商品の品質、價格及數量の統制に關して、必要な事項を定める事になつて居る。

現在組合內にある部會は、漁網及漁網用綿糸の對ソ輸出に關する漁網部會と、マニラ・ロープ及トワインの對ソ輸出に關する麻網部會の二種がある。其他の商品については、必要の生ずる毎に當業者の希望に從ひ、隨時各種の商品部會を設ける制度になつて居る。

對ソ貿易今後の希望

ソヴエート聯邦の貿易は、國家の獨占事業であつて、國家の機關が我國に出張し、各當業者との間に輸出入貿易を行つて居る現狀であり、斯る特殊性を有する國柄との貿易は、我國に於ても亦、之に對應する組織が必要である事は勿論、對ソ輸出商品の品位を高め、以て日ソ貿易を適正化し、且つ强固なものと爲す必要がある、從つて、將來は輸出組合の他に輸入組合を設けるか、或は輸出入を、共に行ふ單一貿易組合の組織を新設して、兩國の貿易に機會均等と調節とを計る必要がある斯る國策的見地からすれば、現在の輸出組合のみでは、到底その完璧を期し得ないものと言ふべきだが、然し其の完成に至る道程に於て、今日迄輸出組合としてその機能を發揮したことは、日ソ貿易の過去に徵して歷然たるものがある。

駐日ソヴエート通商機關

駐日ソヴエート通商代表部の機構

ソヴエート聯邦との取引一切は同國が國內

の經濟機關を總て國營化してゐる關係上、その對外貿易も單一統制化されて、個々のソヴエート商業機關と直接取引は出來ないことになつて居る、そこで同國は國交條約を締結せる各國に通商代表部(トルグプレドストオ)を設置し、同機關をして輸出入貿易事情を管掌せしめてゐるので、日本當業者がソ聯と取引をするには東京に在る通商代表本部、又は大阪及函館支部、大阪支部と商談を行はねばならぬ、而して通商代表部は本國諸機關の指令によつて物資の買附又は販賣を仲介するもので、通商代表部そのものが買附又は販賣するものではない、從つて先方からオファーのないものは見本をもつて行つても商談が成立するわけのものではない、この點他の諸外國との取引方法と異るから相當通商部の機構を認識してかゝらねばならぬ。

因みに駐日ソ聯通商代表部は日ソ兩國の國交恢復せる大正十四年十月二十八日に設置を見たもので、通商代表は駐日ソヴエート聯邦大使館商務參事官として外交官の待遇をうけ商取引の直接當事者とはならない、從つて取引書類の署名は副代表其他各部主低が之に當るので、署名權のことは別項「署名權について」を參照されたい。

扨て駐日ソ聯通商代表部現在の顏觸れ及びその役割は左の通りである。

東京本部

所在地　東京市麹町區丸ノ内三ノ八仲五號館ノ一

電信略號　Tokyo, Vnashtorg.

通商代表(商務參事館)　ウエ・エヌ・コチエーフ

副代表　エス・ア・プロトキン

通商部秘書　ウエ・ウエ・ネナロコフ

輸出部

輸出部長　イ・ア・レーズニコフ

同　部員　ア・エヌ・イリーン

同　部員　ア・エス・サヴイニチ

輸入部

輸入總務部長(臨時)　イ・エヌ・マトウエエフ

雜貨係　エム・ア・ブーキン(歸國)

機械係　デ・イ・ペトロフ

漁網及ロープ係　デ・エフ・ジユイコフ

調査部

調査部長　ア・ウエ・ウォルコフ

會計部

會計部長　エヌ・エム・バウロフ

同　主任　エル・エフ・フエドトフ

石油部

石油部長　ペ・エヌ・コンドラチエンコ

漁業部

漁業部長　デ・エフ・ジユイコフ

輸送部

輸送部主任　エヌ・ア・オシノフスキー

各機關代表

ソ聯石油輸出聯合(ソユーズネフチ)　ペ・エヌ・コンドラチエンコ

國營映畫對外輸出入會社代表(イントルグキノ)　全聯邦對外貿易會社代表(トルグシン)

國營國際圖書會社代表

國營觀光局インツーリスト代表

利權局代表　法律顧問　ア・エム・ベツクマン

茶輸入部

茶輸入部長　ペ・ゲ・リフシツ(歸國)

茶檢查員　ア・ペ・リトウイノフ

大阪支部

所在地　大阪市北區衣笠町丸江ビル八

支部長　コジロ

大連支部

所在地　大連市山縣通十八

支部長　ア・ロクチン

註　京城支部は昭和九年五月廢止

通商代表部署名人に就て

通商代表部署名人に就て本邦駐在のソ聯通商代表部の業務に關する一切の契約書、證書其他の商用書類で、代表部が其の責を負ふものには、文書の種類によつて、それ〳〵定められた部員二名の署名が必要であり、若し部員一名丈けが署名した文書の內容に對してはその責を負はないことは、註日ソ聯大使館よりの通告に基づき、外務省告示第十二號(昭和六年二月二日附官報第一二二六號)を以て

明示されて居るところであるが、署名人には時々變更があるので、外務省はその都度ソ側の通告を受けて同省の告示を以て官報に發表するから、對露貿易業者は絕えず同發表に注意を拂ふ必要がある。昭和十年十月四日現在の署名人は左の通りである。

駐日ソ聯通商代表部取引署名人一覽表

(一)在東京通商代表部の發行する書類

第一署名人

書類　氏名

輸入部關係　支配人　ソモロン・アロノウイチ・プロトキン

輸出部關係　支配人　イワン・ニキーテイツチ・マトウエーフ

第二署名人

輸入部關係　輸入部臨時主任　ゲオルギー・フヨードロウイチ・ペトロフ

輸入部總務係主任　ミハイル・アレキサンドロウイツチ・ブーキン

イズライル・アブラーモウィチ・レーズニコフ

輸出部關係　イズライル・アブラーモウイチ・レーズニコフ

ラズノエキスポート、種目の商品たる、木材、石炭、毛皮及其他商品のソ聯邦より日本への輸出關係

アントン・アレクセーウイチ・サヴイニチ

マンガン鑛、二酸化マンガン、石綿等の如き金屬物及非金屬鑛物の販賣關係

アレクサンドル・ニコラエウイチ・イリイン

木材部關係

木材部商務書記ビョートル・フョードロウイチ・ペルツエフ(木材部以外の部の關係書類に對しても第二署名權を有す)

財務及會計部關係

セルゲイ・ミハイロヴイチ・バウロフ

漁業部關係

ドウミトリー・フエドセーウイチ・ジユイコフ(商品の購入及そのソ聯邦への輸出關係書類へも署名す)

茶業部關係

ボリス・グリゴーリエウイチ・リフシツ

食糧品その他の輸入雜品の本邦に於ける購入及ソ聯邦への輸出關係

パーヴエル・ニキフオロウイチ・コンドラテンコ

運輸及傭船の商取引關係

テイホン・イワノウイチ・カリーニン

商品の購入及そのソ聯邦への輸出關係

ユージン・ダヴイドーウイツチ・ガーリン、ドウミトリー・フエドセーウイチ・ジユイコフ

ドミトリー・イワノウィツチ・ペトロフ

ア・ア・ヤクシモフ

(漁業部關係の書類にも署名す)

(二)通商代表部各地支部の發行する書類

第一署名人

支部名　氏名

大阪支部　大阪支部長　ゲオルギー・イワノウイチ・バウリーチエフ

大連支部　大連支部長　レフ・イサコヴイチ・カガン

第二署名人

大阪支部

イワン・エリセーウイチ・コジロ

ミハイル・レペシコ(但し前記レペシコは木材取引關係の書類に限る

大連支部　毛皮部主任

イワン・イリイツチ・ナパトニコフ

(但し右ナパトニコフは毛皮の取引書類に署名をなす)

ヨハン・ユリエウイチ・ビラウ

(但し右ビラウはラズノ・エクスポルトの輸出する毛皮、食料品、絨氈、家內工業生產品、煙草生產品、薰香類、紙骨牌角、骨及其他同種商品の取引書類に署名をなす)

在外ソ聯邦通商代表部及び通商代理部に關する新法令

第一條　在外ソ聯邦通商代表部は、ソ聯邦に屬する外國貿易獨占に關する權利を外國に於て行使するソ聯邦の機關なり。これに基き通商代表部は左の任務を遂行す。

イ、外國貿易に關するソ聯邦の利益を代表し、且つソ聯邦と通商代表部駐在國との通商及び其他經濟關係の發展を助成すること。

ロ、通商代表部駐在國とソ聯邦との貿易を調整すること。

ハ、通商代表部駐在國とソ聯邦との貿易を行ふこと。但し場合に依り外國貿易人民委員部は通商代表部駐在國以外の地に於ても本條に示せる諸任務の遂行を通商代表部に課することを得。

第二條　通商代表部は、在外ソ聯邦全權代表部の一部を構成しその有する特權をも享有す。同時に外國貿易人民委員部に從屬するものとす。

第三條　通商代表部はその課せられたる任務に基きソ聯邦の外國貿易政策を實行す。殊に左の事項を行ふものとす。

イ、外國貿易の國家獨占に基きソ聯邦の外國貿易に關係を有する機關、企業公衙並に個人のため外國貿易の實務を行ふこと

ロ、所定の手續を經て外國市場に單獨進出を許可されたるソ聯邦機關の行ふ商行爲及び其の都度所定の許可を得て行ふ其他の諸機關及び個人の商行爲を外國貿易の國家獨占に基き調整し且つ統制すること

ハ、ソ聯邦外國貿易に關係を有する機關及び個人に對し、通商代表部駐在國に於てソ聯邦の外國貿易に關する行爲をなす許可を與へ、又所定の許可を得たる機關及び個人の通商代表部駐在國に於て行ふソ聯邦外國貿易に關する取引契約を確認すること。

ニ、ソ聯邦への貨物輸入許可證、原産地證明書及びソ聯邦外國貿易に關係ある貨物通過輸送許可證を發給すること。

ホ、通商代表部駐在國に於てソ聯邦の外國貿易に關與する機關及び個人の外國貿易に關するソ聯邦政府の法律及び法令の遂行を監督すること。

ヘ、ソ聯邦外國貿易の利益上通商代表部駐在國の一般經濟狀態及び商況に關する研究をなし、その情報をソ聯邦外國貿易人民委員部、外務人民委員部その他の關係諸官廳及び經濟諸機關に提供し、又ソ聯邦の經濟事情及び商況を通商代表部駐在國の諸機關及び企業に通報すること。

ト、ソ聯邦に於ける工業、商業及び他の經濟事業に對し外國資本を誘致することに關し所定の手續に依り交涉を行ふこと。

第四條　通商代表部は、外國貿易の實務を行ふに當り、ソ聯邦の機關としてこれに必要なる一切の權利を行使する全權を有す。特にソ聯邦の名を以て各種の契約及び取引をなし、其他債務證券手形及び保證書を發給し紛爭事件を仲裁裁判の解決に附すべき協定を結び、和解を爲し又一般にソ聯邦の法律に基き、通商代表部に課せられたる任務の遂行上必要なる一切の法律的行爲をなすを得。但し通商代表部は原告として外國の法廷に出頭することを得るも被告として出頭するを得るは當該國に於て締結せる取引契約より發生する紛爭にして尙ほ且つソ聯邦政府と當該國との間に締結せる國際條約に依るか又はその紛爭に關しては通商代表部は現地の裁判に服すべき旨の一方的聲明を當該國政府に通達せる場合に限る。

但し尙ほソ聯邦政府は、通商代表の權限に於て通商代表部の締結せる取引契約より生ずべき紛爭は之を現地の裁判に服せしむる旨の但書を該契約に挿入すべきことを通商代表部に許可するを得

第五條　通商代表部に依りてなさるゝ契約書手形及び各種金錢債務書類の署名並に契約締結、手形及び金錢債務書類の發給等に關する委任狀の署名手續はソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會議の特別法規に依りて之れを定む。

第六條　通商代表部の債務に關してはソ聯邦國共責に任ず。通商代表部が調整上他の諸機關及び個人に依りて行はるゝ外國貿易に關する取引契約に對し與ふる許可又は確認は(第三條「ハ」項)該取引契約に依る債務を通商代表部に於て引受くることを意味するものにあらず。

第七條　通商代表部の首班はソ聯邦通商代表にして、通商代表は、外國人民委員部の同意を得て外國貿易人民委員部中より推薦し、ソ聯邦人民委員會議に於て任命す。これが召還に關する手續方も亦同じ。在外通商代表の任命及び召還も同樣の手續に依る。通商代表はソ聯邦人民委員會議の附與する全權を享有す。

第八條　各國に於ける通商代表部の內部的構成は外國人民委員部と協議の上外國貿易人民委員部に於て之れを決定し、所定の手續に依り確認せらる。

第九條　各通商代表部には、外國貿易人民委員部の指令に依り協議機關として通商代表部會議を組織することを得。該會議の組織及び權限は外國貿易人民委員部に於て之れを決定す。

第十條　外國貿易人民委員部と關係諸官廳との協定に依り通商代表部の業務と關係諸官廳の利益協調の目的を以て、これら關係諸官廳の全權を各通商代表部の定員中に加ふることを得。

これら諸機關の全權は通商代表部の一般指揮の下にその業務を執行し、且つ通商代表部の許可を得て外國商館と交涉をなすことを得。

第十一條　在外ソ聯邦通商代表部はその各事業地方に、外務人民委員部の同意を得、且つ外國貿易人民委員部の許可を得てその支部を開設することを得。

支部の主任は外國貿易人民委員部により任命され且つ在外ソ聯邦通商代表部により附與されたる委任狀に基きて行動する通商代表部の全權とす。

第十二條　ソ聯邦通商代表部の駐在せざる諸國並に通商代表部駐在國の特定地方に於て通商代表部は必要の場合には外務人民委員部の同意を得て外國貿易人民委員部に直屬する獨立のソ聯邦通商代理部を設置することを得。

第十三條　通商代理部の首班はソ聯邦通商代理にして、その任命及び召還は外國貿易人民委員部之を行ふ。通商代理は外國貿易人民委員部の附與する全權に基きて行動す。

第十四條　通商代理部は、本法令に依りて通商代表部に課せらるゝ各任務を遂行するをその目的とす。通商代理部の機能、事業地域及びその手續は、その都度外務人民委員部と協議の上に依りて外國貿易人民委員部中より之れを決定す。

第十五條　通商代理部には、その遂行する事業の範圍に應じて本法令の第一條、第二條第三條、第四條、第五條及び第六條を夫々適用す。

ソ聯邦中央執行委員會議長　カリーニン
ソ聯邦人民委員會議長代理　ルズターク
ソ聯邦中央執行委員會書記　エヌキーゼ
一九三三年九月十三日モスクワ、クレムリンに於て

備　考

右の法令に於て特に當事者の注意を要する點は左の諸項である。

一、第二條に特權といふ文字が見えるが、それは不可侵權機密文書の往復及司法權を指すのである。固より之はソ聯邦側の一方的聲明であつて、認容すると否とは對手國の考次第である。我國では通商代表部は何等の特權が許容されてゐないし、司法權の如きも、駐日通商代表部は日本の領土內にて行はれた商取引の契約より生ずる總ての係爭問題は日本裁判所の判決に服する旨を、外務省に通達し外務省は官報を以て之を公示してゐる。

二、第四條においては通商代表部の權限を明示し、通商代表部はソ聯邦を代表しソ聯邦

の名を以て外國貿易に關する一切の權利を行使し義務を負擔すると規定した點が全く新しい。尙又和解其他に關する委任狀は、從來必要に應じて外國人民委員部に發給を仰いでゐたのが、新法令によると通商代表部の權限に屬することゝなつた。

三、第五條には署名權に關する手續が明示してあるが、そのソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議の特別規定によると、通商代表部の契約及債務書類等には總て第一、第二の署名を必要とすることになつてゐる。

四、第六條は最も注意を要する事項であつて、通商代表部の債務に關しては、ソ聯邦國庫が其責に任ずるのである。換言すれば、ソ聯邦自體が通商の債務を負擔するのである。然るに一方通商代表部は、駐在國においてソ聯邦の諸機關又は個人の行ふ取引契約に對し、通商代表部が法規上必要なる許可又は承認を與ふるも該契約に關する何等の債務をも負擔しないことを明示してゐるから、ソ聯邦對手の取引契約は、(一)通商代表部が當事者となるか(二)通商代表部が契約の履行を保證する場合でなければ、國庫即ちソ聯邦自體が其責に任じないことゝなるのである。

本邦通商關係者一覽

(一) 輸出入關係

一、東京府　營業種別

名稱		
日魯漁業株式會社	魚類輸入	銑鐵輸入
株式會社叡山商店	鹽魚輸入	同
北光水産株式會社	魚罐詰其他水産物一般輸出入	鐵鋼、工作機輸出
リユリー商會		ディゼル・エンヂン、旋盤、
三井物産株式會社	サントニン輸入、一般輸出入、各種商品輸出入	電氣機械、電線類輸出
三井鑛山株式會社		各種電話無線機械輸出
三菱商事株式會社	亞鉛鑛輸入	電機及材料輸出
大倉商事株式會社	木材一手販賣其他一般輸出入、各種商品輸出入、滿俺鑛、石綿輸入、各種商品輸出	モーター類輸出
古河電工株式會社	銅線及ケーブル輸出	機械類其他一般輸出入
藤倉電線株式會社	同	發動機、機械類輸出
大日電線株式會社	同	罐詰製造魚類處理機械
日本電線株式會社	同	各種モーター機械類
東京製線株式會社	同	一般輸出入機械類輸出
北樺太石油株式會社	石油輸入販賣	同
日ソ石油株式會社	石油輸入	一般輸出入
小島商店鑛油部	同	同
共盛商會	同	同
日蘇通商株式會社	輸出入一般	同
日本鋼機商工	滿俺鑛輸入	同
淺野物産株式會社	古鐵輸入、洋灰輸出	同
株式會社新潟鐵工所	各種モーター機械輸出	同
住友金屬工業	鋼管、伸銅類輸出	同
日本鋼管株式會社	鋼管輸出	同
銑鐵共販組合	銑鐵輸入	同
日本製鐵株式會社	同	同
株式會社釜石商店	ディゼル・エンヂン、旋盤、工作機輸出	同
株式會社日立製作所	電氣機械、電線類輸出	同
日本電氣株式會社	各種電話無線機械輸出	同
沖電氣株式會社	電機及材料輸出	同
ハンセアチック・モーター株式會社	モーター類輸出	同
清水貿易株式會社	機械類其他一般輸出入	同
國産工業株式會社	發動機、機械類輸出	同
株式會社林鐵工所	罐詰製造魚類處理機械	同
東洋工業用品株式會社	各種モーター機械類	同
日米商事合名會社	一般輸出入機械類輸出	同
高田商會	同	同
日商株式會社	一般輸出入	同
森猛熊事務所	同	同
友野鐵工所	電氣機械輸出	同
サクシヨン瓦斯機關製作所	同	同
中島電機製作所	同	同
廣澤製作所	同	同
八千代電機製作所	同	同
明電舍	同	同
東電機製作所	同	同
武藏野電機製作所	同	同
東京衡器株式會社	張力檢査器輸出	同

橫山工業所	シツプキヤブスタン輸出	同
半田ポンプ	ポンプ類輸出	同
戸上電機製作所	電氣機械類輸出	同
櫻井鐵工所	エンヂン類輸出	同
海老商店	同	同
能野研究所	萬能調理器輸出	同
石川商店	一般鐵金物類輸出	同
東鄕ハガネ	鋼鐵輸出	同
秋田商店	錫輸出	同
東京亞鉛鍍金株式會社	鋼板、鐵線輸出	同
日本特殊鋼合資會社	鋼鐵輸出	同
日本メタル合資會社	バビツト合金輸出	同
內野商會	絲茶輸出	同
東洋製鋼株式會社	ワイヤーロープ輸出	同
日本船舶電機株式會社	電氣機械輸出	同
高砂鐵工株式會社	鋼帶輸出	同
共同電機	無電機械類輸出	同
株式會社田中商店	プラチナ輸入	同
東京製鋼株式會社	各種ロープ類輸出	同
八坂商事株式會社	各種ロープ類輸出	同
株式會社福島商店	製鑛材料輸出	同
東京瓦斯電氣工業株式會社	旋盤機械類輸出	同
守山商會	レモン輸出	同
國部商店	果實罐詰輸出	同
神崎商店	果實罐詰、調味料輸出	同
日本アスベスト株式會社	アスベスト輸入	同
文化貿易商社	同	同
友田合資會社	各種藥品輸出入	同
東京フアイバー會社	フアイバー管輸出	同
株式會社鳥居商店	サントニン藥品輸出入	同
株式會社小西新兵衛商店	サントニン輸入	同
株式會社田邊吾兵衛商店	同	同
タイムス社ソユーズホト	映畫輸入	同
鈴木チエ子商店	キリコ硝子製品輸出	同
芝川商店	毛織物輸出	同
松岡商店	ラフトルイド加工品輸出	同
宮本染色工場	綿布輸出	同
林繊紗店	毛織物輸出	同
スタンダード靴會社	靴、底革雜貨類輸出	同
市洋レーヨン株式會社人	人絹輸出	同
杉林製練所	滿俺鑛輸入	同
株式會社野澤組	一般輸出入	同
株式會社梅田商會	同	同
日露實業株式會社	同	同
帝國製麻株式會社	亞麻輸入	同
大日本鹽業株式會社	鹽輸出入	同
日本沃度株式會社	沃度其他藥品輸出	同
日本鋼材株式會社	鋼鐵組立建築材輸出	同
株式會社門倉商店	繩、叭、莚輸出	同
前田青山工場	塗料輸出	同
福岡商店	同	同
株式會社大村五左衛門商店	綿帆布シート輸出	同
日本漁網東京營業所	漁網、船具、發電機輸出	同
永柳商店	コルク製品輸出	同
東京ゴム工業會社	ゴム板輸出	同
五二商會	皮手袋輸出	同
高崎セロフアン紙會社	セロフアン紙輸出	同
笹川商店	ブリキ屑輸入	同
東亞製網株式會社	トワインロープ類	同
東亞商會	漁業用具、機械輸出	同
東京合同運送株式會社	通關、運送取扱	同
石田常磨商店	木材輸入、仲介	同
富士電氣株式會社	電氣機械類輸出	同
西川商店	漁網用ラミー糸輸出	同
タンニン貿易合資會社	漁網用染料	同
日本蓄音機商會	レコード、蓄音器類輸出	同
コロンビヤレコード會社	レコード輸出	同
ユニオン貿易商會	輸出入	同
下田滋事務所	輸出入一般	同
山岡商店	毛皮、食料品貿易	同
ナウーカ社(大竹博吉)ソ聯邦雜貨、書籍輸入		

二、神奈川縣

橫濱植木株式會社	種子輸出入、藥品輸入	同
ヘルム兄弟商會	野菜果實類輸出	同
橫濱新港倉庫株式會社	通關代理運送取扱	同
新井清太郎	同、庫入	同
山本商店	衣服類輸出	同

三、靜岡縣

天龍製材株式會社	木材輸入	同
清水木材株式會社	同	同
橫山製材所	同	同
畠山商店	同	同
望月商店	同	同

平岡商店　木材輸入
富士製茶株式會社　綠茶輸出
日本茶直輸出組合　同
本間商會　綠茶輸出
栗田兄弟商會　同
ジーグフリード商會　同
鈴木和吉　同
伏見　同
中村　同
靜北　同
駿靜　同
若林　同
有原　同
購買　同
一言　同
吉川　同
アルウイン商會　同
ヘリヤ商會　同
B・A商會　同
株式會社服部商店　綿糸輸出
海電舍　電化裝具輸出
伊藤鐵工所　エンヂン輸出
赤坂鐵工所　エンヂン輸出

四、三重縣

大日本絹網株式會社　漁網及漁具輸出
山本重治郎商店　同
大野作左衛門　同
平田製網株式會社　同

網勘製網株式會社　同
三重製網合資會社　同
內外製網株式會社　同

五、山口縣（下關）

宇部セメント　洋灰輸出
株式會社林兼商店　魚類輸入、船舶輸出
笠戶船渠株式會社　造船

六、福井縣（敦賀）

葉力瀨商店　一般輸出入及運輸
坂田商店　同
大和田回漕店　通關及運輸取扱
中島商店　木材輸入

七、富山縣

富山縣賣藥原料購買利用組合　同
淺田商店　同
堀松太郎商店　藥品輸入

八、大阪府

湯淺伸銅鋼管　伸銅類輸出
日本毛布工業販賣組合　純毛毛布輸出
服部商店大阪支店　人絹交織輸出
大阪機械工作所　紡績機械其他輸出
同　人絹輸出
帝國人絹株式會社　人絹輸出
新興毛織株式會社　毛織物輸出
株式會社大阪鐵工所　造船、機關輸出
東洋製藥貿易株式會社　サントニン、苛性曹達其他藥品輸出入
住友電線製造所　銅線及びケーブル輸出
武田長兵衛商店　サントニン其他藥品輸出入
株式會社安宅商會　木材滿俺輸入
株式會社岩井商店　ロープトワイン一般輸出入
島貿易株式會社　化學用藥品輸出
株式會社大同洋紙店　紙類輸出
東亞製綱株式會社　トワイン・ロープ輸出
大阪窯業セメント株式會社　洋灰輸出
中山製鋼所　亞鉛引鐵板輸出
若山鐵工所　旋盤輸出
杉山商店　デ・エンヂン、ポンプ輸出
山岡發動機工作所　コンプレツサー類輸出
日本亞鉛鍍金株式會社　帶鐵輸出
黑崎製作所　發電機輸出
大阪變壓器會社　變壓器輸出
西島電機製作所　同
日本染料製造株式會社　染料輸出
鹽野義製藥會社　藥品輸出
坂口齒刷子工場　齒刷子輸出

九、京都府

谷源藏商店　白楊、其他木材輸出
深田製材工場　木材輸入

一〇、兵庫縣

日本毛織株式會社　毛織物輸出
神戶發動機　エンヂン輸出
株式會社協信洋行　穀類輸入椰子油寒天輸出
長谷川商店　鐵屑輸入
株式會社田中洋紙店　紙類輸出

株式會社本田商店　モーター輸出
高瀨三郎商店　一般輸入
千代田製帽會社　ベレー帽輸出

一一、新潟縣

桑山商店　木材輸入
株式會社野澤組　同
八尾商店　同
四四二共同木材店　同
北陸木材株式會社　同
島本鐵工所　モーター輸出

一二、石川縣

北陸水產株式會社　魚類輸入
北國製網株式會社　ロープ類輸出
若杉新吉　同
高林商店　魚網類輸出
松平榮信　同
島田昌一郎　藁工品輸出
德澤仁三郎　同
久保田　同
高林與作　漁網輸出
松本民治　同
清水嘉平　同

一三、青森縣

共同罐詰株式會社　洋灰輸出
磐城セメント株式會社

一四、朝鮮

朝鮮商事株式會社　石油輸入
綠商會　沿海洲材輸入
朝鮮製網株式會社　マニラロープ輸出

一五、廣島縣

西備網株式會社　漁網輸出
音頭網株式會社　同

一六、愛知縣

牧田製作所　交流モーター類輸出

一七、福岡縣

林兼商店　ロープ、船舶輸出
淺野セメント　洋灰輸出
豐國セメント　同

一八、大分縣

日本セメント　洋灰輸出

一九、北海道

日本製罐株式會社　空罐及木箱輸出
函館製網船具株式會社　漁網船具輸出
日本漁網船具株式會社　同
函館ゴム株式會社　ゴム製品輸出
岡村商店　木材輸入
島本鐵工所　モーター、機械類輸出
鎌重支店　繩、吠、莚輸出
岡本與三八商店　同
共同漁網店　漁網輸出
寺井商店　一般輸出
株式會社有江鐵工所　小型船舶、船具輸出
淺岡商店　漁網、莚輸出
北海製罐倉庫株式會社　空罐木箱輸出
新谷商店　一般輸出
一柳商店　船具、果實野菜輸出
木原豐治郎商店　木材輸入
壽原商事　スエーター輸出

（二）利權

北樺太石油株式會社　石油利權
北樺太鑛業株式會社　石炭利權

（三）金融

一、東京府

朝鮮銀行東京支店　補償受命及び金融取引
橫濱正金銀行　同
安田銀行　同
日本興業銀行　金融取引
ナショナルシチー銀行　同

二、兵庫縣（神戶）

朝鮮銀行支店　補償及び金融取引

三、福井縣

敦賀二十五銀行　補償受命

四、岐阜縣

大垣共立銀行　同

五、大阪府

朝鮮銀行大阪支店　同

六、神奈川縣

加能合同銀行　補償受命
加州銀行　同

七、靜岡縣

三十五銀行　同

八、山口縣（下縣）

朝鮮銀行下關支店　同

九　北海道

北海道拓殖銀行支店　補償受命
第一銀行函館支店　金融取扱
北海道銀行支店　補償受命

十、三重縣

名古屋銀行桑名支店　同
大垣共立銀行桑名支店　同

（四）運輸

汐留合同運送株式會社　運輸
國際通運株式會社　同
北日本汽船株式會社　船腹供給
山下汽船株式會社　同
大同海運株式會社　同
三井物產株式會社船舶部　同
北陸汽船株式會社　同
川崎汽船株式會社　同
國際運輸株式會社　同
國際汽船株式會社　同
帝國汽船株式會社　同
合資會社泰通商會　同
島谷汽船株式會社　同
豐島海事貿易株式會社　同
柿谷商會　傭船仲介
株式會社三菱商會　同

（五）造船

川崎造船所　大阪鐵工所
淺野造船所　石川島造船所
村尾船渠　橫濱船渠
浦賀船渠　三菱重工業
玉造船所　藤永田造船所
函館船渠　淺野造船所
西濱造船所　牛田造船所
內田造船所　彥島造船所
名村造船所　三原造船所

（六）神戸對露貿易協會

一、本會は神戸對露貿易協會と稱す
一、本社の事務所を左の所に置く
（神戸商工會議所）
會頭—岡崎忠雄
會員—協信洋行、鈴木商店、佐川商店、湯淺貿易株式會社、日清製油株式會社、熊澤商店、船井商店、日本貿易信託社、野澤組、大阪商店會社神戸支店、亞細亞海運株式會社、三井物產會社神戸支店、合同燐寸株式會社、千代田帽子店森商店、瀧川事務所、森新次郎、小澤商店、高瀨商店、藤田商行、大森廻送店、日本毛織株式會社、日本蠟燭製造所其他

（七）小樽日露貿易協會

第一條　本會を小樽日露貿易協會と稱し事務所を小樽市色內町六丁目三十番地に置く
第二條　本會は我國對露貿易の振興を計るを以て目的とす
第三條　本會々員たらんとする者は本會則を承認し本會々員全部の加入承諾を經るを要するものとす

會員氏名
幹事長—新谷專太郎
幹事—今井孝、笹田茂、杉江仙次郎、戸羽亭土居禎夫、加藤豐彥、田邊泰三、成田正穗、釜山義平、小柳文七、三野得二、柴野仁吉郎、森久則、本間勘次

（八）哈爾賓商品陳列館

本館は日露兩國及び滿蒙に於ける貿易の發展助成並に諸事業の勃興を圖らんが爲めに大正七年七月日露協會の設立に係るものにして

一、日露兩國並に滿蒙地方の商品及び參考品の展示說明
二、一般商取引の取纏め指導仲介並に商工業者の指導及び紹介
三、露國及び滿蒙地方向商品改良指導
四、巡回販賣並に見本市の主催及び其の指導
五、露亞時報、經濟時報（露文）、パンフレット、週報等の發行並に圖書雜誌の供給
六、商工品に關する內外の諸機械と本館との間に於ける通信、印刷物の交換並に展示品の貸借及び讓渡
七、貿易及び企業に關する調査報告及其應需
八、一般企業に關する紹介及び仲介
九、巡回講演並に視察者の指導
十、其他貿易及び企業促進に資すべき諸施設

館長—川角忠雄

通商關係追加

滿洲國財務官發表の北鐵代償物資拂十月末現在

一、契約要綱書承認件數五〇一件
二、承認總額（千圓）六三、八三八、內譯第一期一三、九七三、第二期一六、二二九、第三期一五、五〇六、第四期九、七一六、第五期七、〇四七、第六期一、三六五
三、自九月二十三日至十月三十一日間支拂濟額六、〇七四、四〇二圓
四、支拂濟累計一七、八七四、一五三圓
五、物資內譯（千圓）▲機械類一六、〇一一 ▲銅線及び電纜七、三六七 ▲大豆及び大豆油六、三八六 ▲ロープ類五、一三七 ▲洋灰五、七〇九 ▲織物五、四九〇 ▲船舶三、八九〇 ▲綠茶二、四二四 ▲帶鐵、鐵板類二、五六五 ▲人絹一、五九一 ▲小麥粉一、三五九 ▲其他五、九〇七

北鐵代償物資 第一期後の買附情況（統計）

△機械類

サクシヨン瓦斯製作所
十五馬力ガソリン・五キロダイナモ 附電氣熔接機　三五臺　九〇、〇〇〇圓
舶用デ・エンヂン（二百馬力 六臺・三百馬力 一五臺）　五六二、五〇〇圓
陸用テ・エンヂン　三百馬力　三臺　六二、〇〇〇圓

中島電氣製作所
五〇サイクル、三八〇V 一二五K・W交流發電機　一五臺　六〇、〇〇〇圓

友野鐵工所
モーターボート用船外機　一、五〇〇臺　六九〇、〇〇〇圓

淺野物產株式會社
山田機械製作所製マリーン・ボイラー　一基　二〇、〇〇〇圓

櫻井鐵工所
モーターボート用船外機（二四馬力 三臺・一六馬力 一〇臺）　一五、〇〇〇圓

高田商會
二三馬力直流モーター附ポンプ　一〇臺　二一、五〇〇圓
西島電機製百K・W—千K・M變壓器　四一臺　六三、〇〇〇圓
モーター附ドレル、レンチ、グラインダー　二〇〇臺　七一、〇〇〇圓
明電舍製一K・W—四〇K・W交流モーター　一五〇臺　四〇、〇〇〇圓

三井物產株式會社
石川島造船製五〇〇噸水壓機　二臺　六八、一〇〇圓

杉山商店
久保田鐵工製船用デ・エンヂン（五〇馬力 一〇臺・七五馬力 六臺）　九五、〇〇〇圓

池貝鐵工所
HO・2・ハイスピード ミーリング・マシン　一臺　一三、〇〇〇圓
ターニング・ミル　五臺　一三〇、〇〇〇圓

日本船舶電機株式會社
直流モーター類　六〇、〇〇〇圓

廣澤製作所
氣中遮斷器類　五〇〇箇　九〇、〇〇〇圓
一〇馬力—二〇馬力モーター用開閉函　六、〇〇〇箇　一〇〇、〇〇〇圓
同　三、〇〇〇箇　一二〇、〇〇〇圓
氣中遮斷器　三箇　一、五〇〇圓
三〇〇K・W配電盤　一面
遮斷器、開閉函其他十八廉　二五、〇〇〇圓
總計　三七〇、〇〇〇圓

京濱電機工場
マリーン・タイプ・ウオーター・プルーフ・スヰツチ　二二、二〇〇個　九〇、〇〇〇圓

新潟鐵工所
バーチカル・ボーリング・エンド・ターニング・ミル　五臺　二一〇、〇〇〇圓
エンヂン・レース（內定）　三〇臺　三〇〇、〇〇〇圓

東京潛水材料合資會社
潛水器具　三五、〇〇〇圓

堀井謄寫堂
高速度輪轉謄寫機　二臺　一、〇〇〇圓

牧田製作所
一K・W—四〇K・W交流モーター　三四臺　一〇、〇〇〇圓
一〇K・W以下交流モーター　八五臺　一五、〇〇〇圓
二〇〇K・W以下交流ゼネレーター　四臺　一五、〇〇〇圓
一K・W—一七五K・W交流モーター　一九〇臺　五〇、〇〇〇圓

清水貿易株式會社
戸畑製舶用石油エンヂン附屬部分品　九四五個　一一、七〇〇圓

宮田製作所
自轉車　一、〇〇〇臺　三〇、〇〇〇圓

服部時計店
クロム腕時計　三、〇〇〇個・クロム懷中時計　一、〇〇〇個　二六、〇〇〇圓

三菱商事
日下部商店製（電氣タイタンバー 一六〇臺・移動型發電機 一臺）　一〇〇、〇〇〇圓

△船舶類

三菱商事（何れも十一月正式調印）
橫濱船渠建造一千五百噸・油槽船　二隻　一、〇〇〇、〇〇〇圓

浦賀船渠建造九百噸浚渫船一隻、
七百噸泥艙船一隻　計　二、〇〇〇、〇〇〇圓
三菱重工業建造五百噸油槽傳馬船
三隻　四〇〇、〇〇〇圓

三井物産（何れも十月正式調印）
石川島造船建造百廿噸揚海上浮裝起重機
一隻　五〇〇、〇〇〇圓
石川島造船建造一千噸石炭積卸船
一隻　七五〇、〇〇〇圓

熊谷組
一五〇噸、四百馬力、スチーム・エンヂン附曳船　三隻　五〇〇、〇〇〇圓
千五百噸、八百馬力バルヂ一隻　四〇〇、〇〇〇圓

△食料品類

綠茶（各社總計）　四七一、六〇〇圓

三井物産
日本製粉製小麥粉十六萬五千袋　五二〇、〇〇〇圓

三菱商事
（內定）日清製粉小麥粉十六萬五千袋　五二〇、〇〇〇圓

日商株式會社
大日本鹽業製食料用鹽三千瓩、
鹽藏用鹽七千瓩　計　一五六、五〇〇圓

横濱植木會社
玉葱、にんにく、林檎類　約　一五〇、〇〇〇圓

國分商店
パインアップル、外に桃及び櫻んぼの罐詰
（二斤罐三ダース入三千箱
（三斤罐二ダース入七百箱　計　三〇、〇〇〇圓

一柳商店
林檎及びにんにく類　約　二〇、〇〇〇圓

神崎商店
果實罐詰三斤二打入　三百箱　四、〇〇〇圓
香味料　千五百瓩　三、〇〇〇圓

△ワイヤ・ロープ

八坂商事
東洋製鋼製ワイヤ・ロープ二百瓩　八〇、〇〇〇圓

△セメント

三菱商事セメント　十萬瓩　約　一、三〇〇、〇〇〇圓

△金物金屬材料類

石川商店
鐵釘　三二〇瓩　三八、〇〇〇圓
架線用鐵線　二、五〇〇瓩　四〇〇、〇〇〇圓
ガルバナイズド・シート　二〇瓩　四、五〇〇圓
ボールト・エンド・ナット　二〇瓩　四、〇〇圓

三井物産
住友金屬工業製鋼管　六五〇瓩　二〇〇、〇〇〇圓
東京ファイバー製電氣絕緣用ファイバー管　二五、〇〇〇圓

秋山商店
錫　五瓩　二〇、〇〇〇圓

△油脂類

福岡商店
水性塗料　五八罐　一八、〇〇〇圓

△毛織物類

大倉商事
柄物脊廣地二九六、〇〇〇米　一、二六五、〇三三圓

三井物産
洋服地クレパネット二七〇、〇〇〇米　一、〇〇〇、〇〇〇圓

△人絹絲

三菱商事
人絹絲三〇萬封度（一三六瓩）　三三〇、〇〇〇圓

△藥品染料類

日本染料
ナフトール、インダスレン、鹽基性染料
一五瓩　二五〇、〇〇〇圓

△雜貨類

スタンダード靴會社
明治製革製、皮質分平均三〇％靴底革
三百瓩　八〇〇、〇〇〇圓
男、女、小兒用靴見本　二千足　二〇、〇〇〇圓
靴用鳩目カフス釦、後ろ釦八百グロス　六、〇〇〇圓
上等靴底革（バットと稱し、牛の背皮）
三〇瓩　八二、〇〇〇圓
純絹ネクタイ　四百ダース　二、〇〇〇圓
ブリキ製バネ仕掛各種玩具、自動車、汽罐車
二千ダース　三、〇〇〇圓
紳士、婦人、小兒靴　七百足　四、〇〇〇圓

三菱商事
旭硝子製建築用板硝子　一、二〇〇箱　二一、〇〇〇圓
ハンドバック及びベルト　一〇、〇〇〇圓

三井物産
毛糸手袋　一千ダース　六、〇〇〇圓
洋服用釦　八千グロス　六、〇〇〇圓
高崎セロファン製セロファン紙
一四〇リーブ（七萬枚）　三、〇〇〇圓

山本商店
婦人洋服　二千着　一〇、〇〇〇圓

金丸商店
ライター類　二、九〇〇圓

東京ゴム工業會社
ゴム板類　一、四〇〇圓

五二商會
山羊皮手袋　二百ダース　四、三〇〇圓

石田事務所
坂口齒刷子　七〇グロス　一、〇〇〇圓

その後の北鐵物資取引
覺え書二つ、三つ
通商部技師の無統制で廻轉數の合ないエンジン

九千三百三十萬圓の北鐵代償物資拂買付殘額も二千萬圓足らずとなりそれも今年中には何とか契約濟となるだらうと言はれ、最近では通商部は既約物資の檢收に多忙を極めてゐるが、いざ受渡製品の檢査となつて契約當初に於ける通商部側の無統制、怠慢の程が曝露され、某々メーカー筋を困惑させてゐる話がある。卽ちA商會は先に通商部より四五〇廻轉のゼネレーターを受注し、最近その部分品も殆ど備ひ、組立てるばかりとなつたので、該ゼネレーターと連結すべく通商部が既にA商會よりも先に買付けてゐたB商店契約のディゼル・エンヂンのことで、A商會とB商店が打合はせをなすことになつたところ、B商店のデ・エンヂンは七五〇廻轉型で、A商店の四百五十廻轉型ゼネレーターとは連結し得ないことが判明したのである。これは言ふまでもなく通商部側某々技師達の連絡不十分、仕事振りのだらしなさ等を示すもので、かゝる機械技術上の大失敗をなしたことは優秀を誇るソ側技師の恥辱たるのみならずこれに關係するメーカー筋の迷惑夥しく、たゞ値を叩くことや、酷い罰金制を設けることばかりに熱中し、肝腎の技術方面のことをおろそかにしたものとして、通商部側の善處が望まれ、また今後かゝる事柄の續出せざるよう、當業者側に於ても愼重事に當るがよいとされてゐる。

（十一月十六日通信）

三菱商事十一月下旬大型船舶成約內容

一、受注船舶種類、價格、建造會社、引渡場所及び期限

A油槽船二隻＝横濱船渠建造、各千五百噸八百馬力、時速十一浬、耐氷裝置附、價格計百萬圓、一九三七年七月末日横濱港渡

Bイ、浚渫船一隻＝浦賀船渠建造、浚渫能力六百立方米突、鋼製双暗車鋤鏈式排泥ポンプ附、九百噸

ロ、泥艙船一隻＝浦賀船渠建造、泥艙容量四百五十立方米突、鋼製單暗車底開式七百噸

イ、ロ價格總計　二百萬圓、一九三七年五月末日浦賀港渡

C油槽傳馬船三隻＝三菱重工業建造、五百噸、耐氷裝置附、價格計四十萬圓、一九三七年三月末日彥島渡

一、細目主要條件

1建造船引渡延滯償金＝最初の一週間につき契約額の一％、次の一週間毎に二分の一％宛增加し、六週間目四％を以て最高額とす。

（註、我が國の官廳では普通延滯償金は一日千分の一である）

2建造船檢査員＝駐ソ聯ロイド協會のサーベヤーによつて檢査が行はれ、その證明書を必要とす。若し浦汐港（或ひはその他のソ聯の港灣）に於けるソ側サーベヤーの檢査の結果、證明し難き事項發生せし場合は、三菱側から駐日英國ロイド協會のサーベヤーを其の港に派遣し、再檢査に當らしむ

3建造船補償期間＝最低一ケ年（註、日本は普通半ケ年であるが、ソ聯では一年の半ばは氷結等のことあるため一ケ年以上とするわけ）

4支拂條件＝正式契約と同時に全額の一五％、進水式終了と同時に三五％、引渡完了と同時に五〇％支拂

本邦造船業者統制でソ側發注
一千萬圓で打切りか

北鐵代償物資拂の大物取引として當初より喧しく言はれてきた各種船舶類買付は少くとも二千萬圓に達するものとの豫想で、各造船業者は暗々裡に造船聯合會に絆合し一絲亂れぬ統制のもとに足並を揃へて對ソ船舶商談に當つてきたが、今や九千三百三十萬圓の物資買付も契約殘額二千萬圓足らずとなつたとか一說には既に全額契約濟みであるとか言はれてゐる折から、今日迄の船舶類成約振りをみるに、小型木造船一五一隻、二百四十二萬圓、鐵製曳船一〇隻、百八十四萬五千圓、油槽船二、浚渫及び泥艙船各一、油槽傳馬船三隻、計三百四十萬圓以上總額七百六十六萬五千圓で、當初買付豫想額の半ばに達してゐず、駐日ソ船通商部では尚早これ以上船舶類を買付けないのではないかとみられてゐる。といふのは、北鐵物資購入總務マトウエーエフ氏の机上には既に造船聯合會の對ソ船舶輸出統制に關する秘密内容の英譯文が載せられマ氏もこの方面の事情を熱心に研究してゐる模様で某造船當業者が何喰はぬ顏をして『當社の船舶見積は他社のそれと比較して高いですか安いですか』と尋ねたところ、マ氏はぷんぷん怒つて、そんな白らつぱくれたことを言ひ給ふなと、件の聯合會の統制内容の譯文をつきつけたさうであるから、當業者側の結束、統制を忌み嫌ふソ側のことゝて今後三、四の曳船や油槽船等の買付を濟まして、買付總額はせいぜい一千萬圓止りだらうと觀測されてゐる。それかあらぬか、既に最近ソ聯では本邦に北鐵代償物資として引合を發してゐた一萬噸級の冷凍船、蟹工船を英國に注文替した事實があり、通商部マ氏も船舶技師ウスペンスキー氏も、もう北鐵關係の金はないし、それに日本の船舶は高いから買はないと斷言してゐるさうであるから、益々以て當業者には悲觀材料ばかりである。（十一月十六日通信）

十一月引合中の油槽船と電線類

A、千五百噸、八百馬力、時速十一浬、耐氷裝置附油槽船二隻、百萬圓（三菱商事）

B、一、裸銅線三百瓲、約二十五萬圓（古河藤倉、住友、大日、東京製線に各々二百瓲或ひは三百瓲當引合中）

一、紙絶緣動力ケーブル一、〇〇〇V、サイズ十數種、六十六萬米、二十五萬圓。一〇、〇〇〇V五萬米、四十萬圓（主として、日本、古河、藤倉に引合中）

一、ゴム絶緣ケーブル三十萬米、約十七萬圓（主として大日に引合）

北鐵物資買付違約罰金制
某社デ・エンヂン重量超過問題

北鐵代償現資取引も最近愈々檢收期に入りソ側の檢査は峻嚴を極め、電線、毛布、毛織物、木造船、綿絲その他各方面の契約物資檢査に當り種々の悶着を生じた模様であるが、機械類方面でも例へば某社引受デーゼル・エンヂンの重量超過問題が起つてゐる。

即ち該デ・エンヂンの重量が當初の契約より超過した爲一%超過毎に契約額の一%だけ罰金を課せられることになるので、同社では重量超過を防ぐ爲目下該エンヂンを削ることにしてゐるが、さうすれば機械の强度が弱められることになり、多少は强度が弱くなつても一年半の補償期間は大丈夫だとしても結局ソ側が無茶苦茶な罰金制を設けたことがソ側をして强度の低いエンヂンを受取らねばならなくしたわけである。

因に世界の條約規定による軍艦の如き正確を要する重要船舶用ならいざ知らず、單に普通商船とか、漁船用デ・エンヂンの重量など多少の輕重はあつてもさまで問題ではないとされ、ソ側の非常識的な違約罰金制はメーカー各方面の頭を惱ましてゐる

利權關係

日ソ利權關係概說

一、ソ聯邦利權政策の沿革

其領有する廣大なる國土の地上及地中水上及水中に各種の自然的資源を有する、ソ國は其中自力を以て直ちに開發し得ざるもの又は開發するを欲せざるものを利權の形で外國資本家に提供し、外國資本並に技術の誘致と、國内勞働力の利用を期するため、一九二〇年十一月二十三日利權法を發布し、經濟上並に法律上の條件を規定した。利權法の内容左の如し。

第一條　利權者は契約に定めたる生產物の一部を報酬として受取り且之を國外に輸出することを得。

第二條　特別なる機械的設備を大規模に應用する場合には利權者は商業上の特權を附與せらるべし（例之、機械の調達、大註文に關する特別契約其他）

第三條　利權者の危險竝利權事業に投下したる經濟的設備に對する完全なる補償を確保する爲利權の性質及條件により長期の利權期限を許與すべし。

第四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國政府は事業に投下したる利權者の財產が國有、沒收又は徵發せらるることなかるべきことを保障す

第五條　利權者は露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國領域内に於て自己の事業の爲勞働者及從業員を雇傭するの權利を附與せらるべし但勞働法典若は勞働者及從業員の生活と健康を保護すべき一定の勞働條件を彼等に對する關係に於て遵守すべきことを保障する特別契約を守ることを要す。

第六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國政府は利權者に對し政府の何等かの處置又は命令を以て一方的に利權契約を變更せざるべきことを保障す。

即ちソ國は先づ原料利權を對象となし之によつて各種自然的資源の中で、自力を以て直ちに開發し得るものを利權の形で外國資本と外國技術を誘致し併せて國内勞働の利用を期したのであつた。然し乍ら外國資本家はその經濟政策に危惧を抱いて容易に手を染めんとするものなく、爲に第一年度は何等實績を擧ぐることが出來なかつたが一九二一年新經濟政策確立するに及んで俄然彼等の注意を喚起し、同年末には大北電信會社と烏拉爾石綿採掘を目的とする米國會社とが先づ利權契約締結の先鞭をつけた。

茲に一言せねばならぬことは利權の解釋である。前述の如く利權法制定の當初には原料利權をその對象としてゐたのであるが、一九二二年には加工々業利權をも對象とするに至つた如く逐次その範圍を廣め一九二三年一月一日から實施された新民法の制定と共に「外國資本の活動」とのみ下してゐた解釋を改めて「その實行に當りて政府より特別の許可を得るを要する凡ての經濟行爲」と見做すことになつた。即ち今日でも、商業、交通、運輸、工業、鑛業、農業、森林等、凡ゆる經濟行爲の對象となすべき各部門は悉く包括さるゝものと解釋をなされてゐる。

之より先きソヴエート政府は、利權政策の執行機關として、一九二一年六月三十一日附法令により、最高經濟會議に隷屬する利權委員會を組織し、更に同年十一月十五日の人民委員會決議により、國家計畫委員會内に常設利權委員會を設置して外務、内務、最高國民經濟會議等六機關の代表によつて組織せる大規模のものとしたが、越えて一九二三年三月には、ソヴエート聯邦人民委員會内に中央利權委員會（グラウコンツエスコム）の設置を見るに至つた。斯くて中央利權委員會は、その指定によつて設立された各機關即ち

一、ソ聯邦人民委員部内の利權小委員會
二、在外通商代表部内の利權小委員會
三、加盟共和國人民委員會内の利權委員會

及小委員會
を統率して之が進捗に努めて來た。
然るに一九二一年の初頭に於て、中央利權委員會の交涉及契約等の執行權は、各人民委員會に移管され、その權限は頗る縮少されて今日に及んでゐる。
ソヴエート政府の利權政策は當時有望投資市場難に陷つてゐた各國資本家側の興味の中心となつた。即ち利權の申込數を見ると、一九二二年には三百三十八件であつたが、翌二十三年には六百七件といふ多數に上り、その後年毎に增減はあつたけれども、一九二七年に亘る六箇年間に合計二千二百十一件に達した。乍併その契約成立は僅に百六十三件に過ぎず、剩へその內には事業未着手のまゝ時效にかゝつて失權となり、或は企業開始後に於て經營至難となり、權利を放棄するもの尠からず、例へば獨逸のモロゴレス森林利權、米國のハリマン滿俺利權企業の如く、相踵いで閉鎖失權の悲運に陷つたため、彼の一九二八年九月十五日に制定された利權政策の積極化も何等その甲斐なく、一九二九年十月一日現存別權數は僅に五十九件に減じ、翌三〇年には有名なレナゴールドフイールド金鑛利權も亦消滅するに至つた。
かゝる情勢を招致した原因は、種々あげられるであらうが、就中根本的なものはソヴエート聯邦の經濟政策乃至經濟情勢の變更である。卽ち大戰につゞく內亂と飢饉のため極度に荒廢したソヴエートの經濟を復活するためには、一部外國の資本と技術とを利權讓渡の形式で利用することが必要であつたが、かゝる新經濟政策初期の過程は一九二七、八年に至りソヴエート經濟の戰前水準への復活と共に終りを告げ今度はソヴエート聯邦國民經濟の社會主義的再建の時代即ち五箇年計畫の時代が到來した。これは國內資源の自力開發の時代であつて、こゝからソヴエート政府の利權政策には必然的に改變がもたらされずにはゐなかつた。
そこで前記の如く、中央利權委員會の再組織によるその役割の縮少化が行はれ又外國人の新規利權獲得が困難となり、既存利權企業との間に種々の矛盾對立が生ずるに至り、遂にソ聯邦利權企業の全般的衰退が招徠されたのである。

二、日ソ利權關係概觀

一九二五年一月日ソ國交恢復後日本人との間にも幾つかの利權契約が締結された、それはその性質によつて、(A)日ソ基本條約により獲得されたるものと、然らずして個(B)人の資格により獲得されたるものとの二種に分たれる。これを列擧すれば左の如し。

(A) 日ソ基本章約の決定により獲得せる利權

一、北樺太石油利權＝北樺太既開油田八ヶ所及未開油田一千平方露里共に其五割】
二、北樺太石炭利權＝北樺太鑛業株式會社【北樺太、ドウエ、ウラヂミロフスキーマーチ炭山】
三、北岩太石炭利權＝坂井組合【北樺太西海岸アグネオ川流域炭山】

(B) 個人の立場で獲得せる利權

一、北樺太石炭利權＝塚原組合【北樺太西海岸コスチナ川上流炭山】
二、オホツク砂金鑛利權＝田中興太郎【リヂンスキー鑛區】
三、オホツク砂金鑛利權＝川崎助太郎外二名【ウラヂミロスキー、レプイ、ブラウイ鑛區】
四、沿海州森林利權＝露領林業株式會社【沿海州東海岸第七、第十第十二號林區】
五、黑海汽船引揚作業利權＝深海工業株式會社

の八種であつた。獨逸の四十六、英國の二十四、米國の十八に比すれば、接壤せる我國として餘りにも大なる懸隔であるが、一方申込數に對する成立比率は我國が最も高率であつた。
而してその後の消長を見るに、深海工業の黑海汽船引揚作業利權は昭和二年夏期作業に失敗して喪失し、田中興太郎氏のオホツク、

リヂンスキー金鑛利權は規定の期限內に會社を組織するを得ず、延期に延期を重ねてゐたが終に時效にかゝつて失權し更に沿海州森林利權は、勞働團體契約其他のために經營不可能となり、利權契約以前になれば總額一千萬圓の損失を名殘りに昭和五年その利權を放棄し、昭和六年完全に其事務を淸算した。
其他川崎氏一派の昭和金鑛會社のオホツク金鑛利權及塚原組合の北樺太コスチナ石炭利權は、期限延長と鑛區擴張の交涉のため企業するに至らず、坂井組合のアグネオ石炭利權は契約締結直後準備に着手したが當時炭況不振の爲め操業するに至らず、今日に至つたが炭況の復興と國防的狀勢に刺戟され昨昭和九年來再び企業準備を進めつゝあり本年十月現地調査團を派遣した。卽ち現存する利權は右阪井組合のアグネオ石炭利權と、北樺太石油會社の石油利權、北樺太鑛業會社の北樺太石炭利權のみとなつた。ことに後記二大利權は何れも前記せる如く一九二五年日ソ基本條約の決定に基いて、ソヴエート政府と折衝の末獲得されたもので、その企業形式は私人的株式會社なるも實質的には何れも國家乃至半國家的企業である。從つて該二企業經營の法律的基礎を定むるため、大正十四年と十五年に別揭の如く、勅令及法令の發布を見るに至つたことは特記しなければならぬ。
この二大企業は他の邦人獲得各種利權と異り、何れも確固たる企業組織の上に之が經營を進められ、又何れも今日迄その存立の十年間に可なり顯著なる成果を收め來つた。就中北樺太石油利權は、年々增產を告げ來り、今日では我石油經濟の上に極めて重大なる役割を演ずるに至つた。
この二大利權の存在は、ソヴエート利權の意義が全般的に著しく狹められた今日に至るも、尙日ソ兩國の經濟關係國交關係をつなぐ重要構成要素となつてゐる。殊に北樺太石油會社はその利權區域に隣接するソヴエート國營石油サハレン、ネフチとの間に每年大量の原油購入契約を締結し單に利權關係において のみならず、兩國間の通商關係方面においても大なる役割を演じつゝあるものである。
然しながら一方極東露領におけるソヴエート五ヶ年計畫の進捗は、すでに我對露漁業との間に明確なる利害の對立を惹起してゐるがこれは又北樺太二大利權企業との間にも對立關係を惹起しないとは保障出來ない。否すでにその最初の表れは經營者とソヴエート勞働組合との間に年々更新される勞働團體契約交涉の上に或は其他の方面にすでに見出されてゐる。從つて日ソ國交關係はこの利權企業の方面においても今後種々複雜化してゆくものと見なければならぬ。

北樺太石油利權

一、利權契約交涉

日ソ兩國間に北樺太石油石炭利權契約の細目協定を遂ぐべしとの取りきめは、前記の如く日ソ基本條約の決定するところであつた。
そこで日本側では、北樺太石油利權の國家的性質に鑑み、之が交涉の全權委員として舞鶴司令官海軍中將中里重次氏を選び、六月十三日莫斯科に出發せしめた。
最初のソヴエート側全權故アドリフ・ヨツフエ氏との間に交涉開始されたのは大正十四年八月十四日であつたところが彼我提案の間には非常な懸隔があり九月九日より議論を重ねて十月十三日に至るも全文四十七箇條の條項中尙は保留中のもの十六條、而かも何れも難問である十月十五日は樺太撤兵後滿五箇年であると同時に、本協定の豫定の調印日であるけれども、之では如何にしても致方は無い終に會議を十一月三十日迄卽ち一箇月半延長することゝなつた。之より双方共に全勢力を傾注して連夜審議を重ね其進捗を計つたが形勢愈々混沌、就中拾一月二十二日頃の有樣は一般をして危惧の感を懷かしめたのであつたが、兩全權は會議以外は或は懇談又は私的會見を遂げて只管相互の諒解を圖つた結果、二十八日に至つて俄然局面轉囘して、一切の條項を議了せるは實に最後の十一月三十日夜十二時、越えて十二月四日兩全權の間に假調印

行はれ、其後ソ國側に於ける最高經濟會議並に內閣會議の諮詢を了るを待ち、漸く十二月十四日に正式の調印を了つたのである。

ソ國側の全權はヨツフエ氏病氣のために、其後グレウイツチ氏に代はつた。契約條項は四十七ヶ條なりしも最後に四十八ヶ條となつたが、其中大體に於て第一條から第九條迄は權利義務の關係、第十條より第十六條迄は地域の問題、次がロヤルテーと稅の問題、それから輸出入に關する條項、技術問題、勞働條件、無線電信問題等で其他は事務的の事柄であるが、難題中の難題は財産の所有權問題地域の問題、勞働法の適用、ロヤルテーの問題買上優先權の問題等であつた。

二、試掘地積の利權契約交涉

北樺太未開發油田の名に呼ばれる試掘地域一千平方露里、即ち我三億四千萬坪に亙る地域の利權協定は、前記石油利權契約締結當時露國側にて未調査の故を以て調印後一ケ年內に双方協議の上決定することゝなつてゐたので北樺太石油會社は大正十五年十一月成富道正、古澤覺本氏等を交涉委員として露都に派遣し、同年十一月二十五日露國側と中央利權委員會に於て第一回交涉を開始以來折衝を重ねること十一回、技術會議五回に及び、既に疑問視せられてゐた北京條約議定書(乙)第二項の地積問題については果せるかな兩國間に解釋上の相違を來し日本側が各地の試掘地積を提議したるに對し露國側は未調査なるツイミ沿岸の一ケ所を主張して讓らず之が爲め交涉は一時危機に瀕したが元來此の利權には兩國間に利害共通點を有する故レーニン氏の記念祭當日に至り俄然交涉局面の開展を見一月二十九日假調印、二月二十八日駐露田中大使立合の席上代表成富道正氏對クイブキシエフ氏に依つて正式調印が行はれたのである。

因みに此試掘利權は昭和二年中に商工省から七萬五千圓の助成金を得て地質調査に着手し、同年度中に四地域丈けは既に調査結了し採掘鑛區八ケ所の劃定作業も約三分の二を年度末までに了り、翌昭和三年度に於ては北カタングリーに鋼式各一坑を掘鑿し、其他鑛區劃定地質調査、地形測量等の諸作業にも多くの努力を跡づけ、更に其後開發を進め來つた

三、同社の勞働團體契約交涉

ソ聯領土に於て利權を獲得せる外國人は凡て其現地に於ける作業遂行上の勞働にはソ聯勞働法の適用を受けなければならぬ。

北樺太利權會社も其例に洩れず、北樺太の現場に於ける勞働に對しこのソ國の社會主義的勞働法の適用を受け、勞働賃銀、勞働時間、傭入、解雇補償、敎化、爭議解決方法等全勞働條件はこの勞働法に準據して會社とソ國鑛山勞働組合との間に締結されたる勞働團體契約の決定するところとなつてゐる。從つてこの勞働團體契約が利權企業そのものゝ浮沈の鍵を握る程重要性を有してゐることは、我露領林業利權の現狀が如實に之を證明してゐるところである。

北樺太石油會社の最初の勞働團體契約は、會社創立後間も無く即ち大正十五年九月四日會社派遣代表とソ國勞働組合中央委員會代表アプラモーキツチ氏との間に月餘の難交涉を費して締結されたところで此契約期間は一年なので一年目即ち翌昭和二年九月には更新される必要があり、此第二回目の契約改訂交涉は勞働組合側の勞銀値上要求を中心に兩者の意見一致を見ず紛糾を重ね、四ケ月の日子を費して漸く妥協一致を見るに至つた。

第三回目の勞働團體契約は、昭和三年九月初旬から會社側稻石代表と、ソ側、鑛山勞働組合中央委員會代表ゲ・ロフクエフ氏との間にハバロフスクに於て開始された。然るに本交涉に於ては會社側から諸條件の改正案件を整へて交涉した爲とソ側から賃銀其他種々主義上の改正要求があつた爲稀有の難交涉に陷り、殊に會議中ソ側代表が莫斯科に出張した等の事由によつて交涉は益々長びき、迂餘曲折の末、會社側の主張たる雇傭條件の改善は大部分目的を達し、又賃率についてはソ側の希望の一部を容れて勞働者と從業員を別々に取扱ふことゝなり、昭和四年四月に至り、八ケ月目に漸く妥協點に到達し、同月十一日調印の運びとなつた。

第四回目の團體契約交涉も亦御多分に洩れず、種々の難關に陷り、漸く兩國の妥協により昭和五年十一月ハバロフクスにおいて兩國代表者間に調印を見た。

第五回目は、ソヴエート側の要望により從來の會議地たるハバロフスクを中止して、昭和六年九月モスクワにおいてソヴエート勞働組合代表との間に改訂交涉開始され、種々曲折の末昭和七年三月二十日に至り兩國代表間に調印を了した。

次いで第六、七の兩回は一部分の改訂をなしてその儘繼承し第八回目たる昭和十年度はモスクワに於て會社側代表小宅安田兩氏とソ聯石油組合中央委員會との間に交涉が進められ九月に至つて左の如き部分的訂正を加へて調印の運びとなつた。

一、期間　一九三五年十月一日より一九三六年九月三十日まで
一、賃金配給物資値段は從來と同樣
一、勞働者クラブ建築費は組合側の負擔を輕減し年賦償還とす。
一、生産高標準の一部改訂

四、一千平方露里試掘期限延長交涉開始

北樺太石油會社がソヴエート政府との利權契約により獲得したる北樺太東海岸の未開油田一千平方露里の試掘權に就ては一九二五年十二月十四日より起算して十一ケ年の期限になつてゐるので、同社では期限までに之が試掘を完了して採掘鑛區に編入すべく今日まで地理的天惠乏しき現地に於て極力既定計畫の遂行のためまい進しつゝあり、此の間右試掘地域中北オハ一區一號、九百六十デシヤチン(我三百十七萬二千平方坪)を昭和七年に、カタングリー一區二號右同面積を昭和九年に各々採掘鑛區に編入し、エハビ二區一號も目下手續中で本年中採掘鑛區に編入されるものと見られるが一方同社は昭和八年以來稻石正雄氏をモスクワに派し、ソ聯利權局との間に右期限延長の爲め利權契約の一部改訂交涉を爲さしめて居たが、右期限も明年末に迫つたので、從來の方針を捨て外務、商工兩當局と協議の結果、同利權は一九二五年締結された日ソ基本條約議定書に依り原則的に協定されて居る關係上國策に關する問題として、外務省も之を外交交涉に依つて解決する方針を樹て

太田駐ソ大使をしてソ聯外務人民委員部に對し政治的交涉を進めつゝあるが、現在迄の處我方は日ソ基本條約の規定に依り利權を許興したる根本的精神に基き、試掘により其地域が採掘鑛區に編入される場合はソ側も當然其利權を供有するもの故、現在着手中のものゝ試掘完了迄の期限延長を要求する建前により交涉を進めつゝあるが、ソ側は僅二ケ年の延長に同意するの意向を示して居り、其間大なる開きがあり、延長獲得の期待は一に今後の交涉如何に懸つて居る。

北樺太石油會社の組織

北樺太石油株式會社は、別揭ソヴエート政府との間に締結されたる利權契約並に同利權に關する日本の勅令、法令を基礎に、大正十五年六月七日株式會社北辰會—大正八年五月久原、大倉、日本石油、寶田石油の五社提携により北樺太石油開發を目的として組織され其後幾多の變遷を經て、對ソ利權交涉の衝に當れる團體—の事業を繼承して正式創立されたものである。創立當時の資本金一千萬圓株式數二十萬株、株主數三千六百五十五名であつたが、事業發展につれ、昭和六年五月二十九日臨時株主總會を開き、同會社定款第四條を改止して資本金を二千萬圓に倍增し、株式を四十萬株に增加する件を正式決定した。現在の同社組織概要左の如し。

一、組　織

◇社　名　北樺太石油株式會社
◇本　社　東京市麴町區丸の內三丁目四番地
◇鑛場及支所　北樺太オハ、北オハ、同カタングリ(一般採掘作業中止)
◇資本金　二千萬圓
◇株　式　四十萬株(一株五十圓)株主總數五千百五十一名
◇大株主　日本石油、日本産業、三菱鑛業、仁壽生命、中野興業、旭石油、三井

鑛山、富國徴兵、東京動産火災等(昭和十年四月三十日現在)

二、役　員

取締役社長	左近司政三	
取締役	伊藤文吉	
同	橋本圭三郎	
同	藤岡淨吉	
同	河手捨二	
同	崎川才四部	
同	倉知鐵吉	
同	小泉武三	
同	杉村松次郎	
監査役	津下紋太郎	
同	矢島富造	

(昭和十年十月現在)

三、北樺太石油會社の業績

一、第一年度

企業開始から昭和二年三月二十一日に至る當營業年度は、專らォハ鑛場で掘鑿並に採油の作業を爲し、新掘井六坑に成功した。採油井は北辰會から引繼いだもの八坑を合して總數十四坑となつた。新掘井の深度は何れも五〇〇米突乃至二〇〇米突(八十二間五分乃至百十間)の淺層油であつた、成功當時は一坑井日産十五瓲乃至四十三瓲(九十石乃至二百六十石弱)を採油した。貯油の爲め五十噸鐵槽五基を增設し合計八基となつた。此外二千噸鐵槽が一基あつて貯油力は總計四萬二千噸である。其の他の工作物としては宿舍倉庫艀等が鑛場に於ては試掘井一坑の開坑準備に着手し尙本年度夏期航行期に於てはオハ原油約二萬噸を搬出した。

第一年度の損益計算書左の如し。

◇損益計算書

	圓
收入之部	
原油收入	八七四、三五九、四〇
雜收入	一〇七、八七〇、一五
計	九八二、二二九、五五
支出之部	
本社費	一二二、〇一九、三七
鑛場費	七七八、二六七、一六
計	九〇〇、二八六、五三
差引利益金	八一、九四三、〇二
內	
創立費償却	三〇、九一二、九九
稅金支拂引當金	三、二〇〇、〇〇
計	三四、一一二、九九
再差引利益金	四七、八三〇、〇三
◇此利益金處分	
法定準備金	二、五〇〇、〇〇
後期繰越金	四五、〇三三、〇三

二、第二年度

同社の營業第二正度たる昭和二年四月—三年三月)に於ける新掘鑿成功坑は九坑で、年度末採油井は合計二十二坑となり、産油額も年度初期の日産二百噸內外が漸次增加して年度末二百五十噸內外となり、二年度合計純產油額は豫定より四千噸を增加し六萬九千噸に達した。只輸出量は夏季短期間に限られて居る上前年八、九月中大時化續出した爲め豫定より五千噸を減じて、四萬四千八百餘噸に止まり、又同時に送油艀其他社用船數隻を犧牲に供するに至つた。

次ぎに二年度內新設備の重なるものはォハ鑛場並に同海岸に一萬噸タンク四基、(從來と併せ貯油能力八萬二千噸)の增設鑛場及海岸間六哩餘間に亙る六吋送油鐵管線の布設、オハ海岸に於けるタンク船搭載用の爲め海底一哩間に四吋鐵管線の布設、其の他多數の宿舍倉庫、發電所、送油所、艀發動艇等の新設である。

又メトウオに於いては、前年度以來引續いた試掘井一坑の掘鑿計畫し、その準備作業として湖岸より鑛場迄約十二哩間の軌道を布設し、其の他の諸準備をも整へて年度末より開坑に着手した。

又豫て建造中の汽船(總噸數九九〇噸四〇)一隻は二年度末に竣工しォハ丸と命名し就航した。

第二年度の同社營業全決算を示す損益計算書左の如し。

◇損益計算書

收入之部

	圓
原油	二、〇七〇、八九八、八〇
雜收入	九〇、九五六、三八
計	二、一六一、八五五、一八
支出之部	
本社費	二、二七五、八三五
鑛場費	一、四三〇、四七五、七三
計	一、六五八、三五一、〇八
差引利益金	五〇三、五〇四、一〇
內	
財產減價償却金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
稅金支拂引當金	二五、〇〇〇、〇〇
計	一二五、〇〇〇、〇〇
再差引本年度純益金	三七八、五〇四、一〇
前年度繰越金	四五、三三〇、〇三
計	四二三、八三四、一三

◇此利益金處分

法定準備金	一九、〇〇〇、〇〇
役員賞與金	三七、〇〇〇、〇〇
株主配當金(年八分)	三二〇、〇〇〇、〇〇
次年度繰越金	四七、八三四、一三

三、第三年度

(一) オハ鑛業所に於ては第三年度たる昭和三年度(昭和三年四月—昭和四年三月)新掘鑿成功井は十二抗井で同年度末現在採油坑井は合計三十四坑井に達した。其の爲め年度の初めに日產額大體二百五十瓲を上下したるものが漸次增加して、同年度末には日產四百瓲を超ゆるに至り、昭和三年度總採油量十二萬二千一百瓲、燃料を差引純採油十萬九千五百餘瓲、輸出販賣原油量九萬三百餘瓲を計上した。之を前二年度の成績に比較すれば、總採に於て五割七分、輸出販賣油に於て五割八分純採油に於て十割一分を夫々增加するに至つた。

(二) 三年度內オハ鑛業所に於ける新設備中重なるものは、ソ國政府の諒解を得且つ海軍省の大なる援助の下に油槽積込設備として更に八吋海底鐵管一哩を增設し、之と同時に同鐵管の外端沖合に於て艦船繫留設備を設置したる結果一晝夜の送油實績實に五千二百瓲を超ゆるに至り、從來困難を極めた同地原油積込作業に一段の曙光を見ることゝなつた。

其の他貯油槽四萬瓲を增加したる事(即從前設置の分と併せて、合計十二萬瓲に達すること……)發電所を擴張し電力を倍加して四〇〇キロワットに增加したる事、工場建物住宅及附建物等六十餘棟を增築したること、オハ海岸及鑛場間連絡運輸設備の改善を計り鑛場仲繼間に軌道を敷設し汽罐車を通じ從來の人力トロに代へ大に勞力の節約運送の工程を大ならしめたこと等、前年の豫定計畫通り殆ど故障なく竣工して、夫々能力を發揮し直接間接に事業成績に貢獻して居る。

(三) 次にヌトウに於ては未だ採掘には到らぬが、從前より引續き掘鑿中の試掘一坑井は三年六月深度二百二十八米に達したとき不幸にして附近大山火事の延燒を被り、所員職工は勿論內外大勢の應援者を以て必死防火に從事したが其勢頗る猛烈であつた爲め、技術的建物、事務所、宿舍材料を初め燃料の薪に至る迄殆んど烏有に歸したが、幸ひ人員には死傷者なく其の後銳意復舊を計り既に設備萬端の回復を了つた。此類燒の爲め被つた直接損害は幸にして大ならず既に本年度決算に於て全部償却した。

四、第四年度

北樺太石油會社の營業第四年度(昭和四年四月—五年三月)の事業成績も亦頗る佳良にして其營業概要は左の如くであつた。

採掘作業—ォハ鑛場

【掘鑿】同年度內新に掘鑿せるは二十七坑井にして年度末現在は五十八坑井に達した。

【採油及搬出】本年度內總採油合計十八萬四千餘瓲に達し、搬出合計十三萬一千餘瓲を計上した。

【設備】增產及原油買入契約の實行上、貯油槽二萬瓲型四基をォハ海岸に、一基をォハ鑛場に增設し、鑛場海岸を通じ合計貯油能力十七萬二千瓲に達せしめ、且つ鑛場海岸間の送油を極寒期間にも可能ならしむるため保溫及送油の設備に改善を加へ、又海岸に有方なる

卿筒を增設して既設八吋、四吋兩海底管により大に送油の實績を擧げた。其他各種鑛場設備の建造に力を盡し又鑛場海岸間に軌道を貫通して同地方開發以來初めて直通列車の運轉を實現し運搬費の節約を計ることが出來た。

試掘作業

(イ)ヌトウ(採掘地區試掘作業) 同地試掘第二號坑井は二年度末の開坑であるが三年夏期山火事に類燒し、爾後復舊工事に努力し漸く完成を見たるも坑井矯正の必要を生じたるを以て之に着手し本年度末矯深百七十米突に達した。

(ロ)カタングリ(採掘地區試掘作業) 同地區開發のため本年度より試掘作業を始め年度內に一坑井を成功し他の一坑井は殆ど完成したが熟れも相當の油量を保つてゐる。

(ハ)北オハ(一千平方露里試掘地區) 前年度末着手せる同地試掘地區に試掘第一號井を掘鑿し、年度未三百三十三米突に達し、五年四月初旬遂に良好なる油層に到達した。

(ニ)ボロマイ(一千平方露里試掘地區) 本年度より同地區に試掘第一號坑井掘鑿準備のため材料運搬、軌道敷設、建物建築に着手した。同地は海岸より約二十哩の奥地にして原始的狀況を脫せざるため先づ交通路の開發を必要とし作業上多大の困難を嘗めてゐる。

(ホ)カタングリ(一千平方露里試掘地區) 前年度に於て成功せる第一號坑井地區は相當の油量のあることを確めたるが故に採堀鑛區に編入の手續に着手した。

其の他の附帶作業

各試堀區域に對しては數ヶ所に鑛區劃定地質調査及地形測量を行つた。

原油購入契約の成績

昨年度に於て露國營石油企業より購入契約を締結したが本年度內に於て初めて原油の受渡を見、本年度末迄累計二萬七千餘廷の交附を受けた。

損益計算書

牧入之部

原油	四九七三、四六二・二三	円
雜牧入	三二、三三〇・二九	
計	五、〇〇五、七九二・五二	

支出之部

本社費	三〇五、七六三・一八	
鑛業所費	三、二二九、二八七・〇七	
計	三、五三五、〇五〇・二五	
差引本年度總益金	一、四七〇、七四二・二七	
內		
財產減價償却金	六〇〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	四八、〇〇〇・〇〇	
計	六四八、〇〇〇・〇〇	
再差引本年度純益金	八二二、七四二・〇〇	
前年度繰越金	七三、七四九・五二	
計	八九六、四九一・七九	

五、第五年度

北樺太石油會社の營業第五年度たる昭和五年度(五年四月—六年三月)の事業內容左の如し。

◇採掘作業

(一) オハ鑛場

【掘鑿】 本年度中新に掘鑿し成功したるもの二十三坑井、廢坑したるもの四坑井、現に掘鑿中に屬するもの五坑井にして年度末現在採油坑井總計七十九坑に達した。

【採油及搬出】 本年度內採油總額十九萬二千餘廷、燃料及び製油原料差引純採油十六萬七千餘廷の處、ソ聯國營企業より購入原油三萬七千餘廷を受入れ十九萬九千餘廷を搬出販賣し、年度末貯油高十三萬六千餘廷に達した。

【設備】 產油及び搬出量增進に備へんが爲めオハ海岸に一萬廷型貯油槽三基を新設し、鑛場及び海岸貯油槽二十萬廷外に二千廷型一基あり)を有するに至つた。右の外送油管の保溫補修工事をなし發電力を增加して動力の電化を增大し運搬設備を機械化し、且給水設備を完備し、更に鐵工場、製材場木工場其の他技術的建物は着々不燃質性に交換又は新築すると同時に其の規模を擴張する等一般作業の合理化並に能率の增進を計り、尙防火其の他の保安施設の上に改善を加へたる處大なるものあり、他其宿舍の增加、生活設備の改善を爲し以て勞働者及び從業員の福祉增進に力を注いだ點も亦尠くない。

(ロ) ガタングリ支所

本年度四坑井を成功した外、五千廷貯油槽二基、發電所其の他を整へた。

◇試掘作業

カタングリ試掘第一號井の外北オハ第一號井は作業を完成したるを以て昭和五年末迄に之が採掘鑛區編入の出願手續を了り、尙ボロマイ試掘第一號井は引續き掘進中同地試掘第三號井及カタングル同第三號井は夫々準備業償を取急ぎ近く開坑の運に至るであらう。

尙北オハ其の他試掘地域數ヶ處に亘つて地質調査及び鑛區劃定を行つた。

◇其他附屬作業

ボロマイビリツン海岸及びオハ鑛場を連絡する約百二十餘粁の有線電話を架設した。

◇原油購入契約

ソ聯邦國營企業との第一回原油賣買契約による購入量六萬五千廷は三ヶ年間に受渡完了豫定の處一ヶ年を繰上げ第二年末を以て全部受入を了り、當方前貸元利金を完濟するに至つた。次で五年十一月二十六日附を以て第二回購入契約を締結し向ふ二ヶ年間に十五萬廷を受入る條件の下に前貸金二百八十五萬圓を交附した。

◇對露交涉

近來對露經濟關係に於て往々多少の紛糾あるに拘らず幸に當會社に在つては局部的に勞働問題又は技術問題等に於て若干論議の事項なきに非るも、苟も事業存立の基礎に觸れるが如き重大問題の發生を豫想される何等の理由がない。之れ當社の利權は條約に於て得たる特殊の意義あるものなれど當方の變らざる誠實公正の態度は先方も亦能く諒解するに依るものと認める。尙五年十一月吟府に於てソ聯邦鑛山組合極東地方委員會と團體契約を改訂した。

◇損益計算書

牧入之部

原油牧入	五、六〇九、五五一・〇二	
雜牧入	二六、八三六・四五	
合計	五、六三六、三七八・四七	

支出之部

本社費	四五三、九二一・四五	
鑛業所費	三、三〇四、二九六・三四	
合計	三、七五八、二一七・七九	
差引本年度總益金	一、八七八、一六九・六七	
內		
財產減價償却金	八〇〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	六三、〇〇〇・〇〇	
計	八六三、〇〇〇・〇〇	
兩差引本年度純益金	一、〇一五、一六九・六八	
前年度繰越金	一四五、九九一・七九	
合計	一、一六一、一六一・四七	

◇利益金處分

法定準備金	五一、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	七五、〇〇〇・〇〇
株主配當金(年八分)	七七四、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
使用人退職手當積立金	二五、〇〇〇・〇〇
次期繰越金	一八六、一六一・四七

六、第六年度

北樺太石油會社の企業第六年度たる昭和六年度(昭和六年四月—同七年三月)の營業實績は、オハ油田に於て原油二十萬噸を採油する最初の豫定計畫が滯りなく進捗し、之に昭和五年十一月ソヴエート石油シンヂケートの間に締結せる原油十五萬噸購入契約中其半の七萬五千噸を契約通り今年中に受量したので總計二十七萬五千噸を昭和六年七月—十月航海期節中に內地に向け輸出した。

オハ油田に新規油井二十五坑乃至三十坑を掘鑿し一方一千平方露里の試掘地域の地質調査を進め、北オハ試掘地域の採掘鑛區編入計畫も大體豫定の通り進んだ、卽ち昭和六年十月中北オハ油田の採掘編入交涉は成功して採掘鑛區の設定を行ふに至つた。北オハ油田は總面積九百六デシヤチン(我三百十七萬二千平方坪)に及ぶ廣大なる油田で試掘を了したのは昭和五年秋であつた。油層は三層に亘り深度三百三十七米突乃至三百六十米突にて現

に試掘せる第一號油井の如き日産二十八噸に達し含油量も極めて豐富なるを以て其の將來は大いに嘱望されてゐる。

七、第七年度

北樺太石油會社では昭和七年度（昭和七年四月—昭和八年三月）の事業概要の内容は左の如し。

◇採掘作業

（イ）オハ鑛場

【掘鑿】本年度中新に掘鑿し成功せるもの三十一坑井廢坑せるもの二坑井現に掘鑿中に屬するもの七坑井であつて、年度末現在採油坑井一二六坑井之に北オハ分鑛場分三坑井を併せて總計一二九坑井を以て採油を行ひつつある。

【採油及搬出】本年度内採油總量十八萬六千餘噸にして燃料及製油原料差引純採油十五萬六千餘噸の處露國々營トラストから購入原油十三萬四千餘噸を受入れ、之に前年度末貯油十三萬三千餘噸を加へ三十一萬三千餘噸を搬出販賣し年度末貯油高は十一萬一千餘噸に達した。

【設備】鑛場内輕便鐵道の延長土道の築造は前年の繼續作業として實施し以て運搬設備の完全を圖ると共に、一般技術的設備の改啓增設により其の規模を擴張して作業の合理化、能率の增進を圖り又宿舍及食堂の大增設病室の改築等を行ひ勞働者及從業員の福祉增進、に努めた。

（ロ）北オハ分鑛場

前年末採掘鑛區に編入された北オハは本年度よりオハ分鑛場として愈採掘事業に着手し、曩に試掘井として成功した第一號井は採油を開始し、尚新に二坑井を掘鑿し相當の出油を得た。又オハ鑛場より の交通運搬設備の改善に努めつゝある。

（ハ）カタングリ支所

舊掘坑の改修廢坑作業を了したから、試掘に力を注がん爲一般採掘作業を中止した。

◇試掘作業

（イ）ボロマイ

試掘第一區第一號井は七年六月深度六〇一米に達し、又第三區第一號井は深度二〇九米に達せるも技術上及經理上の關係に依り作業を中止し、一時鑛場を閉鎖した。

（ロ）エハビ

試掘第一區第一號井は豫定深度六〇〇米に到達したのに、採油價値ある油層を發見するに至らず、更に下部を探査する目的にて追掘中であつて年度末深度七五四米に達した。試掘第二區第一號井は準備作業着々進捗し、近く開掘の運びに至らうとしてゐる。

（ハ）カタングリー

試掘第三區第一號井は豫定深度六〇〇米に達したが、有望なる油屬に逢着しなかつたので、更に下部掘進の計畫である。第一區第二號井は最近開掘順調に掘進中にして年度末深度四三米に達せり

（ニ）地質調査及鑛區劃定

エハビ及カタングリー試掘地域其の他數ケ所に亙り地質調査を行ひ、北オハ其の他の鑛區劃定を行つた。

◇北樺太石油資源開發助成金下附

一千平方露里試掘區域の内カタングリ試掘第一區第二號井の試掘に對し商工省より助成金拾萬圓を下附せられた。

◇損益計算書

牧入之部	當期	
原油牧入	五、二八八、三三三・二〇	
雜牧入	一四、一六七・三七	
計	五、三〇二、五〇〇・五七	
支出之部		
本社費	五二三、三二六・一七	
鑛業所費	三、二七九、九七四・二九	
計	三、八〇三、三〇〇・四六	
差引本年度總益金	一、四九九、二〇〇・一一	
内		
財産減價償却金	六五〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	五三、〇〇〇・〇〇	

計	七〇三、〇〇〇・〇〇
再差引本年度純益金	七九六、二〇〇・一一
◇利益金處分	
本年度純益金	七九六、二〇〇・一一
前年度繰越金	一三三、六六八・四九
計	九二九、八六八・六〇
内	
法定準備金	四〇、〇〇〇・〇〇
役員賞與金	四〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金（年六分）	七三〇、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金	七八、八六八・六〇

八、第八年度

北樺太石油會社の企業第八年度たる昭和八年四月より同九年三月迄の業績は左の如し

採掘作業

一、オハ鑛業所

【掘鑿】八年度新に掘鑿成坑せる掘井數三十掘廢坑井四坑で、年度末採油井數はオハ百二十四、北オハ五で計百四十七、掘鑿繼續中のもの三である。

【採油】總量は十九萬三千三百餘噸

【搬出】總量は三十一萬三千六百餘噸で其の内譯は前記八年度採油量の一部とソ聯國營トラストとの購入契約に依る買入原油十二萬四千七百噸七年度末貯油量十一萬一千三百餘噸で、前年度の搬出量と略同樣である。

【設備】オハ、北オハを連絡する幹線二十キロ軌道及道路を增設して運輸作業の能率增進に努め又五百キロ發電機一臺を增設し掘鑿採油の動力を一層電化し作業の合理化を計り、事務所新設宿舍内部の改善、淨水設備等を完成せり。

二、ヌトウ支所、七年度に引續き閉鎖し事業繰延中。

三、カタングリ支所、前年より引續き採掘鑛區に於ける會社設立前の掘鑿井の改修或は廢坑作業中の處十二月終了せり。又鑛場海岸間約八千米の間の舊六キロ軌道を十キロ軌道に敷設替をなし、デーゼル機關車を運轉し物資運搬能力を增加し鑛場内に於ては土道の增設鐵工場製材所、消防庫等の建設及附帶設備を改善せり。

四、一千平方露里試掘地作業

（イ）エハビ、第一區第一號井は七年度より引續き掘進し、五月深度八二三米に及び尚も終に油層を見ず目下休止中。第二區第一號井は試掘の附帶設備の建設を了し十二月開掘、深度二六六米に達し引續き掘進中。第三區第一號井は七月準備作業に着手し、トラクター道路五千米完成、附帶設備の建設中

（ロ）ボロマイ、引續き閉鎖事業繰延中。

（ハ）北ボアターシン、八月チヤイオ海岸の設備に着手し宿舍其の他の建設を終り引續きチヤイオ採掘鑛區より第一區第一號井に至る七千米のトラクター道路建設中本半内開通の豫定。

（ニ）カタングリー、第一區第二號井は前年度より引續き掘進を續け、深度一二三米にて日産十數噸、一五八米にて二十數噸の出油層に逢着せるも八〇〇米まで掘下げの豫定。第三區第一號井は六月追掘に着手深度六五六米に達せるも思はしき油層に逢着せず掘井故障の爲め休止中。第五區第一號井は八月より準備作業に着手採掘鑛區よりトラクター道路四千米を完成、

五、地質的調査其の他の作業

エハビ、クヤドラニー、カタングリー及コンギー地方の試掘地に對し地質調査竝に地形測量を爲し、エハビ第三、北ボアターシン第一、カタングリー第五區の第一次劃定を行へり。

地質調査は八年度を以て一先づ完了せり。その結果より見れば一千平方露里の地域には一條乃至二條の背斜軸があるのみにて有望地區は二十内外と見らる。

◇北樺太石油資源開發助成金下附　一千平方露里試掘地域の内本年度作業に係るエハビ第二區第一號井、同第三區第一號井ボ北、アターシン第一區第一號井カタングリー第

五區第一號井の試堀に對し、商工省は各七萬一千圓づゝ合計二十八萬四千圓を下附した。

◇損益計算書

牧入之部

原油牧入	五、六〇四、〇七七・九二	円
雜牧入	二三、八四四・九四	
計	五、六二六、九二二・八九	

支出之部

本社費	四五七、一七五・四三	
鑛業所費	三、五二〇、一九八・四〇	
計	三、九七七、三七三・八三	
差引本年度總益金	一、六四九、五四九・〇六	

內

財產減價償却金	七〇〇、〇〇〇・〇〇	
稅金支拂引當金	八〇〇、〇〇〇・〇〇	
計	七八〇、〇〇〇・〇〇	
再差引年本度純益金	八六九、五四九・〇六	

◇利益金處分

本年度純益金	八六九、五四九・〇六	
前年度繰越金	七九、八六八・六〇	
計	九四九、四一七・六六	

內

法定準備金	四五、〇〇〇・〇〇	
役員賞與金	四〇、〇〇〇・〇〇	
株主配當金(年五分)	七二九、二〇〇・〇〇	
職員退職手當積立金	二五、〇〇〇・〇〇	
次年度繰越金	一一〇、二一七・六六	

◇登記

增資第貳回株式拂込完了せるを以て昭和九年二月七日登記を了せり。

◇株式上場

新舊株式共東京株式取引所長期清算取引に昭和八年五月十五日より上場することゝせり。

◇株式異動

本年度間に於ける株式の異動は一〇九、二五五株、年度末日現在株主數は四、八〇五名、前年度に比し六九六名增加。

九、第九年度

本年度の事業計畫は、一千平方露里試堀期限が切迫せる折柄とて、一方に於て之が延長交渉に努めつゝ、試堀作業に全力を注ぐ方針をたてる爲め、勢ひ採堀作業に對し充分な資金振向けが出來ぬ關係にあり、隨て採堀井に制限を加ふるの止むを無きに至つたので例年に比べ採油量の減少を見るに至つた。

九年度操業經過中の重なるものは、カタングリー第一區二號井が試堀作業に成功し昭和九年十一月採堀鑛區に編入された。又エハビ第二區一號井は深度六五二米より六七五米間に含油層を認め十年二月末より試驗採油を開始したる處、日產二十瓲の自噴を見、而も其の油質はボーメ三十八度稍上で頗る揮發油に富み、亞米利加のケツトルマン原油以上の良質のものであり、且つオハ海岸より僅か十キロ位の距離にあり、採堀鑛區に編入の曉、連絡鐵管を敷設して搬出にも便利であり頗る有望視されて居る。同井の豫定深度は協定によつて八〇〇米となつて居り遠からず該深度に達する筈であり目下採鑛區編入の手續中であり十年中に編入されるものと見られる。

事業概要

一、採掘作業

(一)オハ鑛業所(北オハ分鑛場を含む)

堀鑿　本年度中新に掘鑿成功せるもの十六坑井、廢坑七坑井、十年度に繰越し掘鑿せるもの三坑井にして年度末現在採油しつゝある坑井はオハ鑛場百五十一、北オハ分鑛場六、合計百五十七坑井である。

採油及搬出　本年度內採油總量十六萬二千九百六十一瓲餘、燃料及製油原料差引純採油十三萬六千二百三十二瓲餘、ソ聯國營トレストより購入原油十二萬三千百八十二瓲餘を受入れ、之に前年度末貯油量八萬七千八百三十六瓲並に本年度採油量の一部を加へ、二十四萬一千四百八十三瓲餘を搬出販賣し、年度末貯油高十萬五千七百六十七瓲餘となつた。

設備

鑛場內に軌道及道路を增設して運輸作業の能率增進に努め又宿舍內部の改善或は組合との協定による勞働者俱樂部の建設等職員勞働者

の福祉增進に力を盡した。

二、ヌトウ支所

前年度に引續き閉鎖し採掘作業休止中。

三、カタングリー支所

本年度內に新に掘鑿成功せるもの四、現在坑鑿中のもの二で年度末日採油しつゝある坑井は六坑井である。鑛場內には土道の增設、軌道の新設乃至敷替をなして物資運搬の能力を增大する一方海岸鑛場間の逆油鐵管敷設其他汽罐場の新設宿舍の建設等附常設備の改善に努む。

二、試掘作業

(一)エハビ

試掘第一區域第一號井は深度八百二十三米に達したるまゝ目下休止中近く追掘に着手の豫定。

試掘第一區域第二號井は道路の開鑿を終り目下附帶設備の建設中、試掘第二區域第一號井は引續き順掘中のところ深度六百五十二米より六百七十五米迄の間に含油層を認め二月二十八日より試驗採油を開始し日產約二十瓲の自噴を見更に豫定深度八百米迄掘進すべく目下準備中、年度末深度六百七十八米である。

試掘第三區域第一號井は宿舍其他試掘の附帶設備の建設を終へ二月開坑順調に掘進し年度末に深度二十米に達した。

第四區域第一號井道路築造の大部分を竣工し更に掘鑿の準備並に附帶設備の建設中である

(二)ボロマイ

試掘第一區域第二號井は七月準備作業に着手以來道路其他附帶設備の建設中にして十年度夏季開坑の豫定である。

試掘第三區域第一號井は追掘準備を終り十一月掘鑿に着手目下順掘中で年度末に於ける深度三百七十一米である。

(三)北ボアターシン

試掘第一區域第一號井は道路及軌道の築造其他附帶設備の建設を終り三月開掘目下順掘中年度末深度十七米である。

(四)南ボアターシン

試掘第一區域第一號井及試掘第二區域第一號井は何れも目下建設材料運搬中。

(五)カタングリー

試掘第二區域第二號井は昭和九年八月追加豫定深度七百六米を完掘し同坑井により本區域の鑛業的價値認められ十一月十日採坑區域に編入せられたので上部油層保護の目的で坑井の下部を堰立て目下休坑中である。

試掘第三區域第二號井は道路の築造及附帶設備を終り目下櫓建設中、十年六月開坑の豫定である。

(六)地質調査及劃定作業

オハ採掘區域內の地質精査をなし試掘エハビ第四區域南ボアターシン第一及第二區域の第一次劃定、試掘カタングリー第一區域の第二次劃定(四十デシヤチン)を行つた。

三、北樺太石油資源開發助成金下附

一千平方露里試掘地域の內前年度よりの繼續坑井たるエハビ第二區第一號井、同第三區域第一號井北ボアターシン第一區域第一號井及カタングリー第五區域第一號井の四坑井の試掘に對し商工省より各金十二萬九千圓也合計金五十一萬六千圓也を又本年度新規試掘坑井たるエハビ第一區域第二號井、同第四號區域第一號井、ボロマイ第一區域第二號井、同第三區域第一號井、南ボアターシン第一區域第一號井、同第二區域第一區井及カタングリー第三區域第二號井の七掘井の試掘に對し各金十萬圓也合計金七十萬也總計金壹百貳拾壹萬六千圓也を下附せられた。

損益計算書

牧入之部

原油牧入	五、〇六五、二二〇・四九	
雜牧入	一七、二六一・五七	
計	五、〇八二、二八二・〇六	

支出之部

本社費	五三八、三三〇・二一	
鑛業所費	三、一九二、四九七・一三	
計	三、七三〇、八二七・三四	

差引本年度總益金　一、三五一、五五四・七二
　內
財產減價償却金　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
稅金支拂引當金　五〇、〇〇〇、〇〇〇
　計　一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇
再差引本年度純益金　三〇一、五五四・七二
利益金處分
本年度純益金　三〇一、五五四・七二
前年度繰越金　一一〇、二一七・六六
　計　四一一、七七二・三八
　內
法定準備金　一六、〇〇〇・〇〇
職員退職手當積立金　二五、〇〇〇・〇〇
次年度繰越金　三七〇、七七二・三八

十、十年度

A 豫定計畫

本年度も試掘地の開發に全力を注ぐ必要上採掘作業は、九年度同樣緊縮の止むなきに至り、オハに於て新堀鑿井を十四坑とし別に追堀井六坑を計畫し、採油豫定量は燃料油を差引十萬一千噸とし之に前年度末貯油量竝に九年度トレスト原油買入殘高及新規購入豫定量をも加へ夏期搬出量を大體二十二萬噸と豫定した。

施設方面としては實驗室の新築其他小部分の技術的設備の外、九年度以來建設中の勞働者俱樂部を完成の豫定であり、之を以てオハに於ける主要附帶設備も略完備の域に達する次にカタングリー採堀鑛區に於ては九年度に六坑井の堀鑿を計畫し相當の成績を擧げた處十年度更に新開新と之が經營續行の爲には新宿舍地帶の設定倉庫及技術設備の新築等各種基本的施設を要する關係上試堀地開發のため資金融通の振合上一時之を休止。一千平方露里試堀作業に關しては期限延長交涉未決であるが今日迄の回答に依れば來年末の期限迄に開坑し居るものは、其の完成迄延長すべきこと確實であり十年度は之に全力を傾注する建前より概略次の如き計畫をたてた。

（一）**繼續作業**

（イ）エハビー第一區第一號井、同第二號井、第二區第二號井
（ロ）第三區第一號井及第四區第一號井
（ハ）ボロマイー第一區第二號井及第三區第一號井
（ニ）南ボアターシン—第一區第一號井
二區第一號井
（ホ）カタングリー—第三區第二號井及第五區第一號井
計十一坑井中堀鑿繼續井四坑、他は一抗を除き全部十年度內に開坑の豫定

（二）**新規作業**

（イ）エハビー—第二區第二號井
（ロ）クキドイラーニ—第一區第一號井
（ハ）カタングリー—第四區第一號井及第五區第二號井
計五堀井の試掘に着手の計畫、但しエハビ第二區第二號は第一號が成功せる故之を中止し他へ振替の計畫中

B 社長更迭と取締役增員

七月十九日、丸の內保險協會に臨時株主總會を開き左の人事異動を議決、取締役會の互選により左近司政三氏社長に就任した。

新任
取締役社長　左近司政三
常務取締役　小泉武三
同　松村松次郎
取締役　倉知鐵吉
同　藤岡淨吉

辭任
中里重次
牧田環

尙全會一致を以て前社長中里氏は相談役に推薦された。

C 左近司社長の現地視察

左近司新社長は、中里前社長と現地引繼ぎを爲す可くかた〴〵事業狀況視察の爲め松村常務同道七月三十日小樽に於て中里氏と落合ひ同日出帆のオハ丸にて現地に向ひ、八月二十三日歸京した。

D 利權油田事業の轉換期

（左近司社長の視察談）

オハ滯在中西海岸のモスカレオに赴きソ國の原油積出狀況をも視察したがオハ、モスカレオ間にはソ國で輕便鐵道を敷設しモスカレオの棧橋には四千噸の油槽船が橫着けする樣になつてゐる。貯油タンクはオハに五萬噸中間に十萬噸モスカレオに二萬噸の設備がありオハ、モスカレオ間には十吋のパイプを敷設して原油を東海岸から西海岸に送り積取油槽船はニコライスクに於て一旦積替の上黑龍江を遡りハバロフスクの製油所に供給する事になつて居る。從前の油槽船はオハから北樺太の北端を迂回したものであつたが、パイプ敷設に依つて西海岸に於ける接續が可能となりソ國原油の輸送計畫は一先づ備はつた譯であるが、併し其輸送力は一ケ年十五、六萬噸位に過ぎまい、從つて其以外のものは現在に於て賣拂ふ事になるので、目下我社とソ國側との間に本年度賣買契約の折衝中であり値段は未だ決定せぬ、而してソ國側の本年度產出數量は卅萬噸の豫定であるが、今日の狀況より推し大體廿六萬噸程度のものゝらしくその中の十五萬噸だけがハバロフスクの製油所に送らるゝ譯である、ソ國としてはその本國にコーカスその他の大油田があつて供給豐富であるから北樺太の油田は單に極東の需要を充せば良いので前記十五、六萬噸を以て充分であらうし重油よりも寧ろガソリンが必要と思はれる

×　×

オハは日ソ双方の從業員その他を合はせ全部で二萬五千人もあらうが、ソ國勞働者の能率の低いには實に驚いた利權契約はこの勞働者を六十%使用する事になつてゐるがこれは事業に取つて非常の苦痛であり邦人が百%まで行かずとも比率を轉倒し六十%位までに改訂したい、なほその待遇なるものが極めて八疊に付幾平方米の居室、一定の暖房裝置を必要とし同時にその家庭をも收容し使用者何百名以上に達する場合には俱樂部の設備をせねばならず、曰く何、曰く何と隨分六ケ敷なつてゐるが併し之はソ國の政策であつてソ國自身の勞働者待遇も同樣であり、その保護には至れり盡せりの觀がある。

×

會社本年の原油產出量は十四、五萬噸の豫想でソ國側の數量に比し遙に少いが之は我社が主力を試堀に注いでゐるに反しソ國は盛んに採油を行つて利權地域以外においても自由に採掘を行ひつゝある結果である、視察中最も感じたのは露領の雄大な事でその面積が廣いばかりでなくビッチ・タールが深く積つて一步足を踏込めばズブ〳〵と三尺ものめるほどであり、內地に輸送するほどの價値はない事業が事業地においては燃料に供してゐる事業經營の困難は全く地形地勢の然らしむる所で、海岸は遠淺のため荷役が思ふ樣にゆかず、陸上には森林とツンドラ地帶で一抱へもある樹木を伐倒しツンドラ地上に枕木を並べ道路を開き軌道を敷設して機具機械と物資を運搬するのであつて、その開通するまでは冬期間の氷雪を利用する外なく夏期船によつて陸揚した荷物は冬期を待つて漸く事業地に輸送する有樣である。

×　×

會社の採掘鑛區は現在オハ、北オハの外エハビ、カタングリ等編入濟みになつたものが各所に存在して居るが試掘を行ふに至らないものが多くその爲め會社の收益充分でなく、尙明年明後年の二ケ年は現狀を以て推移する外ないが併し試掘事業中最も困難にして多分の資金を要する部分の作業は漸次進捗し、經營が轉換期に向ひつゝあるから、やがて難局を突破し業績順調の時期が到來すべく油田の價値は今更云ふまでもなく堀れば幾何でも產出し產出すれば必ず利益が伴ふのみならず、產油は一定價段を以て海軍省が買上げ產地海岸において受渡を行ふのであるから市況や販路の如何を顧慮する必要がなく、經營上極めて有利な條件を持つてゐる。

E 十年度操業實績

六月二十日オハ出帆の輸送第一船、隱戶丸（八、〇〇〇噸）以後十月十六日出帆の第十九船紀洋丸（一〇、八〇〇噸）を以て本年度內地輸送を終つたが、其總量は十七萬四千五百噸となつた。

尙本年度の買油契約は十月二日ソ聯通商石

油代表コンドラチエンコ氏と同社の間に十二月渡しとして四萬瓲の契約成立を見た。

今年度商工省の試掘助成金は百貳十萬圓である。

北樺太石炭利權

(一) 對ソ交涉概要

一、利權契約交涉

日露基本條約議定書乙の規定によつて日本政府から推薦された當業者たる北サガレン石炭企業組合は、當時三菱合資會社參與奥村政雄氏を交涉全權に、前波關駐剳公使故川上俊彦氏を石油利權を兼ねた交涉顧問に任命し、大正十四年七月二十二日から莫斯科中央利權局本部に於てソ側全權ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏等との間に北樺太西海岸土産、ウラジミロフスキー、マーチ三地方に埋藏の石炭採掘に關する交涉經過については姉妹利權ともいふべき前揭石油のそれと重複する點も少なくないし、今日では左して重要な意義も有してゐないので、玆に省略するが、同利權は同年十二月十四日奥村氏との間に正式調印を見るに至つた。

二、勞働團體契約交涉

北樺太鑛業會社の初年度勞働團體契約は大正十五年九月ハバロフスクにて同社派遣代表と全露鑛山勞働組合中央委員會代表との間に契約締結を見、一年間の契約期限を終つて昭和二年の契約更新には、ソ側の最低賃銀値上並に勞働條件改善要求と關連して稀有の難交涉となり第三年度も亦漸く昭和四年二月に至り改訂調印を見、第四年度も同斷にて、五年度のそれは昭和六年九月から同社を代表する小澤仁之甫氏とソヴエート勞働組合代表との間に前年通りハバロフスクにおいて交涉開始され、前後七箇月を費した末昭和七年三月二十二日漸く兩者の間に調印の運びとなつた有交涉の結果最低賃銀は前年同樣ルーブル十七で、燒失した勞働クラブの再建設に對して會社は五萬ルーブルを支出援助し勞働組合側も五萬ルーブルを支出することとなつた。而して八年度は前年度契約を踏襲、越えて九年度はソ聯側代表カルボウ氏と會社側胡麻本氏との間に調印の運びとなつた北樺太鑛業會社は、姉妹會社たる北樺太石油株式會社同樣、大正十四年の對露利權(別揭)を繼承し、大正十五年の勅令及法令(別揭)に基き該勞働法の擴張並に追加として大正十五年八月二十一日正式創立尙十年度は前年度契約を繼承した。

二、北樺太鑛業會社の組織

北樺太鑛業株式會社は、姉妹會社たる北樺太石油株式會社同樣、大正十四年の對露利權(別揭)を基礎として北サガレン石炭企業組合の事業別項條約契約集揭載の團體契約を締結した。

(二) 北樺太鑛業會社の業績

一、第一年度

同社の第一年度は大正十五年八月三十日營業開始を見たため翌昭和二年三月三十一日まで八箇月を以て、一營業年度とする上に創業早々とて其業績の上に大なる成果は無かつたが、同社が北サガレン石炭企業組合から引繼を受けた貯炭の賣行は頗る良好にして其の販途を確立することが出來た。第一年度中の出炭總額は九千四十八噸年度末現在職員三十九人鑛夫職工六百二十八人であつた。

第一年度の損益總決算左の如し。

總收入金　六二二、七三八、六〇
總支出金　六五一、四八四、四五
差引損失金　一八、七四五、八五

即ち二萬八千餘圓の損失を見たとはいへ、設立目論見書に現れた第一年度の損失豫定額六萬九千五百四十二圓五十錢に對比すれば四萬一千餘圓の損失を輕減したことが知られる。

二、第二年度

第二年度(昭和二年四月—三年三月)は前年度企業着手の跡を受け、石炭の採掘及び運搬設備に關する各種起業工事の完成と增加とに鋭意努むることがあつたが、何れも豫定の進捗を見、土風炭坑將來の經營に付其基礎を確立することを得た。卽ち施業計畫による第二年度出炭高豫想七萬噸に對して、該年度の實際出炭額は九萬五千三百八十四噸といふ二萬五千三百八十四噸增の好成績であつた。又他方石炭の賣行も頗る良好で一般石炭市價の强調は同社炭の販賣上にも必然的に好影響を齎らしたが、たゞ天候不良にして之に伴はず加ふるに積込設備も同年夏期前半までは不完備であつたため其販賣高は四萬噸を多く超えなかつた。

同年度中の株式の異動は、名儀書換件數三百九十六件、同上株數二萬二千九百五十二株、年度末從業員數は職員四十二人、鑛夫職工數八百四十六人であつた。

第二年度損益計算

收入之部
石炭賣上代　一、五四二、六六〇、二三
雜收入　一、九八、八〇
計　一、五四四、二六一、一〇

支出之部
石炭原價及諸掛　一、三八〇、一二八、二九
本店經費　一〇八、五七七、七三
合計　一、四八八、七〇六、〇二
純益金　五五、五五五、〇八

利益金處分
當期利益金　五五、五五五、〇八
前期繰越損失金　四四、二三六、六三
差引　一一、三一八、四五

四、第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月—五年三月)に於て十六萬噸の採炭計畫を立て、內十四萬噸の內地輸送を豫定したが內地炭況は前年にも增して不良を極めたため中途で計畫を變更した。從つて採炭額は十四萬噸見當、內地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企業設備は更に充實擴張されたが、その充實と相俟つて採炭輸出とも良好に赴き、其實數は何れも十一萬噸以上に達した。當期間中內地一般炭況は需給關係より市況不振を極めたが、同社炭の販賣にはさしたる惡影響が無かつたと報告されてゐる。

第三年度損益計算左の如し

第三年度損益計算

收入之部
石炭賣上代　一、五九八、八〇
雜收入　一、五四四、二六一、一〇
計

支出之部
石炭原價及諸掛　一、三八〇、一二八、二九
本店經費　一〇八、五七七、七三
合計　一、四八八、七〇六、〇二
純益金　五五、五五五、〇八

利益金處分
當期利益金　五五、五五五、〇八
前期繰越損失金　四四、二三六、六三
差引　一一、三一八、四五

四、第四年度

會社は最初本年度(昭和四年四月—五年三月)に於て十六萬噸の採炭計畫を立て、內十四萬噸の內地輸送を豫定したが內地炭況は前年にも增して不良を極めたため中途で計畫を變更した。從つて採炭額は十四萬噸見當、內地輸出額は九月終航までに、十一萬九千噸であつた。各種の企業設備は更に充實擴張され

△社　名　北樺太鑛業株式會社
△本　社　東京市麹町區丸の內、丸ビル七階
△鑛　場　北樺太ドウエ炭坑
△資本金　一千萬圓(內拂込金五百萬圓)
△株　式　二十萬株(一株五十圓)
△株主總數　二千三百二十八名
△大株主　三菱鑛業、大倉組、住友合資、三井鑛山、淺野同族、(以上三千株以上)

ロ、役員

(昭和十年四月末現在)

取締役會長　欠　員
常務取締役　西原民平
取締役　藤岡淨吉
同　岩瀨德三
同　河手捨二
同　村山鹿之助
監査役　前川益以
同　矢島富造

註、社長川上俊彦氏昭和十年九月十三日死去の爲め目下欠員中

建設は大體第一期のそれを終つた。炭坑の開拓にも着手する豫定であつたが、之も狀況不良のため當分中止される事となつた尙ほ本年度の營業成績左の如し。

四、第四年度損益計算

收入之部

石炭賣上代	一、六七〇、三四八・三一	円
雜收入	三、〇九一・七四	
合計	一、六七三、四四〇・五〇	

支出之部

石炭原價及諸掛	一、四八八、〇三六・一五	
本店經費	一二〇、一九一・九三	
合計	一、六〇八、二二八・〇八	
差引純益金	六五、二一一・九七	

五、第五年度

五年度（昭和五年四月—六年三月）は十五萬噸採掘內十三萬噸を內地に搬出する計畫の下に專らドヴェ炭坑の十二尺層を採炭して極力事業を進め之が實現を圖つたが其間一般日本內地の商況頗る惡化し石炭聯合會が極端な採炭制限を議決せる等の事情もあり、彼此考慮して既定計畫に幾分の制限を加へて結局十三萬噸の採炭に止め、其內十二萬噸を內地に輸送した。卽ち炭界の景況は頗る不良だつたにも拘らず、大體に於て本年度の計畫と實績とはさしたる差異がなかつた。而かも賣炭に就ては年毎に買客を加へ今や八幡釜石、室蘭、兼二浦等の各製鐵工場方面を始め、瓦斯及セメント方面にも相當供給を見るに至り、成績は良好に運んだ。

第五年度收益計算

收入之部

石炭賣上代	一、五六一、七九七・二二	
雜收入	二三二・四九	
合計	一、五六二、〇二八・七一	

支出之部

石炭原價及諸掛	一、三八四、四一八・九五	
本店經費	一〇六、一三三・四五	
合計	一、四九〇、五五二・四〇	
差引	七一、四七六・三一	
當期純益金	七一、四七六・三一	
前期繰越金	七六、五三〇・四二	
合計	一四八、〇〇六・七三	
利益金處分		
後期繰越金	七一、四七六・三一	
合計	七一、四七六・三一	

六、第六年度

同社第六年度は昭和六年四月一日に始まり翌七年三月三十一日に終るが第六年度に於ける損益計算左の通りである。

收益計算書

收入之部

石炭賣上代	一、三九二、一五四・三五	
雜收入	一〇三・二二	
計	一、三九二、二五七・五七	

支出之部

石炭原價及諸掛	一、三八四、四一八・九五	
本店經費	一〇六、一三三・四五	
計	一、四九〇、五五二・四〇	
差引	九〇一・七四	
當期純益金	九〇一・七四	
前期繰越金	七六、五三〇・四二	
合計	七七、四三二・一六	
利益金處分		
後期繰越金	七七、四三二・一六	
合計	七七、四三二・一六	

七、第七年度

當期中の炭況は前年に比し又一層の不況裡に經過し該社も亦苦境に陷りたるも採炭積出の能率增進と諸般經費の低減とに依り此逆境に對處したが、今營業年度（昭和七年四—月八年三月）業績は出炭總高十二萬六千噸にして年度內日本向送炭高十三萬三千五百噸之が積取に要した船舶三十三隻であつたが、該企業に雇傭されてゐる勞働者數は昭和八年一月現在一千六名にして之が民族別內譯左の如し。

露人	六三五名	鮮人	一六名
支那人	一四八名	日本人	二七〇名

收益計算書

收入之部

石炭賣上代	一、三七〇、二四六・八八	
雜收入	一七〇・三九	
計	一、三七〇、四一七・二七	

支出之部

石炭原價及諸掛	一、一三九、五一三・九三	
本店經費	八〇、二四三・五八	
計	一、二一九、七九七・五一	
差引	一五〇、六一九・七六	

利益金處分

當期利益金	一五〇、六一九・七六	
前期繰越金	一二八、六〇二・五〇	
合計	三七九、二二一・二六	
原價消却金	一〇〇、〇〇〇・〇〇	
再差引	二七九、二二一・二六	

之れを處分すること左の如し

法定積立金	一五、〇〇〇・〇〇	
職員退職手當積立金	七五、〇〇〇・〇〇	
株主配當金	一五〇、〇〇〇・〇〇	
役員賞與金	一五、〇〇〇・〇〇	
後期繰越金	九一、七二二・二六	

八、第八年度

當期中の炭況は需要の增加に伴ひ著敷活況を呈するに至り、該社炭も亦相當の好影響を蒙るを得たりと雖も、海運界亦強調を示し、炭價昻騰に依る利益を減殺せらるる結果を招致せりされど採炭積出の能率增進に依り漸次成績の向上を見るに至れり。

◇損益計算書

收入之部

石炭賣上代	二、〇一一、七二二・二三	円
雜收入	三、三三一・六七	
合計	二、〇一五、〇五三・九〇	

支出之部

石炭原價及諸掛	一、五七九、四五五・一一	
本店經費	八三、九五五・〇六	
合計	一、六六三、四一〇・一七	
差引當期利益金	三五一、六四三・七三	
內原價消却金	一五〇、〇〇〇・〇〇	
再差引當期純益金	二〇一、六四三・七三	
◇利益金處分		
當期繰益金	二〇一、六四三・七三	
前期繰越金	二〇、〇〇〇・〇〇	
合計	二二一、六四三・七三	
之を處分すること左の如し。		
法定積立金	一五、〇〇〇・〇〇	
職員退職手當積立金	九一、七二二・二六	
株主配當金（年三分）	一五〇、〇〇〇・〇〇	
役員賞與金	二、二五七・五七	
後期繰越金	八〇、八二六・〇五	

九、第九年度

當期中の炭況は前期に引續き活況を呈し同社炭も亦相當の好影響を受けたが前期と同じく海運界も亦相當の强調を示し、且仕入物資も騰貴せる爲炭價上昇に依る利益を減殺せられる結果を招來した。然し採炭積出共順調に進捗し成績を上げたことは特記するに足る。

損益計算書

□收入之部

石炭賣上代	二、七〇二、五四一・七五	円
雜收入	一、一七三・九〇	
合計	二、七〇三、七一五・六五	

□支出之部

石炭原價及諸掛	二、二二〇、四四三・九六	
本店經費	一〇七、六七五・〇一	
原價消却金	二〇〇、〇〇〇・〇〇	
合計	二、四二八、一一八・九七	
差引當期純益金	二七五、五九六・六八	
利益金處分		
當期純益金	二七五、九六六・六八	
前期繰越金	一〇五、八六五・九九	
合計	三八一、四六二・六七	
之を處分すること左の如し。		
法定積立金	二〇、〇〇〇・〇〇	
職員退職手當積立金	一〇、〇〇〇・〇〇	
株主配當金（年四分）	二〇〇、〇〇〇・〇〇	
（一株に付き金一圓）		
役員賞與金	二〇、〇〇〇・〇〇	
後期繰越金	一三一、四六二・六七	

十、第十年度

本年度內地送炭高は、ソ側よりの買炭を合せ二十一萬六千噸、前年度十九萬噸に比し二萬六千噸の增加、十月中の日產八百噸內外。

北樺太利權に關する勅令及法律

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十四年三月三十日

内閣總理大臣 子爵 加藤高明
農商務大臣 高橋是清
外務大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 小川平吉

法律第三十七號

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準據セシムル事ヲ得

附則

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朕大正十四年法律第三十七號條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律ノ施行期日ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
司法大臣 江木翼
商工大臣 片岡直温

勅令第八號

大正十四年法規第三十七號ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

朕日本國及ソヴエート社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書乙ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

攝政名

大正十五年三月五日

内閣總理大臣 若槻禮次郎
商工大臣 片岡直温

勅令第九號

第一條 日本國及ソヴエーイト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太ニ於テ石油又ハ石炭ノ採掘ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國株式會社ニ關シテハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外商法及付屬法令ノ規定ヲ適用ス

第二條 會社ノ發起人ハ株金第一回拂込前定款目論見書ヲ具シ商工大臣ニ會社設立ノ免許ヲ申請スヘシ

前項ノ免許ノ申請ニハ株式申込證ノ謄本ヲ添付スヘシ

第三條 株式ハ記名式トシ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ議決權ノ過半數カ外國法人ニ屬セサルモノニ非サレハ之ヲ所有スルコトヲ得ス

第四條 定款變更、合併及解散ノ決議並重要財産ノ讓渡ハ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ收支豫算ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

事業計畫ヲ變更セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業年度開始三月前ニ之ヲ爲スヘシ但初營業年度ニ於テハ會社ノ設立登記後二月以內ニ之ヲ爲スヘシ

第六條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ位置及深度ヲ指定シテ試掘ヲ命シ其ノ他事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第七條 會社ノ採取シタル石油ニ付テハ政府ハ時價ヲ標準トシ優先シテ之ヲ購入スルコトヲ得

第八條 會社ノ採取シタル石油ノ購入ニ付テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第九條 政府ノ北樺太ニ於ケル財産ヲ會社ニ對シテ讓渡スル場合ニ於テハ其ノ代價ハ會社ノ設立登記後四年目以後ニ於テ其配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十ノ割合ヲ超過シタル年ノ翌年ヨリ起算シ十年以內ニ於テ之ヲ年賦償還セシムルコトヲ得

第十條 會社ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ利益金ノ處分スルコトヲ得ス

第十一條 毎營業年度ニ於テ配當シ得ヘキ利益金額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スルトキハ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ但シ當該營業年度ヲ除キ其ノ前三年ニ包含セラルル營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額(該利益金額中政府ニ納付シタル金額アルトキハ之ヲ控除ス)ヲ通算シテ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ニ達セサルトキハ其不足額ヲ當該營業年度ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金額ヨリ控除シ其殘額カ拂込資本金額ニ對シ一年百分ノ十五ノ割合ヲ超過スル場合ニ限リ會社ハ該超過額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第十二條 會社ハ定時總會開會前ニ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、收支決算書及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

第十三條 商工大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ノ業務若ハ財産ノ狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 商工大臣ハ會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條 商工大臣ハ會社ノ決議、法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得、商工大臣ハ取締役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ若ハ公益ヲ害スト認メタルトキ又ハ取締役商工大臣ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條 第五條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ニ關シテハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

漁業關係

北業漁業の沿革

オホツク海、ベーリング海方面に於ける邦人漁業の歴史は可なりに古く、それは舊幕時代、松前藩が蝦夷地に割據する以前に遡る事が出來るが、近藤重藏、錢屋五兵衛、高田屋嘉兵衛等の時代を過ぎて明治時代に入つて、北洋漁業の如きも可なり注目されるに至り、明治八年(一八七五年)五月七日樺太千島交換條約が締結された。しかしこの成文があつたにしても、露國が世界的强大國として東洋の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の客觀的情勢は全體として日本の露領漁業を充分に伸張する自由を與へなかつた。現に明治十四年(一八八一年)露國の極東提督は「サガレン東海岸、オホツク海、カムチヤツカ並に附屬諸島に於ける外國人の漁業取締規則」を發布して、日本人の漁業に制限を加へた。日本人の露領漁業に對する取締の峻嚴を緩和する爲、日本政府は明治二十八年(一八九五年)露國政府に向け原案を提出して、日露漁業協約の締結を提議したが、遂に有耶無耶のうちに默殺されてしまつた。

ところがこの日本の露領漁業を國家的權力として保證するに至つたのは明治三十七、八年(一九〇四、五年日)露戰役の結果に成るポーツマス講和條約第十一條『露西亞國は、日本海、「オホツク」海及「ベーリング」海に關する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す』と、更にこの條約の基礎に立つて明治四十年(一九〇七年)七月二十八日サンクトペテルスブルクにて調印(同年九月十一日公布)の日露漁業條約とであつた。

北洋漁場

所謂北洋とは何の範圍を指すかと言ふに大體に於て北緯四十二度以北、朝鮮と露國との境より北方の日本海、オホツク海、ベーリング海を含み、北海道、樺太、千島の沿海をこれから除く。其の面積は約三十萬平方浬に及び內ベーリング海七十六萬平方浬、オホツク海五十萬平方浬、北部日本海八萬平方浬に內譯される。而して漁業上重要なる區域は大約百尋線以內の淺海であるが、北洋に於ける其の大さは約五十三萬平方浬の廣範圍に亘り、之をノース・シーの漁業適地に比較すると其の約四倍に達する。これを見ても如何に北洋が水產物を豐富に藏するかゞ想像出來る。

各種の自然的地理的條件よりして地球上極地方にのみ有望な漁場が存することとなるが我が國の北に控ゆる北洋は其の水面積廣大で水深淺く、世界三大漁場中有望視せらるゝ處であるが、この北洋に接する我國とソ國とはそれ丈け本漁場より得らるゝ利益の獲得に鬪爭を生ずることゝなる。

さてこの北洋の狀況は、東北岸は極東露領の部分でこれを極東州といひ、沿岸線は七千浬と稱せられるが漁業上の便宜からその沿岸を十數區に分ち次のやうに名稱を附してゐる。この順序は沿岸沿ひに南から北へ數へる。

沿海區、薩哈嗹區、黑龍江海灣區、オホトスキー區、ギジギンスキー區、イチンスキー區、西堪察加區、東堪察加區、カラギンスキー區、オリユートルスコナワリンスキー區、アナドイルスキー區等である。

東堪察加區以北には港灣も相當あるが最も漁業の盛んな西堪察加區には灣と稱すべきものか全くない。港灣として名あるものを列擧すれば浦鹽斯德港ソヴエート灣、亞港、バイカル灣、ニコライ灣、ウスペンスキー灣、ツグル灣、タウイスク灣、ペテロパウロフスク、パロスコルフ灣アナドリ灣などである。

河川は西堪察加區、イチンスキー區、ガラギンスキー區、オリユートルスコナワリンスキー區等に多く存在し、又黑龍江ボリシヤヤ河、堪察加河、アナドイル河等は其の水系偉大で鮭鱒の溯上產卵に必要な河川にして合計二十四、五流に及ぶ。

氣候は勿論寒冷で每年十月から翌年五月頃

の間は降雪あり、氣温はアナドイルスキー區に於て零下六、七度、東堪察加零下一、二度、オホツスキー區零下五度浦鹽港四、五度であるが、その最高最低は割合に溫暖な浦鹽港附近でも二十度内外に昇り嚴寒地オホトスキー區では零下三十度に及ぶ。かくの如き寒冷の地方であるから、冬期はオホトスク海の西部一帶及び白令海の北部水域は結氷し、其の他の水域とても流氷の甚しきを見る。夏期と雖も日本内地に比べると尚相當寒く夏期北洋に出漁する漁夫の服裝は總て冬の衣服を着し、而も朝夕はストーブを焚いて煖を取る位である。

北洋の重要水産物と言へば鮭鱒類、鰊、鱈大鮫、鰹等の魚類及び鯨類などが擧げられるこれ等の内我が日本の重要輸出品として數へられるものは鮭鱒及び蟹の罐詰で前者は二千四百萬後者は一千四、五百萬圓にも及ぶ。

主要水産物

北洋で漁獲さるゝ鮭鱒の總量は概算大漁の年には一億五千萬尾を超し、不漁の年とても五千萬尾に上るこれを重量に換算すれば七千四百萬貫乃至二千五百萬貫となる。

鮭鱒の種類は主なるものとして鮭、鱒、紅鮭、銀鮭及び鱒の助五種で漁獲成績からすると鮭二三%鱒五八%銀鮭及び鱒の助は各々二%の割合となるか之は我國の漁業者による漁獲率からの話である。此の外ショマと稱する分類上どの鮭鱒に一致するか不明なものも相當漁獲あり全體の二%位に當る。

鮭（英名ドッグ・サーモン・チャム露名ケタ・ハイコ）―沿岸に遊泳して來る時季は毎年六月から八月頃までゞ、露領沿岸の全部に亘り來襲して來るが最も多いのはオホトスキー、イチンスキー、西堪察加東堪察加及びカラギンスキーの各區以北である。年産額二千五百萬尾あり、主として鹽引に製造されるが又冷凍魚として内地に持歸り、消費されるのもある。本魚は生れてから成魚となる迄四ケ年乃至七ケ年を要すると考へられる。

鱒（英名ハンプ・ベツク・サーモン・ビンク・サーモン露名ガルブーシャー）本魚は内地産の鱒と異なり、樺太鱒と呼ぶ種類でその漁獲量は鮭鱒類中最も多く、本魚の豐漁、不漁は其の年の總産額を左右する。多い時は一億萬尾以上に達することがあると思へば僅に一、二千萬尾に過ぎぬ年もある。

紅鮭 英名（レッド・サーモン・サカイ・サーモン露名クラスヤナ・ネルカ）―罐詰として外國に輸出されて喜ばれるのは本魚で肉質は赤いところからしてレッド・サーモンと呼ばれる。イチンスキー區、西堪察加區及び東堪察加區に多く溯來し鱒より幾分早目に沿岸に來加區に多く溯來し鱒より幾分早目に沿岸に來る傾向がある。產額は一千二百萬尾位である能性あり、既に露國人はぼつ〳〵着手し漁獲が罐詰として歐洲向の輸出は盛んで五、六十萬函に達する。四ケ年で成熟すると考へられる。

銀鮭（英名シルバー・サーモン露名キジューチ）―肉色桃色である處から米國市場にてはメヂアム・レツドと稱せられるもので、主としてイチンスキー區及び東及び西堪察加區に產するが量は少く百萬尾内外である溯來は鮭鱒中最も遲れ七月下旬頃となる。鹽引又は罐詰に製造される。

鱒の助（英名キング・サーモン露名チャウイチヤー）―體長四、五尺以上となり、鮭鱒中最も體形の大きいものである分布は銀鮭と同じく、產額は僅に十萬尾内外で、漁期は最も早く五月中旬既に來游する。ショマー沿海區で主として漁獲され、同地方の重要產物である。產額は十萬乃至二十五、六萬尾で主に鹽引とする。

鰊（英名ヘリング露名セリヂ）―本魚の分布は甚だ廣汎に亘り北洋の全般に及ぶは勿論北海道又は本州北部水域にも饒產する北洋に於て目下本邦人の漁業に從事する區域は主として沿海區で年產七八千萬尾に達する。產卵の爲沿岸に來游するが其の魚卵は五、六月の候でイチンスキー區、西堪察加區に於ては鮭鱒の廻游して來る頃が漁期となる。將來は此等の地方でも本漁業に着手するやうになる可物は鹽藏樽詰として歐露に輸送するものがある。本邦では〆粕に製造するか或は粒鰊として食用に供する。

鱈（英名コツド露名トレスカ）―本魚も鰊と同樣全沿岸に產し其の分布は廣いが特にオホトスク海には產額が多い。其の產額は百二三十萬尾に達する。

鱈の類に屬し露人はワフニヤと稱する物も產するが本邦人は未だ多量に之を漁獲する風に見えぬその分布は鱈と同樣である。

蟹類 北洋に產する蟹類で漁業上重要なるものは三種ある。即ちタラバ蟹、花咲蟹、アブラ蟹である。

タラバ蟹は北海道、樺太、本土西北部の日本海沿岸、朝鮮などに產するものと同種で又花咲蟹は北海道產のものと同種である。

アブラ蟹は未だ本邦では知られてないやうである。

朝鮮の日本海沿岸で近年相當に罐詰にせられて輸出せられる毛蟹は前記の種類とは全く別のものである。

北洋に於てはタラバ蟹は最も廣く分布するが目下のところでは沿海區、イチンスキー區西堪察加區、オリユートル、ナワリンスキー區方面の沿岸に多く、又花咲蟹は沿海區方面の海に產し、アブラガニはオリユートル、ナワリンスキー方面、イーチンスキー方面に產する。

此の三種類中花咲蟹は背甲の緣邊にある棘が著しく尖つてゐて、體色が赤いところで一見他の二種とは區別し得られるが、タラバ蟹とアブラガニとは一寸似よつてゐる。然しタラバ蟹は體色が紫赤色で脚の裁面が白く、背甲の前端に在る觸狀突起の第一棘が一本で、腹の體節の先端に棘が二個あるが、アブラ蟹では體色が黃色勝ちで殊に脚の裏面が黃ろく觸狀突起の第一棘が二本に岐れ、腹の體節の先端に棘が無く背甲の緣邊に在る棘が稍々尖つてゐるので區別が出來る。又肉質はタラバ蟹の肉よりも脂肪に富んでゐると謂はれてゐる。

此の蟹の三種類中現在漁業上重要なものはタラバ蟹で其の產額も多く、之に次ではアブラ蟹で主として白令海で漁獲せられる。花咲蟹は其の產額も少く商品となつてゐない。

タラバ蟹は毎年春期解氷を待つて沖合から沿岸近くに洄游する。此の洄游は生殖と索餌の爲めである。

洄游の狀況は四月初め頃に成熟した雌蟹が先づやつて來る。此の雌蟹は前年交尾して受精した卵を抱ひてゐる卵は二十萬粒位ひで雌蟹が沿岸に來て暫らくすると孵化して水中に泳ぎ出る。四月下旬から五月中旬になると成體に達した雄蟹が來游し之に續いて未成體の蟹が來る。成熟した雌雄の蟹は約十以尋内の淺海で約一ケ月程入り混つて棲息するが此の時交尾が行はれる。雄蟹は交尾がすむと漸次沖合に移動し、八月末頃になると四、五十尋以上のところに去り、雌蟹もこれに前後して沖合に消えてしまう。沖合に去つてから冬になると冬眠する。

タラバ蟹の雌は雄よりも體形が頗る小さく肉質が水分に富み緊まつておらぬ、罐詰としては、雄蟹だけが使用せられ、又雌蟹は漁獲を禁止されてゐる。

タラバ蟹は沿岸に來游してゐるとき十分に餌を索つて成長するからこの爲めに脫皮をする、脫皮の回數は年齡の若いものほど多い。

脫皮して間も無い蟹は殻に十分石灰質が出來ない爲めに柔軟である、此の時の蟹を脫皮蟹と謂ふ。脫皮蟹は脫皮する爲めに一時餌を索らず又脫皮の爲めに體力を消耗するので肉質が劣へて罐詰の原料としては不適當なものとなる。

蟹の漁業は雄蟹が春沖合から陸方に來て索餌してゐるとき、又秋陸方から沖合に去るときに雌蟹の移動するところに從つて網を入れてやるのである。

蟹の餌料は介類、海膽、海鼠、魚肉其の他の海底に在る動物質のものである。蟹の來集するのは海底が平坦で泥沙地のところが多い。

蟹の成長度は未だ十分に研究されておらぬが、甲の幅が二寸迄のものは滿一年、二寸乃至四寸のものは滿二年、四寸乃至六寸のものは滿三年、六寸乃至七寸のものは滿四年、七寸以上のものは滿四年以上を經たものであるとの說があるが或はもつと遲れるものではな

いかと思はれる。

オコーツク海東部で漁獲せられるタラバ蟹は近來だん〲體形が倭少となりつゝある之は漁獲が蟹の蕃殖を害してゐるものと考へられる。年産約一千五、六萬尾である。

鯨類 白令海及オコーツク海は古來鯨の豊富を以て世界に知らるゝところである。

北洋に産する鯨の種類は脊美鯨(英名ライト•ホエール、露名クリユワートイエ、キート)座頭鯨(英名ハンプバック•ホエール、露名ゴルバートイ•キート、又はポロサトキ) 北極鯨(英名グリンランド•ホエール、露名セーウエルヌイイ、キート)抹香鯨(英名スパーム•ホーエル、露名カシヤロット)鯱(英名キーラー、露名カサートカ)白鯨(英名ホワイト•ホエール、露名ベリユーハ)等であるが、之等の中北極鯨及脊美鯨、白鯨、鯱等が最も多い。

北極鯨及脊美鯨は白令海峽附近に多く春季は北向して北氷洋に入り秋季は南下して白令海に歸來し、冬季中は同海の結氷せざる海面に游泳する。オコーツク海に於ては之等の鯨類はシヤンタルスキー島の附近に多い。白鯨は黑龍江口、オコーツク海、ベンヂンスク灣タウイスクス灣、白令海、アナドイル灣に産し鯱は北洋の殆ど到る處に産する。

其他 北洋に産する魚類で漁業上重要なものは前記以外オコーツク海、白令海に饒産する鰈、がじか類、ししやも、こまい、などはフイシユミールの原料として有望のものであり其の他大鮃の如きも將來大いに注目すべき種類である。

沿岸區の南部には鮪、鰤の洄游が近年大分增加して來た。從來漁獲されてゐる。鯖、鰮などと共に本邦漁業家の注意すべきところである。又此の方面には海參、昆布其の他の海藻類が數多產出する。

最初の漁業條約

明治四十年(一九〇七年)七月二十九日、露都に於て調印された最初の日露漁業條約は本文全十四ヶ條、附屬議定書其の他から成り、其の要項を略記すれば左の如し。

第一條 露西亞帝國政府は本條約の規定に依り河川及入江(インレット)を除き日本海、オーホツク海、ベーリング海に瀕する露西亞沿岸に於て膃肭獸及獵虎以外の一切の魚類及水產物を捕獲採取及製造するの權利を日本國民に許與す。

第二條 日本國民は魚類及水產物の捕獲及製造の目的を以て特に設けらたる水陸兩面にわたる漁區に於て魚類及水產物捕獲及製造に從事することを得べし

前記漁區の貸下は其の短期たると長期たるとを問はず總て競賣の方法によつて之を爲し日本國臣民と露西亞國臣民との間に何等の區別を設くることなく、該事項に關し日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民と同一の權利を享有すべし

第三條 本協約第二條の規定に依り漁區の貸下を受けたる日本國臣民は其の漁區の限界內に於て漁業に從事するが爲貸與せられたる岸地を自由に使用する權利を有し、該岸地に於ては漁船及び漁網に修繕を加へ、魚類及水產物を陸揚し、鹽漬し、乾燥し、製造又は貯藏することを得且つ此等の目的を以て建物、倉庫小屋、を自由に築造し、又は移轉することを得べし

第四條 本協約第一條に特定したる漁區の貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國民は漁業を爲し且捕獲物を製造する權利竝漁業に必要なる動產及不動產に對し賦課せらるゝ一切の公課に關して均等の取扱を享くべし

第五條 露西亞國政府は沿海洲及黑龍江洲に於て捕獲又は採取せられたる魚類及び水產物に對し日本國に輸出せらるべきものなるときは何等の稅を課することなかるべし

第六條 本協約第一條に特定せられたる各方面に於て日本國臣民が漁類及水產物の漁獲又は製造の爲使用する人員の國籍に關しては何等の制限を設くることなかるべし

この漁業條約の上に我露領漁業は確固たる保證を得、爾來三十年我政府の指導並びに同業者の經營努力共宜しきを得ると共に、我露領漁業に隆昌を來し、其の生產價格約六千餘萬圓に達し、內にあつては我國民保健的食糧品の供給を豊富ならしめ、外に對しては隣邦支那を始め歐米諸國に輸出するもの五千萬圓殊に本業の爲從事する船舶二十數萬噸直接之に從業する者二萬人に達した。この數字的事

實こそは本業が單に一定數の我露領漁業家の私的事業に非らずして、實に其の盛衰興廢は直ちに懸つて國家經濟の消長に影響する處極めて甚大なるものがあるを何より雄辯に實證してゐる。

革命と北洋漁業

前記日露漁業協約は其第十三條を以て「日露漁業條約は十二年間效力を有すべく、每十二箇年の終りに於て兩締約國相互の合意により之を更新又は改訂すべきものとす」と協定してあるが、この最初の協定期即ち十二年目は、大正八年に到來した。然るに當時露國は革命戰の渦中にあり、日本政府と露國革命政權とは全く敵對的關係に置かれてあつたゝめ之を改正する機會なく、爾來日露漁業問題は兩國間に蟠る重大懸案の一つとなつて來たのである。

そこで我露領漁業者は大正十年、十一年の如き微力なる反ソヴエート極東地方政權の下に出漁するは禍根を他日に殘す虞れがあるとて自治的出漁を決行した。

然るに勞農政權の統一せる大正十二に年は自治的出漁を中止し、露領水產組合では橋口九十馬、田中丸祐厚の兩氏を浦鹽に派遣時の極東漁業廳當局と漁業協商を遂げ、漁區二百六十八ヶ所の貸下契約をし百十五萬金留を極東漁業廳に納入した。時偶々後藤子の招聘により來朝中の駐支全權ヨッフェ氏は後藤子の斡旋と露水組合の誠意を認めて特に極東廳より查證官ホルツマン一行の派遣方を斡旋されたので、當業者は日露の國交未恢復であつたにも拘らず、何等の障もなく出支漁することが出來たのである。そこで、露水組合では大正十、十一年は勿論十年以前の凡ての未解決問題を查定の上總決算をなさんと欲し、遂に二百七十五萬金留を負擔することを快諾し、左の條件を以て漁區二百三十四ヶ所三ヶ年間の暫定契約を結んで平和裡に出漁の出來る便利を得たのである共暫定契約の內容左の如し。

一、露國は一九二四年より一九二六年に期間を以て漁區租借契約を締結すべき至る三ヶ年間これを保證すること

二、長期貸下に附すべき漁區は既設のものと將來開設するものたるとを問はず日本漁業家の申込に依り決定す、而して此等の漁區に對しては一九二三年(大正十二年)の例に準じ包括的契約を爲すこと

三、右漁區に對する借區料は一九二三年度の例に依り決定すること

四、日本漁業家が支障なく漁場に出發し其經營を終了することを得んが爲一九二三年の例に依り函館市に查證發給の權限を有する官吏を駐在せしむること

五、漁場勞働者に對する查證、書類の證明及發給其他に對する料金をは一九二三年の例に依り徵收すること

六、漁類養殖の目的をする五分稅は借區料中に含むこと

此圓滿解決は組合の努力並びに組合代表の折衝其宜しきを得たに因ること勿論であるとはいへ、又一方ロシヤ側が我露領漁業の立場に對し好意的諒解を持つた事、大正十二年の租借契約が標準になつて居たことに一半の原因を歸せねばならぬそしてこのことは當業者の記憶すべき點であらう。

漁業權の再確保

露西亞無產階級革命後其政情激動の爲兩國間に各十二年を以て期間とせる漁業協約更新期既に到るも容易に改訂の機運を見出さず、極東地方政局の不安定は、我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を與ふるに到つたが、大正十四年一月二十日北京に於ける芳澤カラハン日露兩國全權の折衝で日露條約が締結さるゝに至り國交は再び常軌に復し、我露領漁業權も亦正式に保證せらるゝに至つた。卽ち同條約第二條に於て『ソヴエート社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日ポーツマス條約が完全に效力を存續することを約す』と規定され同條約第三條に於て『兩締約國の政府は本條約實施の上は千九百七年の漁業條約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考慮し、右漁業協約の改訂をなすべきことを約す。右漁業協約の締結に到る迄の間はソヴエート社會主義共和國聯邦政府は日本國民に對する漁區の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維

持すべし』と規定してゐる。要するにポーツマスに於て獲得せられたる我國權としての露領漁業權は、玆に明確に再保證せられた譯である。

思ふに漁業問題は日露交渉の直接の對象となつた諸重要問題中の重要問題であつた。若し此問題にして兩國の諒解を遂げ得なかつたとすれば會議は恐らく圓滿締結を見なかつたかも知れない。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を中外に宣明した勞農當局をして兎に角其基礎に於てポーツマス條約を認知させた事は我外交當局の成功であつたと言ふことが出來る。

昭和四年度

（日ソの對立と宇田事件）

昭和四年は日ソ兩國が新漁業條約の基礎に出漁した第一年であつた。而もこの第一年に於て兩國の漁業關係は未曾有の紛糾を示した此紛糾は大體之を次の二つに分類することが出來る。

A、出漁諸條件に關する日ソ兩國の對立

B、宇田貫一郎の日魯漁區奪取事件

A、の出漁條件に就ては昭和三年末ソヴエト極東漁獵廳から發表された昭和四年度出漁條件に關連してゐる。卽ちそれは(イ)漁獲制限高を偶數年度と奇數年度に區別し、(ロ)新漁區開設に際し日本側の意嚮を參酌せず、(ハ)國營優先取得漁區中に邦人既營漁區を含ませ、(ニ)借區料の二割八分の抵代稅外に新に五分の繁殖保護稅を賦課し、(ホ)入札保證金を六割五分に引上げ且つ追徵制度を要求し(ヘ)冷凍冷藏以外の製漁を禁じ、(ト)漁撈及陸揚の際に於ける機械使用を禁じ、(チ)最終漁期を九月七日に短縮した等の諸點において日本側の利益を無視し、條約の條文乃至その精神を蹂躙したので權益擁護運動は猛然として起るに至つた。政府においては前記條件の修正についてソヴエート政府と交涉したが其中二月二十八日の漁區競賣期切迫し、外務當局では懸案解決を後廻しとして、競賣參加を勸說したが、堤清六氏を組長とする露水組合では「懸案未解決のため競賣に參加せぬ」旨決議し遂に參加を見合せ、ソ側は、二月二十八日單獨にて競賣を斷行、漁區八十七箇所（其中日本人既營十區）を九十六萬二千七百二十二留の高値にて競落し、兩國の漁業關係は一層錯雜を示すに至つた。

かくて三月二十七日トロヤノフスキー大使と外務省貿通商第二課長との會見において漸く兩國の妥讓にて妥協成り、四月五日の漁區競賣に參加する段取となつて此問題は解決した。

B、の宇田一派による漁區奪取事件とは昭和四年四月五日の浦鹽漁區競賣において、島德藏、中山說太郎、中瀨拾太郎、西川末吉等を黑幕とする宇田貫一郎によつて、日魯既營の優良漁區七十七と、西出商事の一漁區計七十八漁區を突如橫槍的に前年度の六十四萬八千七百六十八留に對し二百九十九萬七千七百五十留といふ高値にて競落し去り、日魯漁業會社そのものを未曾有の難境に突き落し、堤王國沒落の動因をつくり、ソヴエート側を乘ぜしめるに至つた。

かくて事件後一箇月以上擦つた揉んだの末鄕誠之助、杉山茂丸兩氏の調停斡旋によつて五月十一日漸く日魯、宇田兩派の間に妥協成立したが、日魯の慘敗をもつて該事件は漸く昭和四年六月十八日卽ち出漁期經過後に至り解決した。昭和四年における兩國の經營漁區數は、

	日本人經營漁區數	ソヴエート側經營漁區數
卽前年我の二五、後者四〇に比し、日本側は僅かに二漁區の增加を示せるにすぎざるもソ側は一四二、卽ち一躍四倍の激增振りであつた。	二五七	一六二

昭和五年度

（國營漁區及び競賣の紛糾）

昭和四年の日ソ漁業關係の上に、未解決のまゝ五年に持ち越されて、それらの中心をなすものは國營十八漁區問題である。これはソヴエート國營企業（國營アコ會社）が日本政府並に當業者の承認を經ずして日魯漁業既經營の優良漁區十八を自己の經營に移した事件で之は日本側の見解では漁業條約違反であるがソ側の見解では違反に非ず正當な方法で日ソ漁業條約は、國營が總漁獲高の二割までの漁區を經營するには日本政府にたゞ單に通告するだけでよく二割以上に增加する場合の漁區經營には日本政府の承認を經る必要ある旨規定してゐる。所謂十八漁區は二割以內における經營であるから單に之を通告するだけで承認を經る必要はないといふにある。

此の未解決問題を控へたまゝ昭和五年の漁區競賣期は到來し二月二十五日兩國參加の下に浦鹽において漁區競賣は施行された。開祭の結果は更にソ側の大進出と邦人側の慘敗が明かにされ競落漁區二百四十二箇所中露國側の百五十六箇所に對して、邦人側の落札は僅に八十六箇所に過ぎず、我の宇田漁區、鮭鱒六十九、蟹九、合計七十八ケ所の如き、日魯漁業の獲得せるもの僅に鮭、鱒、十五區にして、鮭鱒十一箇蟹一箇所、合計十二箇所はソ側に競落されて了つた。

而して之等は國營漁區においても個人漁區においても日ソ漁業條約の精神を無視した不當不合理な進出で正當な合理的なものではないと競落後田中丸、橋口、平塚、須田等當業者代表一行は浦鹽において本年度漁區競賣否認の決議をソヴエート當局に手交し、强硬態度を示し、露水組合亦同樣の決議を發表して再競賣に參加をも拒否したが、我外務農林兩府政當局が、再競賣に參加するやう極力慫慂に勉めた結果當業者もその最初の方針を改めて二月十二日の浦汐における漁區再競賣に參加した。

その結果競賣漁區總數八十五ケ所中日本人競落分六十一、露人十八、不落六であつた。

昭和五年における兩國漁區數對勢は左の如し。

	三一八
日本人經營漁區數	二七五

ソヴエート側經營漁區數

かくてソヴエート側は前年に比し更に一一三を加へ、日本側は一五を加へたのみで兩國の對勢は更に接近の度を增した。

昭和六年度

（ルーブル換算問題）

普通ルーブル問題と呼ばれてゐる露貨の邦貨換算率に關する交涉は昭和六年に於ける日ソ外交及び漁業關係の中心をなすものである。

日本漁業家が、露國政府に支拂ふ重なる公課金は、(A)租借料並に保證金、(B)抵代稅（之は租借料並にその二割八分を附加されることゝなつてゐる）、(C)特別報償金、(D)諸手數料、(E)犯則による罰金等である。

保證金は當初借區契約と同時に租借料の半額に該當せる金額を納入し、租借料及び抵代稅等は一ケ年を二期に分ち、卽ち第一期は一月二日、下期は七月一日に納入其他は隨時納入である。

此漁業納金はルーブル貨によるので、日本側では浦鹽朝鮮銀行支店の手を經て日貨を換算し從來何等支障なく納入を續けて來た。

然るにこの露貨購入は資本主義諸國の貨幣制度と異り、露側では國立銀行（ゴスバンク）建値の公定相場によることを原則とし鮮銀支店の慣例になる所謂市中相場（又は暗黑相場）による購入との間には可なり極端な開きがあり、公定相場が一留一圓二十錢の時、市中相場は二十錢を下廻つてゐるといふ狀態であつた。ところが露側では昭和五年八月突如權力を用ゐて鮮銀浦鹽支店の檢査を强行し、越えて十二月十七日に至り、ソ國官憲は同支店の閉鎖を命じ、同時に官憲によつて淸算人を指定するに至つた。

露領水產組合は鮮銀が送金爲替及び露貨の賣買禁止の命令を受けた當時、既に將來露貨の手入方法が困難であるべきを豫想し、直ちに外務農林兩當局に陳情して、速かに本問題の解決を熱望した。

かくて外交交涉に移り日本政府當局はソ國政府に對し

A、現在の租借料を適當に引下げて緩和するか

B、日貨に對する露貨の比率を適當に低下せしむるか

この二つの原則問題に關し駐ソ代理大使天

羽氏をしてカラハン氏に交渉開始せしめたが十二月二十日駐日ソ國大使は我が外務大臣を訪問し公債の換算率を先決協定すべきことを主張したので、我外務當局は、それに同意を表したが、何等の進展も見ずソ國大使は更に我當局と會見し、露貨一留に對し日貨五十錢を以て換算する旨讓歩を切り出し更にソ國大使は外務省を訪問し、過般鮮銀支店をソ國官憲が檢査した結果、同銀行の露貨買付平均率は二十五錢七厘であつた旨言明した。

當時露水組合では、交渉は政府の責任として成行を靜觀してゐたが、組合負擔の最大限度を內聞して置く方が宜からうとの理由から農林外務兩省に向け現在の租借漁區入札當業者が留貨を買ひ得たる平均率卽ち二十七錢と日魯漁業會社の平均率三十一錢六厘を加味潤色して三十錢を換算比率の最大限度と見做す旨內申したのである。

其後外務當局では新年の休日をも屬して交涉を持續したが、一向に進捗せず一月十七日に至りソ聯大使は遂に讓歩して一留四十錢替とする旨の意志表示をなし同時に之が解決せらる場合は規定による延納利子を免除することを述べた。

日本側では借區料計算の基準たる換算率が未解決である以上之が解決の日までは納付し難しと、飽くまで强硬に構へたが、一方多數の組合員中にはソ側が强硬態度に出る場合萬一足並の亂るゝ者無きを保しがたく、日魯會社以外の組合員四十餘名は全部二月二日迄に昭和六年度上半の期借區料は五十二萬ルーブルをソ側に納入した。

然るに東京交涉は四十錢對三十錢の開きに引かゝつて何等の進展を見ず、會議は再びモスクワに移された。

卽ち二月十五日同十八日と廣田大使はカラハン氏と會見し、二月二十五日の競賣參加可能の期日中に解決を期したが、ソ側は種々國內的關係もあつたためか、遂に二月二十五日單獨競賣を斷行し、日本側を驚かした。この參加し、往年宇田事件の再發を思はせた。然しソ國側では入札は斷行したがバケツトは之を開封せず、事實上競賣延期と同樣の手段を取つた。

尙ソ國は日本側が到底四十錢に同意しそうもないと見て、今年一年の暫定協定として一留三十五錢まで讓歩する其代り交換條件として自國々營漁業のため新に二十八漁區を經營せしめたいから、之に應せられたしと提議し來つた。

このソ側の新提案に對し日本側では二月十四日夜外務省に官氏合同の協議會を開き翌二十五日廣田大使に對し、ソ側新提出の三十五錢替並に附帶條件たる二十八漁區の新規要求は應じがたく、日本政府は一留三十錢を以て租借料、抵代並に工場附屬漁區、其他の公課金を假納して日本當業者は競賣に參加し兩國政府は引續き交涉を重ね協定を遂げたい旨提議したが、四月二十日には日本人不參加のまゝソ國の極東漁區再競賣が又浦鹽において斷行された。

かゝる情勢に臨み極力正面衝突を避けやうと勉めたる結果、四月二十日廣田大使は日本政府の訓電により一錢五厘を讓歩して三十一錢五厘替をソ國側に提議し、ソ國側も翌二十一日カラハン氏より廣田大使に三十四錢まで讓歩を回答した。

モスクワにおける廣田カラハン交涉に並行して、東京に於ても幣原、トロヤノフスキー兩氏間に四月二十三日最後の交涉始まり種々折衝を遂げた結果、四月二十六日に至り、遂に兩國の妥協成り、左の如き條件をもつて一年間有效の暫定が成立を見るに至つた。

A　昭和六年度のルーブル換算率はアコ會社々債をもつて支拂ひ、一ルーブル對三十二錢五厘替とする

B　右による借區料完納者には査證を與へること

C　日本は四月二十日の競賣を承認する代りソ國は五月五日以內に追加入札を行ひ日本側の參加を可能ならしむること

D　國營新規要求二十八漁區中十七漁區はソ國の國營を承認するが、日本側に異議ある十一區は更に交涉をつゞけて解決すること

かくて長期に亘るルーブル問題紛爭が解決

したので、昭和六年度上半期分借區未拂中の日魯漁業會社では四月二十七日重役會の結果國營アコ會社々債額面一ルーブルに付三十二錢五厘の換算にて便宜上、駐日ソヴエート通代表部に對して之を現貨を以て支拂ふことになり落著した。

昭和七年度
（露領漁業大合同）

昭和七年において我對ソ漁業問題の中心問題となつたものは露領漁業家大合同の具體化である。露領漁業家大合同の必要が識者の間に認められ提唱され出したのは五六年前で昭和五年に本邦政界の有力者により北洋協會が組織され、勞頭に合同促進の必要を天下に宣明した。又露水組合では合同の前提として、露領漁業助成會社案を立案し之が實現のため猛運動を起し、一方三菱商事の三宅川氏は世に所謂三宅川案なる露領漁業全合同案を立て、その實現のため竿頭一歩を進めた然るに兩案とも遂に成功を見ず葬らるゝに至つた。

この昭和五年合同問題の失敗後暫らく合同問題は鳴を鎭めたかと思はれたが、經濟恐慌の深刻化に伴ふ資本の集中と企業合同の趨勢とは、一方いはゆる「國策的見地」からする合同の輿論再燃と關連して昭和六年中頃から再び合同問題を擡頭せしめた。これらの具體的中心となつたものか、露領水產組合長樺山資英氏による政府方面への合同促進運動であつた。

樺山組長は具體案を以て露領漁業合同會社計畫を進め、主務當局たる農林大臣町田忠治氏の諒解を得たが時たま若槻內閣の瓦解となり好調に進んだ宿案に一大暗影を投ずるに至つた。然しながら憲政の常道により組織された犬養政友會內閣は、新漁業會社が、事實上露領漁業における三菱資本の役割を增大せしむる點においてこそ、前內閣ほどこの問題に興味を感ぜざれ、國際的意義をもつたいはゆる本邦の一大國策であり、殊に政友會としてはその强硬政策においてはむしろ民政黨以上に露領水產組合と一脈相通ずるものある上に、新農相たる山本悌二郎氏は前政友會內閣當時においても農相たりし關係もあり、更迭によつて一層の期待がかけられないではなかつた。

果然、樺山組長は組閣直後山本農相と會見して該問題につき原則的諒解を遂げるに至り大藏當局就中高橋新藏相にも諒解を求めて斡旋方を懇請した。其結果、政友會內閣の肚は前內閣に劣らず露領漁業合同のため相當の援助を惜まないことが明瞭となつたが、大藏當局としては懸案の預金部資金運用に關しては一應事務的研究を遂げる事となり、政府の融資が原則的にせよ確定したので露領水產組合では參加漁業者間の所有漁場並に合同さるべき財產を評價するため組合各支部代表より成る評定委員會を組織し評價に着手し査定を終つたが、其結果左の如し。

一、鮭鱒漁區			
西南區	二四ケ所	六三〇、〇〇〇圓	
オホツク	二七ケ所	八九、八〇〇圓	
西カムチヤツカ	五七ケ所	四、五〇〇、〇五〇圓	
東カムチヤツカ	六四ケ所	二、六二二、一〇〇圓	
計	一七二ケ所	八、六四二、九五〇圓	
二、蟹漁區			
蟹漁區（二ケ所）		一五〇、〇〇〇圓	
三、罐詰工場（十二ライン）		一、〇五三、五〇〇圓	
合　計		九、八六五、五〇圓	

右評價は組合の原案に比し頗る過大であつて、前記の中二、三のみにて原案は八十五萬圓となつてゐるものを査定案では百十萬六千圓となり、頗る高價であるのでこれは樺山組長の手許で政府及日魯會社側の意見を參考して適宜處理されることとなつた。

かくて新會社に社長たるべき窪田氏を委員長に、山田（東拓）、中野（鮮銀）、高橋（三菱）平塚（日魯）、佐々木（組合）、須田（組合）の諸氏から成る新會社創立準備委員會を三月二十三日日本社で開催、大合同の前提として豫定され來れる日魯以外の小漁業家を合同せしむる事となり、その發起人として窪田、山田兩氏の外組合より平塚、本川、井出、坂本の四評議員及び藤田秀雄の七名を選任した。

越へて三月二十五日には新會社の創立總會

開催の段取に進み、同二十八日には登記手續をも了して事務所を丸ビル内に設置した。新會社は過渡的の形態として全額拂込資本金を先づ五萬圓とし名稱を北洋合同漁業會社と呼ぶこととなつた。

かくて北洋漁業大合同のプログラムは着々實現に向つて進み來り、諸般の事情順調に進展し東拓第二回融資も難なく、決定五月十三日の合同漁業會社第二回臨時株主總會において東拓は、愈々豫定の殘額四百萬圓を拂込完了し、新會社は二回の增資によつてその資本金を一千三百八十萬圓に增加するに至つた。そして五月十四日には株主總會を開催して、最後の懸案たる日魯漁業會社との合併問題が審議され、滿場一致決議された。

一方日魯漁業會社の側でも北洋合同漁業會社との合併問題を審議するため、五月十四日赤坂三會堂に臨時株主總會を開催した。一部株主間には合同反對の策動も行はれたが一潟千里合併決議は可決されるに至つた。

五月中旬の兩社株主總會の承認を經て效力發生を見たる日魯、北洋兩社の合併契約要項左の如し

合併契約書要項

一、日魯北洋兩社を合併し、日魯は存續し北洋は解散す

二、日魯は合併により資本金一千三百八十萬圓を增加し、右增加資本に對し、額面金五十圓拂込濟の優先株十八萬株、普通株式九萬六千株を發行し、左の割合をもつて之を交附す

(イ) 北洋の額面金五十圓、拂込濟の優先株式一株に對し右と同一內容の日魯の額面金五十圓拂込濟優先株式一株

(ロ) 北洋の額面金五十圓拂込濟の普通株式に對し日魯の同普通株式一株

三、合併期日昭和七年八月三十一日

B、ハバロフスク協定

日露漁業條約の規定による邦人漁業の內部的管理規則改訂交渉は、露領水產組合を代表して日魯漁業浦鹽出張員阿部眞氏とソ聯邦勞働人民委員部極東支部代表クルーベリ氏との間にハバロフスクで協定成立して昭和七年七月十日調印を了した。即ち同協定書によると勞働問題は漁業條約の趣旨により昭和六年度の協定に比し著しく緩和されたので企業は圓滑に遂行され自然勞働問題に關連する紛爭もなく改訂された重なる條項は左の通りである

一、昭和七年度の協定三條件の「超過勞働は魚類の大群を爲して來たる場合の操業に於て之を實施することを得るも超過勞働は漁撈開始以前の準備作業には許可されず之等作業に對する一日の勞働時間は八時間を超過すべからず而して例外的場合に限り其の都度豫め地方勞働監督官の許可を要す」を提議して來たので日本側では國營二百五十萬布度迄の擴張は認め、擴張漁區に就ては一、ソ側コーベラチーブ漁區、二、ソ側個人漁區。三、從來の不落漁區より選定し且今後の新漁區より選定する場合は條約の規定通り日本政府の同意を經ることとすべく、兩全權ことを得、豐漁の場合等の特別條件を抹消した

一、醫療施設については漁區の租借期限滿了後一ケ年を經過しソ聯邦政府に沒收された場合當該漁區の醫療施設もソ聯邦政府が沒收すること

即ち醫療施設の新規定は後始末に關する取極めであつて實際問題としては漁區が廢され後の紛爭を防止するためである。

C、國營漁區問題

廣田カラハン兩全權の日露漁業條約に基く日本側の漁區安定に關しては、幾多の曲折を經てソ側は、一九三二年度の日本側現有漁區(漁獲標準高八、三六八、二〇〇布度)に對する無競賣貸下に同意を表明するに至り、其後ソ側は日本側の漁區安定の對象條件として

一、ソ側國營漁區の四割擴張(現有國營標準高二百四十萬布度)

一、同漁區の撰定方法は條約により日本政府の同意を要することになつてゐるが、四割の擴張に際しては其の二割は國營が自由に撰定し殘り二割の撰定については日本政府との同意を經ることを提議して來たので日本側では國營二百五十萬布度迄の擴張は認め、擴張漁區に就ては一、ソ側コーベラチーブ漁區、二、ソ側個人漁區。三、從來の不落漁區より選定し且今後の新漁區より選定する場合は條約の規定通り日本政府の同意を經ることとすべく、兩全權

間で折衝を重ねてゐるが、ソ側も日本側轉換案に大體同意する意嚮を示してゐる趣であり外務省も今後の交渉については交渉事態に特別變化なき限り廣田全權の裁量に一任する旨訓電した。

D 協約と覺書の內容

顧みれば日ソ漁業條約實施の第一年たる昭和四年、空前の紛擾を捲起してより以來、紛議續出して盡くるところを知らず日ソ北洋漁業の對立關係は日に月に激化し、終に北洋漁業問題は日ソ親交交阻害の癌たるやの感を抱かしめた。若し夫れ善隣融和が自彊百年の大計であるならば、之が芟除は眞に急務中の急務である。內外共に惱み多き露國側も、恐らく爾かく考へて居たことであらう。

然るに時なるかな、我が北洋漁業大合同計畫の俄然進展せる昭和六年初秋、果然漁業新交涉の機運は到來した。是に於て我が全權廣田大使は、現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を期し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來に於ける紛議勃發を未前に防止すべく、具體案を提げて眞劍な交涉に入つた。

斯くて一星霜、昭和七年八月十三日夜十時邦人漁區安定に關する協約の調印は、モスクワに於て廣田・カラハン兩全權代表の間に行はれた。當日彼我の間に取交はされた覺書の內容は大體左の如きものであつた。

一、日露漁業條約の規定による大平洋沿岸(カムチャツカ、オホーツク、沿海州沿岸)の海面水域に於て一九三二年に保有する纖詰工場附屬特別契約漁區を除く鮭、鱒、鰊漁區三百七十一ケ所、中六十ケ所を除き現行漁業條約の有効期間中競賣入札の方法によらず邦人の經營權を認むること

一、邦人經營漁區中競賣に附さるべき六十ケ所(鮭、鱒、鰊蟹漁區を問はず)は日本側に於て撰定の上一九三二年十二月(昭和八年度競爭漁區表發表前)までにソヴエート當局に屆出ること

一、條約の規定に從ひソヴエート國營漁區の擴張を容認し、その限度は現有二百二十九萬ブードとす但し國營は漁區擴張に際しを五百萬ブードと別契約漁區より優先的に獲得するを得邦人漁區よりこれを撰ばざるは勿論、今後競賣に附さるべき新漁區より優先的に獲得するを得ず、此の場合條約の規定に準據して日本政府の同意を要す。卽ち國營の擴張範圍は左の如しイ、コーベラチーヴ漁區

ロ、ソヴエート側個人漁區

一、新規開設漁區については其の取扱方法を從前通り競賣入札とすること

一、國營上の紛爭漁區問題は本協定により調整されたること

一、本協定は(一九三六年)昭和十一年の日露漁區條約の改訂期に至るまでの暫定協定とす

一、十八漁區、七漁區等の懸案漁區に關する日本側の具體的要求及反對は之を解決したるものと認むるも、條約及附屬文書の解釋に關する從來の主義上の主張は引續き之を維持すること

一、日露漁業條約の規定による大平洋沿岸(カムチャツカ、オホーツク、沿海州沿岸)の海面水域に於て一九三二年に保有する纖詰工場附屬特別契約漁區を除く鮭、鱒、鰊漁區三百七十一ケ所、中六十ケ所を除き現行漁業條約の有効期間中競賣入札の方法によらず邦人の經營權を認むること

一、邦人經營漁區中競賣に附さるべき六十ケ所(鮭、鱒、鰊蟹漁區を問はず)は日本側に於て撰定の上一九三二年十二月(昭和八年度競爭漁區表發表前)までにソヴエート當局に屆出ること

一、條約の規定に從ひソヴエート國營漁區の擴張を容認し、その限度は現有二百二十九萬ブードとす但し國營は漁區擴張に際しを五百萬ブードと別契約漁區より優先的に獲得するを得邦人漁區よりこれを撰ばざるは勿論、今後競賣に附さるべき新漁區より優先的に獲得するを得ず、此の場合條約の規定に準據して日本政府の同意を要す。卽ち國營の擴張範圍は左の如しイ、コーベラチーヴ漁區

ロ、ソヴエート側個人漁區

一、新規開設漁區については其の取扱方法を從前通り競賣入札とすること

一、國營上の紛爭漁區問題は本協定により調整されたること

一、本協定は(一九三六年)昭和十一年の日露漁區條約の改訂期に至るまでの暫定協定とす

一、十八漁區、七漁區等の懸案漁區に關する日本側の具體的要求及反對は之を解決したるものと認むるも、條約及附屬文書の解釋に關する從來の主義上の主張は引續き之を維持すること

等でそれが向後五ケ年漁業條約改訂期迄の暫定的のものであるとは言ひながら之によつて昭和四年に條約實施以來每に簇出せる紛爭の禍根を一掃し得たことは日ソ兩國親善の上に於て、更に又た東洋平和の上に於て、影響するところ寔に深甚なるものがある。

E 交涉の經緯と協約の成果

廣田大使は昭和六年十一月二十六日、漁區安定に關して覺書をカラハン氏に手交したがその內定は日ソ兩國は一九三一年現在に於て取得し居れる一般及蟹漁區、並に之が總標準高を一九三六年迄留保すべしといふ要望であつた。卽ち競賣に依らずして漁區を留保することは、條約第二條第二項の、兩締約國政府の合意ありたる漁區の取得方法に關する規定の精神に基き、又た現有漁區にて一九三六年迄に其期間の滿了するものを競賣に據らずして其期間を延長することは、議定書第六條の末項——漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書の規定に依り、特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては、前記期間は之を變更することを得るものとす——に據つたのである。

是に於て吾人が一瞥を要するは一九三一年度に於ける邦人の現有漁區である。漁區表の示す如く其漁區數は、鮭鱒二百八十八ケ所(內、田代の九〇ア、宮越の三六ウ、二ケ所放棄)蟹漁區二十一ケ所合計三百九ケ所であ

つた。然るに此內特別契約漁區に屬するものは、鮭鱒三十七ヶ所、蟹漁區七ヶ所合計四十四ヶ所であつて、此等は昭年四年から同十三年に亘る長期契約のものであるから考慮を要さない。故に吾人が所謂現有漁區として念としたものは、その特別契約漁區四十四ヶ所と、放棄漁區二ヶ所合計四十六ヶ所を控除せる殘餘の二百六十三ヶ所であつた。

然るに我が對露交涉の建前は、廣田全權代表の提案せる如く、一九三一年度を基礎として、其現有漁區二百六十三ヶ所の保有安定の確立であつた。斯く見來れば今回の交涉の成果は我當業者の要望百パーセントに充たすと同時に政府の目的を充二分に達成せしめ得たのである。

而して一九三二年春の競賣後の狀態を見るに

▲一九三一年末、將來競賣に付せらるべき鮭、鱒、蟹の總漁……二六三
▲一九三二年春、競賣に付せられたるもの……一五
▲差　引……二四八
▲更に右十五ヶ所、一九三二年度の競賣に於て競落したるもの……一三
▲故に合計……二六一

然るに右二ヶ所は五年期限漁區だから此安定問題には加算する必要なく、更に東邦水產の二〇七號漁區一ヶ所は、河口移動のために閉鎖されたから、右三ヶ所を控除するならば結局一九三二年度に於て一九三一年度を基礎とした安定漁區は二百五十八ヶ所が限度となる譯である。

勿論一九三二年度の競賣に依つて邦人漁區數は百一ヶ所（前記十三ヶ所を含む）を增加して、總數三百九十二ヶ所（內蟹漁區二十一ヶ所）となつた。卽ちその內譯は次の如くである。

(1) 前記の安定を要すべきもの……二五八
(2) 特別契約漁區……四四
(3) 一九三二年度競賣に附せられ更に競落せし五ヶ年期限のもの……二
(4) 一九三二年度の競落漁區中五ヶ年期限のもの……六
(5) 同上競落漁區にして一年、三年期限のもの……八二
▲合　計……三九二

外に

(6) ソ人側より奪還を要するもの……二

然るに交涉成立遷延のため一九三二年春の競賣が行はれた、當然の結果として、勢ひ轉換策を講ぜねばならなかつた。而して我が當業者の要望の力點たる一九三一年度現有漁區に對する百パーセントの希望を達成せんがためには此際前記の(二)、(三)、(四)は問題とはならぬが、飽迄も(一)及(六)を獲得することに決定して更に交涉を進めただが、萬止むを得ざる場合は(五)の八十二ヶ所を折半して、此內の四十一ヶ所だけはソヴエート側の提示條件である、今後の競賣に附せるべき二十五パーセントの主張に當篏むることに最後の腹を極めたが我が全權の底意では此の八十二ヶ所こそ決裂に瀕した際に於ける妥協點を見出すべき最後の切札だつたと傳へられてゐる。

その後數回の交涉によつてソ側は「競賣に付せらるべき漁區の割合は邦人現有漁區の二十五パーセントたるべし」といふ當初の主張を大に緩和して結局六十ヶ所を邦人の自由選定により競賣に出さしむることゝなつた。

此の六十ヶ所の邦人總漁區の約一割六分、競賣に付せらるべき總漁區の一割八分弱である。我より見れば若干不滿の憾なきを得ないさり乍ら本問題が昨秋以來折角兩國間の討議に上りながら、此點に於て決裂を見ることは大局上彼我共に不利を招來すべきを考慮し、終に前記の(五)及(六)を大讓步して、四十一ヶ所と奪還を要する二ヶ所の代りに二十二ヶ所の安定を確保することにしたのである。

而して此二十二ヶ所は

(1) 數年來の懸案たりし十八漁區の代償として……十八漁區
(2) 一九三二年度の競賣に於てソ人に奪取せられし前記(6)……二漁區
(3) 法定距離不足漁區四ヶ所の內、二ヶ所の分配……二漁區

の意味とも見るべきであつて、卽ち之を以て我が一九三一年度を基礎とする百パーセントの主張を貫徹すると同時に、從來の懸案たりし十八漁區問題は解決し之が代位漁區たりし七漁區問題は自然解消した理である。

F、暫定協定と日ソの分野

邦人漁區安定問題に關聯して、ソ側が提出せる問題は領海問題と國營漁區漁獲標準高增加の要望である。前者は漁區安定問題に附隨すべきものにあらずとの主張の下に全然切離されて了つたが、後者は言ふ迄も無く彼我討議の重點となつた。＝國營漁區を最終議定書第一部(乙)の(第二に依り、一九三二年度の總漁獲高の四割に增加したし＝

といふのがソ側當初の主張であり、條章に照して要望し來つたのである、乍去此國營增加の要求を容るゝに先立ちて檢討を要するものは一九二八年以來に於ける國營の實際保有標準高如何である。卽ち爾來彼我の間に約三十四萬布度に上る算定の相違があつて今尙ほ確定的となつて居らぬことが問題である。

言ふ迄もなく此の三十四萬布度の相違は啻にソ側の總取高に影響するのみならず、延ては一九三二年度の北洋露領總漁獲標準高にもそれだけ差異を生ずる事となるのである。今その彼我の計算を比載するに

（單位布度）

一九三二年「ソ」國營標準高	
日本側の計算	二、六二九、四四四
ソ側の計算	二、二八八、七六四
差　額	三四〇、六八〇

日本側の主張としては、ソ國營は現在已に國營二百萬布度の保有限度を超過すること六十二萬布度なりと云ひ、ソ側は僅に二十八萬餘布度を超過せるに過ぎぬと辯疏しつゝあるのである。斯の如き三十四萬布度の算定差額は北洋露領漁獲總標準高に於て次の樣な結論を見ることゝなつて來る。（單位布度）

一九三二年	日本側の計算	ソ側の計算	差　額
日本側保有高	八、三七九、六五三	八、三四五、四六五	三四、一八八
ソ側保有高	五、五六一、五七七	五、二二八、〇一八	三三三、五五九
總漁區數	六三二	六三一	一
總標準高	一三、九四一、二三〇	一三、五七三、四八三	三六七、七四七

是に於てソ側の計算による總漁獲標準高の四割と、日本側の計算による場合、殊に四割と特定せずして單純に現在の國營を五百萬布度迄增加する場合の三つに分ちて、前記三十四萬布度の差額を中心に、此際幾何程增加するかを數字に表はせば次の如くであつて、假に我國が現總高の四割迄の國營增加を容認するとして我が計算に依ればソ側をして二百九十四萬六千布度增加せしむることを肯定せねばならぬ立場になるのである。之を玩味するならば、誠に興味津々たるものがあるであらう。何故に總漁獲高の三割七分、五百萬布度と決定せられたか、玆にも我折衝當事者の苦心の跡が窺はれる。

現場で惹起した紛爭

北洋漁業問題中豫て日ソ間の懸案として取殘されてゐる、空罐重量算入問題も重大でありこれが根本的解決を審議されてゐたが、本問題に關聯して現場で惹起した昭和七年の事件は左の通りであつた。

ソ側現場監視官吏は前年同樣空罐重量加算を聲明し爲に南キシカ第一工場の如きは八月上旬早くも一時漁撈中止の餘儀なきに至り、對ソ交涉半ば八月十一日再開せるため終に紛糾を釀し、ソ側官吏は同月十四日再度の制限超過、命令不履行に關し刑法第八十六條に基き制限外漁獲物、漁網、漁具、漁船、ランチ全部を差押へ物件代金四萬三千三百餘圓の保管を命ずると共に向後漁獲を繼續するに於ては第三の調書を作製すべしと宣言するに至り尙ほ同方面の八二八、八二九號を始め同樣の事態に直面せる漁區少からず、而かも一方カムチヤツカの終漁期は西海岸二十日、東海岸四日前後である關係上、同年も亦切揚期に際して昨六年の如き紛糾ぞく出を氣遣はれてゐたが、八月廿四日浦鹽漁業廳より現場監規官に對し漁獲標準高算定に空罐を算入せざる旨電命ありたる趣にて之により紛糾は未前に解消されたものであつて、八月二十二日南キシカに於ては、制限超過分製品のオリンピア丸及其他の積出を制止された如き事實あり、實に危機一髮の狀態であつた、その超過分製品と目せられし種別數量左の如し。

紅鱒詰　一六二函
鱒　四八五函
銀　六一函
改良鮭　一、九三二尾
改良鱒　一〇、七五六尾
鱒　三五、七九二尾

H　浦鹽交渉一段落

一方ウラジオに駐在する山口總領事と極東漁業長官チモセンコ氏との間に昭和七年初頭より折衝を續けてゐた兩國係爭問題の一としてゐた懸案中の露領漁場の罐詰工場に於ける空罐の漁獲標準布度算入問題は一先づ暫定的に解決したと云ふことが八月二十四日山口總領事より外務省に公電があつた。

即ちこの問題はモスクワに於ても交渉行はれ、其後地方的に商議解決する事になり、交渉はウラジオに移されたもので空罐が水産物に非ざることは勿論であるから、水産物の標準高を算定するのに空罐を之に加へるといふことは理論上あり得べからざることであるのみならず、條約附屬の議定書にも明に正味と言ふ言葉が用ひてあり、又罐詰工場契約書には實質といふ言葉を用ひ、何處にも空罐をこの觀念に入れては無いので終漁期を控へ日本側は極めて強硬に抗議を續けた結果この問題は追つて商議を遂げ現場に於ては從來通り空罐を算入しない事に交渉が纏つたので、玆に多年の紛糾を一掃して了つたのである。

J　露領漁業支拂勘定

日本側よりソヴエート側に支拂はねばならない露領漁業關係未納金額中昭和七年十二月五日露水組合より極東漁業廳に支拂ひたるものは左の通りである。

△一九三〇年度迄の未納金

一、違約金關係

漁業廳最初の請求金額　二七二、七八二留七二哥
此內
既納金　九一、四〇九留五五哥
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　六九、一一五留六四哥
差引最後の確定金額　一一二、二五七留五三哥

右に對しアコ債券同額面を以て納入濟(三二、五換算)　三六、四八三圓七〇錢

二、沒收品關係

漁業廳最初の請求金額　五七三、一一三留五六哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　二六五、三九七留四二哥
差引最後の確定金額　三〇七、七一六留一四哥

△一九三一年度未納金

一、違約金關係

漁業廳最初の請求金額　一六一、一一六留二二哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　六、一一五留六四哥
差引最後の確定金額　一一二、二五七留五三哥

右に對しアコ債券同額面を以て納入濟(三二、五換算)　三六、四八三圓七〇錢

二、沒收品關係

漁業廳最初の請求金額　五七三、一一三留五六哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　二六五、三九七留四二哥
差引最後の確定金額　三〇七、七一六留一四哥

△一九三一年度未納金

一、違約金關係

漁業廳最初の請求金額　一六二函
鱒　四八五函
銀　六一函
改良鮭　一、九三二尾
改良鱒　一〇、七五六尾
鱒　三五、七九二尾

H　浦鹽交渉一段落

一方ウラジオに駐在する山口總領事と極東漁業長官チモセンコ氏との間に昭和七年初頭より折衝を續けてゐた兩國係爭問題の一としてゐた懸案中の露領漁場の罐詰工場に於ける空罐の漁獲標準布度算入問題は一先づ暫定的に解決したと云ふことが八月二十四日山口總領事より外務省に公電があつた。

即ちこの問題はモスクワに於ても交渉行はれ、其後地方的に商議解決する事になり、交渉はウラジオに移されたもので空罐が水産物に非ざることは勿論であるから、水産物の標準高を算定するのに空罐を之に加へるといふことは理論上あり得べからざることであるのみならず、條約附屬の議定書にも明に正味と言ふ言葉が用ひてあり、又罐詰工場契約書には實質といふ言葉を用ひ、何處にも空罐をこの觀念に入れては無いので終漁期を控へ日本側は極めて強硬に抗議を續けた結果この問題は追つて商議を遂げ現場に於ては從來通り空罐を算入しない事に交渉が纏つたので、玆に多年の紛糾を一掃して了つたのである。

J　露領漁業支拂勘定

日本側よりソヴエート側に支拂はねばならない露領漁業關係未納金額中昭和七年十二月五日露水組合より極東漁業廳に支拂ひたるものは左の通りである。

△一九三〇年度迄の未納金

一、違約金關係

漁業廳最初の請求金額　二七二、七八二留七二哥
此內
既納金　九一、四〇九留五五哥
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　六九、一一五留六四哥
差引最後の確定金額　一一二、二五七留五三哥

右に對しアコ債券同額面を以て納入濟(三二、五換算)　三六、四八三圓七〇錢

二、沒收品關係

漁業廳最初の請求金額　五七三、一一三留五六哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　二六五、三九七留四二哥
差引最後の確定金額　三〇七、七一六留一四哥

△一九三一年度未納金

一、違約金關係

漁業廳最初の請求金額　一六一、一一六留二二哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　六九、一一五留六四哥
差引最後の確定金額　一一二、二五七留五三哥

右に對しアコ債券同額面を以て納入濟(三二、五換算)　三六、四八三圓七〇錢

二、沒收品關係

漁業廳最初の請求金額　五七三、一一三留五六哥
此內
抗議又は交渉の結果免除若くは減少せる金額　二六五、三九七留四二哥
差引最後の確定金額　三〇七、七一六留一四哥

太平洋水域漁業取締の新規則

駐露大使の嚴重抗議と指摘したる矛盾點

次に貸下條件と最も關係深き、太平洋水域漁業規則の發布に就て一言するの必要を認める。同規則は一九三一年十二月二十二日附を以て、極東官憲より公式に我政府に通達あつたものであるが、是に對し我政府は先づ取り敢へず同規則の實施延期をソ側に移牒し、續いて一九三二年三月に至り左の如き抗議を提出したのであつた。

太平洋水域新規則に對する
日本大使館の抗議書

（第二十五號）

＝口上書＝

日本政府は一九三一年十二月二十日附を以て在哈府外務人民委員部事務官より在同地總領事代理に送附せられたるソ聯邦太平洋水域に於ける海産物採捕に關する規則（一九三一年十月三十日極東執行委員會幹部會認可）を受領せり、右規則は大體

（イ）同規則の施行區域は十二海里となる

（ロ）船舶に依る漁業に付一九二九年發布の船舶漁業規則を適用することゝし

（ハ）陸岸漁區に依る漁業に付種々の規定を設けたり

右(イ)に就ては、日本政府は屢々聲明せる通り、三海里以外ソ聯邦の領海の範圍を認むる能はず、從てソ聯邦の三海里水域外に於て日本臣民が從事する船舶漁業は何等ソ聯邦政府の干渉を受くるものにあらず、又た(ロ)の船舶漁業に關しては、一九三〇年中日ソ兩國は文書の往復をなしたりと雖ども、ソ側の回答は何等日本側を滿足せしめ居らず、故に共後兩國政府は談合の結果船舶漁業に付商議すべきことゝなり居るに拘らず、ソ側は新に本規則に於て十二海里主義の規定を設け且つ日本側が從來抗議の上、修正方を主張したる前記船舶漁業規則の效力の存續を確認し、同時に之を日本側に强要し、依つて以つて日本人の條約上享有する船舶漁業を事實上不可能ならしめんとするは到底了解し能はざる處なるのみならず、ソ側の信義を疑はざるを得ず。

他方今回の規則は右の外、漁業條約に照して不當と認められ又は漁業の實際に適合せざる幾多の規定を包含し居るが右の內には今次の漁業商議に於て日本側より提議して商議の問題となり居り、又は現に日本側業者代表が、ソ聯邦當該官憲に修正又は變更を請願し居るものと同樣の規定も尠からず、然るにソ側に於て右の事實及經緯を無視して是等諸問題に關する規則を强制實行せんとするは穩當なりと謂ふことを得ず。

右の次第にて日本政府は右規則の實施を承認するを得ざるのみならず、若しソ側に於て强て之を實施せんとせば再び漁業問題に對し我國の輿論を再燃し其結果延ひて折角進行中なる漁業商議にも累を及ぼすべきやを虞る。

是に於て日本政府は嚮に在哈日本總領事代理をして、在同地ソ側當該官憲に對し、本規則の實施延期方を申入れしめたる處、滿足なる回答を得るに至らざりしを以て、更に日本大使に對しソ聯邦政府に嚴重抗議し、本規則の撤回方を要求すべき旨訓令せり、依て日本大使は二月十三日取敢ず天羽參事官をして外務部第二東洋課長カズロフスキー氏を通じ、ソ聯邦外務人民委員代理に右の趣旨を申し入れしめたり。

右の如く、日本政府は該規則を總括的に承認し能はざる次第なるが、就中本規則中船舶漁業に關係なき條項に於て、條約上不當とし又は漁業の實際に適合せざる諸事項を列擧すれば、別添付書類記載の通りなり。

日本大使館は日本政府の前記訓令により叙上の次第を外務人民委員部に申入ると共に、日本政府の要望を容れられ本件に關し右措置を取られんことを要請するの光榮を有す。

一九三二年三月十三日

モスクワ日本帝國大使館

ソ聯邦外務人民委員部　御中

＝口上書附屬＝

【甲】太平洋水域漁業規則中漁業條約に照し妥當ならざる條項

「一」第三條中

（イ）第三項及第四項は國營及團體に對する無償貸付を規定するものなる處右は條約第二條第二項に基き行ふべく且つ國營企業及團體のみならず日本人に對しても行ひ得るものなることを明かにすること。

（ロ）第五項は借區內に於て借區者以外の者に對し、魚類の買入及加工を禁止するものなるが、右規定は最終議定書第一部「六」の(四)の規定に一致せざるに付「魚類の買入及其加工」の文字を削除すること

「二」第五條中

（イ）第一項の「日本型海上建網」なる用語は議定書中第十七條第二項の「建網」の字義を制限することゝなるのみならず日本に於ては特に日

本型海上建網と稱するもの無く字義曖昧なるを以て「建網」と改むること、尤もソ側の都合によりては右用語は條約諸議定書中の「建網」と同意なることを明にすること。

（ロ）第一項後段本條に掲ぐるもの以外の漁具の使用禁止規定は、改良網の使用許可せらるゝ場合に適用せられざること、又漁具の普通型の變更禁止規定は建網の形態が其性質上必ずしも一定不變のものにあらざるに鑑み、建網を建網にあらざるものに變改する場合にのみ適用すること

（ハ）備考一の建網に關する說明は建網の構造を制限し條約及附屬文書の規定に副はざるを以て削除すること。

（ニ）備考の曳網寸法に關する規定は議定書甲第十七條第二項の規定に反するを以て削除すること

「三」第十條中

第一項、蟹網沈設の場所に關する規定は蟹漁區内に於て禁漁區域を設け蟹の捕獲の目的を拘束するものにして、條約第二條に反するを以て削除すること、尤も本件は入海漁業に關する提議（乙）二（イ）參照）に關するを以て同問題と共に審議すること

「四」第十九條中

（イ）第一條は標準高に記載なき鮭鱒族の標準高算入に關し規定するものなる處、標準高は特定魚種の繁殖保護の爲定めたるものにして右特定魚種以外の、卽ち繁殖保護の要なきものゝ漁獲高に算入することは理由なきのみならず、議定書甲第十七條第一項に反するを以て削除すること

（ロ）備考特別從量稅に關する規定は條約及附屬文書の規定に反するを以て削除するか、又は日本人に適用せざること

【乙】前揭規則中、漁業の實際に適合せざる條項

「一」第七條中

（イ）第一項の漁具類に就ては練漁業の爲に副網の使用許され居るを以て、二漁具の使用を認むることを明かにし、且其他の漁業の爲にも漁具破損の場合に於ける取替修理等に使用するものは漁區に存置し得ることを明かにすること

（ロ）第一項但書は第一の網が曳上げられざるに先立ち第二の網を投ずることを禁ずる處、右は建網の使用を許可し事實魚道の遮斷を認めたる趣旨に矛盾するを以て削除すること

（ハ）第二項は袋網使用に關し、但書を設けたるものなる處、袋網の使用の爲に魚類死滅することあるとも之を利用するに於ては天然物の暴殄ならざるに付死滅せる魚類を海中に放棄する場合に限り之を適用すること

「二」第九條中

（イ）第二項は蟹漁區（水面）の延長及漁區間の間隔を定むるものである。右は實狀に適合せざるに付現在の漁區の區域を擴廢し入會漁業（蟹漁區の陸上地區は從來通り存置し唯だ水上に於ける漁區の限界を擴廢し、借區は右地區を根據として漁業に從事す）とすること

（ロ）第三項、蟹刺網の目の寸法は從來の慣行を變更するものにして漁業者に大なる損害を與ふるものなるに付、從來通り之を九ジュームとすること

（ハ）第四項の蟹網に關する規定及第五項蟹網數に關する規定は漁撈作業並に標準高迄の漁獲を困難ならしめ、特に第四項の規定は海上の作業上殆んど實行不可能なるに付削除のこと

「三」第十條第二項は牝蟹及小蟹を刺網より引き出し海中に投ずべきことを規定するものなる處、漁業の實狀を見るに右は揚網の際技術上非常に困難なるに付、同項に「成るべく」の文字を加ふること

「四」第十三條第一項は罐詰工場の建築に際し現ソ聯行邦技術規則を遵守すべきことを規定してゐるが、右建設は條約第三條に依り自由なるを以て右建築の場合同技術規則の適用は一定の範圍内例へば公衆衞生に反せざるべき範圍等に正むること

「五」第二十條第一項、鮭鱒の肥料製造禁止の規定は一般的には差支なきも、練漁業を主とする漁區に於て偶々網揚する少しばかりの紅魚類は作業上の都度にて一々之を別扱にすること困難にて一括肥料とすることなきを保せざるに付、右の如き場合に對し本條禁止が適用せられざることを明かにすること

「六」第二十二條及第二十三條の制裁規定に關しては過去二三年間の違約金、沒收品等の問題が、長日月の交涉の結果昨今漸く解決の緒につき居る狀態を考慮せざるべからず、右問題の經緯に顧るもソ側は日本人漁業に對し活殺の自由を有しソ側の手心次第にて、日本人漁業は全滅

することあるべきは否むべからざる事實なり。元來漁業は極めて煩雜なる業務なるに、人も物も意の如くならざる狀態の下に急テンポを以て行はれ、他面下級從業員が複雜なるソ側法規に精通すること困難なるを以て、往々無意識に法規に俘るゝことあるは已むを得ざる處なり、然るに之に對し事々嚴重なる制裁を課し、甚しきは漁業權を有する日本人と異なり絶然たる密業に從ふ者に對する刑法の規定を擬するが如きは實狀を無視したる苛酷の取扱と言ふの外なきに付規定適用に當りては先づ違反事實に付愼重調査を爲し處分に付ても善意的に取扱ふこと

【丙】前揭規則第三條備考一に依れば、漁場貸付の手續は一九二七年制定の規則に依ることゝなり居れり、然るに該規則中には漁業條約の規定に副はざるものあるが故に、極東地方官憲が右の如き備考を挿入するに當り其適用に付條約關係の除外規定を加へ置かざるは不當なり現に一九二九年借區保證金に關し、右手續の適用より生ずる國營企業と邦人との差別待遇に付、幾多論議を重ねたる事例もあるに付、之に對して注意を喚起し必要なる改正を爲すこと

一九二七年の漁場貸付手續規定中條約の規定に副はざるもの大體左の通りなり

（一）第三條第二項、最低價格に關する規定は最終議定書第一部一、（甲）と合致せず

（二）第四條備考、第六條、第七條第十條等に依れば、貸付契約はソ側當局の裁量により認可せられざる場合あるが如し、右は條約第一項及第二項の趣旨に反す

（三）第八條第二項保證物に關する規定は條約第二條第一項、及第十四條の兩國民均等待遇の規定に反す

（四）第十二條乃至第十九條の計畫的方法に依る規定は前項條約諸條の規定に反す

（五）第二十三條の競賣公告に關する規定は條約第二條第三項に合致せず

（六）第三十四條第一項前段の再競賣に關する規定は條約第二條第四項に合致せず

（七）第三十四條第二項の同一貸付物に對し同額の最高價格を提供したる場合の規定は條約第二條第二項の趣旨を加ふるか又は本條の運用を右規定に適合せしむるを要す

【丁】第三條備考二の地方農漁民の漁業に關する特別規則研究の上追て意見を定むむ

昭和八年度

漁區競賣狀況

昭和八年度に於ける日本側から開設を出願した漁區數は、卽ち

	鮭鱒	カニ	計
一、競賣の爲に提供せる漁區	五二		
内、ソ側本年租借	四	五六	
二、滿期漁區	一三	二	一五
内、一九三二年發表せるもの			
にして租借者なき漁區	四	一〇	一四
三、曾つて開設せるも其後不發表となつた漁區	一九	二	二一
合　計	四	五	一九

尙、廣田、カラハン兩氏の漁區安定に關する暫定協定成立の結果、昭和八年度競賣入札は日本側の現有漁區（右一項の五六ケ所を除く）は無競賣貸下の事に決定してゐる。而して昭和八年度露領新漁區數並に漁區貸下條件發表については、昭和七年十二月二十八日極東漁業廳長官チモセンコ氏より在浦鹽山口總領事に宛て通告があつたがそれによれば

一、漁區表		
鮭鱒漁區		一六六ケ所
蟹漁區		二五ケ所
合　計		一九一ケ所

一、貸下條件

ルーブル換算率其他前年同樣にて變更なし（一圓に對し三十二錢五厘）

一、競賣施行期日

昭和八年二月二十八日

一、場　所

浦鹽、ウオロフスキー・クラブ

であつたが、更に昭和八年一月三十日左記の通り漁區追加の發表があつた。

鮭鱒漁區	五ケ所
蟹漁區	五ケ所
合　計	十ケ所

故に今年度の競賣に附される漁區は

鮭鱒漁區	一七一ケ所
蟹漁區	三〇ケ所
合　計	二〇一ケ所

であつたかくて競賣參加のため日本漁業家側より日魯會社(有賀篠夫氏、小林梅藏氏)、露水本部(佐野東氏)、荻布漁業(吉田正浩氏)西野水産(小山富三氏)、林兼商店(山本房藏)等は二月十八日敦賀出帆の天草丸にて渡浦した。尙、農林省でも二月二十八日浦鹽で執行される露領漁區競賣入札視察を兼ねて、極東露領の漁業視察の爲め水産局の尾崎技師、渡邊囑託を浦鹽に派遣する事になり、二月二十四日東京を出發同地に向はしめた。

競賣は日ソ兩國參加の下に豫定通り二月二十八日正午浦鹽ウォロフスキー倶樂部に於て施行された。卽ち同日午後一時より入札バケットの受付を開始、同二時に締切つたが、ソヴエート側の參加者は左の三者であつた。

一、フセコ・ブロム・ルイバク・ソユーズ
二、ダリ・ルイボ・ブロドクト
三、リユーリ

卽ち二月二十八日施行された第一回漁區競賣の實績は左記の通りであつて、ソ側入札漁區、鮭、鱒、七十ケ所中競落せるものはダリ・ルイボ・ブロドクト二十七ケ所、リユーリ三ケ所、フセコ・ルイバク・ソユーズ二十ケ所で、邦人側の個人漁業者に奪取せられしものは六ケ所、不落四ケ所であつた。蟹漁區は十一ケ所を入札して全部競落した。日本側は日魯漁業が鮭、鱒、三十九ケ所、蟹一ケ所を入札したが競落せるもの鮭、鱒九ケ所、ソ側に奪取せられしもの鮭、鱒二十八ケ所、蟹一ケ所、不落二ケ所であつた。又日本側個人漁業者の入札は、鮭鱒二十一ケ所、蟹一ケ所中競落せるものは鮭、鱒十ケ所、ソ側に奪取されたものは鮭、鱒三ケ所、蟹一ケ所、不落七ケ所であつた。尙、露領漁區第二回競賣は昭和八年三月十日本側は日ソ双方に競落せ漁區るは日本側—鮭鱒一九ケ所、入札價額七、〇八九留、ソ側—鱒七〇ケ所、入札價額一、一七一、三九六留、總計九〇ケ所、一、二三八、四八九留に達した。今回競賣に附せられた漁區中には優良漁區尠き爲實質的には日本側に左程打撃はないが主義上の問題として社會主義國と資本主義とによる競賣制度の根本の盾矛を曝露したものでもある。

尙、露領漁區第二回競賣は昭和八年三月十四日正午浦鹽の極東漁獵廳で施行されたが、ソ側の入札せるものは八ケ所中落札せるものはブロドクト鮭鱒二ケ所、リユーリ鮭鱒一ケ所計三ケ所、不落四ケ所一ケ所日本側に奪取されたもの二ケ所、荻布、一ケ所で落札せるもの日魯狹布、鮭鱒各一ケ所宛でソ側に奪取されたもの二ケ所結局日ソ双方の落札漁區は僅かに五ケ所に過ぎなかつた。

卽ち、第一回並に第二回競賣施行の結果日ソ兩國の露領漁區取得現勢は左の通りである、昭和七年に比し日本側は著しく進出の跡を示してゐる。

	昭和八年	昭和七年
△日本側		
鮭鱒漁區	三四〇	三七一
蟹漁區	一七	二一
合計	三五七	三九二
△露國側		
鮭鱒漁區	一一四	二六〇
蟹漁區	四二	四四
合計	一五六	三〇四

統制委員會を續行しつゝある露領水産組合では、昭和七年十二月二十八日極東漁業廳より發表された昭和八年二月二十八日浦鹽で執行される同年度の露領競賣漁區表により、昭和八年邦人出願漁區と對照の上、合同に參加せる者の出願漁區と、參加せざる者の出願漁區とを區別審議の上、合同參加せる者の出願漁區は日魯をして優先的に優良漁區を撰擇せしめ合同不參加者の新漁區は今回統制の趣旨に反せざる範圍に於て自由競賣に參加せしむることに決定した。而して日魯の撰擇を待つて一月中に更に統制委員會を召集し、協議の上最後の必定を見ることになり、出願關係者の出席を求めて協定する事になつたが、委員會が日魯漁業と協議決定せる方針に基き個人漁業家を招聘して委員會が中心になり日魯對個人の漁區入札競賣問題につき談合の結果昭和七年までの經營者は引續き入札參加を認める事になつた。而して、懸案となつてゐた日魯會社が個人漁業家の優先入札權を讓受く

る交渉のうち、荻布の鮭鱒三ケ所、林兼の蟹一ケ所、佐野の鮭鱒三ケ所、計七ケ所は遂に兩者の間に讓渡値段折合はず、この七漁區の個人漁業家は入札に參加することになつた。この結果日魯が八年度漁區競賣に優先入札權を有するものは三十七ケ所になつた。

然し、合同に何等の關係をもたない島田元太郎氏出願のキチキンスキー鮭鱒三漁區は、八年度露領漁區競賣入札の統制を計つてゐる露水組合漁區統制委員會が同氏に對し、前記三漁區を日魯の希望通り、同社に讓歩し優先入札せじむべく折衝に當つたが、同氏は

一、右三漁區は地理的に日魯會社の漁撈に何等の影響がない。
一、一營利會社の爲めに過去四十年間の歷史と當然の權利を無視される何等の理由を認めない。
一、統制の趣旨は尊重するが理由なく非合同組合員の既得權を侵害してはならぬ。

と、主張して、遂に統制委員會の勸告を拒否し入札に參加する事になつた。此の結果個人漁業家の入札漁區は十一ケ所となり、非合同漁區四十五ケ所の優先入札を企圖した日魯は結局三十四ケ所を入札することになつた。尙ほ島田氏は統制委員會との折衝長引いて浦鹽行き困難な爲め、十七日入札參加のため同地に向つた邦人に委任入札することになつた

B 露領漁業統制案成立

日ソ漁業條約改訂準備委員會及び漁業統制委員會設置に關する委員の詮衡其他につき協議するため露領水産組合では昭和七年十二月十五日評議員會を開いたが何等具體化するところなく年を越した。そこで同組合は昭和八年準備委員會を開催し、新年の顏合せを行つた、而して同委員會席上では左の通り附議された。

一、統制委員會に常任三名を設け擔任事務
　剩當の件
二、右常任委員に田中丸祐厚、須田孝太郎
　橋口九十馬三氏を推薦するの件

尙、同組合では一月十七日の準備委員會に續いて、十八日第一回漁區統制委員會を組合本部に開催した。樺山委員長以下出席、昭和七年十二月五日の組合決議に基き、昭和八年二月二十八日浦鹽で執行される競賣參加の統制に關する根本的對策を協議したが、合同された日魯以外の個人出願漁區については昭和七年十二月二十八日極東漁業廳より發表された昭和八年度競賣漁區表に對照して出願者をして競賣參加を中止せしむる方法をとることになるので、委員會は翌十九日も續行された。尙ほ、前日の準備委員會には樺山委員長平塚委員缺席せるため、何等纏るところなく佐々木副組長及び常任理事たる田中丸、橋口須田、三委員によつて今後の準備事項を協議し條約改正案の作成に着手した。

C 漁業問題の通商部移管其他

駐日滿五ケ年に亘り日ソ國交親善に通商貿易の促進に盡すところ多大にして、殊に駐日外交團主席として國際的に重きをなしたソヴエート大使トロヤノスキー氏は愈々二月十七日午後九時二十五分東京發歸國の途につくことになつた。從來專ら同大使管掌の日ソ漁業條約に關する實行上の諸問題にして東京に於ける日本當業者との關係の一切は駐日通商代表コチエートフ氏に移管することになつた。此の結果今後の日ソ漁業問題は後任大使ユレネフ氏の着任後も通商代表が日本側當業者との交渉の衝に當ることになつた。

一九三一年十月三十日極東地方執行委員會幹部會で決定された、日ソ漁業條約關係水域を含む太平洋水域に於ける漁業及び水産物採取規則は日ソ漁業條約により律せられた日本側の利益に抵觸する條項が尠くないので、我が外務省ではかねて出先官憲をしてソヴエート政府に抗議し之が修正方を交渉せしめた、就中同規則中漁網の沖出を陸岸より一千米突に制限してゐる項については出漁期に際して速急解決すべく交渉中のところ、昭和八年四月二十五日浦鹽の極東漁獵廳長官チモセンコ氏の名により日魯漁業の同地出張員阿部宥眞氏に對し

「昭和八年は例外として漁網の沖出制限を適用しない」との通告があつた。

D　昭和八年度邦人露領漁業總決算

露領水産組合の調査によると昭和八年度の邦人露領漁業の總獲高並に罐詰製造高は左の通りで鮭鱒總漁獲高は三十一萬二千七百六十七石でこれを昭和七年の五十一萬〇四百十四石に比較すると約三割九分減少し、カニ罐詰製造高は二五、一二九函で昨年の四萬七千四百八十函に比し四割七分の激減を示した。

△漁獲高の部

監視漁區	經營漁區數	漁獲高(石)
沿海區	一四	一、七八九、八七
サガレン區	四	三二五、四四
オホトスキー區	三八	五二、八八八、二六
ギジギンスキー區	一九	一三、四四七、三三
チギリスキー區	一二	一、三〇六、二〇
イーチンスキー區	四三	一五、一八六、四八
クイクチンスキー區	三九	三三、八〇〇、一七
ボリシエレツキー區	三五	四九、二八八、五〇
東勘察加區	一五	二一、一五一、八三
カラギンスキー區	八七	九五、九九九、五九
オリユートルスキー區	二八	二七、六〇三、四四
合計	三三四	三一二、七六七、〇九

△罐詰製造高の部　(單位函)

種類別	
紅鮭一封度	五四、〇〇一
紅鮭半封度	一九二、七八七
同四分ノ一封度	八一、七五六
鮭一封度	二二
モナコ一封度	七三三
モナコ半封度	四九
一封度	三二八、六九四
半封度	三八、七九八
銀鮭一封度	一五、一四一
銀鮭半封度	九、三五七
合計	七二一、三三八

△蟹罐詰製造高の部　(單位函)

區別	
チギリスキー區	四、五六二
イーチンスキー區	一四、一九九
キクチンスキー區	六、三六八
合計	二五、一二九

昭和九年度

A　政府の北洋漁業政策

我沖取漁業の躍進は期せずして北洋漁業を無統制に導き内部の抗爭を釀成し勢ひソ側に乘ぜられんことを惧れられてゐた折柄昭和九年一月三十一日衆議院豫算總會でなせる青木精一氏の質問に對する廣田外相、後藤農相の答辯は北洋漁業政策に政府の重大決意を示せるものとして一般に多大の注意を喚起した、而して當業者も政府の所懷する統制の根本方針には贊意を表してゐるが、其の實方行策については寧ろ反對意見が有力視され政府が望んでゐる半官半民會社創立の如き實際問題としては容易に實現し難いもの〻樣である。又廣田外相が一九三六年の日ソ漁業條約改訂期を控へて之が準備工作の爲め漁業者側よりも露都に代表者を常駐せしめる必要を力說した。

漁區開設出願と露水統制

ソヴエート聯邦極東漁業廳は昭和八年十月十一日ウラジオ政廳機關誌クラスノエ・ズナーミヤ(赤旗)を以て、一九三四年度の露領漁區開設希望に關する願書提出締切期日を十一月五日迄と發表した、昭和九年度露領漁區開設出願は露領漁業大合同により組合は昭和九年度以降各自出願漁區に對する組合員從來の優先權を廢止、希望者の自由出願に委せ、一方統制委員會で入札漁區を統制することになつたので組合は漁區出願締切期日を通告するに止め、願書は極東漁業廳に提出する代辦の役を採る。尙は昭和八年度には日本當業者が開設出願した漁區は鮭鱒漁區二百十一ケ所、カニ漁區九ケ所合計二百二十一ケ所であつた

露領水産組合は昭和九年一月十七日漁區統制委員會を開き浦鹽漁業廳は今回漁場租借料取扱銀行たる國立銀行(ゴスバンク)支店を通じて我當業者に對し提言せしめた從來の日貨三十二錢五厘を一躍七十五錢の換算率に引上げ方要求した事については事兩國政府間の問題であつて、當業者としては現に昭和九年度上半期分租借料金四百二十九萬八千五百二十

五留は三十二錢五厘替で此日貨百三十一萬九千五百圓を已に同銀行へ納付濟でもある事であり、斯る不合理な提言には當業者として直接關知すべきものに非ずとして一蹴するに決した。

一九三四年度の露領貸下漁區についてはウラジオの極東漁業廳より左の通り發表された

A　貸下漁區競賣期日一九三四年二月二十日正午極東漁業政廳で執行同日午後零時半より封書の受附を開始し午後一時半終了す

B　競賣申込願書に對しては一漁區毎に十留、又週約書には同樣に十留宛の印紙稅を支拂ふ事

其他は全部前年度の公告と同一條件、而して競賣に附される漁業區は新舊漁區(一年、三年、五年期間)を合せ次の通りである。

鮭鱒漁區……………一一七ケ所
カニ漁區……………一二三ケ所

B　邦人側の入札無効と宣言

浦鹽競賣に於て開札の結果日ソ双方の入札したる漁區一二三ケ所中、五十七ケ所はソ側に競落し日本側は日魯、外二名參加し六十六ケ所に對し封書を提出せしも債券買入方不可能の爲め保證金に不都合を來せる故を以て入札無効となり、ソ側は如何なる策略なりしか我側の更新漁區に對しては入札を避けた。

然るに二月二十五日極東漁獵廳長官チモセンコ氏は二月二十八日の漁區兩競賣施行方法に關し日本側代表に對し左の如き聲明を與へた。

アコ債券換算率協定問題の本解決に依り日本當業者が提供せし入札漁區保證金額は法定額に達せざるが故日本側入札の効力問題が發生したが事實上日本側入札價格が蘇側當業者の夫れよりも高かりし十ケ所の漁區を除き其他の鮭鱒漁區五十一ケ所、蟹六ケ所合計五十七ケ所のソ側の競落に對しては之れを確認する旨聲明せり而して日本當業者の利益をも顧慮したる結果從前の通り保證金一留邦貨三十二錢五厘の割合を以て現金又は小切手を納入する方法に依り殘餘の漁區六十六ケ所の競賣に參加を得せしむるがため二月二十八日再競賣を施行する事に決せり。

斯く二月二十日競賣を無効とした漁業長官の再競賣施行方法の聲明に關し我政府並に當業者の意嚮は

二月二十八日の追加競賣は是を形式的のものとし事實に於て二十日の日本側入札をその儘露國側において承認することを決定した。

而して右に同意せざる限り日本側は追加競賣には參加しない方針の下に、大田大使をしてモスクワ當局に交涉せしめてゐたところ二十八日の再競賣は三月五日に延期に決した旨露國側より發表したとの事で、それまでに尙ほ日本當局並に當業者の主張貫徹に關する外交交涉がモスクワと東京に於て行はれた。然るに留換算問題は容易に解決を見ず、我が當業者は三月五日の競賣にも不參加を決議し、遂にソ側は單獨競賣を斷行したが參加者少く、遂に入札封書四通を密封し競賣を延期するに至つた。

C　問題の一時的解決

其後政府側の外交交涉はモスクワに於て大田大使ソコルニコーフ外務人民委員會次長との折衝により三月十八日、換算率交涉は他日開始する事を條件に今回に限り入札漁區保證金及昭和九年度前半期即ち一月より六月迄の借區料は一留に對し三十二錢五厘替で受納する旨、ソ側は正式に大田大使に申出でた。

之に對し帝國政府は換算率三十二錢五厘替の協定は條約に依つて定められたもので、之が引上を條件とする入札漁區是正には應ぜられぬ旨强調し、遂に五月二十五日再競賣を施行する事となり日本側の當業者も之に應諾した。

D　留換算問題に對するソ聯邦言論界の意見

一九三四年二月二十八日のイヴウエスチヤ紙はアコ債券對圓貨換算率に關し、圓價は現在六〇%も暴落してゐるのであるから自國政府の主張する七十五錢に引上げることは妥當であると論評したが、續いて三月九日の同紙は政府の代辯者「タッス」通信社の報道を揭げて左の如く述べてゐる。

一九三一年ソヴエート政府は日本人漁區租借料の負擔輕減のためにアコ債券一留に對し三十二錢五厘と決定することに同意した。而してこの

點に關し一九三一年四月二十四日外務人民委員長カラハン氏は廣田大使に左の如き文書を手交した幣原氏の三十二錢五厘提議にソ聯政府は讓歩をなし債券換算率を暫定的に三十二錢五厘と取極む。但し兩政府は決定的換算率協議を繼續することに同意す。

此の暫定協約は圓貨が安定してゐた當時締結されたもので、其後圓貨は金輸出禁止のため次第に下落し現在金貨圓の價値は當時に比し四〇%である。卽ち日本漁業家の納入する三十二錢五厘は現在の金貨圓に換算すれば僅かに十二錢に過ぎない。

日本當業者は一九三〇年の暫定協約は政府間の取極めであるといふのであるが、ソ聯政府は該問題を純商業問題と見做し、日ソ兩國當事者間で立派に解決し得ると思つたのである。ソ聯政府は日本漁業家の安定を念とする點に於て現在も變りはないが、一九三一年の暫定協約の失効を無視するが如き日本當業者の態度を承認する譯には行かない。右暫定協約には協約の失効期限に就て何等の記載がないのであるから去る三月ソコリニコフ氏が大田大使になした通告の瞬間より法的效力を失つてゐるのである。

ソ聯政府は日本當業者の消極的實質の合法的利益を滿足せしめたるため總ゆる手段を講じ、最も平和的に圓貨下落によつて蒙りたるソヴエート經濟機關の損失問題を解決せんとする新らしき用意ある事を言明した。

E 昭和九年度日ソ漁區數

昭和九年度露領漁區入札問題は五月二十五日ウラジオ方において行はれた追加競賣をもつて完全な解決を見た。

日ソ兩國の昭和九年度所有漁區分野は左の如し。

日本側		
昭和八年度所有漁區		三百五十七
內昭和八年中の期間滿了漁區		十三
昭和九年度落札漁區		四十二
昭和九年度所有漁區		三百六十九
鮭、鱒		十七
カニ		三百八十六
計		三百六十八
ソ聯邦側		
昭和八年度所有漁區		三百六十六
內昭和八年中の期間滿了漁區		六十六
昭和九年度落札漁區		五十七
二月二十日入札		十三
三月五日入札		五
五月二十五日入札		七十五
計		三百三十六
昭和九年度所有漁區		四十二
鮭、鱒		三百七十八
カニ		
計		

F 條約改正準備委員會

昭和九年一月農林當局は日露漁業條約改訂に關する意見具申を露水組合に徵したので、組合では組合內に漁業條約改訂準備委員會を組織し委員として左の十二名を擧げた、

△樺山、佐々木正副組長
△平塚常次郎、坂本作平、井出智、本川藤三郎
田中丸祐厚、橋口九十馬、須田孝太郎、眞藤慎太郎、野口一三郎、藤木次郎兵衛

更に常任委員には田中丸、橋口、須田の三氏を推薦し夫々意見書が組合に具申されたので露水組合では右三常任委員作成の私案を報告討議するところあり、十二月十一日日ソ漁業條約改訂準備委員總會を開催し農林省側から齋藤事務官、組合側樺山、佐々木正副組長外委員一同出席、

委員總會に於て報告審議された常任委員各自作成の同條約改訂答申案は總會で一任された、三常任委員間に於て田中丸案を中心に成案の結果總會に附議決定の上露水組合答申案として直ちに農林、外務兩省に提出した。

而して第二回答申案は政府の指示により細目の答申をなし昭和九年十月樺山組長、須田橋田、田中丸常任委員にて審議之を議了十月十日露水組合から農林外務兩省に提出した。

G 露領水産組合の整理

昭和七年露領の沿岸邦人租借漁區が大合同してから我が露領漁業は二三の個人經營者を存するに止まり自然露水組合に於ける爾後の情勢は組合員の整理は固より組合定款及び規約の一大改廢を要するもの勘くないので、組

合員としては組合理事者側より率先之が提案あるべきものとして期待をかけてゐたが斯る模様が見えないので、組合員有志間に於ては兼ねて寄々對策協議中であつた處定款第二十三條二項に基き、組合員三分の一以上の贊成を經て組長樺山資英氏に對し總會召集方を請求し、組合員の總意に依つて前記改革に關する決議をしたい旨の書面、左記附議事項委任狀及び請求書を添へ全國百二十五名の組合員全體の贊同を求めんとするの擧に出でた。

附議事項

一、新規漁區開設と漁區租借權限を徹底せしむる件

「理由」昭和七年十二月五日組合會の決議に基き漁區統制委員會設定せられ漁區獲得に關する統制機關設置せられたるも尙來其の經過に徵すれば取扱上頗る不徹底にして且つ其の要領を缺く斯の如きは組合員の立場が保證せられざるのみならず一面又國權擁護の主旨にも背反するものなるにつき總會の總意に詢り名實相伴ふ統制法の確立を期すべきものとす

二、組合經費組合基金及救恤基金に關する件

「理由」北洋漁業大合同後に於ける組合內部の消長は其の合同以前に對照し總ゆる事態の變化せし實情に鑑み此等整理又は改廢を適宜斷行すべき要ありと認む

三、組合定款及び規約一部改廢の件

「理由」組合現在の情勢下に於て過去の規約又は組合構成に關し現實の運用と矛盾せるもの又は叙上第一、第二、其他の事項に關聯して改廢を要するものありと認む

四、第一、第二、第三、事項の外總會に於て必要と認むる諸事項

改造に關する總會

斯て露領漁業家に依つて組織され日露漁業條約により獲得したる露領沿岸漁業の統制的役割を演じて來た露領水產組合の改造に關する同組合員有志の運動は漸次奏効擴大され、遂に組合定款第二十三條第二項により同有志より理事者に對し總會招集方を請求する事になつた。卽ち

改造を提唱した有志組合員は昭和八年十月二十七日東京ステーションホテルに會合し東京、北海道、新潟、富山等の各地方組合員より送附されて來た總會召集に關する委任狀を取纏め組合理事に提出する事其他の對策に付協議、直ちに樺山組長を組合に訪ひ全組合員三分の一以上の意を體し附議事項並に委任狀を示し十一月早々總會召集方を請求した。

水產組合の基金內容

露水組合の改革問題に關聯し改革派有志によつて提唱されてゐる總會附議事項中大合同後に於ける組合基金の內容に關し露領水產組合の調べに依ると昭和九年九月末日現在は左の如くである。

現在基金

合計　壹〇壹四、參〇六圓六六錢

一、基本財產　參貳、貳八〇圓
右は定款第三十二條の規定により積立たる組合加入金及其他の積立金にして代議員定款の三分の二以上の同意を得たる決議を經ざれば處分するを得ず

一、特別積立金　八、貳七七圓九貳錢
右は特別積立金規定に依り臨時部經費決算の餘剩金及漁區優先權者取締めに因る差金等を積立たるものにして經費の補充及臨時緊急を要する費用の財源とするにあり

一、加入還附資金　七、七〇〇圓
昭和八年三月組合會決議に依り財產中より分割設定したる資金にして昭和七年六月現在組合員が組合脫退に對し還付すべき資金なり

一、從業者表彰基金　四參、貳四七圓壹八錢
右は露領漁業從業者表彰規定に依り設定したる基金にして從業者の表彰を爲す基金なり

一、退職慰勞基金　八〇、貳參五圓四壹錢
右は退職慰勞基金積立規定に基き經費豫算經常部の剩餘金の半額を積立たるものにして組合役員及職員の退職慰勞に充るを目的とす。

一、被使用者救恤資金　八四貳、五六六圓壹五錢
右は主務大臣の承認に依る露領漁業被使用者救恤規則に依り設定したる資金にして漁業條約の規定に據る被使用者の救恤を爲すを目的とす。

露水組合改組案

露水組合では昭和八年十二月十二日の代議員會で附議された組合員整理問題に關し委員

會を組織し整理案に付き審議中のところ該整理案は農林省の認可を要する爲め此程左記代議員會案を同省に提出認可を申請した。

慰勞金贈呈の理由

企業合同に依り露領漁業の事態に一大變革を來し現在組合員中營業を爲し得ず又爲すの希望を放棄せざるを得ざるに至れるもの勘からざる故其等組合員の脫退に際し組合として相當報ぜざるべからずとするの希望切なるものあり之れ慰勞金を贈呈せんとする事由なり

組合員整理方法

組合は昭和九年三月三十一日迄に脫退する組合員に對し左の通り慰勞金を贈呈する事

イ、昭和七年五月十四日以前の組合員にして現に組合員たるものには金參千圓

ロ、昭和七年五月十四日以後に加入したるものに對しては一人に付き金五百圓

ハ、前イ、ロ、の慰勞金を受くるものには加入金を還附せざること

二、昭和七年五月十四日以後脫退したる組合員に對しては一人に付き金參百圓退贈すること

三、右慰勞金の財源として

イ、特別積立金、加入金還附資金、基本財産表彰基金及救恤基金現在高より六拾萬圓を控除したる殘額を一般會計に編入すること

ロ、右一般會計中より貳百八萬圓を慰勞金として特別會計とすること

而して農林省では目下之が處理方針審議であるが當局の意嚮を綜合すると——大合同の結果原則として組合の整理を要するも適當な時機に於て爲すべきで愼重考量を要する整理の爲め慰勞金を贈呈する事由の詮議は第二義としても支出金の財源中救恤基金及び表彰基金に就ては該基金設定の目的に該當せざるを以て容認し難い、基本財産は加入金其他を蓄積せるものなるが故に使用差支ない、結局右の目的に使用財源たるものは基本財産特別積立金加入還附金で委員會案では二十萬圓內外の差額を生ずるも日魯會社の申出に依り補塡保證を條件として認可することに諒解を得たのである

露水組合の整理一段落

露領漁業大合同實現後に來るべき當然の歸結として組合會で議決した組合員整理問題については組合より農林、外務兩監督廳に申請中の整理案が、漸く認可されたので、爾來組合員中の退脫希望者はそれぞれ脫退手續をなしたが全組合員數九十七名中昭和九年九月末までに脫退した者は四十二名で、脫退に際しては慰勞金一名當り二千圓宛組合整理の機關なる露水會から交附された。

昭和十年現在組合員

整理によつて昭和九年末に約半數に減じた組合員は其後更に脫退手續を行つた者十數名に及び昭和十年十月現在の組合員は左記二十八名となつた。

露領水産組合員　（△印評議員）

△井出　智　　橋口九十馬
西出　悌二　　△本川藤三郎
近江政次郎　　荻布宗太郎
吉武源太郎　　田中丸祐厚
八島喜八郎　　八島　勝已
藤本治郎平　　小山　富三
有賀　篠夫　　佐渡　傳二
佐野　助治　　加藤　泰平
越野　長二　　△平塚常次郎

日沖取漁業の大合同

昭和九年十一月農林省は突如として沖取漁業の大合同を斡旋し、當業者に向つて國策上より合同すべき事を通達し、母船式鮭鱒漁業組合代表坂本作平氏を招致し政府側の意嚮を傳達せしめ、各業者中大部分は之に反對するも大勢は既に決し十二月二十七日、沖取漁業の合同に關し長瀬農林次官は坂本副組長を招致し組合が協議した、內容並びに經過報告を聽取し次いで當局の意向として

一、日魯を中心とした沖取漁業の合同は北洋漁業の統制上における先行問題であるので政府においては國策として萬難を排しても年內に實現を期す

一、從つて當業者側において實現の遲延を見るが如き場合には大臣の權限を以て促進方

を慫慂するかも知れない

一、合同に關し漁權、工場漁具その他付屬品の評價の點に一致し難き惧れがあるなら水產關係者中練達堪能の士例へば伊谷大日本水產會長の如きにその仲裁の勞を煩はすこと

等の諸點を擧げて出來ることなら十二月二十八日中にも至急合同の實現を期待する旨示し更に午後平塚日魯副社長を招き至急實現方を督促した、斯くて農林當局から年內大合同の督促を受けた鮭鱒沖取漁業組合の坂本副組長及び平塚日魯副社長は、大合同を一擧實現せしめるべく、直ちに沖取各社に對し個々に折衝を開始し說得に努力した結果、十二月二十八日午前零時に至り沖取合同（資本金五十萬圓全額拂込濟）を除いた關係者全部即ち太平洋漁業（二百萬圓拂込濟）大同漁業（百萬圓內四十三萬七千五百圓拂込）平出、宮城（五十萬圓全額拂込濟）坂本、藤木、袴（百五十萬圓全額拂込濟）及び沖取產業（三十八萬圓全額拂込濟）よりそれ〴〵合同參加の同意を得た而して沖取合同の反對は合同を失敗に終らせる意思に基くものとも認められるので飽く迄反對を固執する場合は同社をば一時除外し贊成會社のみを以て八百萬圓の合同會社を設立することに決した、なほ母船式鮭鱒漁業水產組合では十二月二十八日重ねて會議を開き組合の決議として合同參加の態度を明かにし一方日魯は緊急重役會を開き合同會社設立の對策を協議する筈である斯くて沖取漁業の大合同も遂に農林當局の積極的態度によつて比較的容易に年內に決定を見るに至つた

（公海漁業の部參照）

昭和十年度

漁區競賣公告文

（一九三四年十二月二十六日　クラスノエ・ズナーミヤ紙揭載）

極東漁業廳は浦鹽斯德市極東漁業廳に於て來る一九三五年二月二十日極東地方海上水域內一般漁區及蟹漁區の貸付競賣を施行すべきことを公告す

競賣は正午開場せられ封緘申込書提出の方法に依りて施行せらるべく、競上を行はず、封緘申込書の受理は當日午後零時より開始し同一時半を以て終了す競賣に對する封緘申込書には必ず左の事項を記載すべし

（イ）競爭者の正確なる氏名及住所

（ロ）競爭者の入札すべき漁區名稱及番號

（ハ）提供すべき借區料年額及保證金額を綴字を以て記入のこと

備考　競爭者が數漁區を入札せんと欲する場合には各漁區毎に申込書を提出するを要す

申込書には次の通添付するを要す

（イ）借料年額の五十パーセントに相當する保證金を國立銀行に納入したることを證明する受領證

（ロ）身分證明書、若は競賣參加者又は其代理人の住所を記載したる證明村委任狀寫

（ハ）競賣認可の上は競落漁區は競爭者に於て申込價格を以て、競賣に先ち公布せられたる條件にて引受くべく、若し競爭者が所定の期間內に契約の調印を拒否したる場合に於ては極東漁業の既納の保證金を國庫の收入に振替へ契約締結の拒否に依り生ずべき損害を賠償せしめ得べき旨の誓約書

提出若は送付せらるべき競賣に對する申込書に對しては一漁區毎に十留の印紙稅及差入れらるべき誓約書に對しては十留の印紙稅を支拂ふべきものとす

競賣に關する公告の日より希望者は極東漁業廳（ペールワヲ・マーヤ街二番戶）に於て漁區表及一切の貸付條件を承合することを得

極東漁業部

然るに漁業條約に依れば漁區競賣は入札漁區發表後二ケ月以後と規定しあり、昭和十年二月二十日にては右規定日數未滿なるを以て條約違犯となるを以て渡邊浦鹽領事はソ聯邦漁業廳に其旨抗議し、ソ聯邦側に於ても自己の誤を認め更に競爭期日變更を發表した。

漁區競賣期日變更公告文

(一九三五年一月十二月二十八日クラスノエ・ズネーミヤ紙所載)

一九三五年二月二十日と豫定せられたる海上漁區競賣を一九三五年二月二十七日に變更し、曩に公表せる條件を以て漁業廳舍內に於て施行せらるべく、競賣開始は正午とす
右關係者に通告す

極東漁業廳

昭和十年度競賣漁區

昭和十年度競賣七十三ケ所の明細區域表左の如し

△舊漁區＝(昭和九年度漁區表による鮭鱒更新漁區)

一、オホツク區＝四三八 四三九 四四〇 四二一 四二二 四三三 四三四 四五三 四四一 四六二(十一ケ所)

一、ギジギンスキー區＝五二〇 五二五 五二三 五〇三 五〇四 五四三 四九七 五四七 四三八 四九八 四九九 五〇七 五〇六 五〇五(十四ケ所)

一、チギリスキー區＝五五〇 五六八 五六七(三ケ所)

一、キクチスキー區＝七六八(一ヶ所)

一、カラギンスキー區＝一、〇〇五 一、〇一一 一、〇二七 一、〇五二 一、〇五四 一、〇五三 一、〇六九 一、〇七五 一、〇九一 一、〇九七 一、〇九六 一、〇九五 一、〇九四 一、一〇七 一、一〇八 一、一四二 一、一六五 一、一六四(十八ケ所)

一、オリユトルスキー區＝一、三九三 一、二九二 一、二九〇 一、二〇五 一、二八九 一、二二〇六 一、二一八(七ケ所)エメツキ西南九・一二粁 以上五十四ケ所

△新漁區＝四九二(ヤナ河口東二・六五粁)制限高二千ツエントネル

オゼルナイ河口 一、〇〇四(西南二六・五〇粁)一、〇〇三(同二四、三八粁)一、〇〇二(同二二、二六粁)一、〇〇一(同二〇、一四粁)一、〇〇〇(同一八、〇二粁)何れも制限高千五百ツエントネルづゝ。

一、一〇一 オツソルスキ河口 東 南 一六、八三粁
一、一〇二 同 同 一四、七一粁
一、一〇四 同 同 六、八九粁
何れも制限高千七百五十ツエントネル
一、一六六 イリプイル半島東端より 西 北 四、四八粁
一、一七七 同 同 二、七六粁
制限高各二千ツエントネル
一、二九八 ウイリエナン河口 南 五四、二四粁
一、二九四 同 同 三五、二四粁
制限高各二千ツエントネル
一、二六六 アナナ河口 東 南 一三、二四粁
一、二六五 同 同 一一、一二粁
一、二六四 同 同 九粁
制限高各千五百ツエトンネル

△以上合計十六ケ所

△蟹漁區＝舊漁區 一一六 一七五 一七八
三漁區にして新漁區なし。

◇競賣漁區通計(舊漁區更新)
オホツク十一ケ所、ギジギンスキー區十四ケ所チギリスキー區三ケ所、キクチンスキー區一ケ所、カラギンスキー區十八ケ所、オルユートルスキー區七ケ所、計五十四ケ所◇新漁區、オゼルスイ河口外十六ケ所◇蟹漁區(舊)三ケ所、合計七十三ケ所

△日本側參加代表者、日魯漁業＝有賀篠夫、阿部宥眞、小林梅藏、中川元彥、露水組合＝長尾博、前田淸、昭和漁業＝吉田正浩の諸氏

△ソ聯邦側、中央水產局漁業調整部長ゴロスコイ氏、極東漁業長官チモセンコ氏外各關係者出席。

而して過般露領水產組合に於ける統制委員會にて審議せる日本側の指定漁區は日魯四〇昭和七・佐野二の四十九ケ所である。

(入札競落結果は別項參照)

北洋漁業取締法案上程さる

農林省に於ては國策的見地より、陸上、沖取、蟹工今議船を含む全北洋漁業の積極的統制の爲、愈々會に法案を提出する事に決定、之に對し各當業者は既に豫期せる處として一切を當局の意嚮に委かせ沖取側に於ては、監督權行使を承認して居り、日魯側も沖取合同に際し長瀨次官と平塚日魯副社長との間に監督權を日魯の上にも行使する事に關し約束されてゐるので日魯側としても問題とせず、蟹工船側に於ては鮭鱒漁業に一歩を先んじて既に統制が保たれて居るので、統制法案が成立すればかつて自己の立場を政府より保證さるゝ事となるものと見て、法案成立に對し賛意を

表してゐた。而して、之等全北洋漁業の統制は昨春來岩倉、伊谷兩氏等が極力主張し來つたものでそれが漸く具體化し今回實現の運びに至つたものである。

斯くて北洋漁業取締法案は愈々二月二十六日第六十七議會衆議院に提出せられたが、該法案に對する貴族院方面の意見を綜合すれば結局曲りなりにも兩院を通過するものとは見てゐたが、該法案の持つ國家統制力は、畢竟日魯漁業會社の擁護法案に過ぎずとなしてゐた。殊に兼ねて問題になつてゐた日魯の半官半民會社改編のこともなく、重役の人選認可、利益配當の制限等の規定も抹消されて居り、只其都度農林大臣の認可を要するといふ極めて微温的なものと化し、法案の强調する處は競爭會社の出現を極力抑えんとしてゐる點に就いて、日魯漁業の擁護法案と難じてゐる、

而して右の諸點については本會議、委員會の席上相當突込んだ質疑も出ることゝ豫想され該法案が衆議院に廻付された場合には、政界一部の問題となつてゐただけに政府の綱紀問題にまで點火される危險性がある。

即ち舊臘行はれた沖取漁業合同問題の裏に床次遞相、內田鐵相等が介在したと言はれ、既に政友會の西村茂生氏や津雲國利氏等は先般來材料の蒐集に狂奔し、既に確實な材料を入手したと稱し、機會を捉へて暴露せんと手具脛引いてゐることとて成行は相當注目されてゐた。

斯くて貴族院本會議は三月一日午前十時半開會、議事日程を變更して、北洋漁業取締法案を上提、山崎農相登壇して、

現在北洋漁業に於いて重きをなすものは露領漁業と母船式漁業である。露領漁業は露國から得た漁業權に基いて發達したものであり、母船式漁業は最近頓に發達した公海漁業である。北洋に於ける之等漁業が重要なる地位を占むることは言ふまでもない。然るにやゝともすれば業者互に競爭激甚を極めて統制を亂し、對外的にも頗る一致を缺いで自ら不利を來し、殊に販賣方法に於いてはこの弊が著しい。この儘に放擲すれば我が權益までも亂す恐れがある、當局は之等の弊害に進み、北洋漁業の統制に力むる爲に企業促進に力むる處があつたが、併し法規の不備の爲今後の北洋漁業發達の上に頗る遺憾の點多きに鑑み、民間の之等漁業に從事する株式會社を特別なる監督の下に國家的見地に基いて北洋漁業の發達に力めんとするものである。

と簡單に提案理由を說明して、質疑者無き爲議長指名の德川義親侯以下八名の特別委員に附託し同取締法特別委員會委員を左の如く決定した。

德川義親侯、有馬頼寧伯、保科正昭子、犬塚勝太郎、三須精一男、宮田光雄、次田大三郎、松本勝太郎、赤松範一の諸氏

而して貴族院北洋漁業取締特別委員會は午前中開會正副委員長互選の結果左の如く決定特別委員會は即時解散した。

委員長 伯爵 有馬頼寧氏
副委員長 男爵 赤松範一氏

次で三月十五日貴族院本會議は午前十時半開會、諸般の報告を終つて日程に入り、日程第三として北洋漁業取締法案を上程し、特別委員會委員長有馬頼寧伯は、前後六回に亙る委員會の質疑應答の經過並に討論の結果、一部修正案は少數で否決せられ、希望決議付で該法案の可決を見た經過を報告して降壇、質疑なき爲直ちに討論に入り次田大三郎氏(同成)は修正意見を提げて登壇

北洋漁業の權益は日露戰爭の結果國民の血を流して得た權益を一營利業會社に其の利益を獨占せしむるといふことは不當である年々この爲に政府は軍艦を遣派して警備してゐるが、これに要する數十萬圓の國費は國民の負擔であり、また北洋漁業發達の爲に政府は多數の官吏を使用してゐる、これ等の經費だけは國民に負擔せしめて、營利會社の利益を獨占せしむるといふことは國民思想の上から言ふも不當である。よろしく國家權益から生ずる利益の一半を國庫に納付せしむべきである。

と北樺太石油利權者に對する納付金制度等の

事實を引用して修正意見を強調して降壇、次いで岩倉道俱男(公正會)登壇、過ぐる漁區入札に於ける宇田事件を引用して、北洋漁業權益の國家的統制の强化の急務を說いて原案の主旨に贊し、利益の獨占的弊を抑制するために希望決議を付して、將來斯かる弊に墮すことのなからんことを强調して降壇、採決の結果、委員長報告通り十一時二十五分貴族院を通過した。

斯くて同法案は貴族院を通過したるも、衆議院に於て重要議案山積の爲時日を費し、開期中に同法案上程審議の機會を逸し、審議未了となり遂に成立を見るに至らなかつた。

同取締法案要旨左の如し。

北洋漁業取締法

第一條　本法に於て會社と稱するは第六條に規定する條約に基き漁業を營む株式會社にして主務大臣の指定するもの又は命令を以て指定する母船式漁業を營む株式會社にして主務大臣の指定するものを謂ふ

第二條　會社の取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併竝に解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

會社は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の所有する重要財産を讓渡し又は擔保に供することを得ず

前項の重要財産の範圍は命令を以て之を定む

第三條　會社は命令の定むる所に依り營業年度毎に事業計畫を定め主務大臣の認可を受くべし事業計畫を變更せんとするとき亦同じ

主務大臣は會社の業務又は財産の狀況に關し檢査を爲し又は報告を命じ其の他監督上必要なる命令を爲すことを得

第四條　主務大臣は會社に對し命令の定むる所に依り北洋漁業の維持開發又は統制の爲必要なる施設を命ずることを得

第五條　會社の決議又は其の取締役又は監査役の行爲法令、主務大臣の命令若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは主務大臣は其の決議を取消し、取締役若は監査役を解任し又は會社の業務を停止することを得

第六條　命令を以て指定する條約に基き漁業を營み又は漁業權を取得せんとする者は命令の定むる所に依り主務大臣の認可を受くべし

第七條　前條の認可を受けずして漁業を營み若は營まんとし又は漁業權を取得し若は取得せんとしたる者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

第八條　本人の漁業の經營又は漁業權の取得に關し其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者か本法に違反したるときは本人は自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免ることを得ず

本法の罰則は其の者か未成年者又は禁治産者なるときは之を法定代理人に適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者には此の限に在らず

前二項の場合に於ては懲役の刑に處することを得ず

第九條　本法の罰則は其の者が法人なるときは理事取締役其の他の法人の業務を執行する役員に之を適用す

第十條　本法の罰則は本法施行地に本店主たる事務所若は住所を有する者又は其の代理人、使用人其の他の從業者か本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

日ソ漁業條約改訂問題

昭和十年五月露都に於て開催の日ソ漁業條約改訂交涉に關しては我が外務農林省側に於ては當業者側の意嚮を徵し、日本側の改訂要項につき審議し露水組合に於て開催された條約改訂委員會の決定に基づく民間當業者側の改訂條項は左の如きものであつた。一、現行條約改訂期間十二年毎を八年毎に改める事、二、ソ側の特權を廢止し課稅其他日本側に不利なる條項を一掃する事、三、從來の條約によるソ聯國營が優良漁區を先取し殘餘の漁區が競賣に附さるゝ規定を改正する事、四、濫不防止魚族保護の見地よりする現行漁區制限を緩和する事、五、ソ聯國內法規命令施行を發布後現行三ケ月の豫告期間なるも更に其期間を延長する事、等であつた。

現行日ソ漁業條約改訂に對する我が當局側の意見は過般外務、農林兩省側にて協議の結果大綱を決し昭和七年廣田カラハン協定によ

る全漁獲量二千萬プードの內六百萬プードがソ聯國營漁區に先取さるゝ現行規定を改正する外、從來屢々問題となり今懸案中の留換算問題を此際一掃し圓貨建とする事等現行協定に於て日本側に不利なる條項を根本的に改むる方針を以て進み、民間當業者側の意嚮も加へて閣議の承認を經て在莫酒匂代理大使に訓電を發し四月十一日東京發露都に歸任する大田大使にも訓令案を携行せしめ我政府の方針を傳達せしめた。(漁業條約改訂交涉經過は外交の部參照)

日本の露領漁業關係團體

露領水産組合

露領水産組合は明治四十一年、日露漁業條約による本邦人最初の沿海州出漁に當り、外國領海水産組合法によつて創立され、當初は『沿海洲水産組合』と稱して居たが、明治四十二年『露領水産組合』と改稱したものである。外國領海水産組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法主旨は(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため(三)外交的關係の必要のため、又其の內容は頗る簡單で卽ち第一條には、條文又は許可により外國領海に於ける水産動植物の採捕、其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設立することを得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本組合は露領沿海州及びカムチヤツカ、樺太方面に於て水産物の採取製造及び販賣を業とする者を以て組織され、外務、農林兩大臣の監督を受け、同業者の利益を增進し水産事業の發展向上を目的として組織されたものである。

初代の組長は北千島探險で知られてゐる故海軍大尉郡司成忠氏で、爾後、神山閏次、小島源三郎、子爵前田利定、子爵酒井忠亮、堤清六の諸氏組長に就任し、昭和五年三月現組長樺山資英氏に至つたものである。

本組合は創立以來三十餘年、其間、日露兩國間に惹起された漁業問題の紛爭に對し善處し其解決に努力に勉め、兩國間に於ける漁業上の諸懸案を解決する等幾多の功績を殘してゐる。

昭和八年露領漁業の大合同の後、組合整理委員會を設け、組合員の整理を行ひ『露水會』を作つたが、最初二百三十餘名を算した組合員は、整理により現在二十八名に減じてゐるが、我露領漁業者の代表機關として、其の機能を行使してゐる。

本組合には左の役員が置かれてゐる。組長一名、副組長一名、評議員四名、組長は組合を代表し組合の事務を統理する評議員は組合事務を監査し、組合の諮詢に應ずる、各役員の任期は三箇年である。現任組長評議員及役員左の如し。

組長	樺山資英	
副組長	(欠員)	
評議員	井出智	
同	本川藤三郎	
同	坂本作平	
同	平塚常次郎	
囑託	大寺量吉	
主事	鈴木鄰吉	
浦鹽代表	長尾博	

副組長として佐々木平次郎が就任してゐたが去る昭和十年四月二十三日同氏逝去後は空席として後任者を選定せず欠員のまゝ今日に至つてゐる。

又、當組合內に日露漁業條約改訂委員會が設けられ、日ソ條約履行に關し遺憾なきを期し、條約の改正に際し兩國共存共榮の主旨に基き適宜時機に處せん事を期してゐる、現在の漁業條約改訂委員左の如し。

樺山資英、須田孝太郎、田中丸祐厚、橋口九十馬、野口一三郎、眞藤愼太郎、藤木治郎平、坂本作平、平塚常次郎、井出智、本川藤三郎、以上十一名にして須田、田中丸橋口の三氏常任委員である。

組合本部所在地——東京市麴町區丸ビル內

日魯漁業株式會社

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十日三

資本金二百萬圓を以て創立されたもので、初代の社長は故堤清六氏で次いで故川上俊彦氏社長に就任現在の鈴田四郎氏に至るロシア革命の勃發の大正六年七月には一百萬圓を增資して資本金三百萬圓となり、更に大正九年二月には大增資して一千萬圓の大會社となり、翌大正十年六月には輸出食料品株式會社、勘察加漁業株式會社の二社を合併して、資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが、同年十月には經營の合理化を敢行して、八百七十萬圓の減資を斷行資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には「三菱」との合同會社なる大北漁業會社を買收して、露領に於ける日本人漁區の八割を占むるに至つた。更に當業者の要望に基いて北洋の一大合同漁業會社北洋合同漁業株式會社を合同して一躍公稱資本金五千三百八十萬圓、拂込資本金三千六百五十五萬圓に增資して、日本に於ける代表的大漁業會社の威容を形成するに至つた。

會社の現狀

資本金「昭和十年十月現在」
公稱資本金　五千三百八十萬圓
株主總數　一萬五千七百十二名

重役

取締役社長　鈴田四郎
取締役副社長　平塚常次郎
專務取締役　眞藤寅太郎
常務取締役　松下高
同　藤田秀雄
取締役　加藤辰彌
同　加藤恭平
同　金子喜代太
同　中野正永
同　山下太郎
同　外山源吾
同　有賀篠夫
同　渡邊忍
常任監査役　柿內常次郎
監査役　井出智
同　本川藤三郎
同　松本良七
同　米津眞九郎
同　田中丸祐厚
同　佐野滋
支配人　
同代理　

漁獲及製造高

日魯漁業會社の最近二ケ年間、昭和九年及び昭和十年度に於ける、カムチヤツカ、オホツク及沿海州漁場に於ける漁獲高及び製造高左の如し。

昭和九年度の漁獲製造高

漁獲高	鱒ノ助	三、四二六石
	ショマ又はモナコ	二、六七一石
	合計	八七七、五一六石
製造高	紅鮭	五〇〇、五一一函
	鱒	八四七、五六八函
	チヤム	一七、〇九〇函
	銀鮭	二六、六三三函
	鱒ノ助	二、五〇〇函
	モナコ	一、九六四函
	合計	一、三九六、二六六函
	蟹	二九、一五五函

昭和十年度の漁獲製造高

漁獲高	紅鮭	五三、五二六石
	白鮭	一八六、二九石
	銀鮭	九、九九一石
	鱒	三五〇、二〇八石
	鱒ノ助	五、〇二五石
	ショマ	二、七〇六石
	合計	六〇七、七二五石
製造高	紅鮭	一八八、六二六函
	銀鮭	三七、〇三二函
	鱒	六七九、四九一函
	鱒ノ助	八、〇二八函
	ショマ	三一八函
	蟹	三六、六二八函

合計　九五〇、一二三函
本社所在地　東京市麹町區丸の內二丁目
出張所　函館市眞砂町

北洋協會

沿革

北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を目的として、我對露漁業關係者、公海業漁關係者政界有志等により昭和五年四月十五日創立。

定款（要項）

總則

第一條　本會は社團法人北洋協會と稱す
第二條　本會は水產立國を以て會是とし北洋漁業の發達並漁業權益の確保を圖るを以て目的とす
第三條　本會は左の事項を行ふ
一　北洋漁業に關する對策の調査研究
二　北洋漁業の實況紹介
三　北洋漁業に關する刊行物の發行並に各種集會の開催
四　其他必要と認むる事項
第四條　本會の事務所を東京市に置く
第五條　本會の事業年度に每年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

會員

第六條　本會に加入せむとする者は入會申込を爲し理事會の承認を受くるを要す
第七條　會員は會長の承認を得て退會することを得
第八條　會員にして本會の定款其の他の規定又は總會の決議に違背したるものは理事會の決議により除名することあるべし
第九條　會員は本會を脫退したる場合に於ても既に納付したる會費の返戻を求むることを得ず

會費

第十條　會員は會費として年額三圓を醵出するものとす

顧問、役員、常議員

第十一條　本會には顧問若干名を置き重要なる會務を諮詢す
顧問は總會の同意を得て會長之を推薦す
第十二條　本會に左の役員を置く
理事　若干名
監事　若干名
第十三條　本會に常議員若干名を置く
第十四條　役員及常議員は總會に於て會員中より之を選擧す
第十五條　役員及常議員の任期は二ケ年とす
役員及常議員は其任期滿了するも後任者の就任に至る迄は仍其の職務を行ふものとす
第十六條　理事は會務を處理す
理事は互選に依り會長一名、常務理事三名以內を定む
第十七條　會長は本會を代表し一切の會務を總理し總會、理事會、常議員會の議長と爲る
會長事故あるときは常務理事其の職務を代理す
第十八條　常務理事は會長を補佐し會務を處理す
第十九條　監事は會務を監査す
第二十條　常議員は重要なる會務に參與す
第二十一條　役員及常議員に缺員を生じたるときは次の總會に於て補缺選擧を行ふ
前項の補缺に依る役員及常議員の任期は前任者の殘任期間とす
第二十二條　本會に職員若干名を置く
職員の任免は會長之を行ふ

會議

第二十三條　總會は通常總會臨時總會の二種とす
通常總會は每年一回一月會長之を招集す
臨時總會は理事會に於て必要と認めたるとき會員五分の一以上より會議の目的たる事項を示して請求ありたるとき會長之を招集す
第二十四條　總會の招集は少くとも五日以前に於て會議の目的たる事項を示して之を會員に通知すべし
第二十五條　總會に於ける會員の表決權は平等とす
第二十六條　總會の議事は出席會員の過半數を以て之を決し可否同數なるときは議長之

を決す

第二十七條　定款の變更は會員三分の二以上出席したる總會に於て出席者三分の二以上の同意を經ることを要す

第二十八條　總會に於て豫め通知せさりし事項に付決議を爲すことを得す、但し出席會員四分の三以上の同意ありたる場合は此の限にあらす

第二十九條　理事會は會長之を招集し會務を審議す

第三十條　常議員會は會長之を招集し、重要なる會務を審議す、理事は常議員會に參加することを得

第三十一條　理事會及常議員會の議事は出席者の過半數を以て之を決す、可否同數なるときは議長之を決す

第三十二條　會議の議事錄は常務理事之を作成し、議長及出席者二名以上之に記名捺印すへし

ハ、北洋協會顧問、役員

役員

會長　男爵　岩倉道倶
顧問　子爵　野村益三
同　伊谷以知二郎
同　樺山資英
常務理事　田中丸祐厚
同　植木憲吉
理事　小池仁郎
同　洲崎尙武
同　鵜澤宇八
同　渡邊泰邦
同　中谷貞賴
同　柏田忠一
同　鍋島熊造
國　砂田重政
同　小西和
同　四竈孝輔
同　須田孝太郎
監事　平塚常次郎
同　本川藤三郎
（常議員略）

北洋協會本部・東京市麴町區丸の內、丸の內ビルデング內

邦人露領漁業實績

自明治四十一年至昭和十年　租借經營漁區數及漁獲高表（年度別）（單位石）

年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	シヨマ	鰊	計
明治四十一年	一一九	一一七	四六、九三八	—	—	—	三八、〇二三	—	—	八四、九六一
同　四十二年	一八三	一七八	七七、四五六	—	—	二一、〇七〇	九一、三七九	—	—	一八九、九〇五
同　四十三年	一五七	一五三	一九三、九二二	—	—	三一、九〇七	四六、五七七	—	一、五七九	二七三、九八五
同　四十四年	二三四	二二四	一三三、三〇六	—	一五二	二九、八〇三	三一九、九二六	—	一、三七〇	四八三、五五五
大正元年	二二四	二二三	一〇九、八七九	—	一二七	二一、六二三	一三三、八二七	—	七五九	二六六、二一五
同　二年	二二五	二二一	一六二、一〇七	—	七〇四	三一、三三四	一六四、二三三	—	五五五	三五八、九三三
同　三年	二一〇	二二六	一四一、二九九	—	二九六	一〇、七三五	二九八、八六〇	—	一九六	四五一、三八六
同　四年	二一四	二三〇	七〇、八五五	—	四四〇	二四、六二四	二九六、六二四	—	一、三八一	三九三、九二四
同　五年	二〇三	二〇一	五五、〇八一	—	三七六	三六、八〇六	三八三、五三六	—	一〇九	四七五、九〇八
同　六年	二一八	二一三	九五、三七五	—	三七二	三四、三〇二	三二二、〇三〇	—	五八	四四二、一二七
同　七年	二四五	二二四	一三三、三三五	—	三〇〇	五七、二四三	二一三、七二三	—	二一四	四〇三、七三四
同　八年	二四七	二四六	一七〇、一七三	—	一、二六四	七一、一九八	二〇六、四三三	—	一九四	四四九、二六〇
同　九年	三一五	二四六	一五四、三九八	—	一、七五七	五三、一九七	三三六、六二八	—	—	五三四、九七〇
同　十年	二三四	二三四	一四六、八五七	—	一、六一五	七〇、七〇三	三五〇、一八八	—	—	五六九、三六七
同　十一年	二六四	二六四	一四四、七六三	—	八九五	一三三、四一七	三九一、四〇四	—	—	六六九、四七九
同　十二年	二五四	二二九	一三六、四二一	—	六一九	一〇四、三三三	一四六、一一一	—	九八	三七七、五八二
同　十三年	二三四	二二五	七二、五〇六	—	五九三	一〇三、五六三	四六一、〇七三	—	四、一二四	六四〇、八五九
同　十四年	二四〇	二二八	一〇四、四四四	—	九九一	五四、〇六九	八五、七二二	二五二	四、八四七	二五〇、三三四
同　十五年	二五三	二三四	八七、五四八	—	一、九二四	八二、〇〇七	四五四、五七三	一、五一三	四、六九三	六三三、三〇八
昭和二年	二三九	二三三	一二四、六五七	—	二、四五九	八六、七八七	七八九、九五三	七〇七	二、〇六三	二九六、六二三
同　三年	二三九	二二一	一三三、九七五	—	一、七二四	一四九、九四五	三七一、九七四	一、一九五	三、一七四	七五〇、九七七
同　四年	二七四	二五三	一三一、二八〇	—	二、〇六三	九九、六八九	三八、七八七	一、三八一	二、三一三	三七五、五一三
同　五年	二九六	二七〇	一三八、三八一	—	二、七九〇	九八、六一四	二四九、三六二	二、一二九	一、七六一 鱒一〇九	五九三、一六六
同　六年	二八八	二六七	一五三、一二三	—	一、八七二	七六、四六二	七一、一五四	一、一九四	一、三三九	三〇五、一三三
同　七年	三七一	三〇七	一六一、四五一	七、三八九	一、八七〇	七六、九六〇	二六三、六四五	一、四〇〇	七八九	五一三、五〇四
同　八年	三四〇	三三四	一四八、九〇一	四、七九八	八八八	五三、四四四	一〇八、六五五 銀鱒一三四	四一四 モナコ二〇一	三三一 鱒一〇一	三一七、七六七
同　九年	三六九	三五四	二二五、三四五	六、二九七	一、七一七	一〇四、〇六四	三八一、〇七〇 銀鱒三八	鱒一、一三六 一六 モナコ一、〇七九	三二一	七二一、〇八三
同　十年	三七八	—	一八六、二六九	九、九九一	五、〇二五	五三、五二六	三五〇、二〇八	二、七〇六	—	六〇七、七二五

昭和十年度漁獲高ハ日魯漁業ノ漁獲高ノミヲ示ス。

昭和九年度經營漁區數及漁獲高表（監視區別）（單位石）

經營漁區數	魚種	鮭	銀鮭	鱒ノ助紅鮭	シヨマ	鰊	計
三五四		三五、三四五・二二	六、二九六・七五	一、七一七・一四	一〇四、〇六四・六	三八一、〇六九・九四	一、二三六・二四
						銀鱒 三八、〇八〇・八	一、〇七九・一六
						モナコ	
							三一・二九
							七三一、〇八四・三六

昭和九年度監視區別漁獲高內譯表

區別	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助紅鮭	シヨマ	鰊	計
沿海區	一四	二、五一	—	一、二三六・一四	一、九六四・四六		
薩哈璉區	四	三五〇四	—	二、一〇四・〇七	二七・一八		
オホトスキー區	三八	四〇、八九四・二三	五三・三〇	二、六一四・九八	四六、一七六・一八		
ギジギンスキー區	二七	一七、四一五・六七	—	八・八	二四、七三七・九七		
チギリスキー區	一三	九三一・四七	二九・一八	七、三一三・五三	二、二四八・四五		
イーチンスキー區	四五	三〇、三四七・一八	八九三・七八	二、六九八・〇五	二一七、二八三・五〇		
クイクチンスキー區	三九	四五、九一三・三九	四八七・四五	八九三・七五	一九、七〇〇・三三		
ボリシエレツキー區	三五	一三、三五七・七八	三五八・七九	三、〇七	二四七、六〇〇・三三		
東堪察加區	一五	一二、八五七・八六	三、七八一・三四	一六一、六七七・一六	一、〇三二、六七四・一六		
カラギンスキー區	九六	五四、四三・四三	一八五・九一	二九、五二四・一三	二、四四七、八二六・一六		
オリユートルスキー區	二八	九、九七七・六六	—	七三、四四〇・〇一	二、四四七、八八		

經營漁區數及鹽鮭鱒製造高表（單位石）

自大正九年至昭和九年

次年	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助紅鮭	シヨマ	鰊	計
大正九年	二四六	一三九、六四九・三五	一四、六四九・三五	四〇・七四	粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
同十年	二三三	一三五、六三二・二四	—	一六五・二九	粒 四、五六〇・八八	五、四三三・六五	四五五、九四四・〇八
同十一年	二六四	一三九、九八三・三三	—	八四〇・四三	粒 七、〇〇三・三三	四、一〇二・六二	五六三、一五〇・一三
同十二年	二九	一三一、四四四・九三	—	六四四・一七	粒鰊 三、七四四・九七	四、〇八六・八八	二九四、七六〇・六三
同十三年	二五	六八、二七二・八六	—	四四七・二二	粒鰊 四、六三三・八八	四、六一五・五六	五三二、九九九・二八
同十四年	二八	一〇〇、八四四・六八	—	三三五・八〇	粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
同十五年	二四三	八三、七七〇・六八	—	一、九二四・九二	粒 四、八八一・九	一、四八三・七四	四八、一四〇・九三
昭和二年	三三	一一、九〇〇・四	—	一、四八三・七六	粒鰊 一、五五〇・〇六	九四・六一	四、九四〇・六三
同三年	三一	二七、九八六・八三	—	一、三五五・七二	粒鰊 七、四四七・九七	四、〇八六・八八	二九四、七六〇・六三
同四年	三三	二六、四七九・四七	—	一、七三一・九〇	粒 四、六三三・八八	四、六一五・五六	五三二、九九九・二八
同五年	二七〇	二三、九一一・八九	—	一、三八・三八	粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
同六年	二六七	一八、六一一・〇四	—	一、〇三八・八三	粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
同七年	三〇七	生 一四七、三三五・三八	生 一、四八六・二一〇	九四七・七六	粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
同八年	三二四	冷 三九、五五一・四七	冷 一七・三三	四九三・四六	粒鰊 七、四四七・九七	四、一〇二・六二	五三二、九九九・二八
		燻製 九、五五一・四七	燻製 五三八・一三	三八・七八	粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
同九年	三五四	冷凍 五、五五三・二四	冷凍 一、二四三・八六	九八八・九	粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
		ボチカ 三〇・八六	燻製 一、九九一・八四	五・六八	粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
			銀鱒 三八・一三		粒鰊 七、四四七・九七	四、一〇二・六二	五三二、九九九・二八
					粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
					粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 七、四四七・九七	四、一〇二・六二	五三二、九九九・二八
					粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
					粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 七、四四七・九七	四、一〇二・六二	五三二、九九九・二八
					粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
					粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 四、二三六・九八	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三
					粒鰊 七、四四七・九七	四、一〇二・六二	五三二、九九九・二八
					粒 四、五四四・四六	四、〇五〇・七六	一九二、三三七・四三
					粒 七、〇〇三・三三	六、〇六〇・二八	四三七、七二一・〇三

昭和九年度經營漁區數及鹽鮭鱒鯟製造高表

（筋子 日ハ日本式 露ハ露國式）

魚種	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショヤ	鯟	粕	計	筋子	魚油
	三五四	二三、二六六・六五石 冷凍五、五五三・三四 ボチカ 二〇・八六	一、二四三・八六	冷凍 六九・〇三石 マイルドキュア 一七八・一八 九六六・九二 燻製 ・六八	燻製 一、九一九・八四石 五・六二	銀鱒 一六〇、七〇八・五九石 三八・二	一、一三六・三石	身鈌鯟 一〇三・九三石 胴鯟 三三・五〇 粕 七三・四〇 鱈 九五・六三 一六・一七	三、三三八・七八石	三八七、六八八・三〇石	日 八三三、五三五貫 露 一七九、七三九	五、二四三罐

同監視區別

區別	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショヤ	鯟	粕	計	筋子	魚油
沿海區	一四	一・五二石	—	—石	—石	銀鱒 五五五・三石 三八・三	一、一六・三石	身鈌鯟 三三・五〇石 胴鯟 七三・四〇 粕 九五・六三 鱈 一六・一七	一三〇・二九石	二、〇六九・〇六石	日 三、一七四貫	一七四罐
薩哈嗹區	四	二五・〇〇	—	—	—	四・六二	—	—	—	二九・六二	日 八八	—
オホトスキー區	三八	冷凍三五 九八七・三九 三六八・三六	一六〇・八三	—	三七三・三〇	二、五七四・〇一	—	—	六三・一三	三九、五二五・九一	日 八七、一二二 露 一三、七五三	三〇
ギジギンスキー區	二七	一七、四一五・六八	—	—	八・七八	七、三二三・四六	—	—	—	二四、七三七・九二	日 五四、八三四	—
チギリスキー區	一四	九三一・四六	—	一・五三	—	七七・三五	—	—	四五七・八〇	一、四六八・一四	日 四、四七八	—
イーチンスキー區	四五	三〇、三四七・一三	七〇二・七〇	・三〇	・〇八	四一、四五八・二九	—	—	三一〇・七二	七二、六二九・二〇	日 一三、二七〇 露 三五、一五六	六〇
クイクチンスキー區	三九	四六、〇四一・九五	二三二・七三	—	一・七八	六八、七六二・四五	—	—	鯟 二〇五・二三 二一・八八	一一五、二三六・〇一	日 一六八、〇〇一 露 七五、六九三	五六
ボリシエレッツスキー區	三五	一三、五二七・七四	二一・二三	・一八	一、〇五三・六六	二六、一八六・六五	—	—	一、一五五・四三	四一、九四三・八八	日 一四一、一五六 露 二一、三七一	二、五四七
東堪察加區	一五	九、〇三三・一八 冷凍 一、七九四・一四	九二・五〇	冷凍 九八六・九一 燻製 一七・五八 ・六八	九・九〇 燻製 五・六二	四・六九	—	—	七一五・五六 八二・〇五	一三、八九二・八二	日 三五、六三九 露 七、一八一	二、〇四四
カラギンスキー區	九六	四九、〇〇七・九五 冷凍 三、三九〇・九四 ボチカ 二〇・八六	四三・八九	冷凍 一〇・八三 ・六〇	一二八・一五	九、九三五・七七	—	—	三〇〇・六四	六二、八二九・六三	日 一八七、六九三 露 三一、九八一	三三三
オリュトルスキー區	二八	九、九五七・六七	—	五六・一八	三五六・一九	三、九三六・〇八	—	—	—	一四、三〇六・一三	日 三〇、〇九一 露 四、五九四	—

鮭鱒罐詰製造高表

自大正九年
至昭和九年

年次	鱒ノ助 一封度	鱒ノ助 半封度	紅鮭 一封度	紅鮭 半封度	銀鮭 一封度	銀鮭 半封度	鮭 一封度	鮭 半封度	鱒 一封度	鱒 半封度	計
大正九年	二、一九一	—	二五五、七五七	四六、六〇九	—	—	九三、九九〇	—	五三、一八五	—	四六〇、七三三
同十年	一四、四九七	—	一九八、八四五	一五九、四五三	—	—	一二二、八三七	一、四四六	八三、九九八	八三六	五七一、九一三
同十一年	二〇六	—	九八、四七三	二九六、七七三	—	—	三三、三五〇	三四八	五九、八二三	一五、五二九	五〇三、五〇二
同十二年	—	—	四〇八、〇五七	一三三、一九八	—	—	二八、八五四	三、三六〇	四六、六一八	一、四五四	六三〇、五四一
同十三年	—	—	四三三、七一八	六六、〇五三	—	—	六一、〇四三	三一三	一八一、四五五	七〇五	七四二、二八五
同十四年	—	—	六三、六四七	三三二、九三六	—	—	六七、六六六	二八、二八一	一〇四、四三三	一、五〇五	五八八、四六七
同十五年	—	—	一四四、六三三	三九二、二九二	—	—	五三、〇五三	三九、六三六	二〇五、三五四	七六、七一四	九二一、六八〇
昭和二年	—	—	一二〇、七一六	三九四、七四六	—	—	三三、四九三	三六、〇四八	一二四、四五〇	一五、四五七	七〇三、九一〇
同三年	—	—	三三〇、六八〇	四七七、五四五	—	—	一三、七五〇	二一、三八五	三六二、七七九	四五、一七九	一、二五〇、三三八
同四年	—	—	二二六、九〇一	¼ 三七一、〇一四 一八、二二〇	—	—	四九、七三九	二五、九二三	七八、二〇一	九、八八六	七七九、八八三
同五年	鱒 一七五	—	一五五、三一三	¼ 三七四、七二四 三五、九四八	—	—	二八、一六三	七四、七四三	四四〇、七九三	一三八、八三八	一、二三八、六九五
同六年	一、六七八	三、七六一	八三、八三八	¼ 三一九、四四八 五三、九一七	七、四八六	一三、二九三	二一、五六三	一七、二九〇	一一五、〇五四	六九、一九九	六九六、五二七
同七年	二、二四一	四、六九三	九二、三四五	¼ 二八一、六〇七 四二、二二一	一五、二一四	一一、八六三	三、一九三	三、〇八二	五九二、一二五	一三〇、九六六	一、一六九、四四〇
同八年	一、三八二	一、一五五	五四、〇〇七	¼ 一九二、七八一 四〇、八七八	一五、一四一	九、三五七	三 モナコ 三三	— モナコ 四九	三三八、六九四	二八、七九八	六七二、九九七
同九年	二九〇	¼ 一、四七五 七三五	三五、二六三（頭七九三）	¼ 三六六、六九〇（頭二、八三四） 一〇一、四四八	二、六八六	二三、九四七	一七、〇八七 モナコ 二一九	モナコ 一、八四八	七六八、五七五	六八、七三二	一、三九二、五二一

昭和九年度罐詰工場數及鮭鱒罐詰製造高表

經營者數	工場數	工場規模	鱒ノ助 一封度	鱒ノ助 半封度	紅鮭 一封度	紅鮭 半封度	銀鮭 一封度	銀鮭 半封度	鮭 一封度	鮭 半封度	鱒 一封度	鱒 半封度	計
一	三四	ライン 八一	二九〇	¼ 一、四七五 七三五	頭 三五、二六三 七九三	¼頭 三六、六九〇 二、八三四 一〇一、四〇八	二、六八六	三三、九四七	一七、〇八七 モナコ 一一九	モナコ 一、八四八	七六八、五七五	六八、七三二	一、三九二、五三二

同監視區別

區別	工場數	工場規模	鱒ノ助 一封度	鱒ノ助 半封度	紅鮭 一封度	紅鮭 半封度	銀鮭 一封度	銀鮭 半封度	鮭 一封度	鮭 半封度	鱒 一封度	鱒 半封度	計
オホトスキー區	一	ライン 一	—	—	—	八、七八四	—	二、七九二	—	—	—	一四九	一一、七三四
チギリスキー區	二	二	一八	—	頭 二九九 一一二	頭 四、五四〇 一一六	一四九	—	—	—	一、二七五	—	六、四〇八
イーチンスキー區	六	一二	二六	—	頭 四、九七一 一三五	—	一、〇七七	—	—	—	一七六、一二九	一、四四三	一八三、九七二
キクチンスキー區	七	一九	一七	三九	頭 二、二四六 三二	¼頭 四、四一〇 八〇四五	七五七	七二八	—	—	四六七、三四二	二、七九六	四八九、二〇七
ボリシエレツキー區	一〇	二九	—	三一	—	¼頭 三四六、九五六 二、四三六 五三、七二三	—	一、七四三	—	—	九二、三五九	五四、三四三	五五〇、五七九
東堪察加區	一三	一三	—	¼ 一、四〇五 七三五	—	¼頭 二、〇〇〇 二四七 四七、九二一	—	一八、六八六	五、九三六 モナコ 一一九	モナコ 一、八四八	二、四三九	—	八一、三三六
カラギンスキー區	四	五	三九	—	頭 一四、八〇九 五四〇	—	七〇三	—	二、一六一	—	二九、〇三二	—	五六、二八三
オリユトルスキー區	一	一	—	—	一二、九三八 (頭八五)	—	—	—	—	—	—	—	一三、〇三三

自大正十年至昭和九年 經營漁區數及從業員數

年次	經營漁區數	幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船々員	其他	計
大正十年	二三三	—	—	三、四五九	—	一、七三五	—	一四、一八四
同十一年	二六四	五一八	六二	三、六九八	二、五七五	一、六六四	—	一八、五一六
同十二年	三一九	五三三	一〇九	三、七六六	三、六六七	一、一七四	—	一八、三四八
同十三年	三一七	五二〇	七〇	二、六四〇	三、五八六	八〇四	—	一六、六二〇
同十四年	二四七	七一四	九七六	三、四七七	五、一九一	七五五	一七 女工 一六	二一、一四六
同十五年	二六六	六六〇	六一四	三、六八七	四、四二一	五二四	三三	一八、九一九
昭和二年	二四八	七五〇	七四九	三、五三八	五、一一七	三三二	六八	二〇、五五三
同三年	二三五	八一五	九五一	三、二九一	五、六四三	一三八	一二 女工 六〇	二〇、八九九
同四年	二七六	九〇五	一、〇三七	四、四四七	五、〇〇六	一六七	三三	二一、五九四
同五年	二九二	九三三	一、〇三九	三、九九三	六、一三七	五六	二〇 女工 四六	二三、三三四
同六年	二八七	八三八	八三四	二、四九二	四、〇一五	三〇	四一	一七、二四〇
同七年	三二三	七八七	一、〇七四	三、二〇四	四、一二〇	—	—	一八、一八五
同八年	三五一	七六四	一、〇四五	二、一七〇	四、五二六	—	一	一七、五〇六
同九年	三五四	七九二	一、一〇四	三、二六〇	六、一八九	一九	—	二〇、三六四

昭和九年度經營漁區從業員數及漁場在留日數表（監視區別）

鮭鱒鰊漁區ノ部

區別	租借漁區數	經營漁區數	從業員 幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船々員	其他	計	漁場在留平均日數
沿海區	一四	一四	二〇	三	二七〇	—	—	—	三一三	八九

薩哈嗹區	四	四	四	四	七〇	—	—	—	七八	五八
オホトスキー區	三八	三八	六七	八七	一、一七四	七四	—	—	一、四〇三	八一
ギジギンスキー區	三〇	二七	三三	三〇	五四九	—	一九	—	六三一	八九
チギリスキー區	一四	一三	三〇	四九	三四九	一八八	—	—	六一六	七五
イーチンスキー區	四六	四五	八八	一一六	一、六八七	六二七	—	—	二、五一八	八四
クイクチンスキー區	三九	三九	一三三	二〇〇	一、九五六	一、六八五	—	—	三、九七三	八三
ボリシエレツキー區	三五	三五	一五九	二〇三	二、一〇三	一、七三六	—	—	四、一八九	八六
東堪察加區	一五	一五	四〇	五二	六〇七	五三六	—	—	一、二三五	一一七
カラギンスキー區	一〇二	九六	一二二	一八二	二、二六七	七一〇	—	—	三、二八一	七一
オリユトルスキー區	三三	二	三九	五七	八二六	九八	—	—	一、〇二〇	七三
計	三六九	三五四	七三四	一、〇〇〇	一一、八五七	五、六四四	一九	—	一九、二四四	

蟹漁區ノ部

區別	租借漁區數	經營漁區數	從業員 幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船々員	其他	計	漁場在留平均日數
チギリスキー區	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—
イーチンスキー區	九	九	六五	九一	三三三	五三五	—	—	一、〇二四	九七
クイクチンスキー區	五	四	三	一三	七〇	一〇	—	—	九六	九一
計	一七	一六	六八	一〇四	四〇三	五四五	—	—	一、一二〇	

租借漁區使用船舶數及總噸數

自明治四十一年至昭和九年

年次	漁區數	帆船 隻數	帆船 噸數	汽船 隻數	汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
明治四十一年	一一七	一六四	—	二〇	—	一八四	—
同四十二年	一七八	一九九	二四、三二四	一一	七、九四八	二一〇	三二、二七二
同四十三年	一五三	二四三	三〇、七八七	三三	一三、一九〇	二七五	四三、九七七
同四十四年	二二四	二九九	三八、二五三	七〇	四〇、六二一	三六九	七八、八六三
大正元年	二一三	二八六	三八、五六一	八〇	五六、五一五	三六六	九五、〇七六
同二年	二三二	二六五	三六、〇〇八	九五	七三、〇五七	三六〇	一〇九、〇六五
同三年	二三六	二三四	三一、七一五	九六	七一、三三三	三三〇	一〇四、〇四八
同四年	二三〇	二一一	三五、一〇三	一〇四	八一、九〇三	三一五	一一七、〇〇五
同五年	二〇一	三六八	四七、〇三〇	一〇九	九四、一四五	三七七	一三四、一七三
同六年	二一三	二四九	三六、九一八	一〇六	七九、三二八	三五五	一一六、一四六
同七年	二二四	二三七	三六、二七九	一三九	九六、三三三	三七六	一三二、五一二
同八年	二四八	二三二	三七、三五五	九三	七八、〇〇一	三二三	一一五、三五六
同九年	二四六	一八八	三一、四〇九	一四八	一二八、四五〇	三三六	一六〇、八五九
同十年	二三三	一六二	二八、七〇五	一三〇	一一九、一七三	二八二	一四七、八七八
同十一年	二六四	一六五	一九、三〇九	一四四	一一六、七三三	三〇七	一九六、四四三
同十二年	二三九	一二八	二四、二六〇	一〇九	一一六、五六三	二三七	一四〇、八二三
同十三年	二二七	一〇一	二〇、八一八	二四七	二八四、三三七	三四八	三〇五、一九五
同十四年	二四七	一三八	二七、九一七	二八五	三七六、九四一	四三三	四〇四、八五八
同十五年	二五七	一〇七	二四、〇六三	三九三	五一四、六七四	五〇〇	五三八、七三六
昭和二年	二四八	七三	一七、二八三	三四四	四五六、六九六	四一六	四七三、九七九

同三年	二三五	四四	二一、六〇七	三二六	四八三、三〇一	三六〇	四九四、九〇八
同四年	三〇三	四〇	一〇、七五七	三二三	五三三、七三九	三六三	五三四、四八六
同五年	二九二	一〇	二、八四〇	二八四	四八六、四七九	二七四	五八九、三一九
同六年	三〇九	一〇	二、七七九	二六三	四三一、九三四	二七三	四三五、一一三
同七年	三三三	三	一、一三三	二三三	四一九、八八〇	二三六	四二一、〇〇三
同八年	三五一	一	五三五	一七四	三三〇、〇六三	一七五	三三〇、五八七
同九年	三五四	一	五三五	一七一	三六〇、一七九	一七三	三六〇、七〇四

租借漁區使用漁舟數
自大正十年
至昭和九年

年次	經營漁區數	三羽船	平田船	磯船	胴海船	傳馬船	保津船	川崎船	起シ舟	發動機船	小蒸機船	ボート	仲船	モータ川崎船	其ノ他	計
大正十年	二三三	三七八	一七〇	二八一	四六九	—	—	—	—	四八	—	—	—	—	—	一、三四六
同十一年	二六四	五〇三	二九三	三四九	五二六	—	—	—	—	七一	—	—	—	—	—	一、七四四
同十二年	二三九	四八八	二五六	三三五	四六七	—	—	—	—	六七	—	—	—	—	—	一、六〇三
同十三年	二二七	四六四	二四七	二九六	四七五	三	—	二	七	八〇	—	—	—	—	—	一、五七四
同十四年	二四七	四三七	一八五	三三四	七一三	二八	三	四九	二	一〇七	三	—	—	—	—	一、八八〇
同十五年	二四三	四九八	一六八	三七六	六七三	—	—	五七	—	一三四	三九	—	—	—	—	一、九四四
昭和二年	二四八	四七三	一三五	三五九	七三六	一八	—	六六	三	一三六	六	—	—	—	—	一、九三二
同三年	二三五	四九一	一三三	三七〇	七四二	二八	—	一〇八	一五	一四七	五	二	二	二	—	二、〇三五
同四年	二七六	四三七	一四一	四一三	七六九	二〇	五	一三四	一七	一九三	二	三	六	八	二	二、一四八
同五年	二九二	四五五	庶玉一 一四〇	四五三	七九三	四一	七	一五〇	二五	二八	一〇	—	二	一八	—	二、三三三
同六年	二六七	四二八	一二四	四一九	七三四	四八	—	七三	—	二〇一	五	—	—	八五	—	二、二一六
同七年	三三三	三五三	一四一	四一九	八〇三	三七	—	七〇	—	二四三	三	—	—	—	九六	二、二四五
同八年	三五二	三六三	一一六	四一八	八七〇	三九	—	六七	—	二七五	二	—	—	—	三七	二、一八七
同九年	三五四	三五三	一一一	四四八	九三五	六三	—	七三	六九	二四八	五	—	三	四七	一四	二、三三三

租借漁區借區料及公課金表（單位、留）
自大正十四年
至昭和九年

年次		漁區數	借區料	五分税	公證料其他	營業免狀料	番頭免狀料	通譯免狀料	伐木免狀料	倉庫免狀料	副網料	計
大正十四年	鮭鱒	二四六	一、二九五、六七〇・〇〇	六四、七八三・五〇	三、六一五・二八	二五、七九七・〇〇	二、〇九四・五四	三三七・八一	一、四九八・六三	四六・八三	一、二六〇・〇〇	一、三九五、一〇三・五八
	蟹	一七	五五、一七八・〇〇	二、七五八・九〇	三三七・三〇	一、四六四・七五	一〇五・九二	四七・二八	三八・五〇	—	—	五九、八三〇・六五
同十五年	鮭鱒	二五一	一、三三四、〇五四・〇〇	六六、七〇二・七〇	四二九・四三	二九、八九二・〇〇	二、五八五・〇〇	四二三・〇〇	一、一六九・九〇	七一・〇〇	一、六八〇・〇〇	一、四三七、〇〇七・〇三
	蟹	二七	五五、一六八・〇〇	二、七五八・四〇	—	二、二二六・〇〇	五五・〇〇	二七・〇〇	二九・二〇	—	—	六〇、二五三・六〇
昭和二年	鮭鱒	二三九	一、四八〇、五二八・〇〇	七四、〇二六・四〇	三、〇九一・二六	四四、九三三・〇〇	二、三五九・〇〇	二五六・五〇	八二一・三〇	四四・〇〇	一、六九三・二〇	一、六三五、七五一・六六
	蟹	一六	一二一、〇九〇・〇〇	五、五五四・五〇	二、三三二・八九	五、一一五・〇〇	二三四・〇〇	四・〇〇	三四・五〇	—	—	一三四、三五四・八九

年次		漁區數	借區料	抵代税	副網料	計
昭和三年	鮭鱒	二三九	一、七二九、二二二・〇〇	四八四、一七九・三六	八〇〇・〇〇	二、二一四、一九一・三六
	蟹	一六	二〇六、五〇〇・〇〇	五七、八二〇・〇〇	—	二六四、三二〇・〇〇
同四年	鮭鱒	二七四	四、九三一、二三七・〇〇	一、三八〇、七七一・五六	七、〇〇〇・〇〇	六、三一八、九九八・五六
	蟹	二九	四九〇、九〇〇・〇〇	二三七、四五二・〇〇	—	六二八、三五二・〇〇
同五年	鮭鱒	二九六	五、七五五、八八五・〇〇	一、六二一、六四七・八〇	四、二〇〇・〇〇	七、三七一、七三三・八〇
	蟹	二三	五五〇、四二〇・〇〇	一五四、一一七・六〇	—	七〇四、五三七・六〇
同六年	鮭鱒	二八八	五、六三九、八一四・〇〇	一、五七九、一四七・九二	一、〇〇〇・〇〇	七、二一九、九六一・九二
	蟹	二一	五四五、一八〇・〇〇	一五二、六五〇・四〇	—	六九七、八三〇・四〇
同七年	鮭鱒	三七一	六、二二四、五四四・〇〇	一、七四二、八七二・三三	—	七、九六七、四一六・三三
	蟹	二一	五四五、一八〇・〇〇	一五二、六五〇・四〇	—	六九七、八三〇・四〇
同八年	鮭鱒	三四〇	六、三六六、八〇四・〇〇	一、七八二、七〇五・一四	—	八、一四九、五〇九・一四
	蟹	一七	四三九、八五〇・〇〇	一三三、〇八二・四〇	—	五六二、六六二・四〇
同九年	鮭鱒	三六九	六、五八六、六〇五・〇七	一、八四四、二四九・四三	—	八、四三〇、八五四・四九
	蟹	一七	四、三九五・八〇	一二三、〇八二・四〇	—	五六二、六六二・四〇

租借者別日「ソ」租借漁區數、借區料及標高一覽表

國別	借區者	種類	租借中漁區 漁區數	租借中漁區 借區料	租借中漁區 漁獲標準高	昭和十年競落漁區 漁區數	昭和十年競落漁區 借區料	昭和十年競落漁區 漁獲標準高	計 漁區數	計 借區料	計 漁獲標準高
日本側	日魯漁業株式會社	鮭鱒	三三六	六、四五八、六六〇・八一留	一、三〇九、三六一・五ツエントネル	二（再五）	一八九、七〇〇 二七、〇〇〇留	三六、三五〇 七、五〇〇ツエントネル	三六二	六、六七五、三六〇・八一留	一、三五三、二一一・五ツエントネル
		蟹	一七	四三九、五八〇	一〇四、五〇〇函	〇	〇	〇	一七	四三九、五八〇	一〇四、五〇〇函
	荻布宗太郎	鮭鱒	四	一七、〇六〇	六、一八〇	〇	〇	〇	四	一七、〇六〇	六、一八〇
	佐野助治	鮭鱒	三	九、〇〇〇	四、五〇〇	四	一八、五〇〇	六、〇〇〇	七	二七、五〇〇	一〇、五〇〇
	昭和漁業株式會社	鮭鱒	〇	〇	〇	五	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇	五	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇
	計	鮭鱒	三四三	六、四八四、七二〇・八一留	一、三二〇、〇四一・五ツエントネル	三五	二五五、二〇〇留	五五、八五〇ツエントネル	三七八	六、七三九、九二〇・八一留	一、三七五、八九一・五ツエントネル
		蟹	一七	四三九、五八〇	一〇四、五〇〇函	〇	〇	〇	一七	四三九、五八〇	一〇四、五〇〇函
ソ聯側	國營企業	鮭鱒	二四〇	—	七五三、九五六・六ツエントネル	〇	〇	〇	二四〇	—	七五三、九五六・六ツエントネル
		鰊	一三	—	七、六六八 三五〇、〇〇〇尾	〇	〇	〇	一三	—	七、六六八 三五〇、〇〇〇尾
		蟹	二〇	—	五八、〇〇〇函	〇	〇	〇	二〇	—	五八、〇〇〇函
	フセコ、プロム、ルイバク、ソユーズ	鮭鱒	二六	三七五、二五〇	四一、一八五	〇	〇	〇	二六	三七五、二五〇	四一、一八五
		蟹	八	二一八、七〇〇	二一、五〇〇	〇	〇	〇	八	二一八、七〇〇	二一、五〇〇
	ダリ、ルイボ、プロドウクト	鮭鱒	四九	八七八、七〇〇	一〇四、五〇〇	三三（再）	六〇四、八五〇 一四、一〇〇	五九、一三〇 三、〇〇〇	八二	一、四九七、六五〇	一六三、六三〇
		蟹	五	二七三、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇	〇	〇	五	二七三、〇〇〇	二五、〇〇〇
	リユリ	鮭鱒	一三	二一三、六〇〇	二八、二〇〇	二	三四、七〇〇	五、〇〇〇	一五	二四八、三〇〇	三三、二〇〇
		蟹	五	一九七、〇〇〇	二三、〇〇〇	三	一三三、五〇〇	一八、〇〇〇	八	三二九、五〇〇	四一、〇〇〇
	ソボレフスカヤ、インテグラーリナヤ、アルテーリ	鮭鱒	〇	〇	〇	一	六八、〇〇〇	九、一八〇	一	六八、〇〇〇	九、一八〇
	ウリヤ住民	鮭鱒	二	—	三、〇〇〇	〇	〇	〇	二	—	三、〇〇〇
	アルマンスカヤ、ルイバロバツカヤ、アルテーリ	鮭鱒	一	—	二、〇〇〇	〇	〇	〇	二	—	二、〇〇〇
	ジュパノフスカヤ、アルテーリ	鮭鱒	一	—	一、五〇〇	〇	〇	〇	一	—	一、五〇〇
	國營企業ヲ除ク計	鮭鱒	九一	一、四六七、五五〇留	一八〇、三八五ツエントネル	三六	七六、三一〇留	七二、六五〇ツエントネル	一二七	二、一八九、二〇〇留	二五六、六九五ツエントネル
		蟹	一八	五八八、七〇〇	六九、五〇〇函	三	一三三、五〇〇	一八、〇〇〇函	二一	七二一、二〇〇	八七、五〇〇函
	合計	鮭鱒	三三一	一、四六七、五五〇留	九三四、三四一・六ツエントネル	三六	七二、六五〇留	七六、三一〇ツエントネル	三六七	二、一八九、二〇〇留	一、〇一〇、六五一・六ツエントネル
		鰊	一三	—	七、六六八 三五〇、〇〇〇尾	〇	〇	〇	一三	—	七、六六八 三五〇、〇〇〇尾
		蟹	三八	五八八、七〇〇	一二七、五〇〇函	三	一三三、五〇〇	一八、〇〇〇函	四一	七二一、二〇〇	一四五、五〇〇函

昭和十年現在邦人所有罐詰工場調

工場番號	工場規模	工場所在地	工場所有者	工場所在地（〇印）又ハ配屬漁區 漁區番號	貸付期間	借區料	漁獲（製造）標準高	備考
八	一ライン	パラナ河口 北 二・一二粁	日魯漁業株式會社	〇 五四六 五六五	自昭和四 至同十三年	一〇、九八七・五〇留 一四、六四七・〇四	二、四九九ツエントネル 三、二七八	同特別契約漁區
一〇	一	ウトホロフカ河口 南 八・一六	同社	〇蟹 九八	自昭和五―七年 至同十一年	一五、二〇〇	三、〇〇〇函	
一一	一	ソーポチナヤ河口 北 四九・二九	同社	〇蟹 一〇五 一〇四	自昭和四 至同十三年	三二、三二〇 二四、二四〇	八、〇〇〇 八、〇〇〇	同特別契約漁區

一二	一	同河口	北	七・九五	同	社	○蟹蟹	一〇七 / 一〇六	同	四〇、四〇〇 / 二八、二八〇	一〇、〇〇〇 / 七、〇〇〇	同同
一三	一	同河口	南	五・七二	同	社	○蟹蟹	一〇八 / 一〇九	同	三〇、三〇〇 / 二四、二四〇	七、五〇〇 / 八、〇〇〇	同同
一四	二	イーチャ新河口	北	二・六五	同	社	○蟹	七〇八 / 一一〇	同	一四、四九三・〇四 / 一〇、二〇〇	ツエントネル 六、三三九	同同
一五	二	オブルコウイナ河口	北	七・七三	同	社	○	七二三	自昭和四ー八年 至同十一年	五、二〇〇	五、〇〇〇函 / ツエントネル 二、九六〇	
一六	二	クルトゴロウ河口	南	一〇・七〇	同	社	○	七三四	同	八、二三〇	三、六八五	
一八	四	ウオロフスカヤ河口	北	三二・九二	同	社	○	七五七 / 七五八	自昭和四年 至同十三年	二五、八四〇 / 四〇、二八〇	五、五七〇 / 八、六九〇	特別契約漁區 / 同
一九	三	ウオロフスカヤ河口	北	一三・〇九	同	社	○	七六六 / 七六七	同	五三、九六〇 / 三九、七六〇	ツエントネ 一二、四四五 / 九、一八〇	特別契約漁區 / 同
二〇	三	テジマアチ河口	南	五・七五	同	社	○	七七三	自昭和四ー八年 至同十一年	一三、九八〇	八、七〇〇	
二一	三	ケフタ河口	北	四・六七	同	社	○	七七五 / 七七六	自昭和四年 至同十三年	九、二〇〇 / 九、二〇〇	五、五七〇 / 五、五七〇	特別契約漁區 / 同
二二	三	プイムプタ河口	北	二・九九	同	社	○	七八二 / 七八三	同	六七、二〇五・二八	七、二〇〇 / 八、〇〇〇	同同
二四	三	ウトカ河口	北	六・八九	同	社	○	八〇二	自昭和六ー十年 至同十一年	四〇、五〇〇	七、三八〇	
二五	四	ボリシャヤ河口	北	一五・九五	同	社	○○	八二三 / 八二二	自昭和四年 至同十三年	一二〇、〇〇〇 / 一二〇、〇〇〇	二四、五九〇 / 二四、五九〇	特別契約漁區 / 同
二七	二	同河口	南	八・九二	同	社	○	八二九 / 八三〇	同	三八、六一〇・二七 / 一六、四八二・七三	九、八三〇 / 四、二〇〇	同同
二八	三	同河口	南	二六・三七	同	社	○	八三七 / 八三八	同	三五、七〇〇 / 三三、六〇〇	五、五七〇 / 五、二四五	同同
二九	一	同河口	南	三一・一〇	同	社	○	八三九 / 八四三	同	二五、三〇〇 / 二九、八九〇	三、九三三 / 五、〇〇〇	同同
三〇	四	オパラ河口	北	一五・一五	同	社	○	八四七 / 八四八	同	二四、四〇〇 / 五一、二四〇	三、二七五 / 六、八八五	同同

三一	三	コシエゴチエク河口	北	四・七七	同	社	○	八五四 / 八五五	同	二四〇、三〇〇 / 一〇六、八〇〇	三三、三一〇 / 九、八四〇	同同
三二	三	同河口	南	四・九三	同	社	○	八五七 / 八五八	同	一五四、二九九・六〇 / 一五四、二九九・六〇	九、八三五 / 九、八三五	同同
三三	三	ヤウイナ河口	北	四・八二	同	社	○	八六〇 / 八六一	同	二四二、一四一 / 三三二、八六〇・七五	一三、二七〇 / 一七、七〇〇	同同
三四	五	オゼルナヤ河口	北	八・三八	同	社	○	八六六 / 八六七	同	六七、五〇〇 / 七四、二五〇	九、八三〇 / 一〇、八二〇	同同
三六	六	カムチヤトカ河口	西南	三六・〇四	同	社		九八〇 / 九七五	同	一六二、六二〇 / 九八、三四〇	三三、四五〇 / 一〇、八三〇	同同
三七	四	同河口	西南	一〇・六〇	同	社	○	九八一 / 九八四	同	二三九、四〇〇 / 二〇七、九〇〇	三一、一四〇 / 二七、〇四〇	同同
三九	三	同河口	東北	四・九〇	同	社	○	九八五 / 九八六	同	一三六、八三〇 / 一九〇、二四五	一八、〇三〇 / 二七、〇五〇	同同
四二	三	コルバコウ舊河口	南	八・八二	同	社	○	七四三 / 七四二	同	三九、九〇〇 / 三六、一〇〇	六、八八五 / 六、三三〇	同同
五一	一	オパラ河口	北	二五・九七	同	社	○	八四三	自昭和四ー八年 至同十一年	一五、〇〇〇	五、四一〇	
―	一	パンカラ河口	西南	四・七七	同	社	○	一〇六七	同	三、一〇四	一、七〇〇	
―	一	ウカ河口	西北	九・二一	同	社	○	一〇二七	自昭和四ー八年 至同十一年	五、一五〇	一、六五〇	
―	一	ルサコワ河口	北	一三・〇九	同	社	○	一〇六八	同	三、七五四	一、七〇〇	
―	二	キチガ河口	北	三・〇〇	同	社	○	一一三	自昭和五ー七年 至同十一年	四、二六〇	二、四四〇	
七〇	一	カワチヤ河口	西	四・七七	同	社	○	一三五五	同	三、三〇〇	三、六〇〇	
―	一	四マレカン河口	東北	二・一二	同	社	○	三八二	自昭和五ー九年 至同十二年	一〇、一〇〇	四、二六〇	

計　工場數　三十四箇所　八十二ライン

昭和十年度競賣結果一覧表

鮭鱒漁區ノ部

内
一ラインノモノ　一二
二ラインノモノ　一五
三ラインノモノ　一
四ラインノモノ　一四
五ラインノモノ　一一
六ラインノモノ　一一

漁區數　五十六箇所　内　特別契約漁區（鮭鱒漁區　三七漁區　蟹漁區　七漁區）計　四四漁區
普通契約延長漁區（鮭鱒漁區　一一漁區　蟹漁區　一一漁區）計　一二漁區

監視區別		オホトスキー區				ギジギンスキー區				チギリスキー區			
貸付期間		一年	三年	五年	計	一年	三年	五年	計	一年	三年	五年	計
競賣漁區數		一	四	七	一三	一	一三	〇	一四	〇	一一	二	三
邦人競落	漁區數	〇	〇	〇	〇	〇	一〇	〇	一	〇	一〇	〇	一
	競落價格	〇	〇	〇	〇	〇	五八、〇〇〇留	〇	五八、〇〇〇留	〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇
	漁獲標準高	〇	〇	〇	〇	〇	一三、五〇〇ツエントネル	〇	一三、五〇〇ツエントネル	〇	一、五〇〇	〇	一、五〇〇
ソ側競落	漁區數	一	四	七	一二	一	二	〇	三	〇	〇	二	二
	競落價格	二七、二〇〇留	九〇、三〇〇	一五〇、〇〇〇	二六七、五〇〇	二〇、六〇〇	三〇、六〇〇	〇	五一、二〇〇	〇	〇	二三四、五〇〇	二三四、五〇〇
	漁獲標準高	二、〇〇〇ツエントネル	八、〇〇〇	一四、七三〇	二四、七三〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	六、〇〇〇	〇	〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
不落漁區數		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
無入札漁區數		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

	キクチンスキー區				カラギンスキー區				オリユトルスキー區				合計			
	一年	三年	五年	計	一年	三年	五年	計	一年	三年	五年	計	一年	三年	五年	計
競賣漁區數	〇	〇	一	一	一〇	七	一	一八	七	四	二	一三	一八	三六	一五	七二
邦人競落 漁區數	〇	〇	〇	〇	四	九	〇	一三	五	二	二	九	九	三	四	一五
競落價格	〇	〇	〇	〇	三三、六〇〇	八〇、五〇〇	〇	一〇四、一〇〇	二九、〇〇〇	二五、〇〇〇	二七、〇〇〇	八一、〇〇〇	五二、六〇〇	二六、一〇〇	三六、五〇〇	一二五、二〇〇
漁獲標準高	〇	〇	〇	〇	六、三五〇	一四、四〇〇	〇	二〇、七五〇	四、三五〇	一四、四〇〇	一〇、五〇〇	二九、二五〇	一〇、九五〇	三七、九〇〇	二九、八〇〇	七八、七五〇
ソ側競落 漁區數	〇	〇	一	一	六	八	一	一五	二	一	一	四	九	一六	一一	三六
競落價格	〇	〇	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇	四三、五〇〇	一四六、四〇〇	二四、一〇〇	二一四、〇〇〇	二四、〇〇〇	一四、二〇〇	一七、〇〇〇	五五、二〇〇	一〇八、九五〇	三二七、九〇〇	二九、八〇〇	四七、八五〇
漁獲標準高	〇	〇	九、一八〇	九、一八〇	一〇、五〇〇	一四、二〇〇	一、七〇〇	二六、四〇〇	五、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	九、四〇〇	二、六五〇	三、七〇〇	三、〇六〇	七、三一〇
不落漁區數	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
無入札漁區數	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考、沿海區、ニコラエフスキー區、薩哈璉區、イーチンスキー區、ポリシエレツキー區、東堪察加區、アナドイルスキー區ニハ競賣漁區ナシ

蟹漁區ノ部

監視區別	貸付期間	競賣漁區數	邦人競落 漁區數	邦人競落 競落價格	邦人競落 製造標準高	ソ側競落 漁區數	ソ側競落 競落價格	ソ側競落 製造標準高	不落漁區數	無入札漁區數
イーチンスキー區	一年	〇	〇	〇留	〇函	〇	〇留	〇函	〇	〇
	三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五年	一	〇	〇	〇	一	七三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇
	計	一	〇	〇	〇	一	七三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇
オリユトルスキー區	一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五年	二	〇	〇	〇	二	五〇、五〇〇	八、〇〇〇	〇	〇
	計	二	〇	〇	〇	二	五〇、五〇〇	八、〇〇〇	〇	〇
合計	一年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五年	三	〇	〇	〇	三	一三三、五〇〇	一八、〇〇〇	〇	〇
	計	三	〇	〇	〇	三	一三三、五〇〇	一八、〇〇〇	〇	〇
備考	右區以外ニハ競賣漁區ナシ									
總計		七四	三五	二五五、二〇〇	五五、八五〇	三九	八四四、一五〇	ツエントネル 七六、三一〇 千 一八、〇〇〇	〇	〇

昭和十年度第一回漁區競賣結果明細表（昭和十年二月二十七日執行）

鮭鱒漁區ノ部

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格
オホトスキー區				
四三八	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、五〇〇留 一七、一〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一七、一〇〇留
四三九	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 一七、一〇〇	同	一七、一〇〇
四三一	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 二七、四〇〇	同	二七、四〇〇
四四〇	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 二七、四〇〇	同	二七、四〇〇
四三二	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、〇〇〇 二八、九〇〇	同	二八、九〇〇
四三三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、三〇〇 二三、七〇〇	同	二三、七〇〇
四三三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、三〇〇 二三、七〇〇	同	二三、七〇〇
四三四	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、三〇〇 二一、一〇〇	同	二一、一〇〇
四九二	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 二七、二〇〇	同	二七、二〇〇
四五三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二一、五〇〇 二九、九〇〇	同	二九、九〇〇
四四一	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二〇、五〇〇 二八、七〇〇	同	二八、七〇〇
四六三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	三、三〇〇 一五、三〇〇	同	一五、三〇〇
計	十二漁區 内	邦人競落漁區 ソ側競落漁區	〇 一二	
ギジギンスキー區				
五二〇	佐野助治	五、〇〇〇留	佐野助治	五、〇〇〇留
五二五	同人	五、〇〇〇	同人	五、〇〇〇
五二三	同人	四、五〇〇	同人	四、五〇〇
五〇三	同人	四、〇〇〇	同人	四、〇〇〇
五〇四	同人	三、三〇〇 一三、九〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一三、九〇〇
四九七	日魯漁業	八、五〇〇	日魯漁業	八、五〇〇
五四七	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	八、五〇〇 一六、七〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、七〇〇
五四三	日魯漁業	一二、〇〇〇	日魯漁業	一二、〇〇〇
五三八	同社	八、五〇〇	同社	八、五〇〇
四九八	昭和漁業	四、〇〇〇	昭和漁業	四、〇〇〇

四九九	昭和漁業	四、〇〇〇	昭和漁業	四、〇〇〇
五〇七	同社	四、〇〇〇	同社	四、〇〇〇
五〇六	同社	四、〇〇〇	同社	四、〇〇〇
五〇五	同社	四、〇〇〇	同社	四、〇〇〇
計　十四漁區　內（邦人競落漁區 一二 ソ側競落漁區 二）				
チギリスキー區				
五五〇	日魯漁業 リユリ商會	三、三〇〇 九、〇〇〇	リユリ商會	九、〇〇〇
五六八	日魯漁業 リユリ商會	三、三〇〇 二五、七〇〇	同商會	二五、七〇〇
五六七	日魯漁業	二、六〇〇	日魯漁業	二、六〇〇
計　三漁區　內（邦人競落漁區 一 ソ側競落漁區 二）				
キクチンスキー區				
七六八	日魯漁業 ソボレフスカヤ、インテグラールナヤ、アルテリ	五六、五〇〇 六八、〇〇〇	ソボレフスカヤ、インテグラールナヤ、アルテリ	六八、〇〇〇
計　一漁區　內（邦人競落漁區 〇 ソ側競落漁區 一）				
カラギンスキー區				
一〇〇四	日魯漁業	五、五〇〇	日魯漁業	五、五〇〇
一〇〇三	同社	五、五〇〇	同社	五、五〇〇

一〇〇二	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	五、〇〇〇 五、七五〇	（不落）	六、二〇〇
一〇〇一	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	五、〇〇〇 五、七五〇	（不落）	六、二〇〇
一〇〇〇	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	五、〇〇〇 五、七五〇	（不落）	六、二〇〇
一〇〇五	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一〇、〇〇〇 一六、七〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、七〇〇
一〇一一	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一二、六〇〇 一二、一〇〇	同	一二、一〇〇
一〇二七	日魯漁業	八、五〇〇	日魯漁業	八、五〇〇
一〇五三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 二四、一〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	二四、一〇〇
一〇五四	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二二、五〇〇 二四、一〇〇	同	二四、一〇〇
一〇五三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二二、五〇〇 二四、一〇〇	同	二四、一〇〇
一〇六九	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二二、五〇〇	同	二四、一〇〇
一〇七五	日魯漁業	二四、一〇〇	日魯漁業	一六、五〇〇
一〇九二	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、五〇〇 二四、一〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	二四、一〇〇
一〇九七	日魯漁業	六、五〇〇	日漁漁業	六、五〇〇
一〇九六	同社	六、五〇〇	同社	六、五〇〇
一〇九五	同社	六、五〇〇	同社	六、五〇〇
一〇九四	同社	六、五〇〇	同社	六、五〇〇
一一〇一	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	六、一〇〇 七、九〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	七、九〇〇

一二〇三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	六、一〇〇留 七、九〇〇	同	七、九〇〇
一二〇四	日魯漁業	六、一〇〇	日魯漁業	六、一〇〇
一二〇七	同社	一〇、五〇〇	同社	一〇、五〇〇
一二〇八	同社	一〇、五〇〇	同社	一〇、五〇〇
一二四三	同社	八、五〇〇	同社	八、五〇〇
一二六五	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一二、六〇〇 一一、一〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一一、一〇〇
一二六四	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一二、六〇〇 一〇、一〇〇	同	一〇、一〇〇
一二六六	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一、七〇〇 六、八〇〇	同	六、八〇〇
一二七七	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一、七〇〇 六、八〇〇	同	六、八〇〇
計　二十八漁區　內（邦人競落漁區 一二 ソ側競落漁區 一三 不落漁區 三）				
オリユトルスキー區				
一三九八	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二一、七〇〇 二〇、一五〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	二〇、一五〇
一三九三	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	二三、五〇〇 二五、七〇〇	同	二五、七〇〇
一三九二	日魯漁業	一二、五〇〇	日魯漁業	一二、五〇〇
一三九四	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	八、五〇〇 一六、一〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一六、一〇〇
一三九〇	日魯漁業 ダリ、ルイボ、プロドウクト	一二、五〇〇 二四、九〇〇	同	二四、九〇〇

一三八九	日魯漁業	一二、五〇〇	日魯漁業	一二、五〇〇
一三〇五	同社	一三、五〇〇	同社	一三、五〇〇
一三〇六	同社	一三、五〇〇	同社	一三、五〇〇
一三二八	同社	八、五〇〇	同社	八、五〇〇
一三六六	同社	一、七〇〇	（不落）	七、五〇〇
一三六五	同社	一、七〇〇	（不落）	七、五〇〇
一三六四	同社	一、七〇〇	（不落）	七、五〇〇
計　十二漁區　內（邦人競落漁區 五 ソ側競落漁區 四 不落漁區 三）				
合計　七十漁區　內（邦人競落漁區 三〇 ソ側競落漁區 三四 不落漁區 六）				

蟹漁區ノ部

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格
イーチンスキー區				
二六	日魯漁業 リユリ商會	四〇、〇〇〇留 七二、〇〇〇	リユリ商會	七二、〇〇〇留
計　一漁區　內（邦人競落漁區 〇 ソ側競落漁區 一）				

オリユトルスキー區

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格
一七五	日魯漁業	三、三〇〇	リユリ商會	二二、〇〇〇
	リユリ商會	二二、〇〇〇		
一七八	日魯漁業	三、三〇〇	同商會	二八、五〇〇
	リユリ商會	二八、五〇〇		

計　二漁區　内（邦人競落漁區／ソ側競落漁區）　二〇

合計　三漁區　内（邦人競落漁區／ソ側競落漁區）　三〇

昭和十年度漁區再競賣結果明細表

（昭和十年三月十四日執行）

鮭鱒漁區ノ部

カラギンスキー區

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格
一〇〇三	日魯漁業	六、五〇〇	日魯漁業	六、五〇〇
一〇〇一	日魯漁業	六、五〇〇	ダリ、ルイボ、プロドウクト	七、〇〇〇
	ダリ、ルイボ、プロドウクト	七、〇〇〇		
一〇〇〇	日魯漁業	六、五〇〇	同	七、一〇〇
	ダリ、ルイボ、プロドウクト	七、一〇〇		

計　三漁區　内（邦人競落漁區／ソ側競落漁區）　二一

オリユトルキース區

漁區番號	入札者	入札價格	競落者	競落價格
一三〇四	日魯漁業	八、五〇〇	日魯漁業	八、五〇〇
一三六六	同	四、〇〇〇	同	四、〇〇〇
一三六五	同	四、〇〇〇	同	四、〇〇〇
一三六七	同	四、〇〇〇	同	四、〇〇〇

計　四漁區　内（邦人競落漁區／ソ側競落漁區）　〇四

合計　七漁區　内（邦人競落漁區／ソ側競落漁區）　二五

備考　蟹漁區ニシテ再競賣ニ附セラレタルモノ無シ

昭和八年度、同九年度及同十年度日ソ租借漁區數比較表

鮭鱒鰊漁區ノ部

昭和八年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	一四	〇	一四	〇	三	〇	鰊一〇 三三	鰊一〇 四五
薩哈嗹區	一	三	〇	四	〇	三	〇	鰊 二三	鰊 二六
ニコラエフスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二
オホトスキー區	二	三六	〇	三八	二八	〇	三	一三	四三
ギジギンスキー區	一〇	一〇	〇	二〇	七	〇	〇	〇	七
チギリスキー區	四	七	二	一三	五	〇	〇	〇	五
イーチンスキー區	一	四一	三	四五	〇	一〇	〇	一九	二九
キクチンスキー區	〇	三一	八	三九	〇	〇	二	二七	二九
ボリシエレツキー區	〇	一七	一八	三五	〇	〇	〇	二六	二六
東堪察加區	〇	九	六	一五	〇	〇	一	二〇	二一
カラギンスキー區	四	八三	〇	八七	一一	〇	〇	二四	三五
オリユトルスキー區	九	二一	〇	三〇	二一	三	〇	三七	六一
アナドイルスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	五
計	三二	二七二	三七	三四〇	七二	二八	六	鰊一三 二〇八	鰊一三 三二四

昭和九年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	一四	〇	一四	〇	三	〇	鰊一〇 三三	鰊一〇 四五
薩哈嗹區	一	三	〇	四	〇	三	〇	二三	二六
ニコラエフスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二
オホトスキー區	二	三六	〇	三八	三一	〇	三	一三	四六
ギジギンスキー區	二〇	一〇	〇	三〇	九	〇	〇	〇	九
チギリスキー區	五	七	二	一四	五	〇	〇	〇	五
イーチンスキー區	二	四一	三	四六	〇	九	〇	一九	二八
キクチンスキー區	〇	三一	八	三九	一	〇	一	二七	二九
ボリシエレツキー區	〇	一七	一八	三五	〇	〇	〇	二六	二六
東堪察加區	〇	九	六	一五	〇	〇	一	二〇	二一
カラギンスキー區	一九	八三	〇	一〇二	一七	〇	〇	二四	四一
オリユトルスキー區	二一	二一	〇	三二	二三	三	〇	三七	六三
アナドイルスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	五
計	六〇	二七二	三七	三六九	八六	二七	五	二三〇	鰊一三 三三六

昭和十年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	一四	〇	一四	〇	三	〇	鰊一〇 五八	鰊一〇 七〇
薩哈嗹區	一	三	〇	四	〇	三	〇	鰊 二八	鰊 一二
ニコラエフスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	二
オホトスキー區	二	三六	〇	三八	三二	〇	三	一三	四七
ギジギンスキー區	二〇	一〇	〇	三〇	九	〇	〇	〇	九
チギリスキー區	五	七	二	一四	五	〇	〇	〇	五
イーチンスキー區	二	四一	三	四六	〇	九	〇	一九	二八
キクチンスキー區	〇	三一	八	三九	一	〇	一	二七	二九
ボリシエレツキー區	〇	一七	一八	三五	〇	〇	〇	二六	二六
東堪察加區	〇	九	六	一五	〇	〇	一	二〇	二一
カラギンスキー區	二三	八三	〇	一〇六	二三	〇	〇	二六	四九
オリユトルスキー區	一六	二一	〇	三七	二五	三	〇	三七	六五
アナドイルスキー區	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	五
計	六九	二七二	三七	三七八	九五	二七	五	二五二	三七九

蟹漁區ノ部

昭和八年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	〇	〇	〇	三	六	〇	四	一三
チギリスキー區	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	五	五
イーチンスキー區	〇	二	七	九	三	〇	〇	一	四
キクチンスキー區	〇	五	〇	五	二	〇	〇	四	六
ボリシエレツキー區	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	五	六
東堪察加區	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	二

昭和九年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	〇	〇	〇	一	八	〇	四	一三
チギリスキー區	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	五	五
イーチンスキー區	〇	二	七	九	三	〇	〇	一	四
キクチンスキー區	〇	五	〇	五	二	〇	〇	三	五
ボリシエレツキー區	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	五	六
東堪察加區	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	二

昭和十年度

監視區別	日本側 普通契約漁區	日本側 契約延長漁區	日本側 特別契約漁區	日本側 計	ソ側 個人漁區	ソ側 「コ」組合漁區	ソ側 地方住民漁區	ソ側 國營漁區	ソ側 計
沿海區	〇	〇	〇	〇	一	八	〇	四	一三
チギリスキー區	〇	三	〇	三	〇	〇	〇	五	五
イーチンスキー區	〇	二	七	九	三	〇	〇	一	四
キクチンスキー區	〇	〇	五	五	二	〇	〇	三	五
ボリシエレツキー區	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	五	六
東堪察加區	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	二

	カラギンスキー區	オリユトルスキー區	計
合計	〇	〇	〇
三二八三	〇	〇	〇
四四三七	〇	〇	〇
八七三四	〇	四	四
六二四二	〇	〇	〇
三六八四	〇	一	一
六〇二三	〇	五	五
四四三六	〇	〇	〇
〇七一七	〇	〇	〇
一三八〇	〇	四	四
二四二〇	〇	〇	〇
三七九六	〇	〇	〇
二八三四	〇	一	一
九三五五	〇	五	五
二四三七	〇	〇	〇
九二八四	〇	〇	〇
三五五二	〇	〇	〇
四二〇一	〇	〇	〇
一五一五	〇	五	五

露領水産業組合定款

昭和九年十二月十四日附一部改正
昭和十年十一月一日現行

第一章 總則

第一條 本組合は露領沿海州、堪察加洲及薩哈嗹州に於ける彼我水産業者間の圓滿を期し弊害を矯め風紀を正し水産業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧くるを目的とす

第二條 本組合の業務左の如し

一 組合員及其の從業者の風紀矯正に關する事項

二 組合員及其の從業者の保護救濟に關する事項

三 組合員の紛議調停に關する事項

四 漁場の調査水産動植物の蕃殖に關する事項

五 漁業製造の方法及販路の調査に關する事項

六 組合員の彼我官憲に對する請願屆其の他の手續等代辨に關する事項

七 彼我水産業者の便宜に關する事項

八 其の他組合員共同の利益を增進するが爲め必要なる施設に關する事項

第三條 本組合の區域は露領沿海州、堪察加州及薩哈嗹洲の區域に依り其の區域内に於て水産動植物の採捕其の製造又は販賣を業とする者を以て組織す

第四條 本組合は露領水產組合と稱す

第五條 本組合は主たる事務所を東京市に置き必要の地に地方事務所を置く

第六條 本組合に使用する印章は左の如し

（略す）

第二章 組合員の加入及脫退

第七條 組合員たらんとする者は其の營業の種類及住所、氏名を記載したる書面に加入金參百圓を添へ組長に申出づべし

組長必要ありと認むるときは加入者に對し加入金の外相當の信認金を預託せしむることあるべし

第八條 組合より脫退せんとするときは其の旨組長へ申出で承認を受くべし組長前項の申出を承認し又は組合員たるの資格を失ひたるものあるときは組合員名簿より其の氏名を削除し之を本人に通知すべし

第三章 組合員の權利義務

第九條 組合員は總會に出席して表決を爲すの權並役員の選擧權及被選擧權を有す

第十條 組合員は帝國、露國の法令及之に基く帝國、露國官憲の命令を確守し苟くも組合又は組合員の信用名譽を毀損す可らざるものとす

第十一條 組合員は定款及總會の決議を遵守し他組合員の權利を尊重し竝に組合費を納付するの義務を負ふ

組合經費又は過意金を滯納したる者に對し催告を發したる後三十日以内に納入せざるときは其の完納に至る迄組合員たるの權利行使を停止することを妨げず

定款又は總會の決議に違反したる者に對しては評議員會の議決を經て相當期間組合員たるの權利行使を停止することを得

第十二條 組合員營業の種類又は住所氏名を變更したるときは十四日以内に其の旨組長に屆出づべし

第四章 役員の選任竝に業務の執行

第十三條 本組合に左の役員を置く

組長 一名
副組長 一名
評議員 四名

役員は總會に於て組合員中より之を選擧す但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選擧することを得

第十四條 組長は組合を代表し組合事務を統理す

副組長は組長を補佐し組長差支あるときは之を代理す

評議員は組合事務を監査し及組長の諮詢に應ず

組長副組長共に故障あるときは評議員の互選を以て其の代理者を定む

第十五條 役員の任期は三箇年とす但し再選を妨げず

役員任期の滿了に因り退任したるときは後任者の就任に至るまで其の職務を行ふ

第十六條 役員に缺員を生じたるときは通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補缺選擧を行ふ

補缺に因り當選したる者は前任者の任期を繼承す

第十七條 組合又は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其の職を辭することを得ず

第十八條 評議員は名譽職とす

第十九條 組長必要ありと認むるときは評議員會の議決を經て顧問及囑託を置くことを得

顧問は組長の諮問に答へ又は意見を提議することを得

囑託は特定事項を調査し又は掌理するものとす

第二十條 本組合に主事、技師、書記及技手通じて十名以内を置き組長之を任免す

主事及書記は庶務を、技師及技手は技術に關する事項を掌理す

第二十一條 定款及業務の執行に關する細則は評議員會の議決を經て組長之を定む

第五章 會議

第二十二條 會議は總會及評議員會の二種とす

總會は組合員を以て之を組織す

評議員會は評議員を以て之を組織す

第二十三條 （削除）

第二十四條 （削除）

第二十五條 （削除）

第二十六條 通常總會は每事業年度一回一月乃至三月中に組長之を開く

第二十七條 臨時總會は左の場合に組長之を招集す

一 組長必要と認めたるとき

二 組合總數の三分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるとき

第二十八條 總會の招集は十日以前に、會議の目的たる事項、日時及場所を示し各組合員に通知すべし但し急を要する場合は前記の期間を短縮することを得

通知の方法は書面又は電信を以て之を爲すべし

總會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し臨時緊急の事項に付ては此の限に在らず

第二十九條 總會に於ける各組合員の表決權は平等とす

總會に於ける表決權の行使は各組合員に限り之を代理せしむることを得但し代理權を證する書面を組合に差出すことを要す

第三十條 總會に於ては組合員二分の一以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

前項に定めたる員數の組合員出席せざるときは其の就任に至るまで其の職務を行ふ

第十六條 役員に缺員を生じたるときは通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會に於て補缺選擧を行ふ

補缺に因り當選したる者は前任者の任期を繼承す

第十七條 組合又は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其の職を辭することを得ず

第十八條 評議員は名譽職とす

第十九條 組長必要ありと認むるときは評議員會の議決を經て顧問及囑託を置くことを得

顧問は組長の諮問に答へ又は意見を提議することを得

囑託は特定事項を調査し又は掌理するものとす

第二十條 本組合に主事、技師、書記及技手通じて十名以内を置き組長之を任免す

主事及書記は庶務を、技師及技手は技術に關する事項を掌理す

第二十一條 定款及業務の執行に關する細則は評議員會の議決を經て組長之を定む

第五章 會議

第二十二條 會議は總會及評議員會の二種とす

總會は組合員を以て之を組織す

評議員會は評議員を以て之を組織す

第二十三條 （削除）

第二十四條 （削除）

第二十五條 （削除）

第二十六條 通常總會は每事業年度一回一月乃至三月中に組長之を開く

第二十七條 臨時總會は左の場合に組長之を招集す

一 組長必要と認めたるとき

二 組合總數の三分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるとき

第二十八條 總會の招集は十日以前に、會議の目的たる事項、日時及場所を示し各組合員に通知すべし但し急を要する場合は前記の期間を短縮することを得

通知の方法は書面又は電信を以て之を爲すべし

總會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し臨時緊急の事項に付ては此の限に在らず

第二十九條 總會に於ける各組合員の表決權は平等とす

總會に於ける表決權の行使は各組合員に限り之を代理せしむることを得但し代理權を證する書面を組合に差出すことを要す

第三十條 總會に於ては組合員二分の一以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

前項に定めたる員數の組合員出席せざると

きは出席したる組合員の過半數を以て假決議を爲すことを得此の場合に於ては各組合員に對して其の假決議の趣旨の通知を發し更に一月内に第二回の總會を招集することを要す

第二回の總會に於ては出席したる組合員の過半數を以て假決議の認否を決す

第三十一條　總會に於ては出席組合員三名以上の同意を以て議案を提出することを得

第三十二條　總會の議決は出席員の過半數を以て之を爲す可否同數なるときは議長之を決す

總會の議決を經べき事項にして輕微なるものに付ては組長は書面に依る組合員の表決を以て總會の決議に代ふることを得

第三十三條　組合員は一身上の利害關係ある議事に付其の表決に加はることを得ず

第三十四條　總會の組長は議長之に當る但し組長事故あるときは副組長之に代る組長副組長倶に事故あるときは出席員中より之を選定す

第三十五條　評議員會は組長之を招集す

評議員の三分の一以上が會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるときは組長之を招集すべし

第三十六條　評議員會の職務權限左の如し

一　組合より總會に提出する議案を審査し組長に對し意見を述ぶること

二　組合の財産及業務の狀況を監査し每年事業年度一回之を總會に報告すること

三　組長の諮詢に應ずること

四　其の他定款の規定に依り職務權限に屬する事項

第三十七條　第三十條第一項、第三十二條、第三十三條、第三十四條の規定は評議會に之を準用す

第三十八條　總會及評議員會の議長は決議錄を作り左の事項を記載し議長及出席者二人以上之に捺印すべし

一　開會の日時及場所

二　組合員の數又は評議員の定數

三　出席者の員數

四　議事の要領

五　議決したる事項

六　贊否の數

第三十九條　議事に關する細則は別に之を定む

第六章　會　計

第四十條　本組合の會計年度は每年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第四十一條　本組合經費の豫算及賦課徵收方法は通常總會の決議を經て之を定む經費の決算は總會の承認を經べし

追加豫算を提出し臨時に經費賦課徵收の必要生じたるときは臨時總會に附議することを妨げず

第四十二條　本組合は第七條の加入金及其の他の積立金を以て基本財産とし組合員總數の三分の二以上の同意を得たる議決を經るにあらざれば之を處分することを得ず

第七條　違約處分

第四十三條　定款又は總會の決議を以て制限若は禁止したる事項に違反したる者は評議員會の議決を經て五千圓以下の過怠金を課す

水產動植物の採捕其の製造及販賣竝に鹽專賣に關する帝國又は露國の法律命令其の他規則に違反し處罰を受けたる者は仍前項に依り處分す

第四十四條　組合經費の納入を怠りたる者は金壹千圓以下、第十二條の屆出及第二十一條の細則に於て定めたる規程の屆出を怠りたる者は金壹百圓以下の過怠金を科す

第四十五條　過怠金の處分を受けたる者は十日以内に之を納付すべし

第四十六條　從業者の行爲は營業主たる組合員の行爲と見做し其の責に任ぜしむ

第八章　定款の變更

第四十七條　定款の變更は總會に於て組合員總數の三分の二以上の同意を得たる決議に依るに非ざれば之を爲すことを得ず

第九章　解　散

第四十八條　本組合解散したる場合に於ては組長及副組長を以て其の清算人とす組長又

は副組長に缺員あるときは評議員互選を以てその清算人を定む

第十章　附　則

第四十九條　本定款は大正六年四月一日より實施す

昭和十年度鮭鱒漁區・貸付條件

昭和十年度に於ける漁區の貸付は「ソヴェート」共和國漁業經濟に關する規則（千九百二十七年法令集第一〇二號第六八四條）第三條及第三十八條乃至第四十五條竝千九百二十七年十一月二十八日農務人民委員部貿易人民委員部の認可したる「ソヴェート」聯邦供給人民委員部貸付財產を構成する一般共和國的意義の漁場及漁業場貸付規程に基きて之を行ふ

第一條　漁區借受人は本條件記載の場所に於てのみ其借受漁區を置き漁業の目的の爲に陸岸延長三百四十米突以內奥行九十米突以下の地區を使用し且地區に面する海上に於て一統の建網（普通の建網）若は曳網を以て魚類の漁獲を爲すことを得但、建網若は網曳場は隣接漁區の網若は網曳場より二、一二粁突（二露里）より少なからざる距離を保つことを要す

備考

一、普通の建網の構成左の如し

（イ）海岸より驅網の入口に至る一箇の墻網（堰、遮止物）

（ロ）一箇の驅網

驅網は底及四方に閭を有する網製の袋にして海岸に面する側には網を起す場合網製の前垂を以て閉塞する入口を有す右入口の內側に障子を裝置することは妨なきも其長さは驅網の幅の二分の一を超ゆるを得す、障子を設くるときは墻網は障子の內部の尖端を連ねたる線上に止むることを得、此場合障子間の底網は之を設けざることを得、右以外漁網裝置上一切の變改及應用を爲すことを許さず

曳網にて漁獲を行ふに當りては二統以上の漁網を存置し及第一の網が曳揚げられざるに先ち第二の網を投ずるを禁ず但、網は其の兩翼が陸岸に在りて網袋が陸岸に曳付けられたる時を以て曳揚げられたるものと見做す

魚類の海中保存の爲袋網を使用すること妨け無し但、極東漁業廳は若も該袋網使用の結果多數の魚類の毀損すること判明したる場合之が使用を禁ずるの權利を保留す

鰊の漁獲に當りては袋網を使用するを妨げず

二、漁區借受人は陸上地區使用に拘はらず漁業、臨時繫船場及漁業索具乾燥の爲借受人の行ふ漁業の實際の必要に應じて供與せらるゝ沿岸地帶を使用することを得但、該地帶の幅員は借受地區の延長全部に於ける水面の最高點より起算して二十米突より大ならざるを要す且、借受人は右沿岸地帶に於て臨時棧橋及其他小規模の季節的補助建造物以外の建築工事を行ふことを得ず又每回特に極東漁業廳の許可を受くるにあらざれば陸岸に穴を鑿ち土手を築き水を堰止め地面を堀割り溝渠を設け其他一般に借受漁場の天然形狀を變更するか如きことを爲すを得す

三、貸付漁區の位置、構成及境界は借受人實地に之を知り居れり實地に於ける詳細の點と契約第二十七條に揭げたる構成及境界の記事との下一致が若し發生することあるも借受人は之が爲極東漁業に對し何等の請求を爲すことを得ず、若も右が必要にして且隣漁區の借受人の利益を毀損することなく可能なること判明せる場合に於ては、極東漁業廳は漁區を移動せしむることを得但、其位置より二粁突以內の距離たるへし

四、借受人は借受漁場の天然條件及本質に付生したる一切の變化竝漁場の生產力に惡影響を及ほすべき事態にして排除し得べき一切のものに付遲滯なく極東漁業廳に通知すべし

第二條　借受人は現場到着後遲滯なく自己の負擔にて堅固にして見易き目標を以て其借受陸上地區の境界を標識すべし陸上地區の交付及分界工事一切は借受人の負擔を以て之を行ふ

第三條　河川に新河口を生じ貸付漁區が該河

川に付設定せられたる禁漁區域內にあることと明かとなりたるときは右新河口の大小及他の河口の存在如何に係はらず極東漁業廳は當該漁期終了後遲滯なく該漁區を閉鎖す地圖不正確の結果漁區が河口前の禁漁區域內に在るか又は河口前の區域未だ定められざるも產卵の爲鮭鱒の溯上する河口若は隣接漁區より二、一二粁突(二露里)以下の距離に在ること判明したるときは借受人に對しては監視官吏の處分に依り河口及現存漁區との法定距離に從ひ沿岸の最寄地點に於て他の漁業用場所を交付することあるべし

第四條　漁區表に鰊漁區として揭げられたる漁區に於ては六月二十日迄に漁撈を終了し漁具を全部取拂ふ可し、其他の總ての漁區にありては沿海區に於ては十月十三日迄に其他の區に於ては九月二十八日迄に漁具を取拂ふべし

借受人は各漁期の終に於て漁網を搬出するを要す但、漁業に必要なる他の總ての器具は「ソヴエート」聯邦人の番人監視の下に次の漁期迄自已の漁區內に殘置することを得

第五條　本契約に依り借受人に許與せられたる權利は排他的のものにして如何なる官廳機關或は私人と雖、貸付漁區の境域內に於て漁具を以てする漁獲竝に魚類の加工を爲すを得ず

第六條　一九三五年漁季、借受人は貸付けられたる漁區內に於て紅魚族、、、、、、、「ツエントネル」以內を漁獲するの權利を有す、次年度標準高は極東漁業廳に於て、每年漁季の初め迄に先づ第一に本漁區に於て前年漁獲せられたる實際漁獲高及極東紅魚族の增殖に關する資料を考慮して決定せらるべし

備考

漁獲せられたる本條に記載無き他の魚類に對しては特別重量稅の形式を以て追加報償金の納入を要す

第七條（イ）借受人は借受漁區に於て、、

（ロ）鰊及紅魚類を以てする肥料の製造は之を禁ず

（ハ）冷凍船內に於ける冷凍を除き船舶內に於ける魚類の製造は之を禁ず

（ニ）上網したる紅魚類は總て加工の爲之を利用するを要す

備考

一、魚類を日本式乾燥鹽漬に加工する場合には魚鮭の種別に依り鱒は二萬四千尾以內、鮭及銀鮭は九千尾以內及紅鮭は一萬二千尾以內の數量を以て均一の積上げと爲し各積上げには其始期及終期を明記せる表（小板）を備付くるを要す

二、鰊よりの肥料製造は右目的の爲特別に許可せられたる漁區に於てのみ之を行ふことを得

三、上網したる紅魚族以外の魚類竝に「ゴレッツ」は貯藏用に利用し肥料に製造することを得べく、若は何等の損傷を與ふること無く、生きたる儘網より放つへし

第八條　本契約の存續期間は、、、、、より一九、、年迄と定む

第九條　借受人は海上漁區に對する報償金を均分して半年分宛（卽ち借受年の一月二日及七月一日）國立銀行に前納するを要す但第一借受年の上半期分料金は契約調印迄に其金額を國立銀行に納入するを要し金額納入に關する受領證は契約調印の際之を提出するを要す

借受漁區に於て罐詰工場を經營する借受人は魚類及海產物を以て實際に製造したる罐詰各一函に付左記の率に依り金錢を以て特別報償金を支拂ふものとす

（一）紅鮭に對しては一函に付二十哥

（二）鱒、銀鮭及鱒の助に對しては一函に付十六哥

（三）鱒に對しては一函に付九哥

（四）蟹に對しては一函に代四十哥

、、、

右の外日本人たる借受人は漁區報償金年額の二十八「パーセント」に相當する抵代稅を支拂ふべし右納入金は漁區報償金支拂の爲定めたる期限に半年分宛均分して之を納むべし

契約に依る定期支拂金の納入延滯に對しては借受人より契約所定の基本的支拂期日より實際に支拂を了したる日迄の實際的支拂未濟額に付月三「パーセント」の割を以て延滯利息を徵收す延滯利息の算定に當り十五日迄の納入延滯は之を半月と見做し十五日以上は滿一月と見做す

備考

一、借受人は延滯利息の支拂に依り契約第十九條に揭ぐる借受人　契約違反に對する效果を免るゝことなし

二、極東漁業廳は延滯利息及違約金に關する徵收金竝契約に關する延滯支拂金を保證金中より差押ふるの權利を有す右の場合に於ては借受人は差引勘定に關する通告後十五日の期間內に保證金を補塡するを要す但、延滯支拂額に對する延滯利息は借受人が保證金を補塡する時迄之を計上し及徵收す

第十條　借受人は契約に依り負擔したる義務を正確に履行することを保障する爲競賣の際漁區報償金の年額の五十「パーセント」に相當する保證金を納入し且違約金（第十九條）を課せられ若は保證金を契約（第九條備考二）に依る延滯利息及延滯支拂金に充當して右利息及支拂金を償却し又は保證金として提供したる有價物の價格低下の結果保證金額減少したる都度極東漁業廳の命令あり次第當該決定の通告を受けたる時より十五日の期間內に保證金を定額に達する迄補塡すべし保證金は借受人が總ての契約義務を完全に履行したることを條件として借受期間終了後遲滯無く借受人に之を還付す

第十一條　借受人は其借受海上一般漁區、右漁區の設備及作業に付法律の定めたる一切の稅金公課及手數料を自己の負擔を以て支拂ふべし

第十二條　借受人は本條件第一條に依り貸付けられたる地區の境域內に於て漁區の生產的收容力を超えざる範圍內の漁業用築造を爲し漁業の實際的必要の限度內に於て被使用者の居住及便益等に供すべき建物を設け且、借受漁區の境域內に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉することを得但、借受人は棧橋其他小規模の季節的補助築造物の造營を除き、特に極東漁業廳の許可を受くるに非ざれば最大滿潮線より起算したる二十米突沿岸地帶に於て建築工事を爲すことを得ず

備考

借受人は其の借受一般漁區に於て本契約存續期間罐詰工場を建設及經營することを得但、借受人は罐詰工場を建設及經營せむとする自己の希望に關し建設開始迄に罐詰工場設計圖を添へ極東漁業廳に通知すべし

第十三條　借受期間經過後漁區が借受人の借受に歸せざる場合に於ては漁業用築造物其他漁區に設けられたる建物は右築造物及建物が任意の合意に依り新借受人に讓渡されざるときは借受期間終了後一年の期間內に之を取毀及搬出するを要す借受人は右期間內に其借受地區に於ける自己の漁業用具材料其他の財產を取拂ふべし右期間內に借受人が現區より搬出せざる築造物漁業用具材料其他の財產は右に付何等補償を爲すことなく國家に歸屬するものとす

借受人が地區に於て設けたる築造物一切は借受人の契約違反の爲契約の效力が其期限前に停止せられたる場合に於ても同じく無償を以て國家に歸屬するものとす

借受契約期間終了後新に何人も海上一般漁區を借受けざる場合には漁業用築造物及其他の建物一切は右期間終了後一年の期間內に所有者自己の負擔を以て之を取毀ち且地區より搬出すべし

建物は所定の期間內に之を取毀ち且漁區より搬出せざるときは借受人に對し補償することなく無條件を以て國家に歸屬す

第十四條　借受人は漁業稅關、衛生、防火、技術其他の官吏の適法の命令一切を履行す

べし

備考

借受人は漁業用施設例へば桟橋、物置、納屋、氷室、勞働者宿舍其他の漁業用建物及築造物並地面を清潔に保つべし魚類切開の際生ずる廢棄物及腐敗したる魚類は捨柏、粉末又は油脂に製造するが滅却するか若は當該漁區域内又は其境界外の監視官吏の指定したる場所に於て地中に埋沒するか或は陸岸を距ること二海里より少なからざる海上に搬出すべし腐敗したる魚類を食用の爲製造することを禁ず

第十五條　借受人は企業及國家より借受たる財産に關する報告に付き現行及將來公布せらるべき法律及政府の命令一切に服從すべし

詳言せば

（イ）借受人は特別の帳簿に正確なる漁獲狀況即ち漁獲魚類の數量及種類、魚類の種類別に依る加工魚類及其製品の搬出に付秩序的に記入し、且帳簿其他の記入欄一切に記入を行ふべし右帳簿は漁期間を通じて人を地區に保存し漁季終了後監視官吏に交付すべし、但監視官吏不在の場合には每年十二月一日迄に極東漁業廳に提出すべし

（ロ）漁業及稅關監視出張員の要求あり次第借受漁區と船舶との間を往復の爲漁區に面し碇泊せる船舶及網の臨檢の爲及漁區附近に在る小川の渡船の爲運送機關を提供すべし

（ハ）自己の漁區内に通譯を置き借受人本人不在の場合は代理人を置くべし右代理人は「ソヴエート」機關の證明せる正規の委任狀を携帶するを要す

（ニ）借受人は漁業監視官吏の要求あり次第之に實費を超ゑざる價格を以て食料品を提供すべし

（ホ）借受人は漁業及稅關監視出張員の要求あり次第右出張員に對し自己の漁區に於て、右宿舍に宿泊せしむべし

第十六條　借區者は何時にても極東漁業廳より委任を受けたる者又漁業監視出張員に對し漁獲高竝魚類及製品の搬出高の實際記帳の檢査、此記帳の寫取を爲さしめ又は總ての漁業用築造物宿舍倉庫及漁區内碇に泊する漁業用竝運搬用船舶の臨檢を爲さしむべし

第十七條　外國々旗の下に航行する借受人の所有船若は其傭船は開港の外航海證書に記載なき地點に碇泊することを得ず

小船舶の碇泊は租借漁區内に於てのみ之を許可す

三馬力以上の發動機を有する小船舶は每回漁業監視出張員又は地方當該官憲の許可に依り借受人若は他の借受人の一漁區より同一借受人の他の漁區へ航行することを得

漁舟は三馬力以下の發動機を有するものと雖何等の許可なく一漁區より他の漁區へ航行することを得

極東漁業廳の發給したる別個の特別許可（魚類、財産の運搬等）に依り爲さるる作業に關聯する場合にありては小船舶の漁區間航行は直接極東漁業廳に於て之を許可すべの

備考

一、「ソヴエート」聯邦の領水内に於て漁業權を取得したる日本國臣民は日本官憲の發給せる健康證明書竝漁業權證明書（租借契約書若は其證明付寫）及日本駐在當該「ソヴエート」聯邦領事官の發給せる航海證明書を有する船舶に依りてのみ自己の一漁場より他の自己の一漁場へ竝自己の一漁場より日本若は直接第三國へ赴くの權利を有す

其他各船舶は現行竝將來發布さるべき沿岸航海に關する「ソヴエート」聯邦の法律に遵ふを要す

二、借受漁區より日本への魚類生產物の輸送に從事する各船舶は輸出に對する漁業監視官吏の許可書を船内に有するを要し船内の魚類及水產物輸出の爲第三國に赴かんとする船舶は右の外右の國に輸出の爲定められたる手續を履行するを要す

第十八條　借受人は極東漁業廳より文書を以てしたる許可を受くるに非ざれば本契約に依り取得せる權利若は其一部を第三者たる自然人或は法人に移轉し又は漁區の經營に關する共同者を招致するを得ず但契約上の權利を移轉したる場合に於ては借受人及其權利の讓受人は連帶責任を負ひ且共同經營者の招致も各參加者が契約履行の全部に對し部分的責任に非ずして連帶責任を負ふべき條件の下に於てのみ許可せらるることあるべし

第十九條　借受人が左記各條に列擧するものを除き本契約に依り負擔せる義務の何れかを履行せざるときは極東漁業廳は借受人に漁區報償金年額の二十分の一を超えざる額の違約金を課することを得契約第十七條第二項の違犯に對しては借受人に小型發動機船一隻及各件に付き二百留の額の違約金を課す極東漁業廳の當該許可無くして漁獲標準高以上を漁獲したるものに對しては漁區報償金年額の半額に相當する違約金を徵收し剩餘漁獲量は之を沒收し無償にて國家に歸屬せしむ

最終の揚網の結果其漁區に付定められたる漁獲標準高を超過したる場合は特別重量稅のみを課す

但、右超過額は其漁區に付定められたる漁獲標準高の五「パーセント」を超ゆることを得ず

左記魚類も亦之を沒收し無償にて國家の處分に附す

（イ）船舶内にて製造せられたる貯藏用魚類（第七條（ハ）項）

（ロ）帳簿の記帳額以上と判明したる魚類（第十五條）

（ハ）監視官吏の許可なく船舶を以て輸出さるべき魚類（第十七條備考二）

一漁期中同種の違反を三回繰返したるか、裁判に依り組織的若は惡意的契約不履行と認定せられたるか、又は同樣の漁業規則違犯と認定せられたるか極東漁業廳の許可なく陸上漁場に所定以上の地域を使用したるか、禁止されたる漁具を使用したるか（第一條）漁場に外國人の番人を殘置したるか漁區報償金の納入を一月以上延滯したるか（第九條）、保證金を期限内に定額に補塡せざるか（第十條）、漁獲の記帳を二回不正確に行ひたるか（第十五條）、第七條（ニ）項に違反したるか第十七條第一項に違反したるか若は極東漁業廳の許可なくして借受を第三者に移轉し又は共同經營者を招致したるときは保證金を無條件に國庫收入に振替ふる方法を以て保證金額に相當する違約金を徵收し、被らしめたる損害を補償せしめ且借受人の財産を以て國家の賠償せしめたる上契約を破棄す、右財産は其處在及性質を問はざるものとす

第二十條　借受人は漁業、魚類の蕃殖及保護漁獲高の標準制定、生產物の加工、外國より設備品及供給品の輸入右の關係より行ふ漁業監督竝漁業に關する其他の一切の事項に付現行及將來定められるへき法律決定行政命令竝右に基き發布せられたる規則及訓令に服從すべし

第二十一條　本契約の存續は第八條に揭げたる期間經過前左に依り之を停止することあるべし

（イ）當事者の合意

（ロ）第三條及第十九條に豫想したる場合

第二十二條　借受人は本契約調印の上極東漁業廳の定めたる期間、、、、、、内に借受漁區を極東漁業廳より受取るべし、極東漁業廳は同一期間内に漁區を借受人の利用及管理の爲提供すべきものとす契約は之が許可に關する極東漁業廳より書面の通知接受後五日の期間内に公證手續に依り正式のものと爲すを要す供給人民委員部の認可を要する契約は其調印の日より二月の期間内

備考

借受人は極東漁業廳の決定接受の日より一月の期間内に於て違約金賦課に付在極東供給人民委員部漁業全權に對し異議の申立を爲すことを得事件を供給人民委員部全權の審査に付したることは借受人の保證金補塡の義務を免除するものにあらず（第十條）

に供給人民委員部より異議の表示なきときは認可せられたるものと見做さるべし

備　考

借受人は契約の認可なき場合に於て極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず且遲滯なく用益したる期間に對し相當の報償金を支拂ひて漁區を返還すべし

第二十三條　當事者の法律上の住所左の通

極東漁業廳　浦鹽斯德市

借受人、、、、、、、、、、、、、、

右住所宛に交付したる文書は總て受理せられたるものと見做す

借受人は住所變更に關し其都度適時極東漁業廳に通知すべし

第二十四條　本契約に關し當事者間に發生することあるべき總ての爭議は、、、、市の裁判所にて解決せらるべきものとす

第二十五條　本契約に關する印紙稅及其他の費用は借受人之を支拂ふべし

第二十六條　本契約の一通は公證人役場に於て他の一通は極東漁業廳に於て之を保存し借受人には第三の一通を交付す右契約又は其證明ある寫は漁業作業地に之を保存し漁業監視官吏の命令次第之を提示するを要す

第二十七條　前記條件に基き下名、、、、、、、、、、、は魚類の漁獲及處理の爲在極東供給人民委員部全權の認可したる漁區表中第、、、ア號、、、、、と稱し、、、、、、、、、、存在する漁區を、、、、、、の、、、を以て、、、、、、、、、、漁期間借受けたり借受けの保障としては、、、、、、、、、、納入し極東漁業廳寄託として出納部、、、、、に一九、、年、、、、、付第、、、、條に記入せる保證金、、、、、、留、、、哥を之に充つ

本契約、、、、、、は市に於て一九々、年、、、、之を締結せり

昭和十年度蟹漁區貸付條件

漁區の貸付は露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國漁業經濟に關する規則（千九百二十七年法令集第一〇二號）第六八四條第三條及第三十八條乃至第四十五條千九百二十七年十一月二十八日農務人民委員部及貿易人民委員部の認可したる「ソヴエート」聯邦供給人民委員部貸付財產を構成する一般共和國的意義の漁場及漁業事業場貸付規定に基きて之を行ふ

第一條　各蟹漁區の延長は直線を以て計算し五、三〇粁突（五露里）とす而して蟹漁區間の距離も亦同じく直線を以て計算し一〇、六〇粁米（一〇露里）以上たるを要す借受人は自己の費用を以て陸岸に於ては特別の標柱及見易き標識を以て又海上に於ては燈臺船若は見易き浮標を以て漁區の境界を定むべし

第二條　蟹の漁獲は右借區水面域內に於て蟹網用底刺網のみを以て行ふことを得各網は長さ五四、五〇米突（二五）露間以下幅三〇五米突（一〇呎）以下とし網目の寸法は豫め水に浸したる後結節より直次の結節迄を計算し二二、八六糎（九「ヂュイム」）以上なるを要す

第三條　蟹漁獲の爲五四、五〇米突の網を特別の配列に連結することを得但、各連網は三十五網以上たるべからず而して一線上に配列したる連網間に於ては五四、五〇米突（二五露間）以上又並行連網間に於ては一〇九米突（五〇露間）碁盤目形配列の場合には二一八米突（一〇〇露間）以上の距離を保つを要す各漁區に於て使用する網の總數は二千六百二十五箇を超ゆるを得ず又水中に於ては同時に八百七十五個以下を使用するを得ず

第四條　蟹網は干潮時水深二一、八〇米突（一〇露間）以上を有し漁區（鮭鱒及鰊）に於ける軀網より沖合一、〇六粁突（一露里）以上の地點に沈設す可し

第五條　蟹漁區區域內に於ては前記の漁具を除き「トロール」網、建網又は曳網若は何等か他の蟹又は魚類の漁撈具を所有することを禁ず

第六條　蟹漁は三月一日より早からず之を開始し且「オホツク、カムチヤストカ」區に於ては十月十五日以前及沿海區に於ては十一月一日以前に漁獲を停止し總ての漁網を撤去するを要す

借受人は漁具竝に爾餘の財產を次の漁季迄「ソヴエイト」聯邦市民なる番人監視の下に漁區に殘置することを得

第七條　漁獲せる蟹の製造、網の保管及乾燥水上浮揚具の岸地へ引揚の爲借受人は海岸延長三二七米突（一五〇露間）奧行八七、二〇米突（四〇露間）の地區を使用することを得右地區は借受人に於て其租借に係る蟹漁區水面に沿ふ陸岸の境域內に於て之を撰擇することを得るものとす但、右地區は河口より二、一二粁突以上の距離を有すべし

蟹漁區內に於て其借受人が其租借に係る一般漁區を有するときは借受人は（鰊鮭鱒）漁業及蟹漁業の爲同一地區を使用することを得但、漁區租借期限終了後に於て該漁區を新に他人が租借するときは該漁區の舊借受人は漁期開始前に蟹漁業に使用したる總ての建物及器具を右漁區より搬出す可きものとす然らざる場合には前記建物及漁具は無償にて國家に歸屬すべし

借受人は蟹漁業の爲其撰擇したる地區に關し遲滯無く漁業監視官吏に屆出づ可し

第八條　蟹の乾燥肉及蟹卵の製造は之を禁止す

第九條　蟹罐詰の製造は陸上地區內に於て之を爲すべし船舶內に於ける蟹の製造は之を禁止す

第十條　製造の爲漁獲せられたる蟹は總て其漁獲後二十四時間以內に前煮す可し該時間を經過したる場合には右蟹より罐詰を製造することを禁ず蟹は滅却すべし

第十一條　借受人は蟹の處理の際生ずる廢棄物を以て肥料を製造せざる場合には廢棄物は總て滅却すべし

第十二條　漁區の勞働者の食用の爲釣具を以てする魚類の漁獲を許可す但之を製造することを禁ず

第十三條　借受人は其租借區域內に於て蟹罐詰、、、函以內を製造する權利を有す

備　考

一函の內容は一封度罐四十八箇半封度罐九十六箇、又は四分の一封度罐百九十二箇とす（英封度）

第十四條　本契約に依り借受人に許與せられたる權利は排他的のものにして如何なる官廳、機關或は私人と雖、貸付漁區の境域內に於て漁具を以てする漁獲竝蟹の加工を爲すを得ず

第十五條　本契約の存續期間は、、、、、、より、、、、迄と定む

第十六條　借受人は漁區に對する報償金を均分して半年分宛（卽ち借受年の一月二日及七月一日）國立銀行に前納するを要す但、第一借受年の上半期分料金は契約調印迄に其全額を國立銀行に納入するを要し金額納入に關する受領證は契約調印の際之を提示するを要す

借受漁區に於て罐詰工場を經營する借受人は蟹、魚類及海產物を以て實際に製造したる罐詰各一函に付左の率に依り金錢以をて特別報償金を支拂ふものとす

（一）　蟹に對しては一函に付四十哥
（二）　紅鮭に對しては一函に付二十哥
（三）　鱒に對しては一函に付九哥
（四）　鮭、銀鮭又は鱒の助に對しては一函に付〇六哥

、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、、、、、、

右の他日本人たる借受人は漁區報償金年額の二十八「パーセント」に相當する抵代稅を支拂ふべし右納入金は漁區報償金支拂の爲定めたる期限に半年分宛均分して之を納むべし

契約に依る定期支拂金の納入延滯に對しては借受人より契約所定の基本的支拂期日より實際に支拂を了したる日迄の實際的支拂未濟額に付三「パーセント」の割を以て延滯利息を徵收す延滯利息の算定に當り十五日

迄の納入延滯は之を半月と見做し十五日以上は滿一月と見做す

備　考

一、借受人は延滯利息の支拂に依り契約第二十六條に掲ぐる借受人の契約違反に對する效果を免るゝことなし

二、極東漁業廳は延滯利利息及違約に關する徵收金竝契約に關する延滯支拂金を保證金中より差押ふるの權利を有す右の場合に於ては借受人は差引勘定に關する通告後十五日の期間內に保證金を補塡するを要す但、延滯支拂額に對する延滯利息は借受人が保證金を補塡する時迄之を計上し及徵收す

第十七條　借受人は契約に依り負擔したる義務を正確に履行することを保障する爲、競賣の際漁區報償金の年額五十「パーセント」に相當する保證金を納入し且違約金（第二十六條）を課せられ若は保證金を契約（第十六條備考二）に依る延滯利息及延滯支拂金に充當して右利息及支拂金を償却し又は保證金として提供したる有價物の價格低下の結果保證金額減少したる都度極東漁業廳の命令あり次第當該決定の通告を受けたる時より七日の期間內に保證金を定額に達する迄補塡すべし保證金は借受人が總ての契約義務を完全に履行したることを條件として借受期間終了後借受人に之を還付す

第十八條　借受人は其借受蟹漁區、右漁區の設備及作業に付法律の定めたる一切の稅金公課及手數料を自己の負擔を以て支拂ふべし

第十九條　借受人は本條件第七條に依り貸付けられたる地區の境域內に於て漁區の生產的收容力を超えざる範圍內の漁業用築造物を爲　漁業の實際的必要の限度內に於て被使用者の居住及便益等に供すべき建物を設け且借受漁區の境域內に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉することを得但借受人ば棧橋其他小規模の季節的補助建築物の造營を除き特に極東漁業廳の許可を受くるに非ざれは最大滿潮線より起算る二十米突沿岸地帶に於て建築工事を爲すこと得す

備　考

借受人は其借受蟹漁區に於て本契約存續期間內に詰工場を建設及經營することを得但借受人は詰工場を建設及經營せむとする自己の希望に關し建設開始に迄に罐詰工場設計圖を添へ極東漁業廳に通知すべし

第二十條　借受期間經過後漁區が借受人の受に歸せざる場合に於ては漁業用築造物其他漁區に設けられたる建物は右築造物及建物が任意の合意に依り新借受人に讓渡されざるときは借受期間終了後一年の期間內に之を取毀ち及搬出するを要す借受人は右期間內に其借受地區に於ける自己の漁業用具材料其他の財產を取扱ふべし右期間內に借受人が地區より搬出せざる築造物漁業用具材料其他の財產は右に付何等補償を爲すことなく國家に歸屬するものとす

借受人が地區に於て設けたる築造物一切は借受人の契約違反の爲契約の效力が其期限內に停止せられたる場合に於ても同じく無償を以て國家に歸屬するものとす

借受契約期間終了後新に何人も蟹漁區を借受けざる場合には漁業用築造物及其他の建物一切は右期間終了後一年の期間內に所有者自己の負擔を以て之を取毀ち且地區より搬出すべし

建物は所定の期間內に之を取毀ち且漁區より搬出せざるときは借受人に對し補償することなく無條件を以て國家に歸屬す

第二十一條　借受人は漁業、稅關、衛生、防火、技術其他の官吏の適法の命令一切を履行すべし

備　考

借受人は漁業用施設倒ほば棧橋、物置、病屋、氷室、勞働者宿舍其他の漁業用建物及築造物竝地面を清潔に保つべし蟹處理の際發生する廢棄物及腐敗したる蟹は滅却するか若は肥料に製造すべし腐敗したる蟹を食用の爲製造することを禁ず

第二十二條　借受人は企業及國家より借受けたる財產に關する報告に付現行及將來公布せらるべき法律及政府の命令一切に服從すべし

詳言せば

（イ）　借受人は特別の帳簿に正確なる漁獲狀況即ち漁獲蟹の數量及種類、製造竝蟹及其製品の輸出に付秩序的に記入し且帳簿其他の記入前一切に記入を行ふべし右帳簿は期期間を通じて之を地區に保存し漁季終了後監視官吏に交付すべし但、監視官不在の場合には每年十二月一日迄に極東漁業廳に提出すべし

（ロ）　漁業及稅關監視出張員の要求あり次第借受漁區と船舶との間を往復の爲漁區に面し碇泊せる船舶漁網の臨檢の爲、漁區附近に在る小川の渡船の爲運送機關を提供すべし

（ハ）　自己の漁區內に通譯を置き、借受人本人不在の場合は代理人を置くべし右代理人は「ソヴエート」機關の證明せる正規の委任狀を携帶するを要す

（ニ）　漁業監視官吏及稅關吏の要求あり次第右官吏に對し自己の宿舍內に於て宿泊をなさしむべし

（ホ）　借受人は（イ）漁業監視官吏の要求あり次第之に實費を超えざる價格を以て食料品を提供すべし

第二十三條　借受人は何時にても極東漁業廳より委任を受けたる者竝漁業及稅關監視出張員に對し蟹の漁獲高竝蟹及其製品の搬出高の實際記帳の調査、此記帳の寫取を爲さしめ又は總ての漁業用築造物、宿舍、倉庫及漁區內に碇泊する漁業用竝運搬用船舶の臨檢を爲さしむべし

第二十四條　外國々旗の下に航行する借受人の所有船若は其傭船は開港の外航海證書に記載なき地點に碇泊することを得ず

小船舶の碇泊は租借漁區內に於てのみ之を許可す

三馬力以上の發動機を有する小船舶は每回漁業監視出張員又は地方當該官憲の許可に依り借受人の一漁區より同一借受人若は他の借受人の他の漁區へ航行することを得

漁舟は三馬力以下の發動機を有するものと雖何等の許可なく一漁區より他の漁區へ航行することを得

極東漁業廳の發給したる別個の特別許可（魚類、財產の運搬等）に依り爲さるる作業に關權する場合にありては小船舶の漁區間航行は直接極東漁業廳に於て之を許可す

備　考

一、「ソヴエート」聯邦の領水內に於て蟹漁業權を取得したる日本國臣民は日本官憲の發給せる康證明書竝漁業權證明書（租借契約書若は其證明付寫）及日本駐在當該「ソヴエート」聯邦領事官の發給せる航海證明書を有する船舶に依りてのみ自己の一漁場より他の自己の一漁場へ竝自己の一漁場より日本若は直接第三國へ赴くの權利を有す

其他各船舶は現行竝將來發布せらるべき沿岸航海に關する「ソヴエート」聯邦の法律に遵ふを要す

二、借受漁區より日本への蟹生產物の輸送に從事する各船舶は輸出に對する漁業監視官吏の許可書を船內に有するを要し船內の蟹及水產物輸出の爲第三國に避かんとする船舶は右の外右の國に輸出の爲定められたる手續を履行するを要す

第二十五條　借受人は極東漁業廳より文書を以てしたる許可を受くるに非ざれば本契約に依り取得せる權利若は其一部を第三者たる自然人或は法人に移轉し又は漁區の經營に關する共同者を招致するを得ず但、契約上の權利を移轉したる場合に於ては借受人及其權利の讓受人は連帶責任を負ひ且共同經營者の招致も各參加者が契約履行の全部に對し部分的責任に非ずして連帶責任を負ふべき條件の下に於てのみ許可せらるることあるべし

第二十六條　借受人が左記各條に列擧するものを除き本契約に依り負擔せる義務の何れかを履行せざるときは極東漁業廳は借受人に漁區報償金年額の二十分の一を超えざる額の違約金を課することを得契約第二十四條（第二項）の違犯に對しては借受人に小型發動機船一隻及各件に付二百留の額の違約金を課す極東漁業廳の當該許可無くして漁獲標準高以上を漁獲したるものに對しては漁區報償金年額の半額に相當する違約金を

徴收し蟹の剩餘漁獲及製造量は之を沒收し無償にて國家に歸屬せしむ

最終の揚網の結果共漁區に付定められたる漁獲標準高を超過したる場合は特別重量税のみを課す但、右超過額は共超區に付定められたる標準高の五「パーセント」を超ゆることを得ず

左記蟹及水產物も亦之を沒收し無償にて國家の處分に附す

（イ） 船舶內にて製造せられたる貯藏用のもの（第九條）

（ロ） 帳簿の記帳額以上と判明したるもの（第二十二條（イ）項）

（ハ） 監視官吏の許可なく船舶を以て輸出さるべきもの（第二十四條備考二）

一漁期中同種の違反を三回繰返したるか、裁判に依り組織的若は惡意的契約不履行と認定せられたるか又は同樣の蟹漁業規則違犯と認定せられたるか、極東漁業廳の許可なく陸岸漁場に所定以上の地域を使用したるか禁止されたる漁具を使用したるか（第二條）、漁場に外國人の番人を殘置したるか漁區報償金の納入を一月以上延滯したるか（第十六條）保證金を期限內に定額に補塡せざるか、（第十七條）、漁獲の記帳を二回不正確に行ひたるか（第二十二條（イ）項）、第二十四條第一項に違反したるか、漁區內に契約記載以外の漁具を存置したるか（第五條）、乾燥蟹肉及蟹卵を製造したるか（第四條）、若は極東漁業廳の許可なくして借受を第三者に移轉し又は共同經營者を招致したるときは保證金を無條件に國庫收入に振替ふる方法を以て保證金額に相當する違約金を徴收し、被らしめたる損害を補償せしめ且借受人の財產を以て國家の被りたる損害を賠償せしめたる上契約を破棄す右財產は共處在及性質を問はざるものとす

前記第二條違反（許可せられざる漁具の使用）の場合には漁具及漁獲物をも沒收し無償にて之を國家に歸屬せしむ

契約第三條末項（漁具の數）違反の場合は漁區報償金年額の半額に相當する違約金を徴收し、剩餘漁具及右を以て漁獲せられたる漁獲物は之を沒收して無償にて國家に歸屬せしむ

左記の諸項違反の場合に於ては借區者に違約金を課するの外左の物件を無條件にて沒收し無償にて國家に歸屬せしむ

個々の配列中に於て發見せられたる餘分の網竝法定距離を保たすに配列せられたる網（第三條）

水深小なる場所或は建網との距離少き場所に沈設せられたる網（第四條）

漁區內に於て發見せられたる許可せられたるもの以外の漁具（第五條）

乾燥蟹肉及蟹卵鑵詰に製造せられたるものと雖（第八號）

漁區內に於て發見せられたる製造魚類（第十二條）

備考

借受人は極東漁業廳の決定接受の日より一月の期間內に於て違約金賦課に付在極東供給人民委員部漁業全權に對し異議の申立を爲すことを得事件を供給人民委員部全權の審査したることは借受人の保證金補塡の義務を免除するものにあらず（第十七條）

第二十七條　借受人は蟹漁業、蟹の蕃殖及保護、漁獲高の標準制定、生產物の加工、外國より設備品及供給品の輸入右の關係より行ふ漁業監督竝蟹業に關する其他一切の事項に付現行及將來定めらるべき法律、決定行政命令竝右に基き發布せられたる規則及訓令に服從すべし

第二十八條　本契約の存續は第十五條に揭げたる期間經過前左に依り之を停止することあるべし

（イ） 當事者の合意、、、、、、、

（ロ） 第二十九條に豫想したる場合

第二十九條　借受人は本契約調印の上極東漁業廳の定めたる期間、、、、、、、、內に借受蟹漁區を極東漁業廳より受取るべし、極東漁業廳は同一期間內に漁區を借受人の利用及管理の爲提供すべきものとす

契約は之が認可に關する極東漁業廳より書面の通知接受後五日の期間內に公證手續に依り正式のものと爲すを要す供給人民委員部の認可を要する契約は共調印の日より二月の期間內に供給人民委員部より異議の表示なきときは認可せられたるものと見做さるべし

備考

借受人は契約の認可なき場合に於て極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得ず且遲滯なく川益したる期間に對し相當の報償金を支拂ひて漁區を返還すべし

第三十條　當事者の法律上の住所左の通

極東漁業廳　浦潮斯德市借受

人、、、、、、、、、

右住所宛に交付したる文書は總て受理せられたるものと見做す

借受人は住所變更に關し其都度適時極東漁業廳に通知すべし

第三十一條　本契約に關し當事者間に發生することあるべき總ての爭議は、、、、、、市の裁判所にて解決せらるべきものとす

第三十二條　本契約に關する印紙稅其他の費用は借受人之を支拂ふべし

第三十三條　本契約の一通は公證人役場に於て他の一通は極東漁業廳に於て之を保存し借受人には第三の一通を交付す右契約又は其證明ある寫は漁業作業地に之を保存し漁業監視官吏の命令次第之を提示するを要す

第三十四條　前記條件に基き下名、、、、、、、、、、、は蟹の漁獲及處理の爲在極東供給人民委員部全權の認可したる漁區表中第、、、號、、、、と稱し、、、、、、、、、、、、に存在する蟹漁區を報償金、、、、、、、、、、を以て、、、、、、、、、蟹漁期間借受けたり借受の保障としては、、、、、、、、、、納入し極東漁業廳寄託として出納部、、、、、、に一九、、年、、、、、、付第、、、條に記入せる保證金、、、、、、留、、哥を之に充つ本契約は、、、、、、、、、市に於て一九、、年、、、、、、之を締結せり

備考

一般漁區及蟹漁區貸付條件は大體昨年通なり。但「ソヴェート」聯邦供給人民委員部の廢止、竝に食料品工業人民委員部の新設、漁業事務の同部移管の結果、本條件に供給人民委員部とあるは總て「食料品工業人民委員部」と變更せらるべきが至當と認めらる

北洋漁業關係會社

日本蟹罐詰業水產組合聯合會

組長　加藤郁二氏

副組長　西村有作氏

同　松下高氏

所在地（東京丸の內、丸ビル七階）

母船式蟹漁業水產組合

組長　松崎壽三氏

副組長　（欠員）

評議員　日本合同工船會社

同　太平洋漁業會社

所在地（東京丸の內、丸ビル八階）

陸上蟹罐詰業水產組合

組長　藤野辰次郎氏

副組長　渡邊藤作氏

林兼商店（株式會社）

社長　中部幾次郎氏

副社長　中部謙吉氏

所在地（本社、下關市竹崎町・東京、麴町區丸の內、丸ビル六階）

因に林兼商店の太平洋漁業會社への委託經營による北洋沖取漁業出漁は昭和十年度限りを以て終了し、昭和十一年度以後は太平洋漁業の一手に歸る事となつてゐる。

當社が太平洋漁業へ委託により出漁せる昭和十年度漁獲、製造高左の如し。

幸生丸漁獲高

紅鮭	九、三九二石
白鮭	一三、〇四七石
銀鮭	四〇石
鱒	一、六三九石
鱒ノ外	三石
計	三四、一二一石

同船製造高

紅鮭	三三、三六九函
白鮭	
銀鮭	一、二六九函
鱒	四八、〇七五函

鱒ノ助
計

北洋に於ける鱒業問題

明治四十年九月日露漁業協約が公布されて吾人は光輝ある第二十九回の漁季を無事に終へ、今莫市に於ては兩國全權間に第三次の改訂會議が起されて居る。過去二十九年の全過程を回顧すれば、外には昭和三年五月第二次改訂漁業條約の公布、昭和七年八月に漁區暫定協定が成立し、內には漁區合併の宿望が達成されて、事業單一化が實行され特筆に値するが企業關係では漁撈方法の進歩、製造技術の改善、內外市場網の擴大等があつて刮目すべき幾多の事績を殘した。此等は楯の明瞭面であり他は憂鬱面である。夫れを紅魚族の群游漸次平常性を缺き識者は將來に向つて幾多不安と警戒を見逃る樣にもなつた。當局も大勢に鑑みて莫市の交涉案には紅魚族蕃殖保護の重要問題を包含して居るとの說あるは蓋し時機を得たものと云ひ得る。

一概に條約水域と云ふも範圍は日本オコツク白令の諸海に及ぶ延長實に幾千哩の尨大なる海岸線で膃肭獸膃虎の二種を除き凡ゆる海獸、魚類水產物の捕獲加工の廣汎な權利である。斯の如き廣い境域であるし風土的にも夫れ〳〵特異性を帶び魚類分布の狀況が種々異る。併し大體には以上の水域に分布する產物中沿海洲に於ける海草類を除けば大宗的なものは不思議にも殆どカムサツカ半島東西海岸を中心として無限に分布し邦人の企業は之を繞つて繁榮して居る。

併し過去二十九年間に涉る邦人漁業は紅魚類と蟹に局限せられて今日に及び鱒漁業が閑却されたことは大恨事であつて正に臥龍點睛を缺くの感がある。

北洋は已に邦人漁業の湖水と化し企業が獨裁覇王の偉容を以て君臨して居る今日企業者は經濟價値に捉はれ貴重魚種の濫獲に沒頭腐心するを能事となし因襲の弊に墮するは近代漁業信義の見地からして背教者たるの誹を免れ難しと考へる。

昭和九年の異例な紅鮭豐饒と反動的な本年の紅漁餓饉に對して何人も豫想し得なかつた鱒の大漁廻り之の偶然な恩惠物で圖らずも經濟危期が免れたとして魚資源が悠久無盡なりと辯ずるは當らない。假に偶數年度の鱒を見よ群來が何如に濃厚でも形體矮少にして醜劣商品價値は已に斯界に定論がある。恐くは來るべき條年度の鱒は何如と云ふに過去十二年此方每奇數年の群來濃度は甚しく累減を見せて量的には殆ど問題にならない。カムサツカ半島の鱒は實際量的には大宗中の王者である丈こんな奇現象を捉へて既往と現在を追想して見ると變遷の跡が何如に顯著であるかが彷彿とする氣がする。此等の不自然な畸形群游型を矯正して正常性を與へ豐凶の激差を少くし形體の不同醜劣を調整しなければならない。併し其目的の爲めに事業採算を無視して迄禁漁の手段に出づる必要は無いが鱒漁業を興して鱒群の厚薄を調節し一方を保獲蕃殖すると同時に他方鱒漁の振興を圖ると云ふ一石二鳥の方法は熟考の必要あると思ふ。

鱒漁業の黎明期

輓近當業者の豫想を著しく裏切り紅魚類の來游が畸形な變調を現はす樣になつたと云ふことは非常な漁業界の重要事態であつて海流の變化のみで容易に片付ける譯には行かぬ。明かに魚類激減を示唆するものがある。北洋に於て從來は北千島に於て鱒鈎漁業が行はれて居るのみでカムサツカにあつては邦人は未だ手を染めて居ない。然るに國營は夙に鱒鈎業に着手し規模の大小は別として東海岸はカラギン島やバロンコロフ灣を根據として出漁し西海岸も最近頓に鈎船の隻數が殖へて來た樣だ鱒の需用は製品の改良と販路の擴張に連れ年々增加の傾向にある。恐くは來るべき條約の改訂を契期として條約水域內には鱒鈎漁區開設熱が勃起するであらふ。又其が當然な大勢でもあると考へられる。

仍て鱒漁業開拓に關する關係條約の正文並に之に伴ふ一切の諸廳政廳から公布になつて居る諸規定を蒐集して左記紹介することは徒爾であるまいと思ふ。

先づ沖取の方から說明すれば沖取に關しては吾監督者はソ側の規定に遵守して露水組合員は漁業廳から鑑札を受けて鈎業に從事するには支障なしとの意嚮を持て居る。已に規定に明示する如く此種の鱒漁業は母船式であるから水域上に於て游漁區域の制限はないが陸上に一定の干場を借受けて番屋製造場を建設して居住することは許されぬ不便がある。併し荒天に際してソ領の港灣內に避難したり炭水等の補給を受るには相當な便宜を供與せらるるは當然である。更に本規定第一條に沿岸幅員十二海里の水域に之を施行すと云ふ文句があるソ側の十二海里の領海說は實質上撤回されて三海里を承認して居る。然らば鱒沖取の場合には如何であるかと云ふに海面は廣く魚種が異なり漁撈法も違ふから鮭鱒工船の操業に支障あるべき筈もなく摩擦を起す憂がない實質的にも平和な漁業である。

日露漁業條約（抜萃）

第二條末項

鯨及鱈並に特定の漁區內に於て捕獲し又は採取すること能はざる一切の魚類及水產物の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭乘せる日本國臣民に許さるべし

最終議定書

（丙）漁業條約第二條末項の規定に關しソヴエート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

（一）ソ聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に揭げらるゝ免許狀を受くるに付準據すへき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

極東地方執行委員會幹部會に於て一九二九年四月二日可決（會議錄第五號第四十一項）極東地方海面に於て船舶に依り行ふ漁業獵獵業及其の他水產業假規則

甲　總則及船舶水產業に對する鑑札發給規程

第一條　本則の效力は極東地方沿岸幅員十二海里の水域に之を施行す

本則の效力より除外したる地域表は本則に添付す

第二條　船舶に依る鯨鱈等特別の水面區域に於て捕獲又は採取すること能はざる一切の魚類及水產物の採捕業は極東漁業廳の發給する鑑札を以て之を行ふへし

第三條　船舶水產業を行ふ爲鑑札を受くる權利は「ソヴエート」聯邦の國家及「コオペラチーウ」の企業「ソヴエート」聯邦私人企業及市民並日本國民之を享有す

第四條　本則を以て定めたる鑑札定數の船舶水產業を行はむと欲する機關及人の間に於ける割當及發給は極東漁業廳「ハバロフスク」市之を行ふ

第五條　船舶水產業を行ふ爲權利の許可を受けむと欲する者は左記事項を記載したる願書を極東漁業廳に差出すへし

イ　許可を受けむとする漁業の種類

ロ　水域

ハ　從業船舶及之に附隨する補助船舶の數及噸數並船員及從業員の數

ニ　採捕方法及漁具の數

ホ　豫定採捕數量

第六條　船舶水產業を行ふ爲の權利に對する鑑札は記名式とし水產業の各種類從業船舶の各隻に對し三月十五日より十一月一日に至る期間の一季節每に鑑札料金額の納付の後之を發給す

但書　鑑札を受けたる者は其の取得したる權利を他の者に讓渡するを得す

第七條　千九百二十九年に於ける鑑札料左の如し

イ　捕鯨業　從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……十五留

ロ　獵獵業　從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……十五留

ハ　鱈業　從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……六十哥

ニ　極東に於て初めて組織せらるる水產業の各種類　從業船舶の登簿純噸數每一噸に付……六十哥

但書　捕鯨業に付ては鯨油製造のみに對し右料金を課し捕鯨業者に對しては每一人

に付鯨油製造に課する金額の二分の一に相當する追加料金を課す

乙　船舶水産業從業規程

第八條　船舶水産業は千九百二十七年七月二十五日全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議の認可したる露西亞共和國漁業經濟法及同法第三十條に基き制定したる本則の規定に從ひて之を行ふへし

第九條　船舶水産業は距岸三粁より近き沿海の全延長、貸付したる陸上蟹漁區の境域内（其の位置は特別の地圖に記載しあり）並本則附屬表に記載したる地域内に於て之を行ふことを得す

第十條　捕鯨業に從ふ船舶數は鯨油製造二隻を合せ十隻を超ゆることを得す

船舶水産業の爲許可せらるへき捕獲定量は左の如し

イ、鯨は其の種屬の如何に拘はらず白令海に於ては二百頭、「オコツク」海及日本海に於ては百頭

ロ　……は無制限

ハ　……は無制限

ニ　腦肭獸、膃肭、……及鮭鱒族は之を捕獲するを得す

ホ　水産業の其の他の目的物一切は數量に付制限なく之を採捕するを得す

但書　捕鯨業用の爲の特別沿岸地區は關係の者の特別の申請に基き極東漁業廳之を貸付す

第十一條　捕獲したる鯨及海獸は全部（脂肪、肉、內臟、骨）之を利用すへし

第十二條　牝鯨は幼獸、育期に於て鯨並幼鯨は之を漁獲するを得す

第十三條　船員及從業員の食料の爲には魚類並漁業經營權の鑑札に記載なき其の他の水産物を採捕することを得但右採捕物を貯藏の爲加工することを得す

第十四條　水産業を行ふ權利に對する鑑札は從業船舶內に保管し漁業監視官吏の請求に從ひ水産業に對する權利證明の爲之を提示すへし漁業監視官吏は檢査の爲船舶內の作業室及貨物室に故障なく出入せしめらるへし作業年度終了水産業者は定められたる形式に從ひ極東漁業廳に水産報告を差出すへし

第十五條　水産業者は極東漁業廳に適時請求ありたるときは船舶水産業の特別調査の爲配置する極東漁業廳及太平洋學術水産研究所屬員に對し從來船舶に於て一人分の船室及己の勤人の定めたる料金を以て食料を給すへし

右の外水産業者は漁業監視官と同一方向に航行するときは右官吏に對し自己の船舶に於て場所を供し漁場へ移動の援助を與ふへし

第十六條　本則違反に對する責は露西亞共和國刑法第八十六條（千九百二十八年編纂）に依り之を定む

極東漁業廳長官　ゴロフスコイ

漁業專門家　レ　ヂ　コ

假規則第九條附屬

距岸十二海里の水域に於て船舶水産業を行ふことを得ざる地域表

一、「チウコトスコ、アナドイルスキー」地域水面

二、「聖パヴラ」灣

三、「シリユーボチナヤ」灣

四、「チユレニエ」湖

五、「シエスチーフートヴオエ」湖

六、「バルナ、コルフア」灣北部

七、「カラーガ」港

八、「カラギンスキエ」諸島

九、「クロノツキー」禁獵地「シウムナヤ」（「オリホヴアヤ」）川より「チヤヤジマ」に至る

十、「ベチエヴインスカヤ」灣

十一、「アヴアチンスカヤ」灣「ペズイメンスイ」岬より「ダリニー」岬に引きたる直線に至る

十二、「コマンドルスキーエ」群島

十三、「ロパチンスキー」禁獵地勘察加半島東海岸「ジエルトヴスカヤ」川より西海岸「カムバリナヤ」川に至る

十四、「ペンジンスキー」灣「マメート」岬の緯線に至る

十五、「メリカチンスカヤ」灣

十六、「ヤムスカヤ」灣

十七、「タヴイスカヤ」灣

十八、「アヤン」灣

十九、其の他「オコツク」海北岸に於て本土に入込める灣にして其の長さ（最も深き水道に依り測りたる）灣口の幅の三倍を超ゆるもの全部

二十、聖「ヨーヌイ」島

二十一、「シヤンタルスキーエ」諸島

二十二、「コンスタンチーナ」太公灣

二十三、聖「ニコラヤ」灣「ラムズドルフア」岬より「グローテ」灣に引きたる直線に至る

二十四、「スチヤースチエ」灣

二十五、「バイカル」灣「チヤウンド」岬より「ウイトヴトヴア」に引きたる直線に至る

二十六、「ビリトウンスキー」灣

二十七、「チヤイヴインスキー」灣

二十八、「ダーギ」灣

二十九、「ヌイスキー」灣

三十、「ナビリスキー」灣

三十一、「クレストーワヤ」灣

三十二、「スタルカ」灣

三十三、「デ・カストリ」灣及「フレデリツクス」灣「カストリ」岬より「クロステル、カムプ」岬に引きたる直線及「グロステル、カムプ」岬より「オストロイ」岬に引きたる直線に至る

三十四、「ヴアニーナ」灣「ヴエショールイ」岬より「ブールヌイ」岬に引きたる直線に至る

三十五、「ソヴエートスカヤ」灣「ミリユーチナ」岬より「ブウチヤチナ」岬に引きたる直線に至る

三十六、「テルネイ」灣「ストラーシヌイ　岬の經線に至る

三十七、聖「オリガ」灣「マネヴスカゴ」岬より「シコツタ」岬に引きたる直線に至る

三十八、聖「ウラヂーミル」灣「ヴアリユーゼツク」岬より「ヴアトヴアスキイ」岬に引きたる直線に至る

三十九、「プレオブラジエーニヤ」灣

四十、彼得大帝灣　パヴアロートヌイ」岬より「ガモヴ」岬に至る　右灣內に在る島嶼を含む

四十一、「ボシエツト」灣「ガモヴ」岬より「プタコヴ」岬に至る

極東漁業廳長官　「ゴロフスコイ」

漁業專門家　「レ　ヂ　コ」

以上で母船式沖取鱒漁業經營に關する許可申請手續は判明した譯だ

次に當然の歸趨として陸上を根據とし鱒業を營み製造場を構築し居住する爲め地區貸付の受け方を說明する。陸上の鱒業區開設は一般鮭鱒漁區の開設と同樣の取扱を受け競賣に依つて漁區を租借する。又漁撈區域は沿岸十露里の區域に制限ある所に沖取との區別があるが、本則の發布になつた起因を少しく說明すると明治四十年七月締結の日露漁業條約第二條末項には鯨と鱒は他の一般漁業と稱せられる鮭鱒の如く特別の陸上漁區內で捕獲すること不可能のものと見做された爲め特別の免許狀を備ふる船舶內に於て行ふものだと決定されて居た所が實際問題として鯨は別だが鱒と蟹の如き種類のものは沿岸でも沖合でも出來る漁業であるから大正七年浦鹽に獨立漁業廳が設立した好機を捕へて交涉した結果條文に廣義な解釋を取入れ交涉が進展して翌八年には蟹と鱒の沿岸漁區貸下規則が發表され競賣を經て漁區の貸下を見るに至つたものである然るに蟹の方は開設希望者が年々現はれて經營せられたるに反し鱒業區の開設希望者が絕無で斯る狀態が其後も數年續いたから鱒業廳は規則を發表しなくなつたけれども之は撤廢されたのではなく主として漁區開設希望の屆出が出現しない爲めである

左に大正八年漁業廳が發表した陸上鱒漁區貸下條件を紹介する

極東水域に於ける鱒漁假規則及鱒漁區貸下條件

千九百二十年極東水域に於て左記條項に基き鱒漁を開始す

第一條　鱒漁の爲に沿海漁區設置の場合と同樣に出願者の指定する場所に於て特別の鱒漁區を開設す

鱈漁區開設の場合は該漁區と將來開設せんとする蟹漁區と重複することを得ず

第二條　該漁區は政府工事請負規則第百四十一條乃至第百七十條及現行日露協約に基き浦鹽斯德に於て競爭入札の方法に依り之を貸下ぐ

第三條　一鱈漁區の延長は直線計算により均く十露里とす、二鱈漁區の間隔は同じく直線計算により五露里以上とす

漁區の境界は海岸に沿ひ特種の標柱若は特別の標識を以て又水面に於ては燈臺船若は認識し易き錨標を以て之を定む

第四條　借區者は水面漁區に於て捕獲したる鱈を製造する爲め其希望に依り陸上地區若は船舶のみ其孰かを使用することを得

借區者は契約締結の際孰れにするか其希望を行政廳に屆出づべし

該條項に違背して出願せざる場合に於て製造したることを發見したる場合は是等一切の物件を沒收す尙契約外の場所に於て製造したるときは船舶は勿論其位置に存在する全財産を沒收す

イ、地區を使用する場合には漁業者の租借に係る十露里の岸區境域内に於て陸地の延長百八十露里間海岸奥行四十露間の地區を選定することを得

該地區は河口より二露里以上の地點に在る借區者の租借に係る鱈漁區境域内に一般漁區を有するときは鱈漁の爲めに此一般漁區を使用することを得

一般漁區の租借期限終了後該漁區が新借區者に變りたるときは舊借區者は新漁區の漁業開始迄に鱈漁に要したる一切の建築物及造營物を該地區より取除くべし

是に違背したるときは是等一切の建築物は無償にて國庫の所有となす

ロ、船舶を使用する場合に在りては船舶一隻丙に於てのみ鱈の鹽藏及製造をなすことを得船舶は鱈漁區境域内に碇泊し且鹽藏及製造は該船舶が滿載して漁區より出帆せざる間に之をなすべし

第五條　水面漁區境域内に於て鱈漁をなすときは海岸及河口より二露里以上又一般漁區に於ける建網より半露里以上の地點に於て之を行ふべし、鱈漁の爲に借區者の見込に依りて所要の船舶數を使用することを得

漁具は針釣及配繩のみを使用すべし

漁場内に其他の各種漁具を發見したるときは之を沒收し契約を解除し尙且其保證金は國庫の收入とす

第六條　鱈漁の際其船舶が何等の目的に出を問はず鱈漁區外に存在するときは一切の漁具は勿論船舶内になる全財産と共に其船舶を沒收す

該地區は河口より二露里以上の地點に在る借區者の租借に係る鱈漁區境域内に一般漁區を有するときは鱈漁の爲めに此一般漁區を使用することを得

一般漁區の租借期限終了後該漁區が新借區者に變りたるときは舊借區者は新漁區の漁業開始迄に鱈漁に要したる一切の建築物及造營物を該地區より取除くべし

是に違背したるときは是等一切の建築物は無償にて國庫の所有となす

漁區の境界は海岸に沿ひ特種の標柱若は特別の標識を以て又水面に於ては燈臺船若は認識し易き錨標を以て之を定む

第四條　借區者は水面漁區に於て捕獲したる鱈を製造する爲め其希望に依り陸上地區若は船舶のみ其孰かを使用することを得

借區者は契約締結の際孰れにするか其希望を行政廳に屆出づべし

該條項に違背して出願せざる場所に於て製造したることを發見したる場合は是等一切の物件を沒收す尙契約外の場所に於て製造したるときは船舶は勿論其位置に存在する全財産を沒收す

イ、地區を使用する場合には漁業者の租借に係る十露里の岸區境域内に於て陸地の延長百八十露里間海岸奥行四十露間の地區を選定することを得

該地區は河口より二露里以上の地點に在る借區者の租借に係る鱈漁區境域内に一般漁區を有するときは鱈漁の爲めに此一般漁區を使用することを得

一般漁區の租借期限終了後該漁區が新借區者に變りたるときは舊借區者は新漁區の漁業開始迄に鱈漁に要したる一切の建築物及造營物を該地區より取除くべし

是に違背したるときは是等一切の建築物は無償にて國庫の所有となす

漁區の境界は海岸に沿ひ特種の標柱若は特別の標識を以て又水面に於ては燈臺船若は認識し易き錨標を以て之を定む

第四條　借區者は水面漁區に於て捕獲したる鱈を製造する爲め其希望に依り陸上地區若は船舶のみ其孰かを使用することを得

借區者は契約締結の際孰れにするか其希望を行政廳に屆出づべし

該條項に違背して出願せざる場所に於て製造したることを發見したる場合は是等一切の物件を沒收す尙契約外の場所に於て製造したるときは船舶は勿論其位置に存在する全財産を沒收す

イ、地區を使用する場合には漁業者の租借に係る十露里の岸區境域内に於て陸地の延長百八十露里間海岸奥行四十露間の地區を選定することを得

該地區は河口より二露里以上の地點に在

第十一條　前條の義務履行の爲め每陸上地區に若し船舶に於て鱈製造をなす場合には船内に通譯を有すべし

是に違背したるときは壹百留以内の違約金を課す

第十二條　鱈漁區借區者は鱈製造より生ずる廢棄物を以て肥料を製造することを得

第十三條　競賣の際（漁區貸下手續第二條參照）納入したる保證金は漁區貸下條件履行の擔保に供す

該保證金は契約期限終了まで極東漁業海獸行政廳の預託金中に之を保管し置き契約が完全に履行せられたるときは之を借區者に返還す

第十四條　借區者は借區料を均分し其半年分宛支金庫の内其孰かに之を前納すべし、但上半期分は契約締結前浦鹽斯德支金庫へ納入し其領收證は契約締結の際行政廳に提示すべし

納入を怠りたるときは其滯納金額に對し一ヶ月一分の割を以て其滯納利子を徵收す

第十五條　借區者は競落漁區租借期間の全借區料の外沿海州内に設置する孵化場並に魚族保護監督費用に充當する爲に全期間の借區料に對する百分の五を極東漁業海獸行政廳の預託金中に納入すべし

該金は借區の際左の通り納入すべし

一、一年期漁區の分は契約締結と同時に

二、長期漁區の分は每年借區料の半額上半期分納入と同時に

沿海州内に設置する孵化場及水產調査費に充當すべき前記特別收入資金は農務省の認可を經て極東漁行海獸行政廳之を費途に充つるものとす

第十六條　國庫に納入すべき借區料及其保證金は之を返還せず

納入金は金貨の爲替相場に換算したるものを以て金貨の爲替相場に換算したるものとす

第十七條　借區者は地方及市の諸官廳より發する納稅告知書に基き地方稅及市稅を負擔する義務を有す（現行漁業協約第四章參照）

第十八條　借區者若は其正當代理人は漁區貸下認可の通知を受けたる後二週間以内に借區契約書に署名すべし之をなさざるときは借區せざるものと見做し競賣の際納入したる保證金は國庫の收入となす、契約締結の費用及收入印紙稅は借區者の負擔とす

契約書の原本は極東漁業海獸行政廳に保管し借區者には其證明を附したる謄本を交付す、該謄本は漁區に備へ置きて自己の獲得したる漁業上の權利を證明する爲め之を漁區に提示すべし

第十九條　租借漁區を他人に讓渡する場合は極東漁業海獸行政廳の承認を得るにあらざれば之をなすことを得ず

是に反したるときは借區を回收し既納の借區料及其保證金は之を返還せず

第二十條　極東漁業海獸行政廳は本規則に違背したる借區者より違約金を徵收す其方法は先づ提供しある保證金を是に充當し尙不足あるときは借區者の財產を以て之を補塡す、違約金徵收に關する處分は官有財產貸下法及民事徵收法の規定に準據して之を實施す

極東漁業海獸行政廳

總　裁　コ、プ、ラウローフ

漁業監督官　エス、ニチケーウキッチ

北洋の捕鯨業

昭和三年五月公布漁業條約最終議定書（丙）の（二）

ソ聯政府は漁業に從事する日本國臣民に對し捕鯨の爲め根據地として五個を超えざる數の陸上地區を貸付する用意を有す以上の如き條約上の公約もある次第であるから若しソ側が忠實に條約上の義務を履行する者であれば自から進んで五ケ所の地區を指定して發表すべきは當然である尤も漁業廳は一般漁區の開設に倣ひ當業者に屆出を慫慂することも妨ない譯である

北洋の捕鯨は國營アコ會社が數年前より率先之に着手し年々優秀なる成績を擧げて居り競爭者なしの獨舞臺を展開して居るは周知の事實である曩に我が民間有力者が條約に基き地區の開設方を出願したと聞くが極東漁業廳は

默殺に附して居るそうだ。

次に吾人は吾が主務省が抱く獨特の見解を知る必要があるが仄聞するに國内捕鯨業保獲の見地を堅持する主務省は許可母船隻數は一隻となし捕獲頭數を三百頭に制限して居ると云ふ。

ソ聯邦の極東漁業

A ソ聯邦漁業統一機關

『ソユーズ・ルイバ』

一九三〇年四月六日附を以てソ聯邦内外通商人民委員部命令によつて創設さる

總　則

第一條　漁業及同經濟の全聯邦統一機關「ソユーズ・ルイバ」は一九三〇年二月十三日附中央執行委員會及人民委員會議決定（一九三〇年三月十五日附中央執行委員會及全露中央執行委員會公報第七三號布告）に基き設定せられたる「ソヴエート」聯邦貿易人民委員部の實行經濟機關なり

第二條　漁業及同經濟の全聯邦國營統一機關「ソユーズ・ルイバ」は漁業の指導、漁業經濟機關の事業調整、漁獲物の製造及加工、之が内國市場への供給並に外國市場に於ける販賣の爲設立せらる

備考　漁業生産品とは魚類並に其他の水棲哺乳動物、貝類及軟體動物を云ふ

第三條　漁業の全聯邦統一機關「ソユーズ・ルイバ」は經濟的計算の基礎に立ちて行動する株式組織機關にして、規定の手續に依り登記の日より法人の權利を享有するものとす

組　織

第四條　統一機關「ソユーズ・ルイバ」の組織に入るもの次の如し

（一）一般聯邦的、共和國的並に地方的意義を有する「トラスト」及機關即ち

（A）一般的意義を有するもの

ウオルガ、カスピスキー
セウエルヌイ（北氷洋）
ダリネ、ウオストチヌイ（極東）

（B）共和國的意義を有するもの

「アゾフスコ、チエルノモルスキー」「アゼルバイジヤンスキー」「ウクラインスキー」「ウラリスキー」「トウルクメニスタンスキー」

（C）地方的意義を有するもの

「カルムイツキー」「ヤクツキー」「シビルスキー」「ダゲスタンスキー」「グルジンスキー」「アルメンスキー」

（二）株式會社、卽ち

勘察加株式會社、蘆哈噠株式會社、高架索漁業株式會社、株式會社「ベルルイバ」北部交通委員會

（三）勞働國防會議の特別決定に依り制定せられたる條件に據る隨意協定に基く漁夫及獵師「コオペラツイヤ」

（備考）新規に設立される一切の「トラスト」株式會社、及其他の漁業企業は自然統一機關「ソユーズ、ルイバ」の組織中に入るものとす

第五條　全聯邦國營統一機關「ソユーズ、ルイバ」の登記の時を以て全聯邦漁業「シンヂケート」は其事業を廢止し、其定款は效力を喪ひたるものと認めらる

第六條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」に加入したる一般聯邦的意義を有する「トラスト」は政府の認可したる自己の定款に基き暫時其事業を繼續しつゝ、統一機關の一部を成し、其貸借を「ソユーズ、ルイバ」の一般貸借に繰入るゝものとす

資　本

第七條　全聯邦の漁業及同經濟統一機關「ソユーズ、ルイバ」の定款に依る資本は全聯邦漁業の「シンヂケート」及聯邦的意義を有する「トラスト」の資本より成り、五千萬留と算定せらる

第八條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」は之に加入したる全聯邦漁業「シンヂケート」及聯邦的意義を有する「トラスト」の貸借を引受け、之等企業の負債に對する責に任ずるものとす

國家は「ソユーズ、ルイバ」の負債に對し責を負はず

目　的

第九條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」の根本目的次の如し

（A）漁業の豫定計畫、査定計數及年度計畫の作成及豫備的認可

（B）大規模の建設事業の企畫及監督、漁業の技術的改造の指導

（C）勞働、技術的標準、勞働賃金及保護の問題に關する指導

（D）幹部の組織及準備並に其利用の指導

（E）生魚の價格、並に魚類製品の發送及賣却價格の作製及「ソヴエート」聯邦内外貿易人民委員部の認可申請

（F）漁業の融資及投資計畫の作製

（一）學術研究並に學術研究事業及調査隊の組織及指導

（二）「ソヴエート」聯邦内外貿易人民委員部を經て施行の爲漁業及同經濟の問題一切に關する法令案の研究及編纂

（四）漁獲物及同製品の標準研究及作製

（五）漁業企業に漁業用材料及器具並に外國産食料品及燃料の供給

（六）全聯邦的、共和國的及地方的意義を有する「トラスト」全部、並に「アコ」「アソ」「カルソ」及「コムセヴプチ」各株式會社、及漁夫及獵師「コオペラツイヤ」組織團體の漁業製品の内國市場に於ける販賣目的次の如し

（一）「ソヴエート」聯邦内外貿易人民委員部の一般權限内に於ける「ソヴエート」聯邦漁業經濟一切の調整、指導、企畫、特に

（A）漁業の豫定計畫、査定計數及年度計畫の作成及豫備的認可

（B）大規模の建設事業の企畫及監督、漁業の技術的改造の指導

（C）勞働、技術的標準、勞働賃金及保護の問題に關する指導

（D）幹部の組織及準備並に其利用の指導

（E）生魚の價格、並に魚類製品の發送及賣却價格の作製及「ソヴエート」聯邦内外貿易人民委員部の認可申請

（F）漁業の融資及投資計畫の作製

（一）學術研究並に學術研究事業及調査隊の組織及指導

（二）「ソヴエート」聯邦内外貿易人民委員部を經て施行の爲漁業及同經濟の問題一切に關する法令案の研究及編纂

（四）漁獲物及同製品の標準研究及作製

（五）漁業企業に漁業用材料及器具並に外國産食料品及燃料の供給

（六）全聯邦的、共和國的及地方的意義を有する「トラスト」全部、並に「アコ」「アソ」「カルソ」及「コムセヴプチ」各株式會社、及漁夫及獵師「コオペラツイヤ」組織團體の漁業製品の内國市場に於ける販賣

（備考）統一機關「ソユーズ・ルイバ」は各機關の個々に對し其製品を別個の方法にて賣却するの權利を賦與することを得るものとす

（七）統一機關「ソユーズ・ルイバ」の組織の一部を成し特別の規定に準據して行動する專門の自治的事務所を經て魚類製品輸出の實施

（八）魚類の人工孵化、湖沼經濟の組織

（九）全聯邦的意義を有する「トラスト」及株管理共和國的並に地方的「トラスト」の事業經營指導式會社（其漁業經濟部）の事業

（備考）共和國的及地方的意義を有する「トラスト」の經營指導實施の方法は各聯邦共和國の貿易人民委員部及當該地方貿易部との同意に依り「ソユーズ・ルイバ」に於て之を設定するものとす

（十）漁夫「コオペラツイヤ」の漁業經濟に關する事業の指導及調査

（十一）統一機關「ソユーズ・ルイバ」の根本的目的の實現と關連する各種生産企業の組織

第十條　統一機關「ソユーズ・ルイバ」は「ソヴエート」聯邦の全領土に其支部を設立し、又聯邦及自治共和國、並に各地方及州に當該機關の同意を得て、全權代表を任命するの權利を有す

管　理

第十一條　統一機關「ソユーズ・ルイバ」の管理の爲社長及五名以上の委員より成る管理部を設くるものとす

B 東方漁業聯合

『ウオストク・ルイバ』

一、本社　ハバロフスク市

極東露領國營漁業機關は其漁場別によつてアコ（勘察加、オホツク）アソ（北樺太）ダリゴスルイブ（沿海州）アムールルイブ（黑龍江）等數種に分れてゐるがソヴエート政府は之等分立の弊に鑑み今度極東露領國營漁業全部を打つて一丸とせる新漁業機關「ウオストク・ルイバ」（東方漁業組合）を創立し、愈々昨秋漁期から出漁經營に着手したが、之に加盟せる漁業團體は

一、ダリゴスルイブトレスト（國營極東漁業トラスト）、クラボトレスト（蟹罐詰トラスト）、ダリルイブスナブ、（極東漁業供給トラスト）

國營アコ會社、國營アソ會社、アムールルイブトレスト（黑龍漁業トラスト）の六である。

二、此中國營アコ及アソは新組織に完全に合同せず、アコルイバ、アソルイバとして獨立會計（ハズラスチヨト）を維持しながら加入する。

三、以上の外ダリクライ・ルイバ・クオホツ・ソユーズ（極東地方漁獵組合）及び極東露領小漁業地方を經營せるトレストルイバ（漁業トラスト）はウオストク・ルイバに加盟

せず唯其指導、統制下に置かれる。

四、ウオストク・ルイバの社長は前極東銀行浦鹽支店長コガノーウイチ氏、副社長はプリス、アフメートフ、ラウロフの三氏。

五、アコルイバ社長はブロンシテイン氏アソルイバ社長はソロウイヨフ氏以上何れも就任。

六、ウオストク・ルイバの本社はハバロフフスク市に設置。

C カムチヤツカ株式會社

略稱『アコ』

一、本社　カムチヤツカ、ペトロパウロフスク

二、支店及出張所　浦鹽、オホツク、モスクワ、ハバロフスク、レニングラード（以上國内）、函館、シヤトル（以上外國）

三、沿革

ソヴエート政府の極東露領漁業開發を目的として大正十三年度（一九二四年）組織されたる國營會社オカロ（オホツク・カムチヤツカ株式會社）の事業を繼承したダリゴスルイブトレスト（極東國營漁業トラスト）は一九二六―二七年度一年間出漁の其經營漁區域たる沿海地方、黒龍地方、北樺太地方を其手に殘して、東西勘察加及びオホツクは之を手放す事となつた。そしてこの二地方を中心とする廣汎なる地域、水産の漁業並に一般産業開發の爲一九二七年十月一日聯邦國民經濟最高會議通商人民委員部、國營通商局極東地方執行委員會等を大株主として國家資本より創立されたものがこのカムチヤツカ株式會社「アコ」である。

同社は設立以來日淺く漸く四年を經たるに過ぎないが、漁撈設備の擴張、罐詰工場の增設、蟹工船の創設擴張を始め、勘察加鰊業、毛皮の資源の踏査物資の配給生産物の輸出等に可なり大きな仕事を跡づけて來た。そして共事業の規模、資本額等凡ての點で極東露領に於ける他の如何なる露國々營乃至公營漁業機關よりも優勢となり、且つ今後大なる望を嘱されてゐる。

四、企業區域　カムチヤツカ區、オホツク、エウエンスク區、コリヤーク區及オホツク海、ベーリング海中ソヴエート聯邦領域並に北氷洋東部水域。

五、營業種目

（A）十七地方、百四十漁區、八罐詰工場にて魚類及蟹の漁獲買付並に製造（罐詰、鹽漬、乾魚、魚油、魚肥等）

（B）海獣獵獲並にその買付

（C）毛皮獣及穉犬の蕃殖保護

（D）毛皮、諸原料、土人手工藝品の買付

（E）馴鹿産業、沃度原料採取、林業、農業、船舶業

（F）カムチヤツカ並に北部地方住民への物資供給

六、一九三一年漁獲實績（但し十一月上旬迄）

五十一萬四千四百四十九セントネル（計畫遂行率五四・三%）

七、資本總額　一千一百萬留

D 國營極東漁業トラスト

略稱『ダリゴスルイブトレスト』

一、本社　浦鹽斯德市

一、日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辨

沿革

本トラストは「オカロ」と「クルイブ」（極東海産株式會社）等を合併して一九二六年設立東西カムチヤツカを中心に極東露領の全漁場にわたり漁業を經營し一九二六―二七年度には漁夫及其他勞働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生産高を上げ、且つウスカムに近代式罐詰工場を設立し、此建設中火災の爲日本漁夫二十數名の燒死事件等突發したことは尚世人の記憶に新なるところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することゝなりカムチヤツカ及びオホツクの漁業中心地をアコに讓り、その企業範圍を縮少するに至つた。即ち分立後のトラストの主なる活動範圍は沿海州で現在ソユーズ・ルイバに直屬してゐる。

經營漁場

漁區數

一、一般魚類漁區　二一〇

一、蟹漁區　二四一

計　四六一

資本金

一、固定資本　三百五十萬留

一、政府融資　二百七十萬留

E サハリン株式會社漁業部

略稱『アソルイバ』

一、本社、北樺太アレキサンドロフスク市

勘察加に於ける漁業、林業、農業、鑛業、商業等企業一切統一と積極的開發を目的に一九二九年十月より國營株式會社アソ（正確にはサハリン株式會社）が設立された。資本金一千萬留。但し直に經營に着手せるは漁、林、農及商業である。

一九三〇年に、魚類十九萬セントネルの漁獲を計畫し沿岸に罐詰工場二個の新設に着手したが、出漁遲延、物資難、經驗不足等のため其實績は不良であつた。

副社長ア・グレーウイチ氏は一九三〇年三月商用のため日本に來た。

F コオペラチヴ又は個人漁業者

一九三四年調査に據る

（イ）「ダリ・ルイボ・プロドウクト」

鮭鱒漁區	オホトスキー區	二六
	ギジギンスキー區	七
	カラギンスキー區	一一
	オリユトルスキー區	一二
	沿海區	九
蟹漁區	沿海區	三
	東勘察加區	二

（ロ）「フセコ・ブロム・ルイバク・ソユーズ」

鮭鱒漁區	沿海區	一二
	薩哈嗹區	三
	イチンスキー區	一〇
	オリユトルスキー區	三
	沿海區	六
蟹漁區	沿海區	二

（ハ）「ルビンシティン」

鮭鱒漁區	オホトスキー區	五
	チギリスキー區	九
	オリユトルスキー區	二
	クイクチンスキー區	三
	ボリシエレツキー區	一

（ニ）「リューリ」

鮭鱒漁區	チギリスキー區	五
	オリユトルスキー區	九
	クイクチンスキー區	二
	オリユトルスキー區	三
	ボリシエレツキー區	一
蟹漁區	沿海區	九

（ホ）「ソボレフスカヤ・インテグラーリナヤ・コオペラーチヤ」

鮭鱒漁區	クイクチンスキー區	一
	ネムチインスカヤ・ブロムイスロワヤ・アルデーリ」	
鮭鱒漁區	クイクチンスキー區	一
	ジユバノフスカヤアルテーリ區	一

（競賣に依らざるもの）

G ソ國々營企業

（一九三四年調査に據る）

鮭鱒練漁區の部		
沿海區		四三
	ニコラエフスキー區	二
薩哈嗹區		五
	オホトスキー區	一二
	ギジギンスキー區	一
	チギリスキー區	一
	イーチンスキー區	一九
	クイクチンスキー區	二七
	ボリシエレツキー區	二六
東勘察加區		二〇
カラギンスキー區		二四
	オリユトルスキー區	三七
	アナドイルスキー區	五
蟹漁區の部		
沿海區		四
	デリスキー區	五
	イーチンスキー區	一
	クイクチンスキー區	四
	ボリシエレツキー區	五
東勘察加區		一
カラギンスキー區		一
	オリユトルスキー區	一

極東漁業振興策

ソ聯邦の漁業五ケ年計畫は（一）漁獲高增大（二）漁業製造工程の擴張と共に、（三）漁業經營の社會化をその骨子として居り、第一次五ケ年計畫の最終年度たる一九三二年には（三）

の經營社會化方針も可なり顯著な達成を見、すでに極東露領農漁民の八〇%が、コルホズ（集團經營）組織によつて社會化さるゝに至り之等の合同によつて極東漁民コルホズ同盟（クライ・ルイバク・コルホズ・ソユーゼ）が作られてゐる而して一九三二年度漁業計畫がコルホズ漁民に於て久しく不成績なりし實情に鑑み、ソヴエート當局は浦鹽に極東コルホズ漁民大會を開催し鰯漁及び鮭蟹漁業計畫を一〇〇%に遂行するやう種々協議し鼓舞するところあつた。

而してソ聯邦の極東露領國營漁業團體たるアコルイバ、アソルイバ、グリゴスルイブトラスト、アムールルイブトラスト、ロール漁業トラスト、蟹漁業トラストを聯合し、更にコオペラチヴ漁業、個人漁業等を指導統制することによつてソ側の北洋領海、公海全漁業統制機關たるウオストクルイバ（東方漁業）では極東地方ソ側漁業の著しい不漁に鑑み、各漁業團體の激勵、ソヴエートの社會主義的組織（突擊隊、社會主義競爭等）等を行ひ、例によつて大聲叱呼しつゝあるが、漁網、漁船、箱樽、其他の供給不足と、勘察加方面不漁のためグリゴスルイブ、極東漁業コルホズ等の計畫超過遂行を除く外不成績を繰り返す處なしとしないのでウオストクルイバの社長コガノーウイチ氏は國營アコ並に勘察加コルホズ漁業等を監督激勵のため先年ソヴエート送込

船に便乘して勘察加に渡り、先づ東海岸方面の漁況並に漁撈製造狀態を視察し、續いで盛漁期に入れる西海岸方面の國營並にコルホズ漁場を視察した。

ソ聯邦が漁撈並に製魚技術の向上と特にそれの機械化に重點を集中しつゝあることは、前述の通りであるがニコラエフスキーに在る各漁業コルホズ並に國營黑龍江漁業トラスト勞働者就中青年勞働者がイニシアチヴを取つて、一九三二年八月十二日より同市に漁業技術向上會議を開催した。如何にして、漁撈並に製造方面における現在の幼稚なる技術を當め、且つ今日まで著しく齟齬せる漁業計畫を挽回すべきやに付協議を重ね且つ輿論を喚起するところあつたが該會議では特に日本人漁夫の漁業技術が露人漁夫に比し著しく優良なる事實に徵し、邦人のそれを習得移入し、いわゆる追ひ付き追ひ越せ主義を實現することの必要が高調された。

アコ會社と並ぶ極東露領の國營漁業グリゴスルイブトレスト（極東國營漁業トラスト）の計算課長ミハイル・イワノーウイチ・アウイルキン、同トラストのサルビノ漁業會社主任エフゲニー・ゲオルギエウイチ、シマノウイチ、同トラスト・モルラフ店の會計主任アレクサンドル・イワノウイチ・ニキーチン、及びトラスト第四店舖倉庫係アレクサンドル・セルゲエウイチ・マトウエフの四名は共業務遂行上に種々の無責任、怠慢、怠業、不法のかどが暴露したるため國營漁業の有害分子として懲戒免職處分に附された。

極東漁業增獲計畫

第一次五ケ年計畫はソ聯邦ヨオロツパ領を主たる對象として行はれたもので、最も僻遠の極東露領の如きは割合に閑却され、極東地方五箇年計畫の如きむしろソ聯邦全體のそれからみれば例外的な結果を示してゐたのである。卽ち五箇年計畫の成功を謳りうるとしても、極東地方のそれを歐露のそれと同日には談じえないといふのがその實狀であつた。だがその中にも又例外といふものはありうるもので、例へば漁業であるが、此分野においては極東五箇年計畫も決して歐露の最も成功的な諸產業に對してすら頭を下げる必要はないのである。何故ならそれは見事に當初の豫定を超過遂行したからである。數字によつてこれを見やう。極東漁業五箇年計畫の第一案によれば、極東露領の漁業發展計畫は、一九二七年の漁獲總額九十六萬八千ツエントネルを漁獲する豫定であつたが、一九三〇年すでに三百十四萬ツエントネルの漁獲高をあげ最終年度の豫定をば超過遂行してしまつた。尤も一九三二年には一般に不漁の當り年であつたのと、國營漁業團體における種々の計畫齟齬のため、一九三〇年よりも、漁獲高は若干減少し、三百十三萬ツエントネルを漁獲したにすぎなかつた。しかも兎に角ソ聯邦の極東漁業が短期間にすばらしい成功を示したことに變りなく、最後年度たる一九三二年には四百五十萬ツエントネルといふ巨額の漁獲を計畫するに至つた。今これを表示すれば左の如し。

ツエントネル

一九三〇年　四、一四四、〇〇〇
一九三一年　三、一三九、〇〇〇
一九三二年　四、五〇〇、〇〇〇

これは五箇年計畫最終年度に、極東漁業がその最初の豫定よりも五二%の增產を計畫されてゐることを意味する。かゝる發展の結果ソ側極東漁業はすでに西班牙、獨逸、佛蘭西の全漁獲高を凌駕し、又英國全漁獲高の四五%、米國の三三%、又世界第一位を誇る日本の二〇%に相當し、ソ聯邦の全漁獲高における極東の役割も著しく增大し、五箇年計畫前の一九二七年に總額の一八%であつたものが一九三二年には二二%を示すに至つた。

ソ聯邦極東漁業のかゝる急激なる發展は、漁場を一にする日本側漁業家との間に對立關係を呼び起し、兩國間の漁業問題は此期間に未曾有の紛糾を示すに至つた。

殊にソ聯邦漁業の飛躍的發展は單に漁獲高の方面ばかりでなく、殊に製造の方面、漁撈方法の機械化の方面にも向けられ、一九三〇年三一年二年間の極東漁業投資額は國營コルホズの社會化漁業に對して六千四百萬ルーブルを算し、一九三一年のみにて、

トロール漁船十一隻、セイネル漁船十一隻、小型モーター船四百五十九隻、魚廢物工場四、操業開始の新規罐詰工場六を數へ、更に今一九三二年には五千八百萬ルーブルを新規投資して、多數の技術的漁撈船、罐詰工場（從來のものと合せて三十四工場）、魚廢物工場（同上二十）冷藏庫（二）を新設してゐる。

かゝる發展に拘らずソ聯邦では極東漁業を單に成功とのみ見てはゐない。殊にそれは毎年の計畫に對する實績の方面においてゞあつて、その年の初頭に立案される漁業計畫は一〇〇%に實現されること極めて稀であつて、一九三一年の如き僅かに豫定の五〇%を遂行したにすぎなかつた。一九三二年も八年上旬迄の計畫遂行率は六〇%を出でない。然しソ聯邦の五箇年計畫は可なり急テンポの大增產を豫定されてゐるから、例へ計畫の半を漁獲したとしても、一九三一年度の實績に比較すれば殆んど大差ないが、場合によつて却つて增加してゐる場合すらある、又ソ聯邦極東漁業では資本主義諸國よりも漁業技術に著しい遜色あることが指摘されてゐる。例へば現在日本蟹工船は二十三萬乃至三十萬函の蟹罐詰を年々製造してゐるにすぎない、更に米國セイネル船は一隻の漁獲高一萬五千ツエントネルなのにソ側のそれは五千乃至二萬五千ツエントネルを擧げるに過ぎない。

對日協定後の發展策

一九三三年より一九三七年に至る期間を含むソ聯邦第二次五箇年計畫の繼承であり發展である。

一九三二年一月末より二月初頭へかけてモスクワに開かれた第十七回共產黨全國會議は第二次五ケ年計畫編成の基礎方針を決定した點で、極めて重大な意義をもつてゐる。目下全聯邦共產黨極東委員會、極東漁業（ウオストコルイバ）等で立案されつゝある極東漁業第二次五箇年計畫はこの第十七回黨會議の決定した基礎的方針にその具體的編成方針を發してゐる。基礎的方針は次の如くである。

『人民大衆に主要消費用品を保障し、就中榮養品は第二次五ケ年計畫には現在の二倍三倍に增加を保障すべし』

魚類はいふまでもなく主要榮養食品であると共に蟹をも含むその罐詰製品は對外輸出品として極めて重要な價値を持つてゐる。從つて二重の意味において極東漁業の發展はソ側の重視するところとなつてゐる。殊に前記決議にも明示されてゐる通り第一次五ケ年計畫が主として重工業の方面に主力を注がれたに對し、第二次五箇年計畫において輕工業、就中、その一分野としての榮養食品工業に大なる努力を傾注されることゝなつてゐる。加ふるにヴオルガ・裏海方面の業が年々衰頽を示

しつゝあるに反し、世界三大漁業場の一たる極東漁業場は鮭、鱒、鰯、鰊、鱈、蟹等を中心に殆んど無盡藏なる魚富を有し、年々增産を跡づけつゝある關係上、ソヴェート政府は第二次五ヶ年計畫において特に極東漁業の發展に大きな望みを囑し期待をかけてゐる。

但し極東露領の漁獲範圍は一九三二年八月十三日調印の日ソ新漁業協定によつて五百萬布度以內と制限され居り、コオペラチヴ漁業、個人漁業もその漁獲高制限あるため、この水域において無制限に急テンポの增産を計ることはすでに不可能となつた。殊にこの新漁業協定は一九三六年迄有效であつて、此期間は恰も第二次五ヶ年計畫の時期と時間的に一致する。從つてソ聯邦は極東漁業第二次五ヶ年計畫の發展策を主として北洋公海漁業の方面に求めてゐる。

極東漁業第二次五ヶ年計畫最後年度たる一九三七年度の極東漁獲高を一千二、三百萬ツエントネルとして目下のところ豫想してゐるにすぎない。即ちこれを第一次五ヶ年計畫完成年度たる一九三二年度の計畫四百五十萬ツエントネルに對比すれば五年間の增率約三倍となる譯である。

此一千二、三百萬ツエントネル中領海及び公海の漁獲高比率が幾何であるかは明かでない。恐らく領海では日ソ新協定のこれを許す最高限度を漁獲し、その殘餘を公海並びに領土內の非條約水域において漁獲するものとみて差支ない。

一九三五年度極東漁業計畫

一九三五年三月二十七、三十兩日に亙つて開催された全聯邦共產黨極東地方委員會第三回總會は一九三五年度漁業計畫に關し最後的決定案を發表したが、之に依れば、漁獲豫定高三百十萬セントネル、罐詰製造高は四千八百萬個投資額は五千五百八萬八千留、この內千七百五十萬留は住宅建設費で各漁業トラストの船舶修繕完了豫定期は次の如く決定された。

極東國營漁業トラスト	五月一日
北沿海州トラスト	
蟹漁業トラスト	四月十日
北樺太南西漁區	四月十五日
北樺太ルイブノフスキー漁區	五月二十五日
黑龍江漁區	六月一日
デカストリ漁區	五月一日
アコ會社	
その他	六月一日

而して一九三五年度、極東地方漁業振興資金として四千三百萬留を計上、ソヴェート灣及びボロニ湖に罐詰工場をドノリツ灣に船舶修繕工場、アムール河に造船所四ヶ所を建設する外、漁撈船隊擴大のために七百萬留が支出された。

漁獲實績

極東ソ聯邦機關紙發表による一九三五年度四月一日より十日に至る實績は次の通りで、實績八千三百十四セントネル、計畫の一〇一、四%遂行、各トラスト別にすると次の通りである。

	計畫	實績	遂行率(%)
極東國營漁業トラスト	二、五四五	二、五三八	九九、三
北部沿海州トラスト	一三九	三三三	二四三、〇
T・E・M・P	四二三	五三八	一二七、二
漁夫組合	四、七一〇	四、九三六	一〇四、八
漁夫總組合	一三〇	―	―
黑龍江漁業トラスト	五〇	―	―
下部黑龍江漁業トラスト	七九	―	―
北樺太漁業トラスト	一四〇	―	―
計	八、一九六	八、三一四	一〇一、四
アコ(勘察加株式會社)	―	一、四四四	―

倘、第二・四半期(四月―六月)漁獲計畫は六十四萬九千一百セントネル、トラスト別計畫左の如し

極東國營漁業トラスト	一一七、〇〇〇
北部沿海洲漁業トラスト	三四、〇〇〇
下部黑龍江漁業トラスト	三五、四六〇
中部黑龍江漁業トラスト	四、〇〇〇
北樺太國營漁業トラスト	二一、六六〇
T・E・M・P	一六、〇〇〇
オホツク＝アヤン漁業トラスト	三一、〇〇〇
蟹漁業トラスト	五〇、〇〇〇
海獸捕獲トラスト	三一、四八〇
邊境漁夫組合	一九六、二〇〇
邊境漁夫總組合	五〇、三〇〇
アコ(勘察加株式會社)	八五、〇〇〇
計	六四九、一〇〇

次にソ聯極東政廳機關紙發表による六月一日より十日に至る十日間の極東地方漁獲高實績は、(アコを除く)七萬六千百八十七セントネル、計畫の二四%遂行であつたが、各トラスト別漁獲高左の如し。(單位セントネル)

	計畫	漁獲高	計畫遂行率(%)
南沿海州トラスト	九二、〇〇〇	七、九四三	八、〇六
北〃	二四、二〇〇	九三〇	三、〇八
中部黑龍江トラスト	二九、六六〇	二〇、六九〇	六九、七
オホツク＝アヤン・トラスト	情報なし		
北樺太トラスト	一四、〇〇〇	三、二九八	二三、六
蟹漁業トラスト	三一、〇〇〇	一三、五四四	四三、七
海產物トラスト	一三、〇〇〇	二、八九一	二二、一
△計	二〇五、一七〇	四九、五七二	二四、二
漁業コルホーズ組合	八二、七八〇	一一、一八〇	一三、五
共濟組合	二九、一三〇	五、四八六	一八、八
△計	一一一、九七〇	二六、六六五	二三、八
△總計	三一七、一四〇	七六、一八七	二四、〇

更に八月中に於ける漁獲實績は總計廿八萬七千六百四十一セントネル(豫定高に對して三七%)で先づ順調と云ふべく、これをトラスト別に示せば左の如くである。(單位セントネル)

	漁獲高(十日現在)	豫定高に對する(%)
南沿海州漁業トラスト	三七、五五四	四五、八
北沿海州漁業トラスト	一三、六六七	三五、〇
下黑龍江漁業トラスト	一、〇四七	三、九
中部黑龍江漁業トラスト	一、一三一	一八、七
オホツク・アヤン漁業トラスト	九九、九二四	七六、三
サガレン國營漁業トラスト	二、二二五	二一、三
蟹漁業トラスト	三、三〇五	六四、八
水產物トラスト	七、六七三	五八、三
勘察加漁業株式會社	一〇八、〇八三	四三、二
邊境漁夫組合	四四、三三九	三二、八
邊境購買組合	四〇、八三六	三七、一
海獸水產トラスト	二、九九九	二〇、〇

更に九月中の漁獲高は總計二六、四二一、四五〇キロ(豫定高に對し一二一・四%遂行)で一九三五年一月以降九月末日までの總漁獲高は一二五、六六九、九五〇キロに達し豫定高の九一・四%遂行となり、從つて先づ順調に進捗してゐると言へやう。漁獲實績をトラスト別に示せば左の如くである。(單位千キロ)

	△九月中漁獲高	△本年度總漁獲高
南部沿海州漁業トラスト	八、七六四	三七、七二二
北部沿海州漁業トラスト	三、三一三	一〇、〇一二
黑龍江國營漁業トラスト	五、三四二	九、二七八
中部黑龍江國營漁業トラスト	一、一五五	三、五五九
オホツク＝アヤン土人漁業組合	三三	四、八四〇
サガレン國營漁業トラスト	一、四八三	一〇、四〇六
蟹漁業トラスニ	六二五	六、五七九
水產物トラスト	一八三	二、八五四
勘察加漁ト株式會社	二、一六〇	三〇、六四一
邊境コルホーズ漁業組合	三四	二、四五五
邊境購買組合	―	一八二
海獸漁獲組合	一、二六三	五、九九一
その他	六七	三、三六四

ソ聯極東捕鯨船隊の成績

「アレウト」號を母船とする極東捕鯨船隊一九三五年六月一日までの鯨高四十頭、船別實績左の如くであつた。

「アウアンガルド號」	二十一頭
「エンツジヤスト」號	十二頭
「トルド・ツロント」號	七頭

海獸捕獲船も全部出動し左の如き成績を擧げてゐる。

	膃肭獸捕獲高	
「ナジム」號	千九百二十三頭	オホツク海
「クレスチヤンカ」號	八十八頭	
「パルトウス」號	勘察加ペトロ附近をベー	